

小田原市こども計画

令和7年3月

小田原市

はじめに

本市は、豊かな自然環境や歴史資産、活発な地域活動を活かし、こども・若者の成長を地域全体で支える環境づくりに努めてきました。これまで、未就学児や小中学生の育ち・子育て支援と、青少年・若者の支援は別々の枠組みで進められてきましたが、「小田原市こども計画」ではこれらを一体化し、幼児期から青年期までのライフステージを通して、それぞれの時期に応じた育ちの支援や、こども・若者を支える人々への支援が盛り込まれていることが大きな特徴です。

近年、社会の急速な変化に伴い、こども・若者を取り巻く環境には大きく2つの重要なニーズが生まれています。

1つは、貧困、障がい・医療的ケア、児童虐待、ヤングケアラー、自殺対策、いじめ、不登校、ひきこもりなど、生活面や精神面で困難を抱えるこども・若者への支援の拡充です。

もう1つは、こうした状況を改善するために、地域社会や人々の意識を変え、支援につなげる仕組みを強化することです。特に、困難な状況にあるにもかかわらず、本人に自覚がなく、自己肯定感の低さや諦めからSOSを発信できないこども・若者に対しては、周囲が気づき、適切な支援につなげることが求められます。

「国民生活基礎調査（令和4年）」によると、相対的貧困状態にあるこどもは11.5%にのぼり、本市の生活実態調査（令和4年）では、小学5年生の5.6%がヤングケアラーである可能性が示されています。こうした「声なき少数者」への対応には、関係者が積極的に行動し、彼らの状況を把握しながら適切な支援へつなげる仕組みが不可欠です。

本計画では、『次世代を担う全てのこども・若者一人ひとりが、それぞれの多様な生き方を尊重し合い、大人や利害関係者から安全・安定・安心が保障され、将来にわたって自分らしく幸せに生きられる社会を地域全体で創造します。』とする基本理念を掲げました。この基本理念のもと、「誰一人取り残さない」という価値観を市民の皆様と共有し、未来を担うすべてのこども・若者たちが個性や能力を發揮しながら伸び伸びと育ち、希望をもって生きていけるよう本計画に基づく取組を着実に推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました「小田原市子ども・子育て会議」及び「青少年未来会議」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力をいただいた市民の皆様、パブリックコメントなどを通して貴重なご意見・ご提言をお寄せいただいた市民の皆様、並びに関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和7年3月

小田原市長 加藤 宪一



目 次

はじめに

第1部 小田原市こども計画策定に至る道程

1

第1章 計画策定にあたって

1

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画の対象	3
5 計画策定に向けた取組	3
(1) 小田原市子ども・子育て会議の開催	3
(2) 小田原市青少年未来会議との合同開催	4
(3) 小田原市子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート調査の実施	4
(4) 小田原市子どもの生活実態調査の実施	4

第2章 本市のこども・若者の姿

5

1 本市の子ども子育てを取り巻く現状	5		
(1) 人口と世帯の状況	5		
(2) 少子化の動向	10		
(3) 保育環境・教育環境の状況	16		
2 調査結果から見える小田原市の子育て家庭、子ども・若者の姿	19		
(1) 令和4年「小田原市子どもの生活実態調査」結果から	19		
(2) 令和6年「小田原市子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート調査」結果から	20		
未就学児	小学生	若者	

第3章 計画の基本的な考え方

33

1 調査から把握した基本施策につながる課題	33		
(1) 令和4年「小田原市子どもの生活実態調査」結果から把握した課題	33		
(2) 令和6年「小田原市子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート調査」結果から把握したニーズ	41		
未就学児の保護者	小学生の保護者	若者	
2 計画の基本的な考え方	58		
(1) 基本理念	58		
(2) 基本目標	58		
(3) 施策の体系	59		
(4) 基本的な視点	63		
(5) 行動指針	64		
(6) 成果指標	65		

第1章 基本施策I ライフステージを通した施策	67
1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	68
(1) 地域社会全体における理解促進、意識啓発	68
(2) 学ぶ機会の確保、人権教育の推進（社会的養育の充実・強化）	69
(3) インクルーシブな社会づくりに向けた啓発	70
2 様々な遊びや体験活動の推進と多様な人々との交流促進	71
(1) 遊びの機会や体験学習の支援、多様な地域活動への参加を通じた多世代交流	71
(2) キャリア教育の推進とライフキャリア教育の促進	72
(3) こども・若者が発案した活動の実施	73
(4) 全てのこども・若者がともに体験できる活動の促進	74
3 地域でこども・若者を支える担い手の育成	75
(1) 地域でこども・若者を見守る担い手の育成	75
(2) こども・若者の体験活動をサポートする指導者の育成	76
(3) 全てのこども・若者の地域活動参加を支える担い手の育成	77
4 こどもや若者への切れ目のない支援	78
(1) 妊娠期から青年期まで切れ目のない支援の実施	78
(2) 多様な機関との連携による切れ目のない支援の実施	79
(3) おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにい」の充実	80
5 誰一人取り残さないための支援	82
(1) こどもの貧困の解消に向けた対策	82
(2) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援	83
(3) 児童虐待防止対策の推進	84
(4) ヤングケアラーに対する支援	85
(5) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	85
(6) 外国につながりのあるこども・若者への対応	87
(7) 多様な当事者会や家族会によるピアサポート活動への支援	87
第2章 基本施策II ライフステージ別の施策	89
1 こどもの誕生前から幼児期まで	90
(1) 生涯を通じた健全な発育・発達と健康の保持増進	90
(2) 保育ニーズの多様化への対応・保育の質の向上	91
(3) 就学前教育の充実	93

2 学童期・思春期	9 4
(1) 居場所づくり	94
(2) 社会力を育む学校教育・社会教育の推進	95
(3) インクルーシブ教育の推進	96
(4) いじめの未然防止と早期発見	97
(5) 不登校のこどもへの対応	97
3 青年期	9 9
(1) 社会的・経済的な自立に向けての支援、全ての若者の就職相談	99
(2) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制や情報発信の充実	99
(3) ひきこもり、ニート等のこども・若者とその家族に対応するNPO等民間団体との連携	99
	100

第3章 基本施策Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策	1 0 1
1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	1 0 2
(1) 妊娠・出産や幼児教育・保育等に関する経済的負担の軽減	102
(2) 児童手当・医療費等の負担軽減	103
(3) 就学援助制度による負担の軽減	103
2 地域子育て支援、家庭教育支援	1 0 4
(1) 必要な情報の提供・周知	104
(2) 保護者に寄り添う子育て支援	104
(3) 地域で活動する多様な団体等への支援	105
3 男女共同参画社会における共働き・共育ての推進	1 0 6
(1) ワーク・ライフ・バランスを実現する働き方の見直し	106
(2) 労働組合、商工会議所等経済団体と連携した男女共同参画の意識醸成、子育て中の母親の就労支援	107
4 ひとり親家庭への支援	1 0 8
(1) ひとり親家庭等自立支援の推進	108
(2) 児童扶養手当制度の着実な実施	109
(3) 当事者団体への支援	109

第4章 基本施策Ⅳ こども・若者の社会参画・意見反映	1 1 1
1 社会参画・意見反映の仕組みづくり	1 1 2
(1) 多様な意見などを反映させるための仕組みづくり・理解促進の取組	112
(2) 企業、NPO等民間団体との連携	113
2 若者が主体となる活動団体や若者のリーダー育成への支援	1 1 5
(1) 地域の若者が主体となる団体等の活動の支援、多機関連携の推進	115
(2) 当事者である若者からリーダーを育成するための支援	116

第5章 子ども・子育て支援法に基づく実施計画	117
1 子ども・子育て支援法に基づいて記載する内容	117
(1) 子どものための教育・保育給付に係る幼児期の教育・保育	118
(2) 地域子ども・子育て支援事業	119
(3) 子育てのための施設等利用給付	120
2 区域の設定	122
3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容	125
(1) 各年度における幼児期の教育・保育の量の見込みと確保内容	125
(2) 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保について	135
(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について	136
(4) 特定子ども・子育て支援施設等の確認における神奈川県との連携	136
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容	137
(1) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、地域子育てひろば）	137
(2) 一時預かり事業（幼稚園在園児対象）	137
(3) 一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	138
(4) 病児・病後児保育事業	139
(5) ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象）	139
(6) 利用者支援事業	140
(7) 妊婦に対する健康診査	141
(8) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	141
(9) 養育支援訪問事業	142
(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	143
(11) 延長保育事業	144
(12) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	144
(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	144
(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	145
(15) 子育て世帯訪問支援事業	145
(16) 児童育成支援拠点事業	146
(17) 親子関係形成支援事業	146
(18) 妊婦等包括相談支援事業	146
(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	147
(20) 産後ケア事業	147
5 その他の記載事項	148
(1) 産休後、育休後における施設の円滑な利用の確保に関する事項	148
(2) 子どもの専門的な知識、技術を要する支援に関する県が行う施策との連携に関する事項	148
(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備 に関する施策との連携に関する事項	148

第1章 計画の推進	149
1 計画の推進体制	149
2 計画の進行管理	149
(1) 小田原市こども・若者施策会議	149
(2) 庁内推進委員会	150
(3) 関係機関との連携強化	150
3 実施状況の点検・評価	150
(1) 点検・評価の方法	150
(2) 中間見直し、次期計画への見直し	150
4 実施状況の公表	150
第2章 参考資料	151
1 委員名簿	152
(1) 小田原市子ども・子育て会議	152
(2) 小田原市青少年未来会議	153
2 計画策定の経緯	154
3 条約、関連法及び大綱（抜粋）	155
4 令和4年2月 子どもの生活実態調査 調査結果報告書（抜粋）	173
5 令和6年3月 子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート調査 調査結果報告書（抜粋）	185
6 事業一覧	201

第1部 小田原市こども計画策定に至る道程

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくため、こども家庭庁の設立と合わせて、「こども基本法」が令和5年（2023年）4月に施行されました。

これを受け、国では、同年12月に従来の「少子化社会対策大綱」、「子ども・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化した「こども大綱」を策定し、こども施策の基本的な方針や重要事項などについて定め、全ての子ども・若者が身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すこととされました。

令和6年（2024年）5月には、こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプランである「こどもまんなか実行計画2024」を策定し、今後、毎年改定し、継続的に施策の点検と見直しを図るとされています。

また、こども基本法では、市町村は国が定める「こども大綱」や都道府県が定める「こども計画」も勘案して、市町村こども計画を策定するよう努めることとされています。

この市町村こども計画については、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画等の既存の計画と一体のものとして策定することが可能とされました。

そこで、本市では、子どもの貧困対策推進計画等を包含した「小田原市子ども・子育て支援事業計画」や、子ども・若者育成支援推進法に基づき市町村子ども・若者計画として、令和6年（2024年）3月に策定した「小田原市子ども若者の未来を支える方針」と一体化した「小田原市こども計画」を策定することとします。

2 計画の位置付け

本計画は子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の質及び量の確保や、法に基づく業務の円滑な実施などについて定めます。また、児童福祉法に規定する保育所及び幼保連携型認定子ども園の整備に関する市町村整備計画を兼ねるとともに、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法に関する施策を含めます。

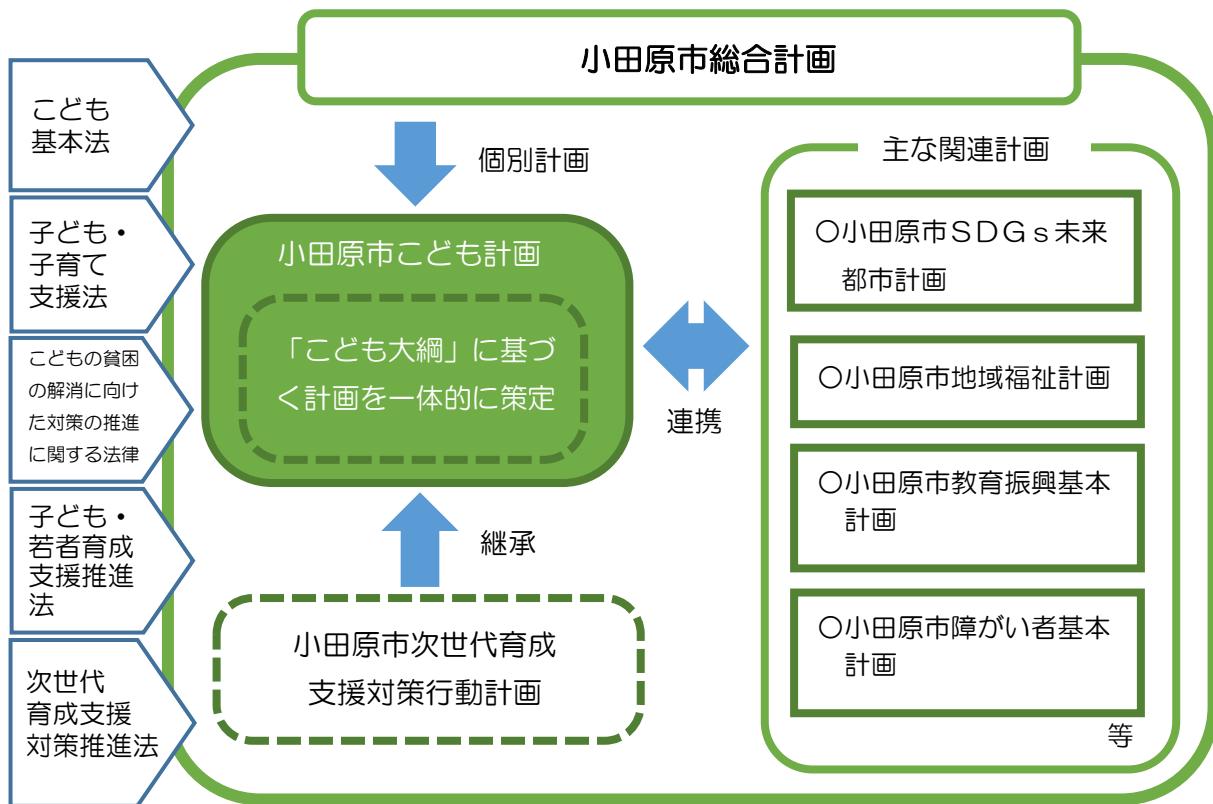
そして、子ども・若者育成支援推進法に基づく「小田原市子ども若者の未来を支える方針」と、この方針に基づく具体的な取組を本計画に位置づけ実践してまいります。

本計画の策定にあたっては、本市の総合計画の施策の方向やその他の関連計画とも連携し、整合を図ります。

なお、広く次世代育成支援の観点から総合的に施策を推進するために、本計画は「次世代育成支援対策行動計画」を継承し、改正後の次世代育成支援対策推進法に基づく計画としても位置付けます。

また、平成 27 年（2015 年）9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、国際社会全体の目標として、令和 12 年（2030 年）を期限とする「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。経済・社会・環境の 3 つの側面のバランスの取れた持続可能な開発に際して、17 の目標と 169 のターゲットが設定されています。この SDGs の理念は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指しており、SDGs の視点も重要な価値観として取り組んでいきます。

◆ こども計画の位置付け

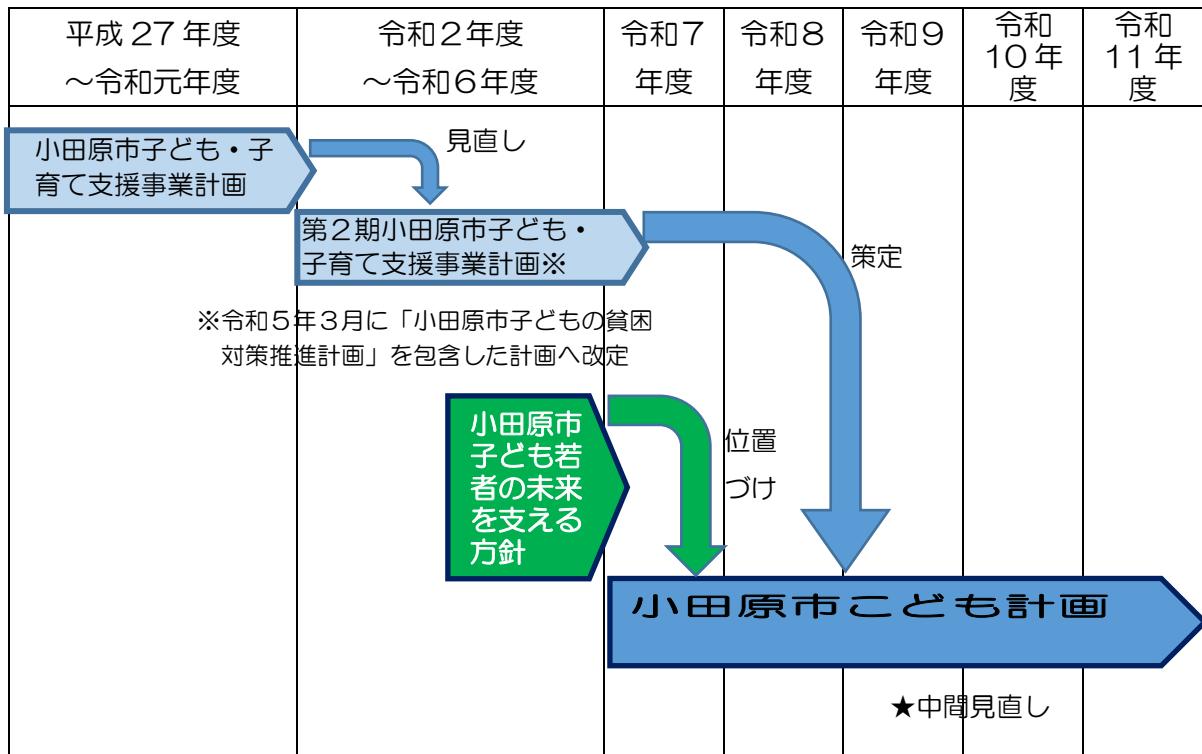


3 計画の期間

本計画はこども基本法に基づき令和 7 年度から令和 11 年度の 5 年間を計画期間とします。

なお、計画期間中は施策の実施状況の点検、評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

◆ 計画期間



4 計画の対象

本計画の対象を、こども・若者及び子育て世帯とします。

こども基本法では、「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義していますが、様々な法律においても定義が異なることから、一般的に広く周知されているとはいえません。

そこで、本計画では、一部重複する年齢もありますが、「こども」は概ね18歳未満、「若者」は概ね思春期から30歳未満、取組によっては40歳未満を主たる対象とします。

また、子育て世帯は妊娠・出産期を含むものを主たる対象とします。

5 計画策定に向けた取組

(1) 小田原市子ども・子育て会議の開催

本計画を策定するにあたり、子ども・子育て支援事業計画の進捗管理を実施している附属機関「小田原市子ども・子育て会議」を開催し、子どもの保護者に加え、幼稚園、保育所、地域子

育て支援事業、児童相談所などの子ども・子育て支援事業の従事者、有識者、事業者団体の関係者など、子ども・子育て支援に関する様々な立場からご意見をいただきました。

(2) 小田原市青少年未来会議との合同開催

「小田原市子ども若者の未来を支える方針」は、子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画として、青少年の健全育成に関する施策等の総合的かつ計画的な推進に資するための附属機関「小田原市青少年未来会議」での深い議論を経て策定されたものです。この方針を踏まえ具体的に実施していく取組とすることから、一体化して本計画を策定するにあたり、「小田原市青少年未来会議」と「小田原市子ども・子育て会議」を合同で開催し、青少年の健全育成に関する活動に従事されている青少年育成推進員協議会、子ども会連絡協議会、青少年育成連絡協議会、関係行政機関の職員に加え、学識経験者や市民など、青少年の健全育成に関する様々な立場から改めて本計画に対するご意見をいただきました。

(3) 小田原市子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート調査の実施

子ども・子育て支援事業計画における、各年度の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業についての量の見込みの設定や、子ども・子育て支援給付管理システムの構築を行うための基礎資料を得るため、令和5年(2023年)12月1日時点の住民基本台帳を用いて、令和6年(2024年)1月25日から2月26日にかけて、市内の子育て世帯及び若者を対象としたニーズ調査を行いました。

調査区分	調査対象者数	回答数	回答率
未就学児調査	4,000件	1,418件	35.5%
小学生調査	2,000件	672件	33.6%
若者調査	3,000件	444件	14.8%

→(調査結果概要) 第3部 第2章参考資料 5として抜粋版を掲載

(4) 小田原市子どもの生活実態調査の実施

本市における子どもの生活実態を把握するとともに、子どもの貧困対策推進計画の策定等、子育て世帯への施策に役立てるため、令和3年(2021年)10月12日から11月5日にかけて、市内の子ども及び保護者を対象に、生活の状況等に関する調査を実施しました。

調査区分	配布数	回答数	回答率
小学5年生	1,449件	1,346件	92.9%
中学2年生	1,468件	1,365件	93.0%
保護者	4,917件	2,523件	51.3%
合計	7,834件	5,234件	66.8%

→(調査結果概要) 第3部 第2章参考資料 4として抜粋要版を掲載

第2章 本市のこども・若者の姿

1 本市の子ども子育てを取り巻く現状

国勢調査や県・市の統計データから、本市の子どもと子育てを取り巻く状況を分析しました。

(1) 人口と世帯の状況

◆ 人口と年少人口の推移

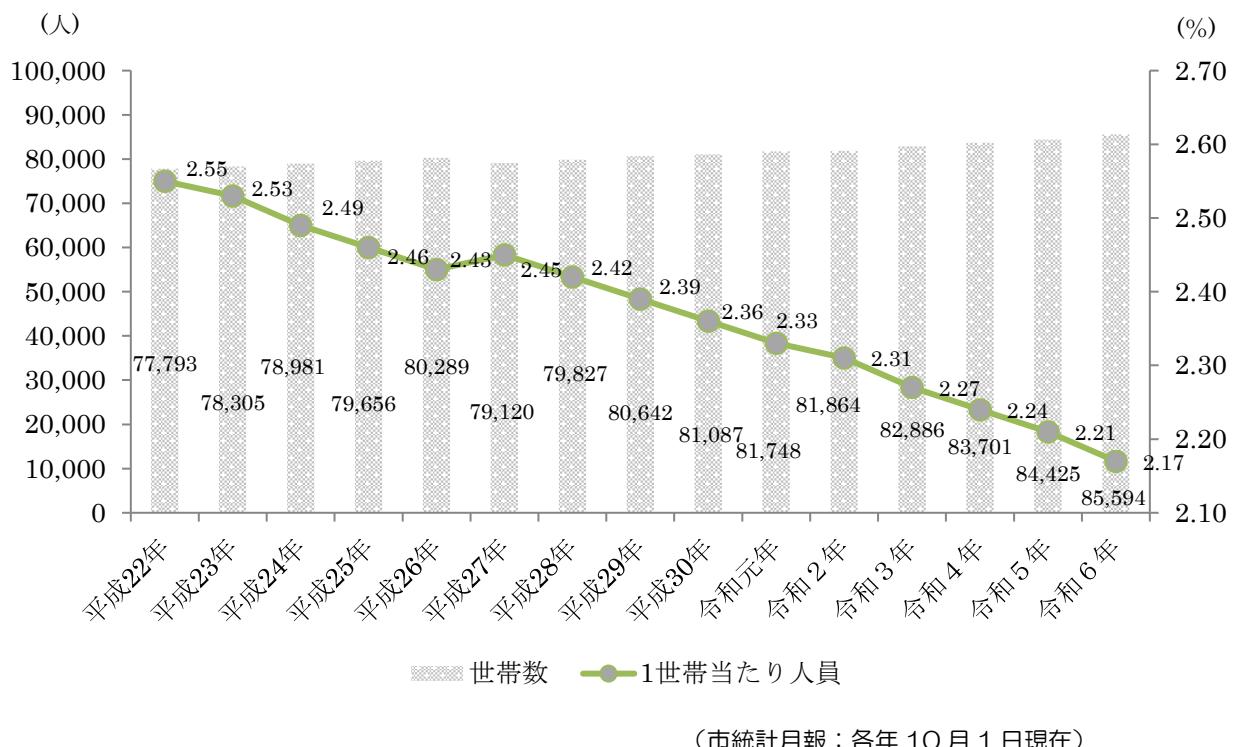
人口は、令和6年現在、186,326人で微減の傾向が続いています。年少人口（15歳未満）は、令和6年現在、19,320人で平成22年より6,469人減少しており、年少人口割合は平成22年と比べ2.6ポイント減少しています。



(神奈川県年齢別人口統計調査：各年1月1日現在)

◆ 世帯数及び1世帯当たり人員の推移

世帯数は増加傾向で推移し、令和6年現在、85,594世帯となっています。一方、一世帯当たりの人員は減少傾向で推移しており、令和6年現在、2.17人で単身世帯や子どものいない世帯の増加が進行していることがうかがえます。



◆ 世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別世帯を見ると、令和2年には総世帯数 81,622 世帯の約 57.0% を核家族世帯が占めています。特に「夫婦のみ」世帯と「女親と子ども」、「男親と子ども」世帯の増加が顕著になっています。また、その他の親族世帯では、「夫婦、子どもと両親」の世帯が減少しています。

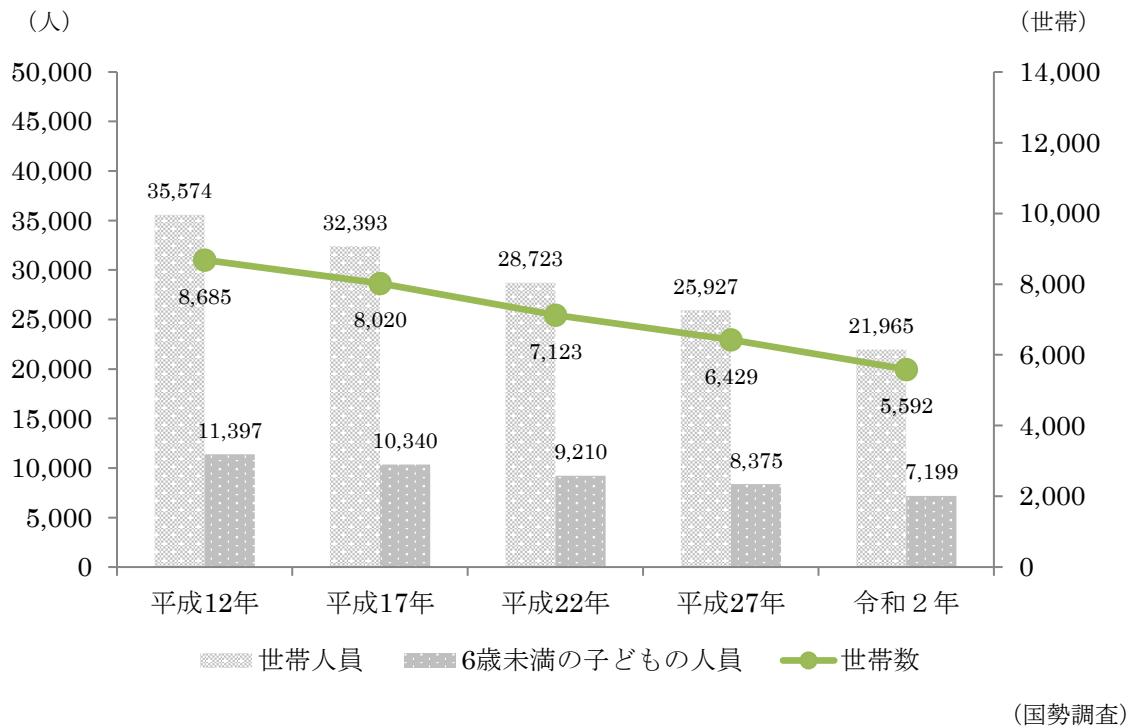
(単位：世帯)

家族類型別世帯数	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年	6歳未満親族のいる世帯 (R2年再掲)	18歳未満親族のいる世帯 (R2年再掲)
総世帯数	71,379	74,064	77,532	79,007	81,622	5,592	15,246
A 親族世帯	53,716	54,214	54,411	53,932	52,397	5,574	15,182
I 核家族世帯	43,512	44,571	45,721	46,460	46,521	5,051	13,241
1 夫婦のみ	12,847	14,068	15,250	16,280	17,052	—	—
2 夫婦と子ども	24,760	23,779	23,198	22,436	21,240	4,722	11,489
3 男親と子ども	945	1,049	1,130	1,191	1,301	18	174
4 女親と子ども	4,960	5,675	6,143	6,553	6,928	311	1,578
II その他の親族世帯	10,204	9,643	8,690	7,472	5,876	523	1,941
5 夫婦と両親	334	337	345	277	221	—	—
6 夫婦とひとり親	949	1,083	1,113	984	958	—	—
7 夫婦、子どもと両親	2,309	1,951	1,534	1,124	674	128	454
8 夫婦、子どもとひとり親	3,922	3,434	2,871	2,301	1,609	153	677
9 夫婦と他の親族 (親、子どもを含まない)	164	173	155	153	146	5	14
10 夫婦、子どもと 他の親族 (親を含まない)	640	691	705	674	571	98	354
11 夫婦、親と他の 親族 (子どもを含まない)	173	169	124	116	76	7	14
12 夫婦、子ども、 親と他の親族	614	529	448	347	198	74	155
13 兄弟姉妹のみ	356	409	458	516	563	—	3
14 他に分類されな い親族世帯	743	867	937	980	860	58	270
B 非親族世帯	332	492	791	374	735	18	57
C 単独世帯	17,331	19,358	22,295	24,584	28,359	—	7

(国勢調査)

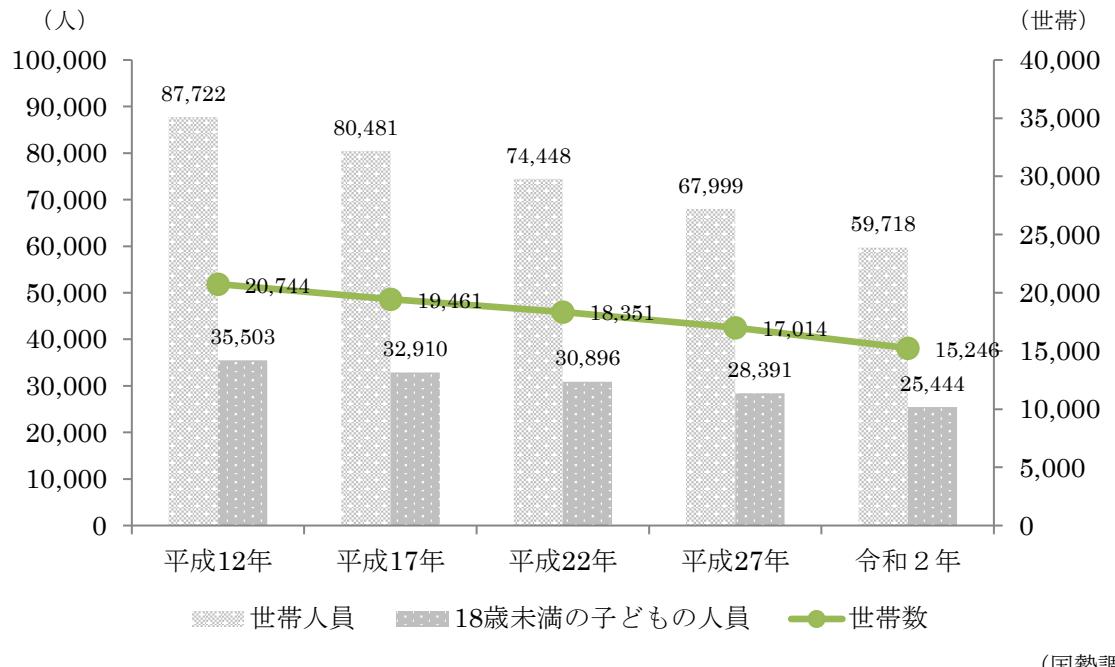
◆ 6歳未満の子どものいる世帯の推移

国勢調査によると、6歳未満の子どものいる世帯は、令和2年現在、5,592世帯で、世帯人員は21,965人、1世帯当たりの世帯人員は約3.9人となっています。また、世帯中の6歳未満の子どもは7,199人で減少傾向です。



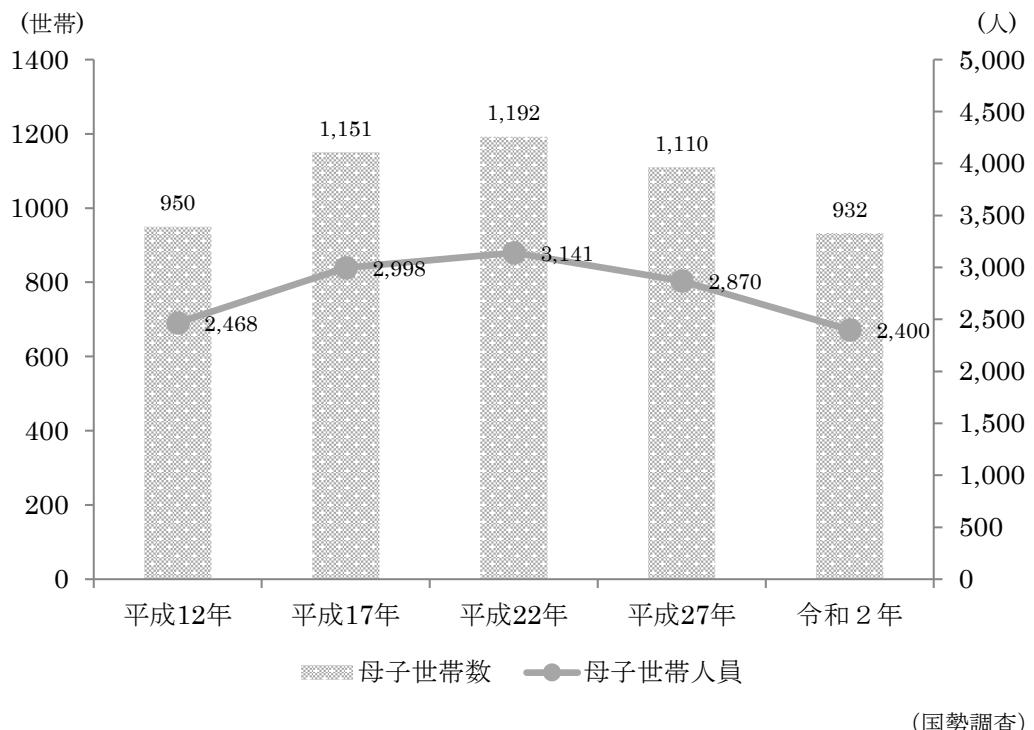
◆ 18歳未満の子どものいる世帯の推移

国勢調査によると、18歳未満の子どものいる世帯は、令和2年現在、15,246世帯で、世帯人員は59,718人、1世帯当たりの世帯人員は約3.9人となっています。また、世帯中の18歳未満の子どもは25,444人で減少傾向です。



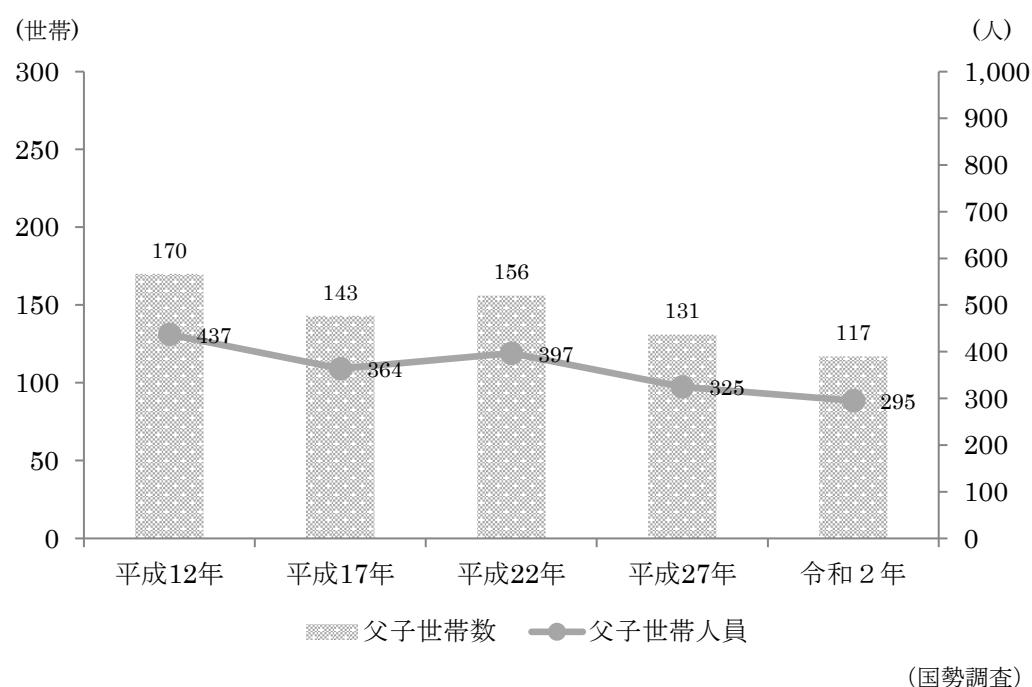
◆ 母子世帯の推移

国勢調査によると母子世帯数は平成12年から平成22年にかけて増加していますが、平成27年以降減少しており、令和2年は932世帯となっています。また、母子世帯人員は令和2年現在、2,400人で1世帯当たりの世帯人員は約2.6人となっています。



◆ 父子世帯の推移

国勢調査によると父子世帯数は、令和2年現在、117世帯で世帯人員は295人となっており、1世帯当たりの世帯人員は約2.5人となっています。



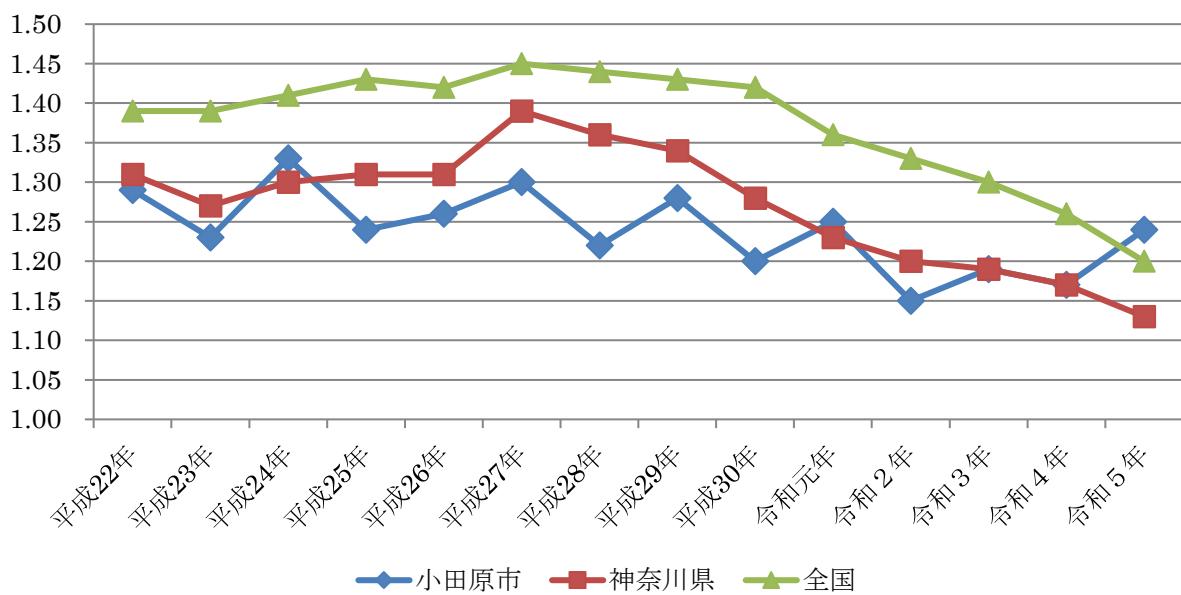
(2) 少子化の動向

◆ 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移を見ると、本市では、年度により増減を繰り返していますが、おおむね減少傾向にあります。県平均、全国と比較すると、低い状態が続いています。

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
小田原市	1.29	1.23	1.33	1.24	1.26	1.30	1.22	1.28	1.20	1.25	1.15	1.19	1.17	1.24
神奈川県	1.31	1.27	1.30	1.31	1.31	1.39	1.36	1.34	1.28	1.23	1.20	1.19	1.17	1.13
全国	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20

※令和5年のデータは2024年4月の厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」による。



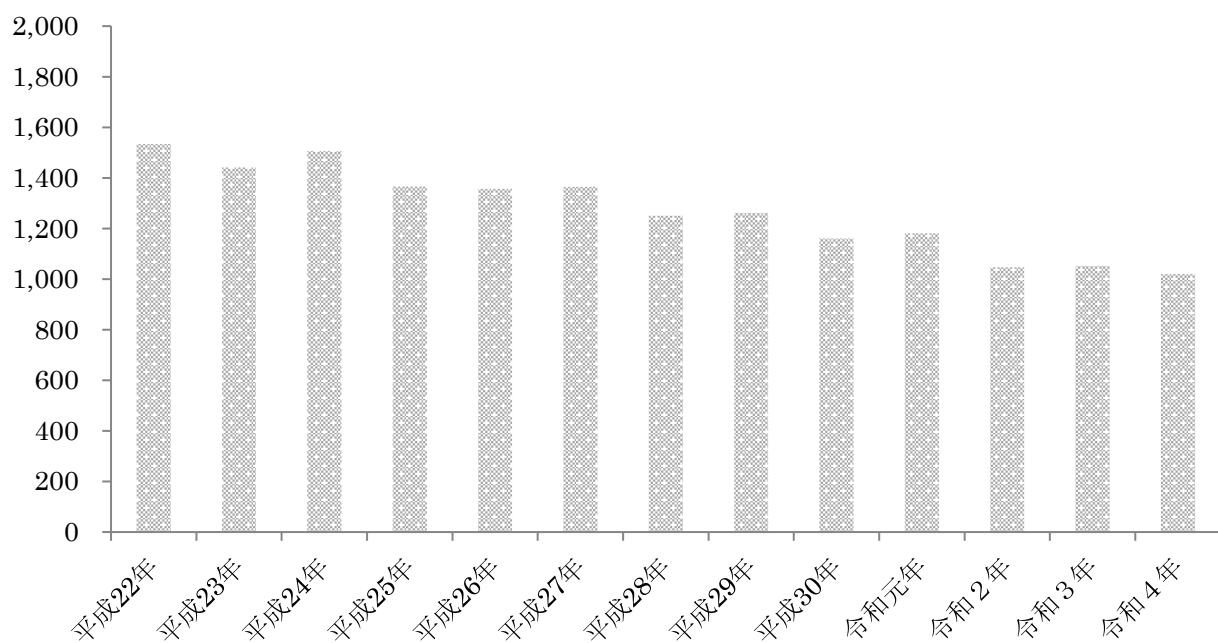
(神奈川県衛生統計年報)

◆ 出生数の推移

出生数の推移は、市、県、国ともに減少傾向にあります。令和4年は平成22年と比べて約500人減少しており、平成22年の約3分の2の出生数となっています。

	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
小田原市 (出生数)	1,534	1,442	1,506	1,365	1,357	1,364	1,250	1,262	1,160	1,181	1,047	1,052	1,020

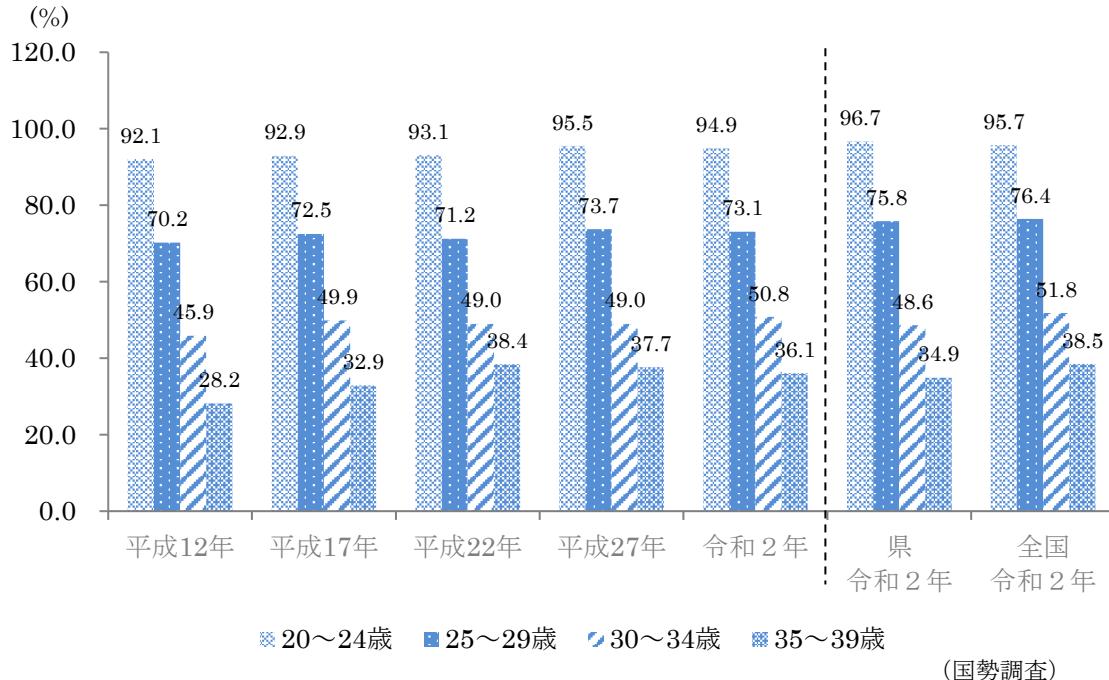
(人)



(人口動態調査・神奈川県衛生統計年報)

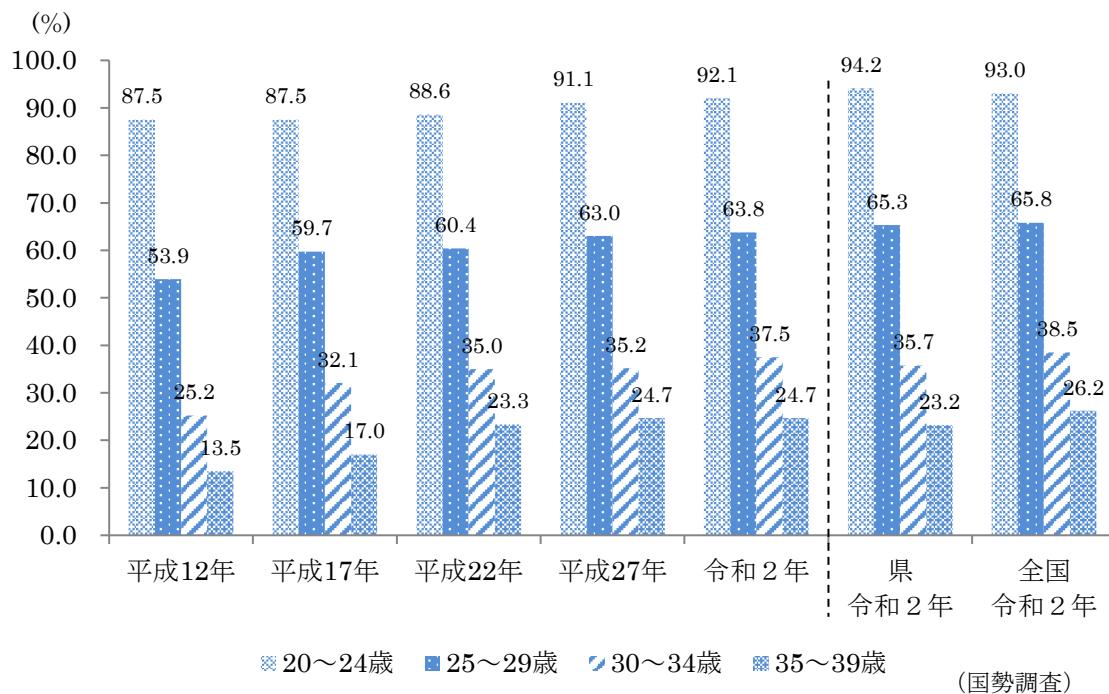
◆ 未婚率の推移（男性）

国勢調査によると令和2年の男性の未婚率は20～24歳が94.9%、25～29歳が73.1%といずれも平成27年と比べると減少しています。また、30歳以降は、県より高い未婚率となっており、20～24歳の区分を除き、全国よりも低い未婚率となっています。



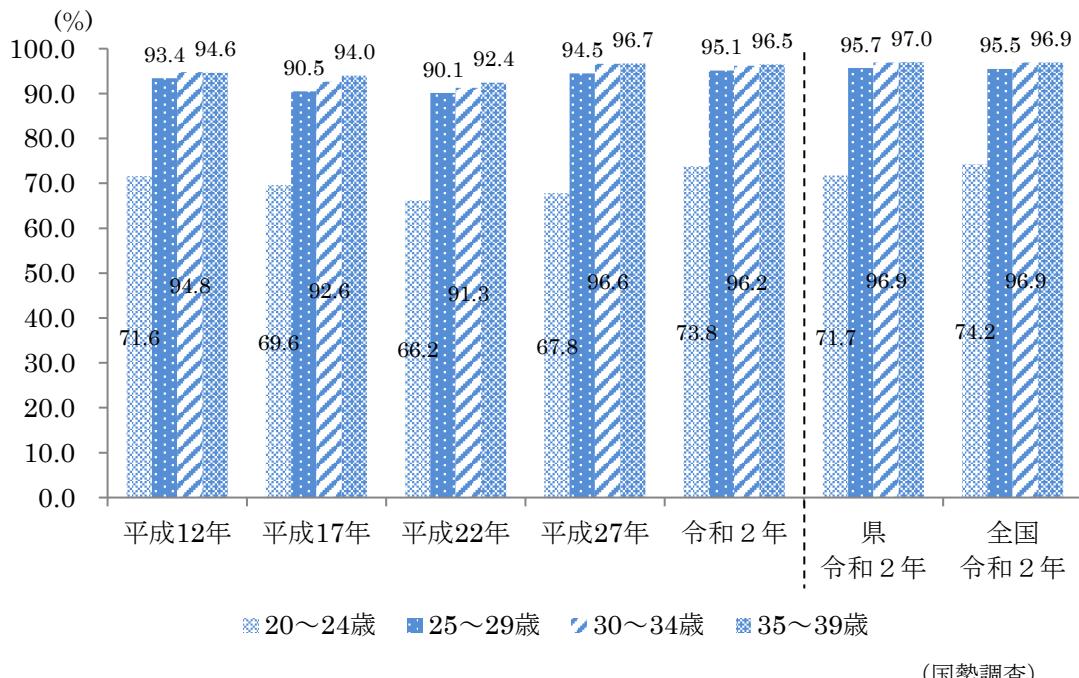
◆ 未婚率の推移（女性）

国勢調査によると令和2年の女性の未婚率は20～24歳が92.1%、25～29歳が63.8%といずれも平成27年と比べると増加しています。また、30歳以降は、県より高い未婚率となっており、35～39歳の区分を除き、各年齢層において全国よりも低い未婚率となっています。



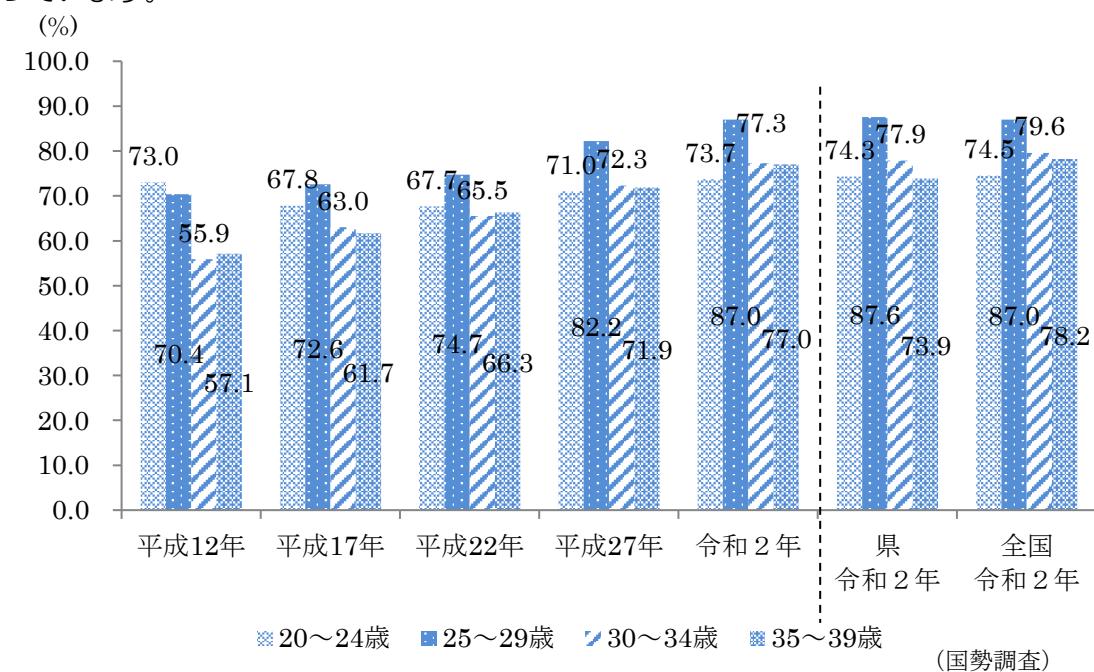
◆ 年齢別労働力率の推移（男性）

国勢調査によると令和2年の男性の労働力率は、20～24歳、25～29歳の区分で、平成27年と比べて増加しています。特に20～24歳の増加が顕著です。また、20～24歳を除き、各年齢層とも県、全国と比べて低い水準となっています。



◆ 年齢別労働力率の推移（女性）

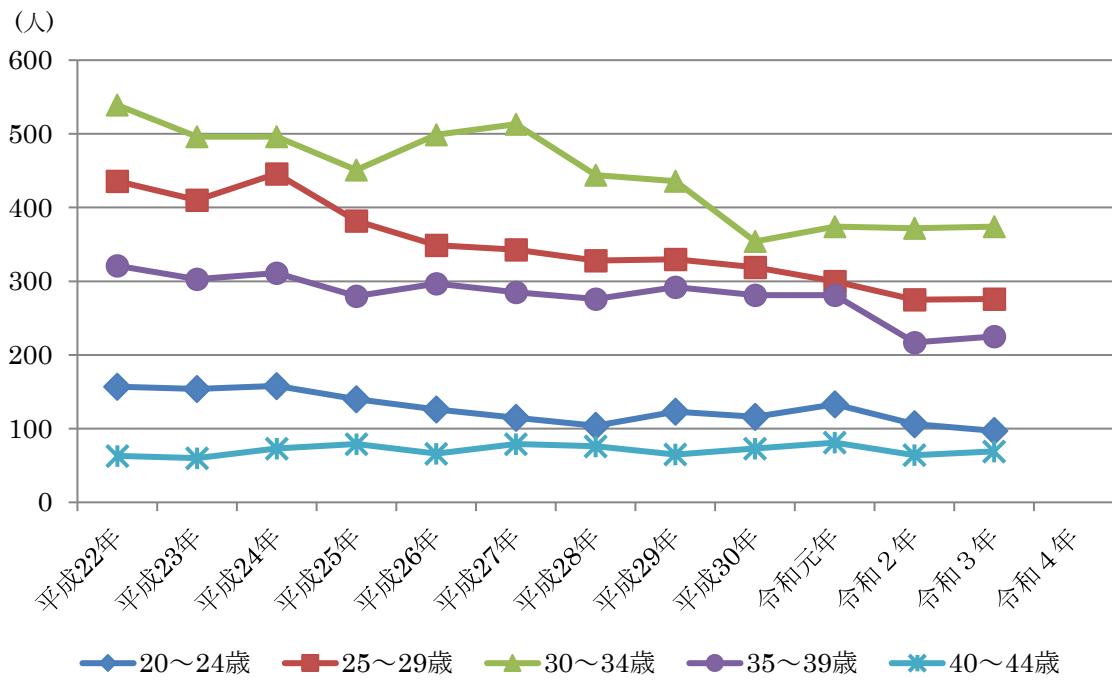
国勢調査によると令和2年の女性の労働力率は、各年齢層において平成27年と比べて増加しています。特に25～29歳、30～34歳及び35～39歳では約5ポイント増加しております。また、県、全国と比べた場合、20～24歳区分では低くなっています。25～29歳は県より低く、国と同水準になっており、30～34歳、35～39歳は県より高く、全国より低い水準となっています。



◆ 母の年齢階級別出生数の推移

母の年齢階級別出生数は、30～34歳が他の階級と比較し最も多くなっています。また、平成22年からの推移をみると、20～24歳、25～29歳の出生数の減少率が高くなっています。

	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年
総数	1,534	1,442	1,506	1,365	1,357	1,364	1,250	1,262	1,160	1,181	1,047	1,052
15歳未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15～19歳	16	18	17	31	18	27	18	16	17	10	11	11
20～24歳	157	154	158	140	126	115	104	123	116	133	106	97
25～29歳	436	410	446	382	349	343	328	330	319	300	275	276
30～34歳	539	496	496	451	499	513	444	436	354	374	372	374
35～39歳	321	303	311	280	297	285	276	292	281	281	217	225
40～44歳	63	60	73	79	66	79	76	65	73	81	64	69
45歳以上	2	1	5	2	2	2	4	0	0	2	2	0



(神奈川県衛生統計年報)

◆ 婚姻数の推移

婚姻数は、平成 29 年までは増減を繰り返しているものの、減少傾向となっています。また、令和 2 年は前年と比べ大きく減少しています。

	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年
婚姻数	995	943	969	910	870	925	851	859	849	801	635	668

(神奈川県衛生統計年報)

◆ 離婚数の推移

離婚数は、平成 22 年からほぼ横ばいとなっていましたが、平成 30 年に大きく減少し、以降はこれまでと比べ少ない数字で推移しています。

	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年
離婚数	365	389	395	341	358	374	333	347	298	295	301	264

(神奈川県衛生統計年報)

(3) 保育環境・教育環境の状況

◆ 保育所（等）の入所児童数

保育所等への入所児童数は、私立保育所、公立保育所とも概ね減少傾向となっています。

(単位：人)

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
入所児童数 (私立)	2,503	2,531	2,620	2,594	2,590	2,615	2,644
入所児童数 (公立)	571	562	554	525	500	488	483
合計	3,074	3,093	3,174	3,119	3,090	3,103	3,127
	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
入所児童数 (私立)	2,680	2,738	2,996	2,989	2,965	3,005	2,973
入所児童数 (公立)	468	364	376	374	359	341	352
合計	3,148	3,102	3,372	3,363	3,324	3,346	3,325

(各年 4 月 1 日現在)

※保育所認定こども園（保育部）、地域型保育事業入所児童数には他市町村の保育所等に入所している児童を含む（いずれも認可施設）。

◆ 保育所待機児童数

増減を繰り返しながら概ね減少傾向にあります。令和6年には過去最少となっています。

(単位：人)

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
0 歳児	3	2	1	2	4	2	2
1 歳児	8	11	9	7	6	9	8
2 歳児	2	3	5	3	3	3	9
3 歳児	4	6	2	6	2	6	5
4 歳児以上	2	5	1	1	1	2	0
計	19	27	18	19	16	22	24
	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0 歳児	0	0	2	0	0	0	0
1 歳児	8	6	5	3	4	5	2
2 歳児	3	2	3	2	1	1	0
3 歳児	5	2	2	0	1	3	1
4 歳児以上	1	1	2	0	0	0	0
計	17	11	14	5	6	9	3

(各年 4 月 1 日現在)

◆ 幼稚園の在園児童数

在園児童数は減少傾向にあります。

(単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
園児数 (私立)	1,264	1,267	1,280	1,256	1,238	1,174	1,153	1,175
園児数 (公立)	521	484	482	464	497	480	443	412
合計	1,785	1,751	1,762	1,720	1,735	1,654	1,596	1,587
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
園児数 (私立)	1,181	1,153	1,098	1,069	1,094	1,037	1,031	1,000
園児数 (公立)	365	304	279	236	198	184	154	147
合計	1,546	1,457	1,377	1,305	1,292	1,221	1,185	1,147

(各年5月1日現在 学校基本調査)

◆ 放課後児童クラブの入所児童数

入所児童数は、年々増加傾向にあります。

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
入所児童数	1,166	1,139	1,141	1,212	1,403	1,513	1,557
	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
入所児童数	1,542	1,701	1,768	1,744	1,783	1,802	1,847

(各年4月1日現在)

◆ 小学校・中学校的児童・生徒数

年々減少傾向です。

(単位：人)

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
小学校 児童数	10,425	10,048	9,866	9,606	9,396	9,255	9,131
中学校 生徒数	5,075	5,105	4,999	4,980	4,880	4,857	4,656
	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
小学校 児童数	9,089	9,011	8,817	8,671	8,476	8,350	8,138
中学校 生徒数	4,483	4,326	4,298	4,290	4,316	4,221	4,235

(各年 5 月 1 日現在 学校基本調査：公立小中学校の在籍数)

◆ こどもを対象とした施設の数

(単位：箇所)

名称	平成 31 年	令和6年	設置数の増減
子育て支援センター	4	4	±0
ファミリーサポートセンター	1	1	±0
保育所	31	31	±0
幼稚園	16	15	△1
認定こども園	2	5	+3
小規模保育事業所	10	13	+3
小学校	26	26	±0
中学校	13	13	±0
高等学校	7	7	±0
届出保育施設	10	16	+6
放課後児童クラブ	24	25	+1
街区公園	137	141	+4
児童遊園地	53	49	△4

(各年 4 月現在)

2 調査結果から見える小田原市の子育て家庭、子ども・若者の姿

(1) 令和4年「小田原市子どもの生活実態調査」結果から

① 調査から推測した生活状態

子どもの貧困対策を進めるに当たり、子どもの回答結果と、世帯収入の水準や家庭環境との関連を分析する必要があることから、本調査では便宜上、過去に他自治体で行われた調査において、困窮世帯と非困窮世帯とで異なる傾向がみられやすかった設問（小学5年生調査では37項目、中学2年生では38項目）の回答結果を判定要素とした分類を行いました。

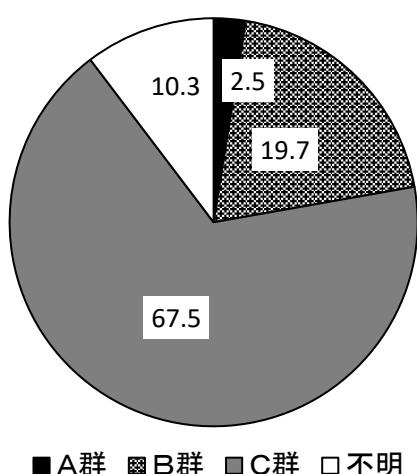
分類は、該当項目が13項目以上の場合は「A群」、7～12項目の場合は「B群」、6項目以下の場合は「C群」とグループ分けし、グループごとの集計・分析を行いました。

「C群」、「B群」、「A群」の順に生活困難の度合いが高くなる可能性があると判断します。

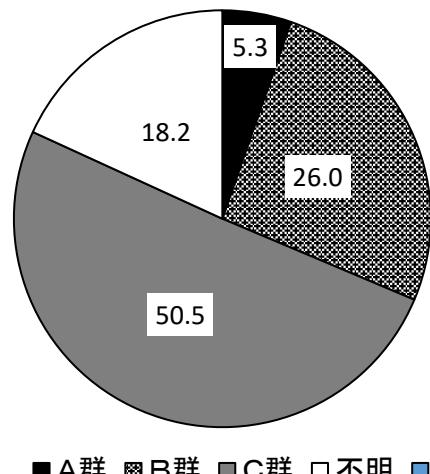
その結果、グループ別にみると、小学5年生では「A群」が2.5%、「B群」が19.7%、「C群」が67.5%となっています。中学2年生では「A群」が5.3%、「B群」が26.0%、「C群」が50.5%となっています。

生活困難分類に応じた「調査から把握した基本施策につながる課題」は第3章で扱います。

【小学校5年生】



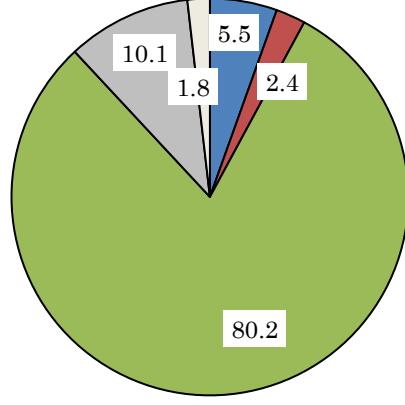
【中学校2年生】



② 世帯タイプ

世帯のタイプ別にみると、「ひとり親世帯（2世代同居）」が5.5%、「ひとり親世帯（3世代同居）」が2.4%、「ふたり親世帯（2世代同居）」が80.2%、「ふたり親世帯（3世代同居）」が10.1%となっています。

世帯タイプ区分



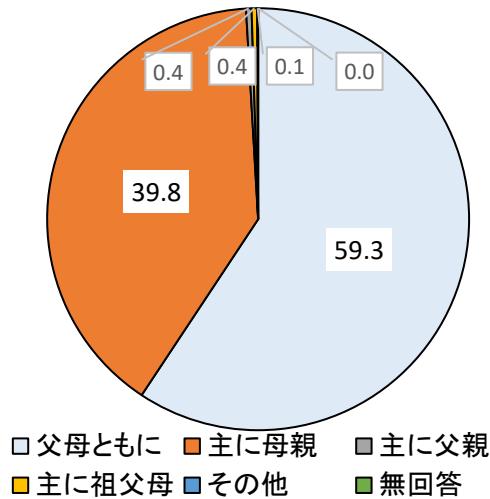
- ひとり親世帯（2世代同居）
- ひとり親世帯（3世代同居）
- ふたり親世帯（2世代同居）
- ふたり親世帯（3世代同居）
- 世帯タイプ不明

(2) 令和6年「小田原市子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート調査」結果から

未就学児

① 子育てを行っている人

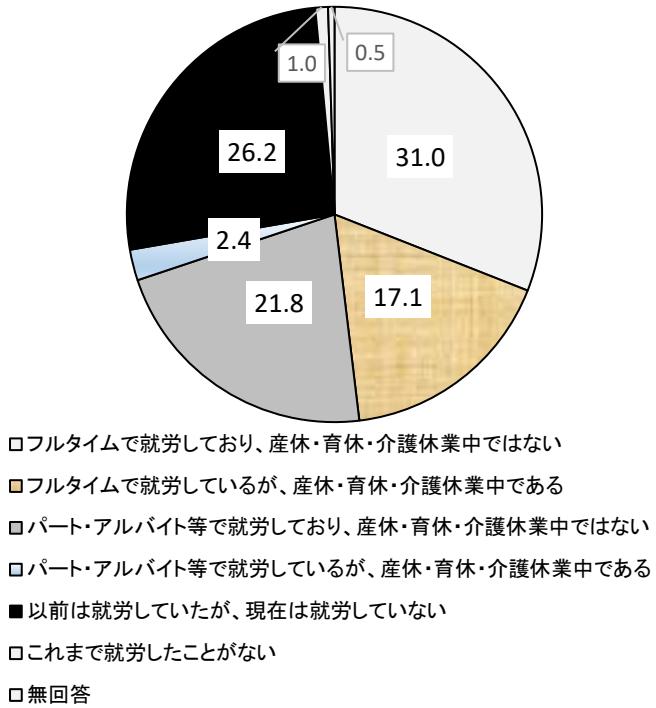
「父母ともに」の割合が59.3%（5年前に実施した前回調査時47.9%）と最も高く、次いで「主に母親」が39.8%（前回調査時50.4%）と、父親の子育てへの参加機会が前回調査時から増加していることがうかがえます。



② お子さんの保護者（母親）の就労状況

母親では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が31.0%（前回調査時27.2%）と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が26.2%（前回調査時37.7%）、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が21.8%（前回調査時17.8%）となっており、前回調査時と比較して働いている母親の割合が高くなっています。

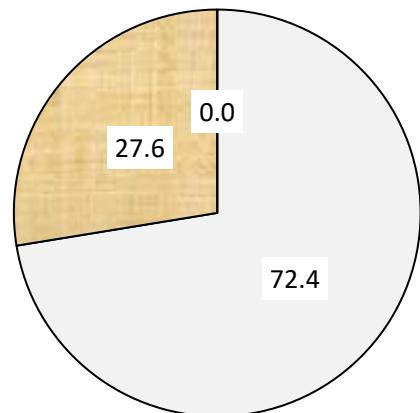
父親では、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が92.5%（前回調査時92.7%）と9割以上がフルタイム就労となっています。



【母親の就労状況】

③ 教育・保育の利用状況

幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育事業」の利用状況は、「利用している」が72.4%（前回調査時68.6%）、「利用していない」が27.6%（前回調査時31.2%）となっており、利用している方は前回調査時より3.8ポイント高くなっています。



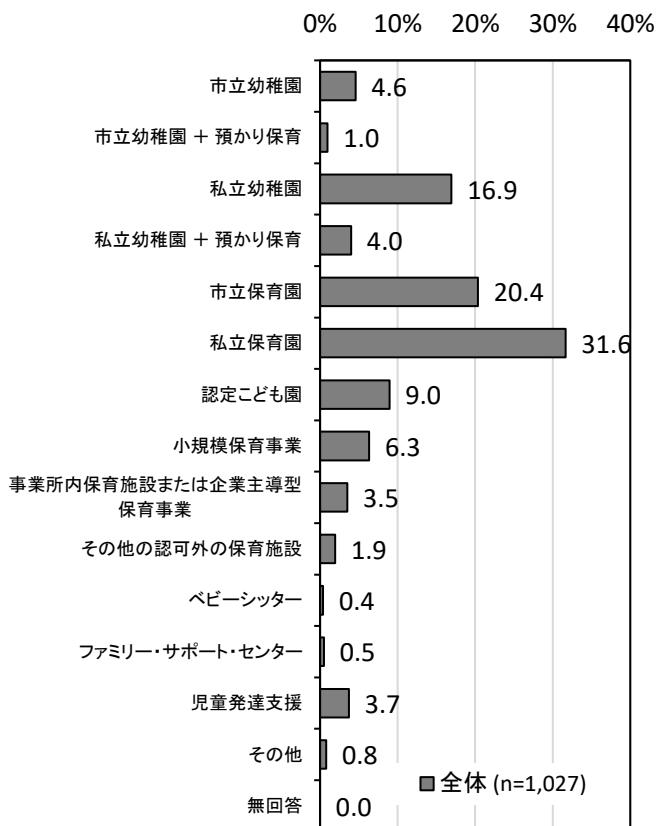
□利用している □利用していない □無回答

④ 現在、利用している教育・保育事業

「利用している」と回答した人の利用先は、「私立保育園」が最も高く、次いで「市立保育園」、「私立幼稚園」となっています。前回調査時と比較して「私立保育園」と「私立幼稚園」が減少している一方で、増加しているのは、「認定こども園」「小規模保育事業」でそれぞれ9.0%（前回調査時4.9%）、6.3%（前回調査時2.3%）となっています。

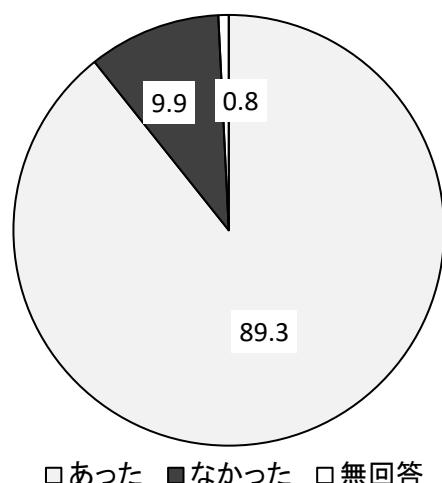
児童発達支援と回答した人は3.7%でした。

（複数回答）



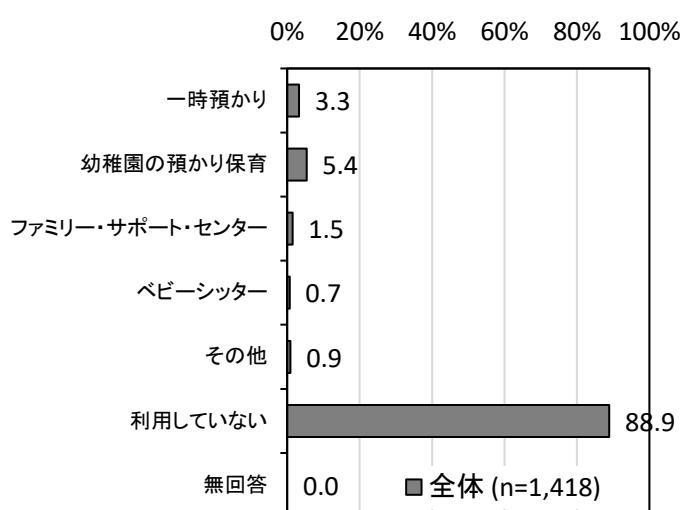
⑤ 子どもの病気の際の対応

この1年間に、子どもが病気やけがで通常の事業が利用できなかったことはあるかは、「あった」が89.3%（前回調査時82.6%）、「なかった」が9.9%（前回調査時15.2%）となっており、前回調査時と比較して「あった」という割合が高くなっています。



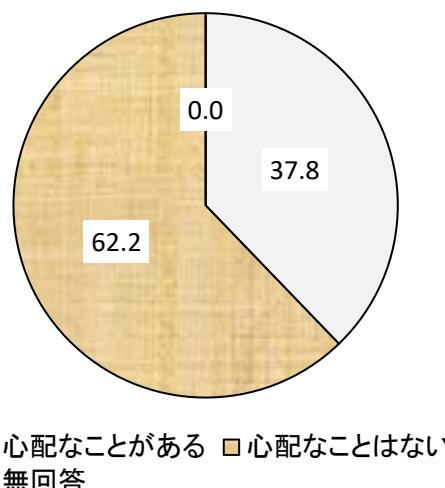
⑥ 子どもの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりなどの利用

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、不定期に利用している事業はあるかは、「利用していない」が88.9%（前回調査時88.1%）と最も高くなっています。前回調査時と同様の傾向となっています。（複数回答）



⑦ 子どもに関する心配事

子どもの心身の成長に関する心配事があると答えた人は37.8%でした。

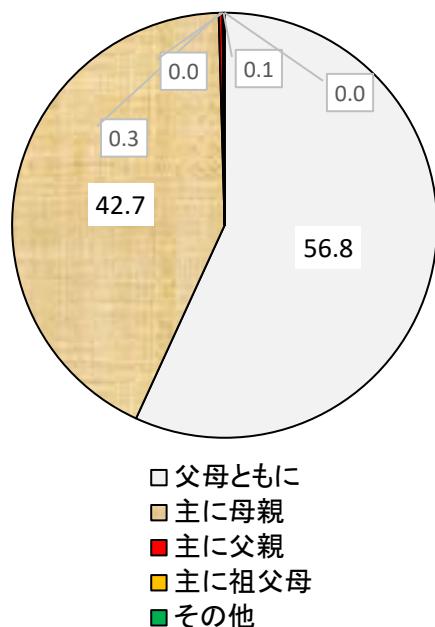


小学生

① 子育てを行っている人

「父母ともに」が56.8%、「主に母親」が42.7%となっています。

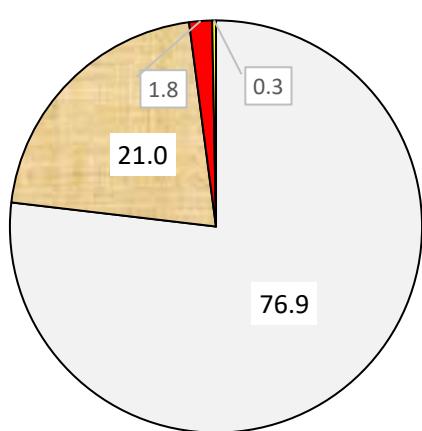
(四捨五入の関係で100%になりません。)



② お子さんの保護者の就労状況

保護者の現在の就労状況は、母親では、「就労している」が76.9%（前回調査時72.2%）と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が21.0%（前回調査時20.4%）となっており、就労している母親は前回調査時より4.7ポイント高くなっています。父親では、「就労している」が96.3%（前回調査時95.2%）となっており、前回調査時と同様の傾向となっています。

【母親の就労状況】

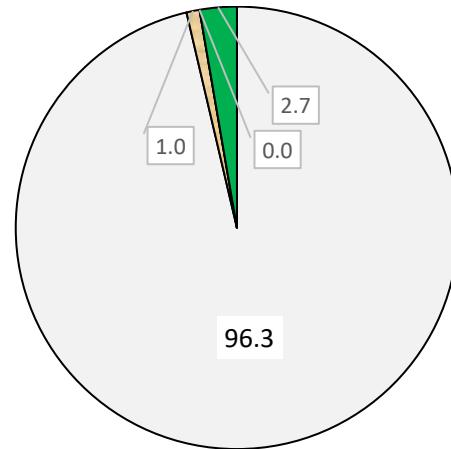


□就労している

■以前は就労していたが、現在は就労していない
■これまで就労したことがない

■無回答

【父親の就労状況】

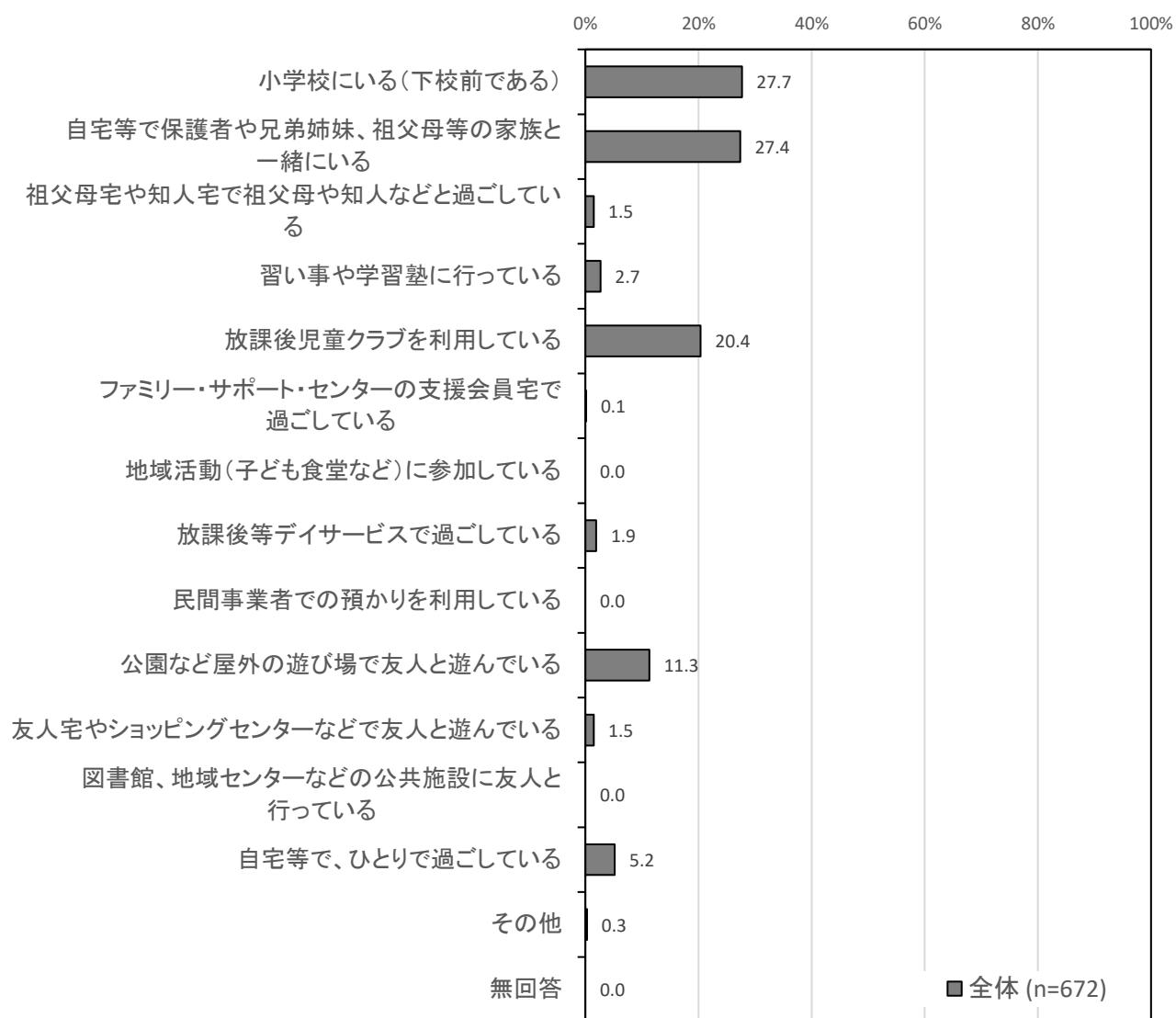


□就労している

■以前は就労していたが、現在は就労していない
■これまで就労したことがない

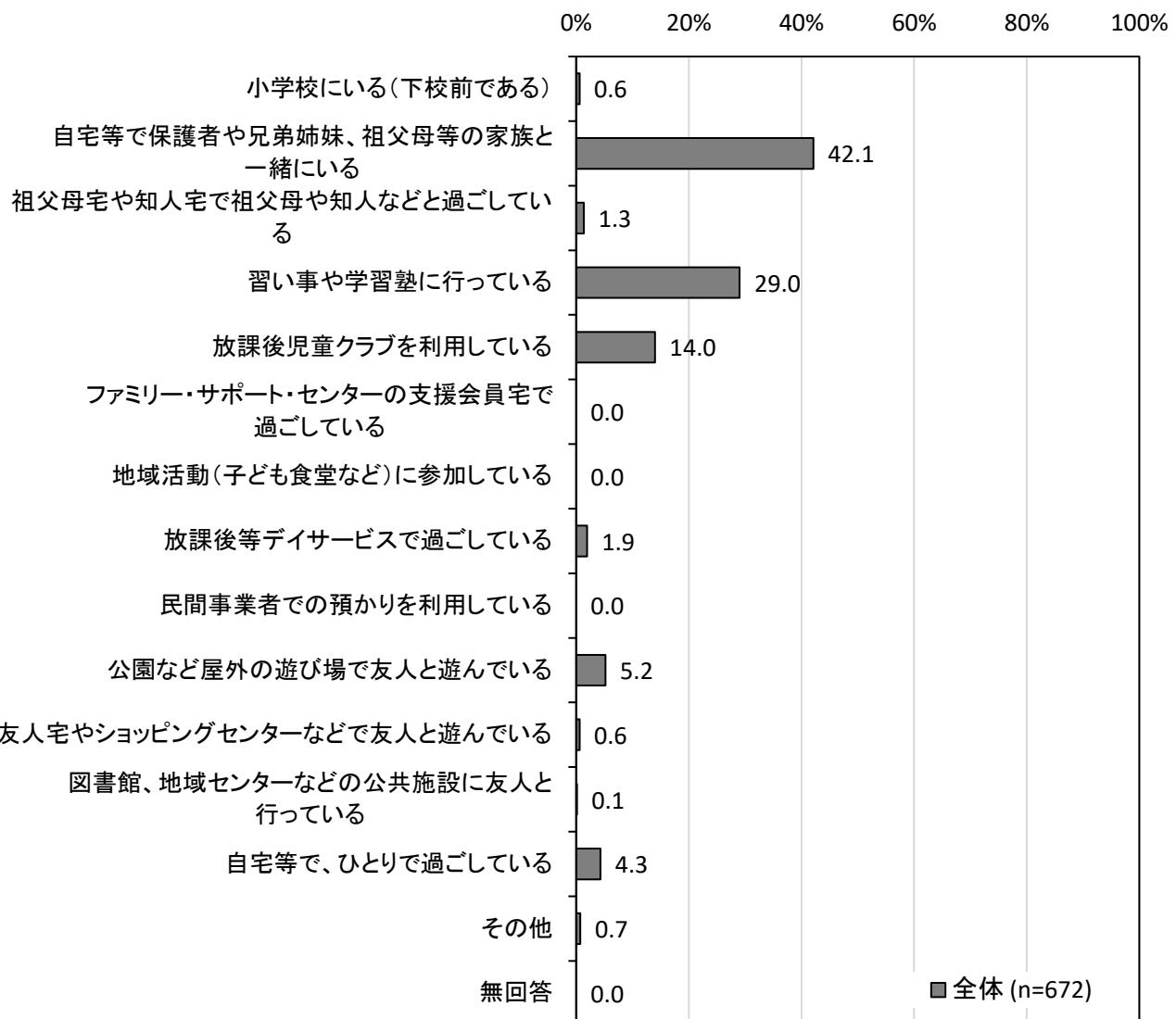
■無回答

③ 平日の放課後の過ごし方



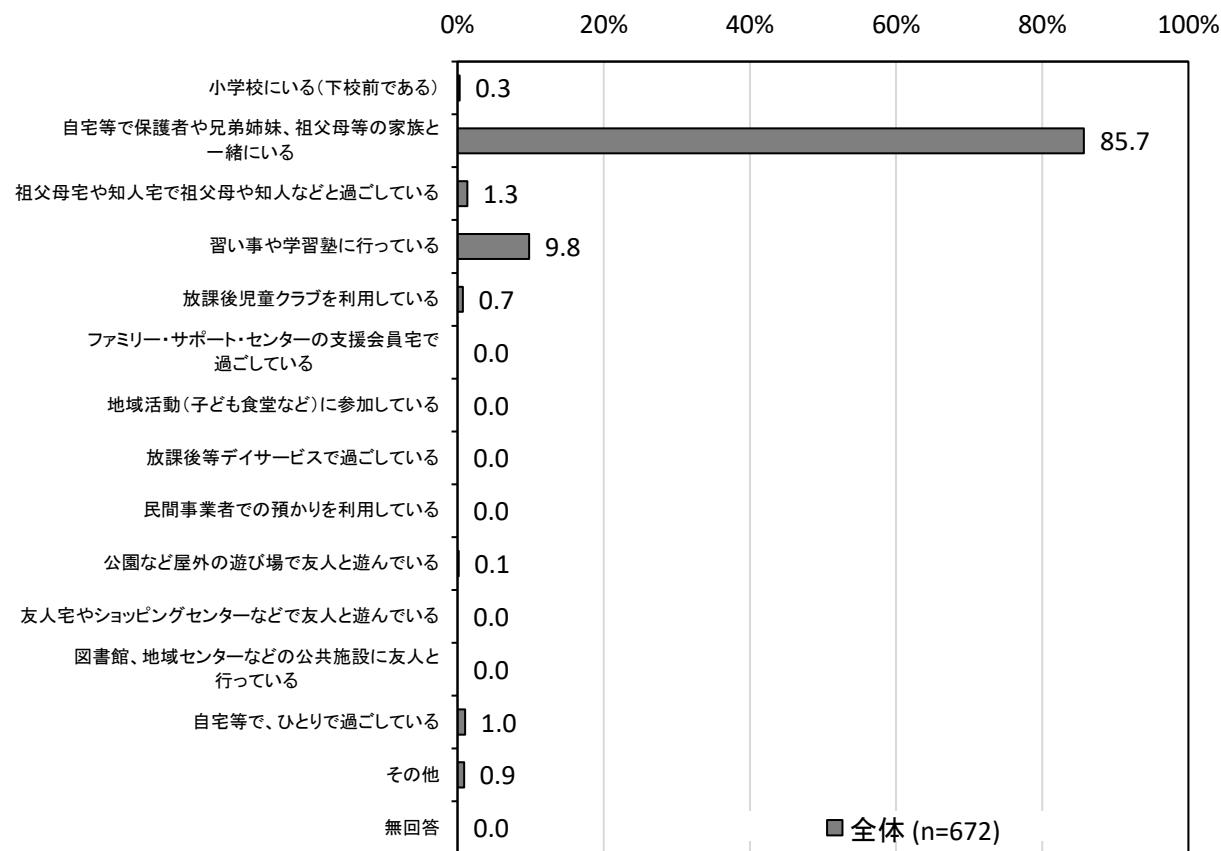
【14時～16時】

14～16時では「小学校にいる（下校前である）」が27.7%（前回調査時57.9%）と最も高く、次いで「自宅等で保護者や兄弟姉妹、祖父母等の家族と一緒にいる」が27.4%（前回調査時12.6%）、「放課後児童クラブを利用している」が20.4%（前回調査時11.2%）となっています。放課後デイサービスを利用している子どもの割合は1.9%でした。



【16時～18時】

16～18時では、「自宅等で保護者や兄弟姉妹、祖父母等の家族と一緒にいる」が42.1%（前回調査時33.8%）と最も高く、次いで「習い事や学習塾に行っている」が29.0%（前回調査時28.6%）、「放課後児童クラブを利用している」が14.0%（前回調査時11.7%）となっています。放課後デイサービスを利用している子どもの割合は1.9%でした。



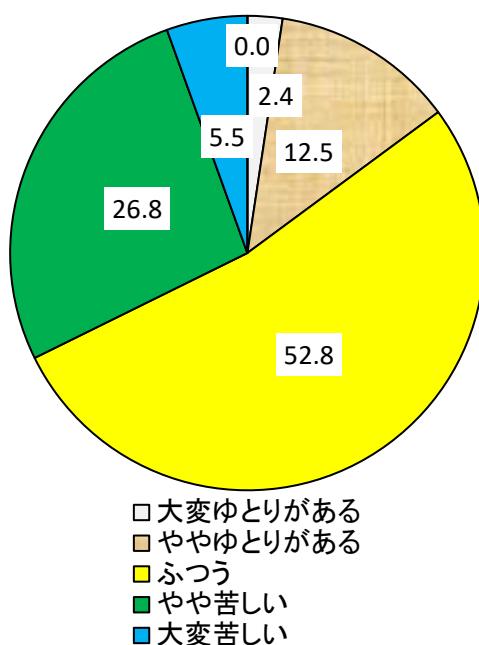
【18時～20時】

18時以降では「自宅等で保護者や兄弟姉妹、祖父母等の家族と一緒にいる」が85.7%（前回調査時85.5%）となっています。

この時間に放課後デイサービスを利用しているこどもはいませんでした。

④ 経済的な面での暮らしの状況

経済的な面での暮らしの状況は、「ふつう」が52.8%（前回調査時51.3%）と最も高いものの、「やや苦しい」、「大変苦しい」がそれぞれ26.8%（前回調査時28.1%）、5.5%（前回調査時7.5%）と、経済的に苦しいと感じている方も3割程度いることがわかります。なお、苦しいと感じている方は前回調査時よりは低くなっています。

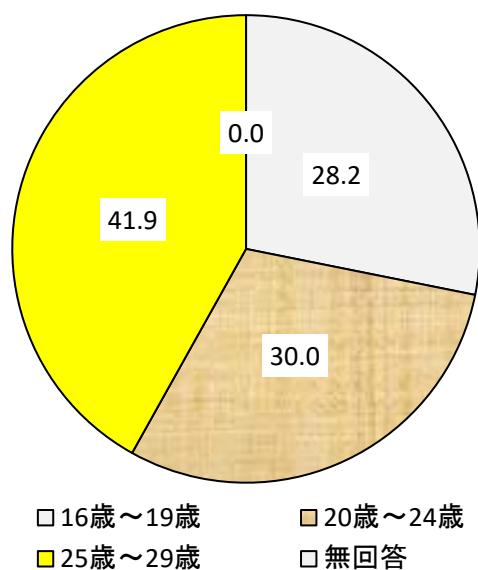


若 者

① 調査回答者の年齢

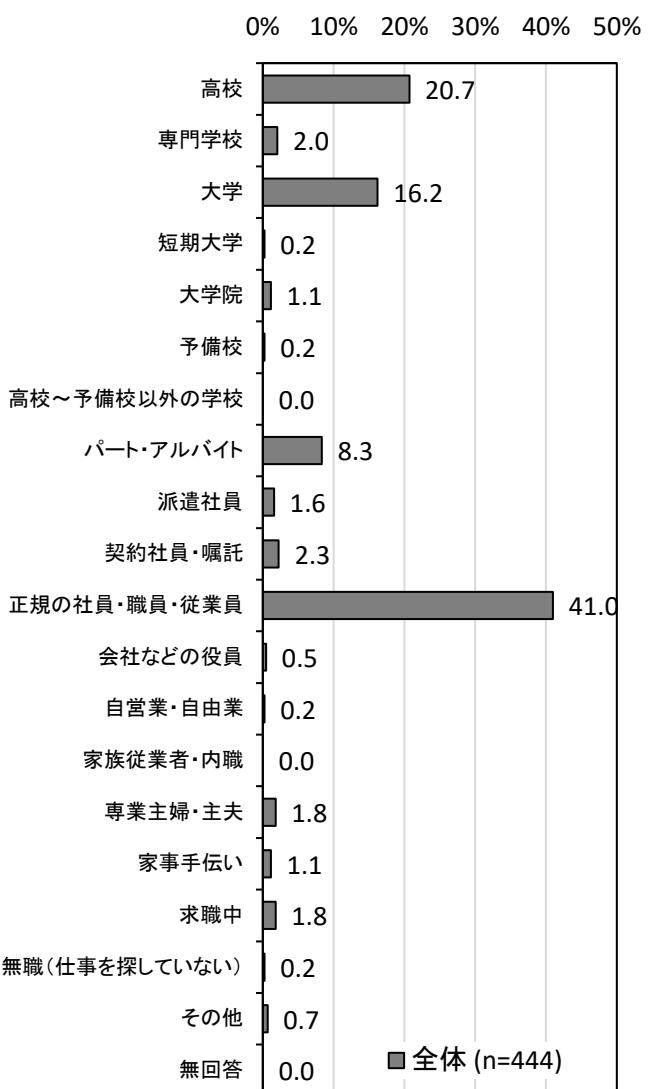
調査対象者の年齢は、「16歳～19歳」が28.2%、「20歳～24歳」が30.0%、「25歳～29歳」が41.9%となっています。

(四捨五入の関係で100%になりません。)



② 調査回答者の現在の職業

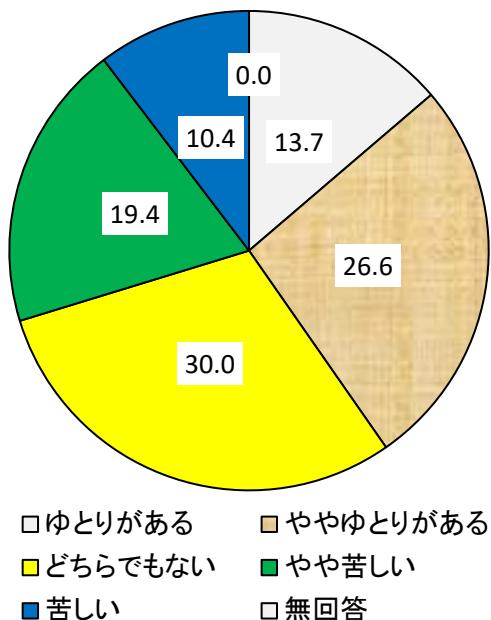
現在の職業は、「正規の社員・職員・従業員」が41.0%と最も高く、次いで「高校」が20.7%、「大学」が16.2%となっています。



③ 調査回答者の経済的な状況

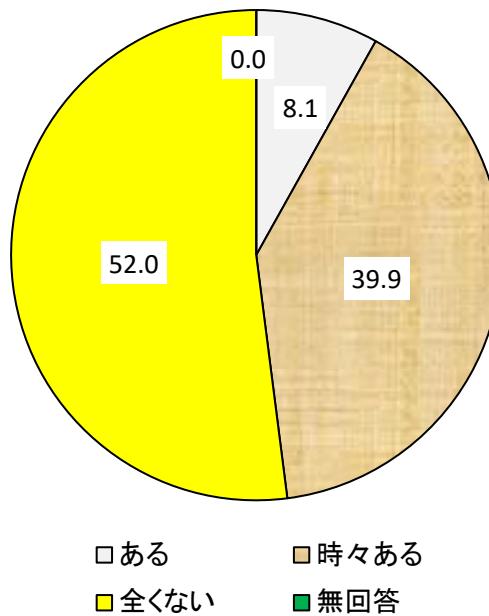
経済的な状況は、「どちらでもない」が30.0%と最も高くなっています。「ゆとりがある」(13.7%)と「ややゆとりがある」(26.6%)を合わせた割合(40.3%)は、「やや苦しい」(19.4%)と「苦しい」(10.4%)を合わせた割合(29.8%)よりも10.5ポイント上回っています。

(四捨五入の関係で100%になりません。)



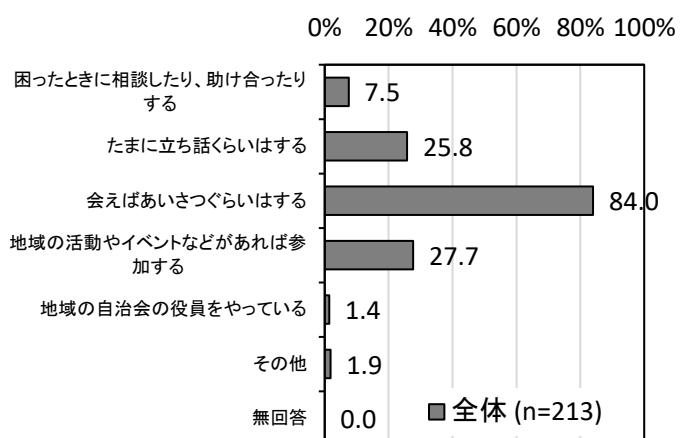
④ 調査回答者の近隣との交流状況

近所の人や地域の自治会との交流状況は、「全くない」が52.0%と半数以上となっています。一方「ある」(8.1%)と「時々ある」(39.9%)を合わせた交流がある人は48.0%となっています。



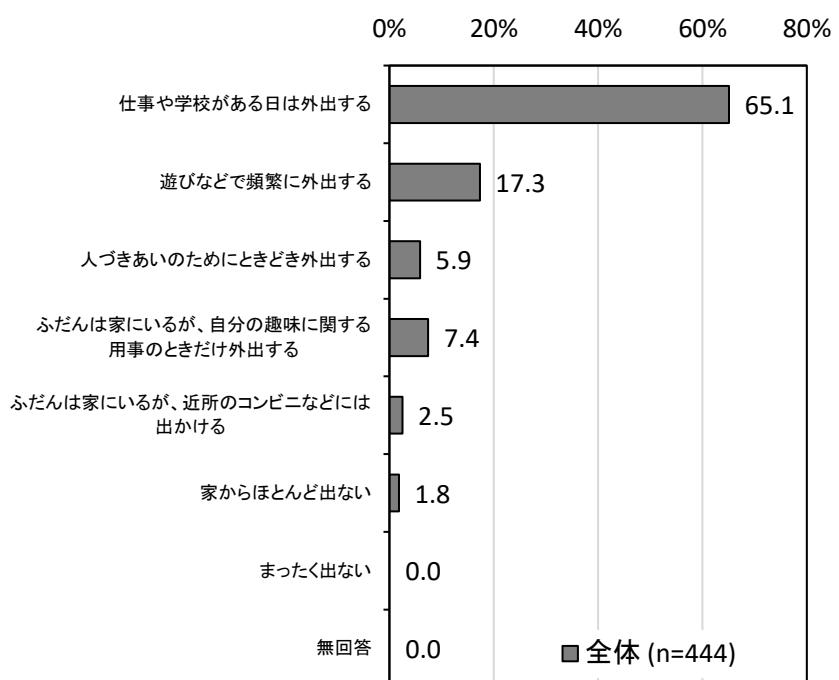
その交流の内容は、「会えればあいさつぐらいはする」が84.0%となっています。「困ったときに相談したり、助け合ったりする」は7.5%と1割以下となっています。

(複数回答)



⑤ 調査回答者の外出の頻度

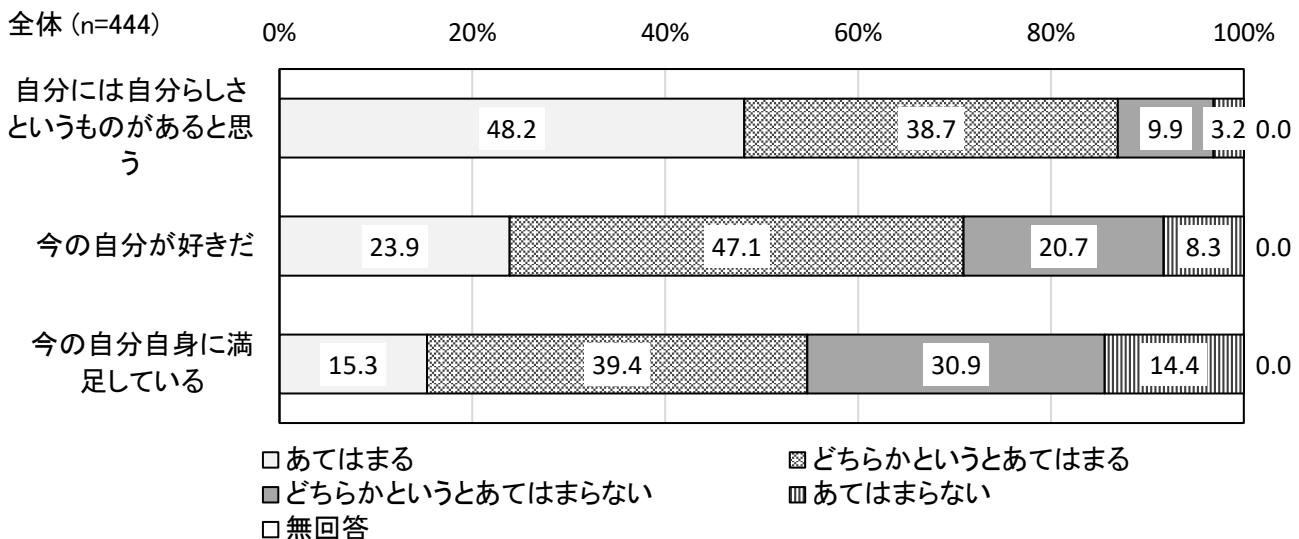
「仕事や学校がある日は外出する」が65.1%と最も高く、次いで「遊びなどで頻繁に外出する」が17.3%、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」が7.4%となっており、普段から外出しているという割合が高いものの必要以上には外出しないという方も一定数いることがわかります。また、「家からほとんど出ない」は1.8%となっています。



⑥ 調査対象者の自分についての思い

「自分らしさがあると思う」と答えた人は 48.2%、「どちらかというとある」と答えた人は 38.7% います。「今の自分が好き」と答えた人は 23.9%、「どちらかというと好き」と答えた人は 47.1% でした。

「今の自分に満足している」と答えた人は 15.3%、「どちらかというと満足している」は 39.4% でした。

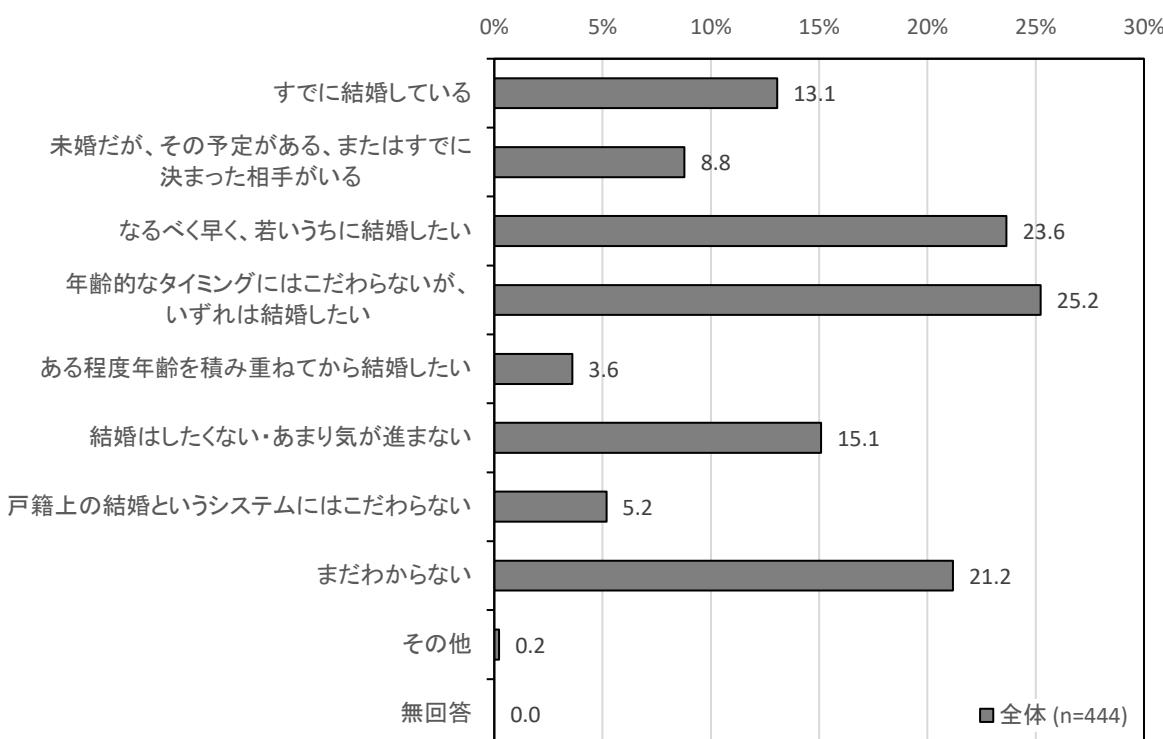


⑦ 調査対象者の結婚についての状況や考え方

「年齢的なタイミングにはこだわらないが、いずれは結婚したい」が 25.2%と最も高く、次いで「なるべく早く、若いうちに結婚したい」が 23.6%、「まだわからない」が 21.2%となっています。

また、回答を区分してみると、「なるべく早く、若いうちに結婚したい」と「年齢的なタイミングにはこだわらないが、いずれは結婚したい」と「ある程度年齢を積み重ねてから結婚したい」を足した『結婚したい』の割合は 49.5%、「結婚はしたくない・あまり気が進まない」という『結婚には気が進まない』の割合は 15.1%、「戸籍上こだわらない」と「まだ分からない」を足した『「結婚」とは違う・まだ分からない』の割合は 24.3%となっています。

なお、本設問は当てはまる選択肢をすべて選ぶ設問のため、1人の回答者が同区分内で2つ以上選択している場合は1件として集計しています。

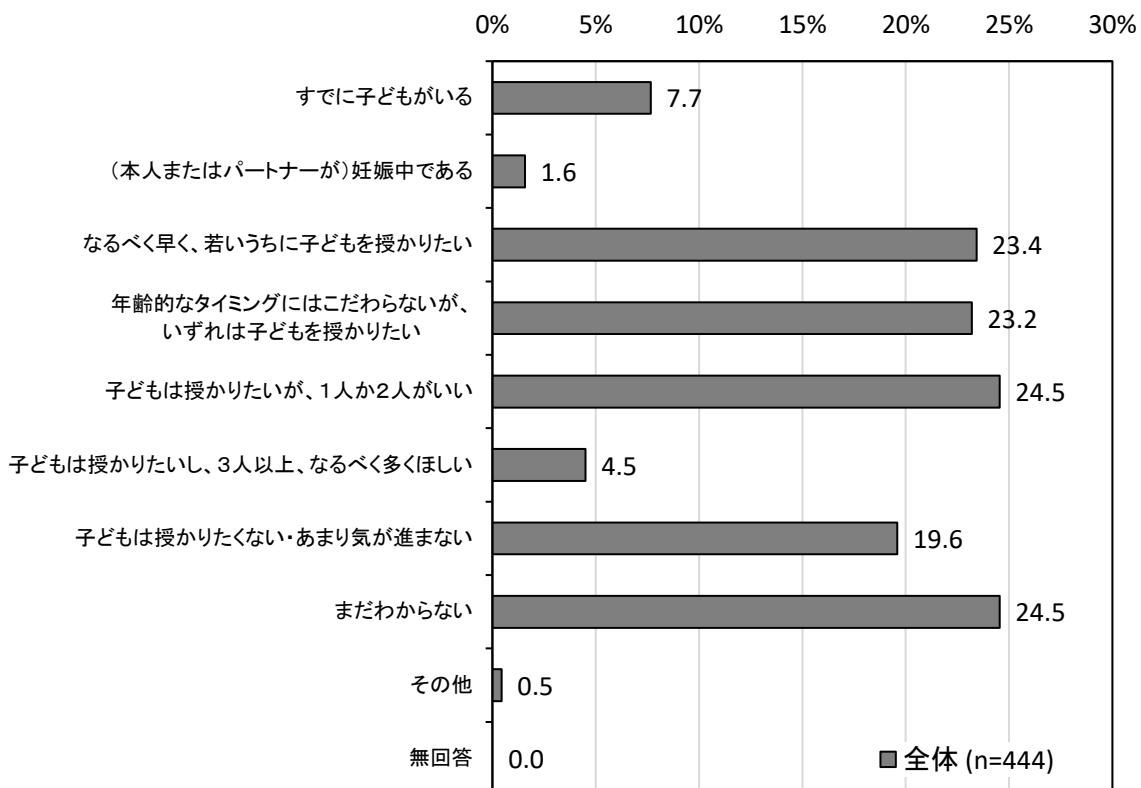


⑧ 調査対象者の子どもを授かることについての状況や考え方

「子どもは授かりたいが、1人か2人がいい」、「まだわからない」がそれぞれ24.5%と最も高く、次いで「なるべく早く、若いうちに子どもを授かりたい」が23.4%、「年齢的なタイミングにはこだわらないが、いずれは子どもを授かりたい」が23.2%となっています。

また、回答を区分してみると、「なるべく早く、若いうちに子どもを授かりたい」から「子どもは授かりたいし、3人以上、なるべく多くほしい」を足した『子どもがほしい』の割合は53.6%、「子どもは授かりたくない・あまり気が進まない」という『子どもがほしくない』の割合は19.6%、「まだわからない」という『わからない』の割合は24.5%となっています。

なお、本設問は当てはまる選択肢をすべて選ぶ設問のため、1人の回答者が同区分内で2つ以上選択している場合は1件として集計しています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 調査から把握した基本施策につながる課題

(1) 令和4年「小田原市子どもの生活実態調査」結果から把握した課題

19ページに既述したとおり、子どもの貧困対策を進めるに当たり、子どもの回答結果と、世帯収入の水準や家庭環境との関連を分析する必要があることから、本調査では便宜上、過去に他自治体で行われた調査において、困窮世帯と非困窮世帯とで異なる傾向がみられやすかった設問（小学5年生調査では37項目、中学2年生では38項目）の回答結果を判定要素とした分類を行いました。

分類は、該当項目が13項目以上の場合は「A群」、7～12項目の場合は「B群」、6項目以下の場合は「C群」とグループ分けし、グループごとの集計・分析を行いました。

「C群」、「B群」、「A群」の順に生活困難の度合いが高くなる可能性があると判断します。

その結果、グループ別にみると、小学5年生では「A群」が2.5%、「B群」が19.7%、「C群」が67.5%となっています。中学2年生では「A群」が5.3%、「B群」が26.0%、「C群」が50.5%となっています。

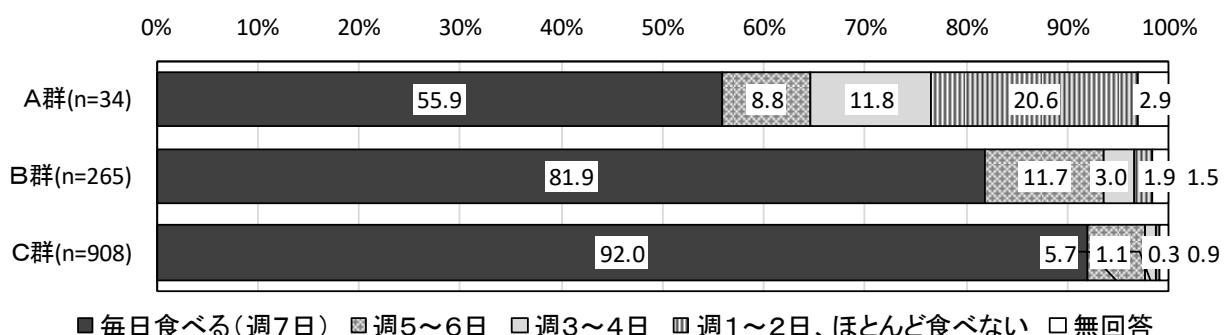
この章では、生活困難分類に応じた「調査から把握した基本施策につながる課題」を扱います。

① 経済的生活困難家庭の傾向

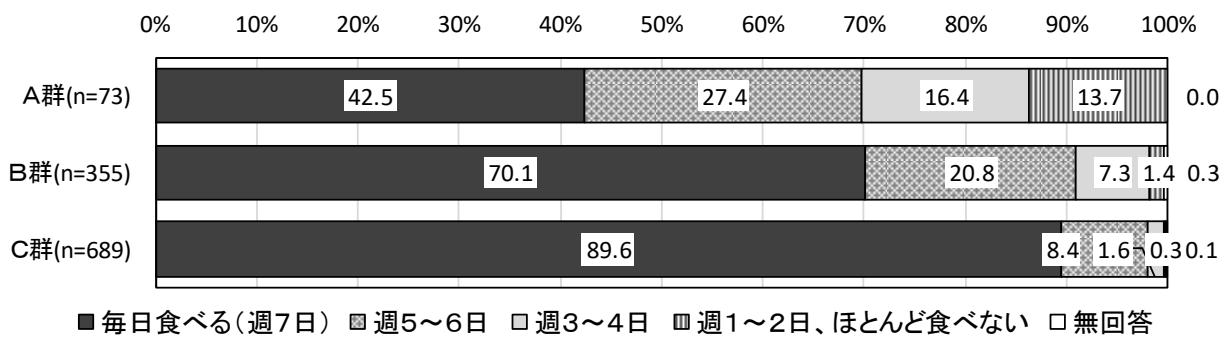
●生活困難の度合いが高くなるほど学校の長期休暇に昼食を食べていない子どもが増える

夏休みや冬休みなどの期間の昼食を週にどのくらい食べるかについてグループ別にみると、小学5年生、中学2年生ともに、生活困難の度合いが高くなるほど、「毎日食べる（週7日）」の割合が減少し、「週1～2日、ほとんど食べない」の割合が増加する傾向がみられます。

■小学5年生



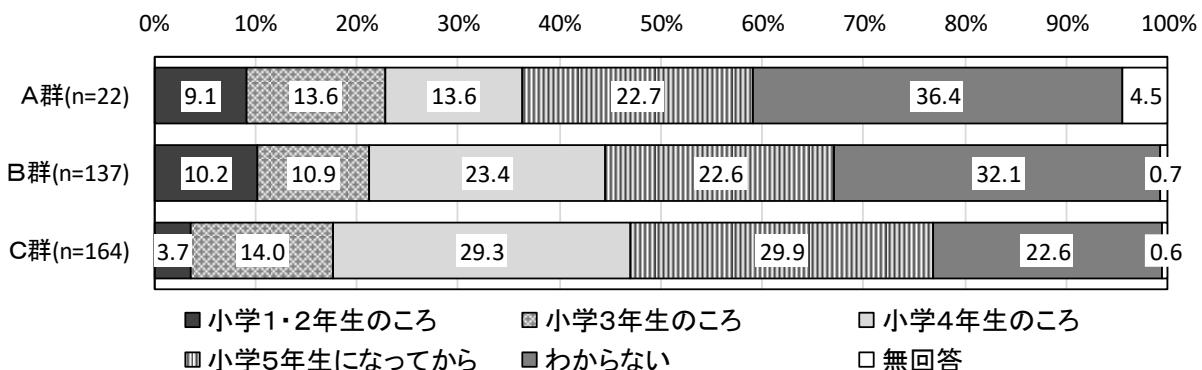
■中学2年生



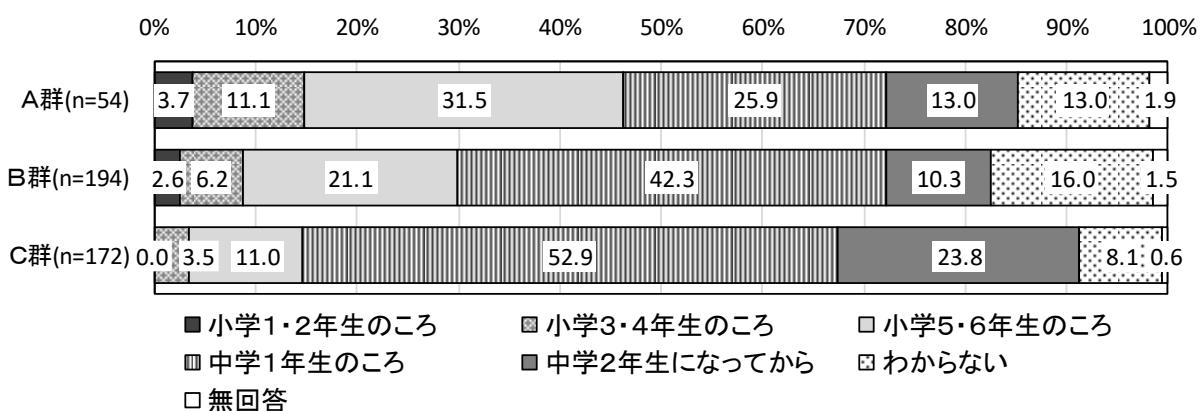
●生活困難の度合いが高くなるほど早い時期に授業についていけなくなる傾向がある

学校の授業がわかるかについて、グループ別にみると、小学5年生では、生活困難度が高いほど、「わからない」という割合が高く、「小学3年生のころ」までの割合が高くなる傾向がみられます。中学2年生では、生活困難度が高いほど、「小学5・6年生のころ」までの割合が高くなる傾向がみられます。

■小学5年生

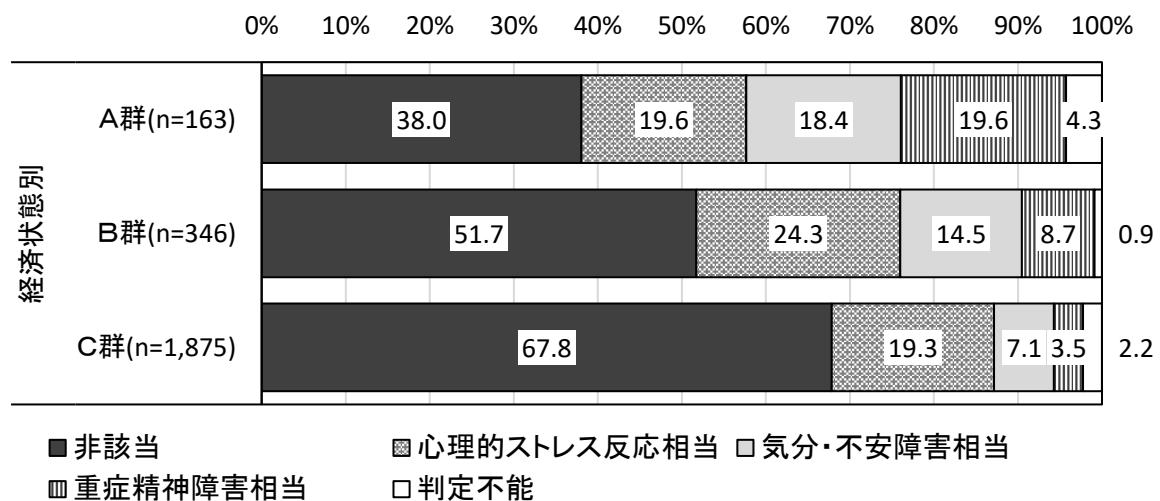


■中学2年生



●生活困難の度合いが高くなるほど保護者が心理的課題を抱えている傾向がある

経済状態別にみると、生活困難の度合いが高くなるほど、「非該当」の割合が減少し、「気分・不安障害相当」「重症精神障害相当」の割合が増加する傾向がみられます。



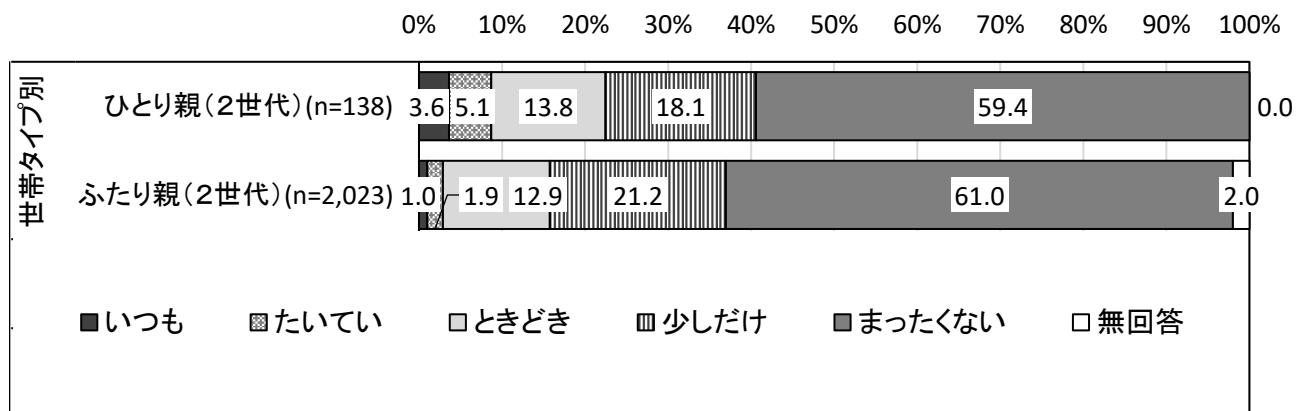
※なお、心理的課題の状況については、内閣府が令和2年3月に取りまとめた「令和元年度 子供の貧困実態調査に関する研究報告書」で示されている判定方法に基づき、この1か月間の気持ちの状態に関する回答結果から判定を行いました。

② ひとり親家庭（2世代）のニーズ

●心理的な不安定さの兆候と思われる割合が高い傾向がある

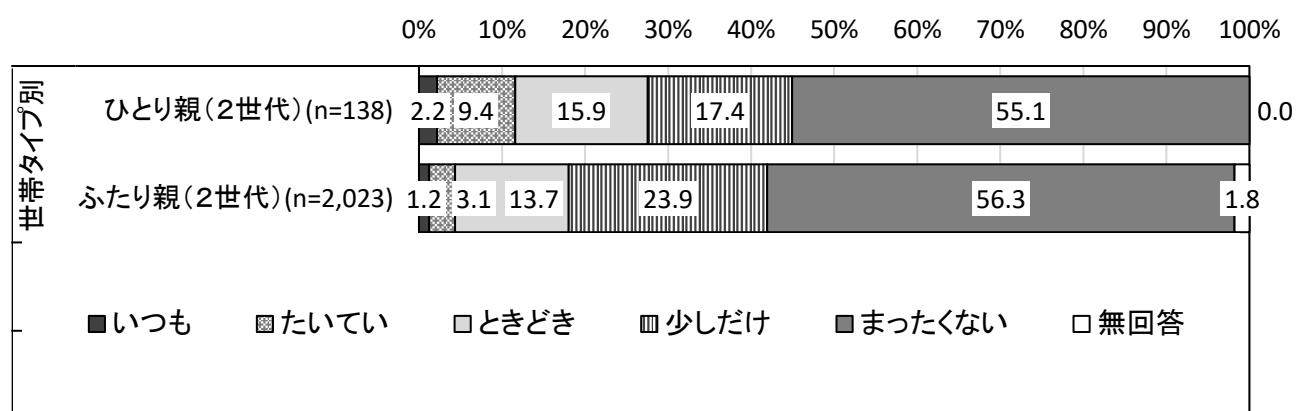
[そわそわ、落ち着かなく感じた]

そわそわ、落ち着かなく感じたかについて、世帯タイプ別にみると、『ひとり親世帯』では『いつも』と『たいてい』の割合が、『ふたり親世帯』と比較して高い傾向がみられます。



[気分が沈み、何が起こっても気が晴れないように感じた]

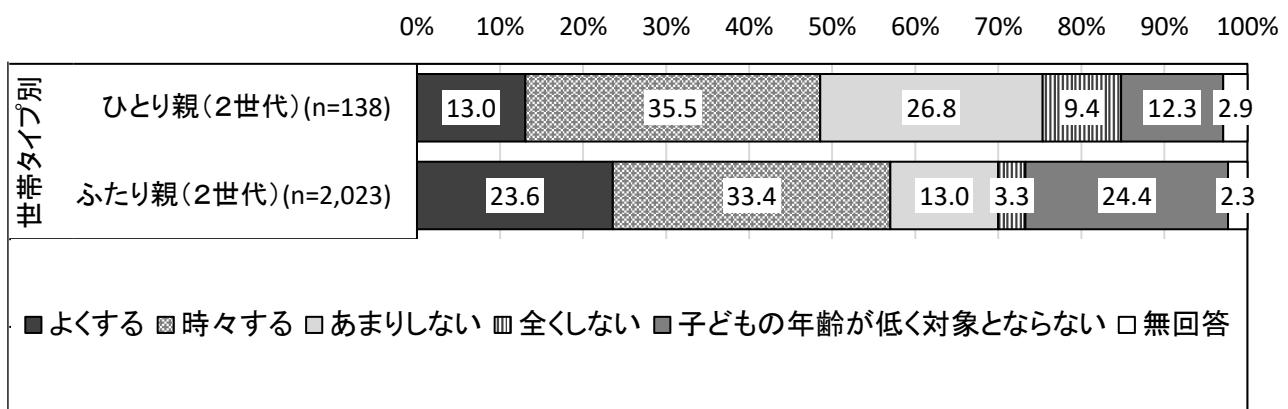
気分が沈み、何が起こっても気が晴れないように感じたかについて、世帯タイプ別にみると、『ひとり親世帯』では『いつも』と『たいてい』の割合が『ふたり親世帯』と比較して高い傾向がみられます。



●家庭で勉強を見られないと思われる傾向がある

[勉強を見る]

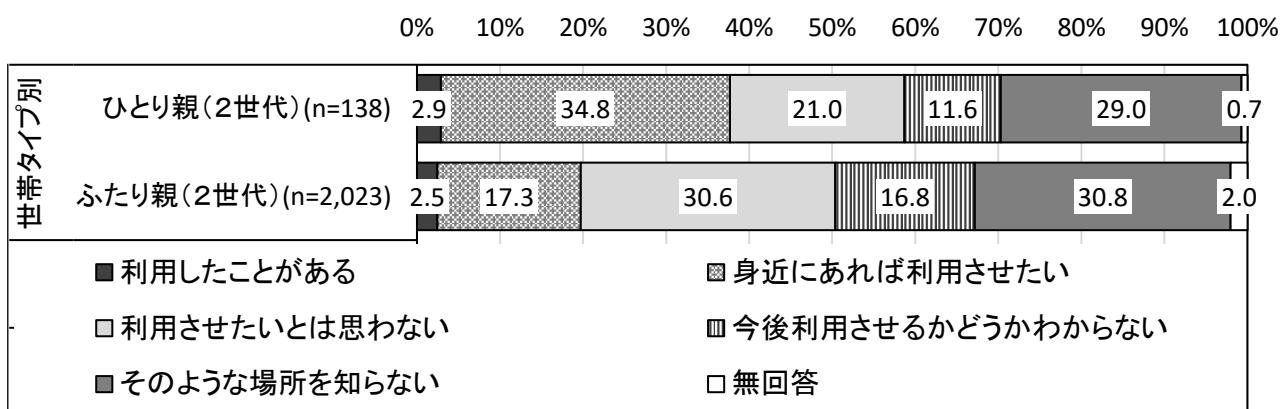
勉強を見るかについて、世帯タイプ別にみると、<ひとり親世帯（2世代同居）>では『あまりしない』と『全くしない』の割合がくふたり親世帯（2世代）>と比較して高い傾向がみられます。



●身边にあれば子ども食堂などを利用したい意向がある

[自宅、親族、友人の家以外で、食事を無料か安く食べることができる場所]

自宅、親族、友人の家以外で、食事を無料か安く食べることができる場所の利用経験や利用意向について、世帯タイプ別にみると、<ひとり親世帯（2世代同居）>では「身边にあれば利用させたい」の割合がくふたり親世帯（2世代）>と比較して高い傾向がみられます。



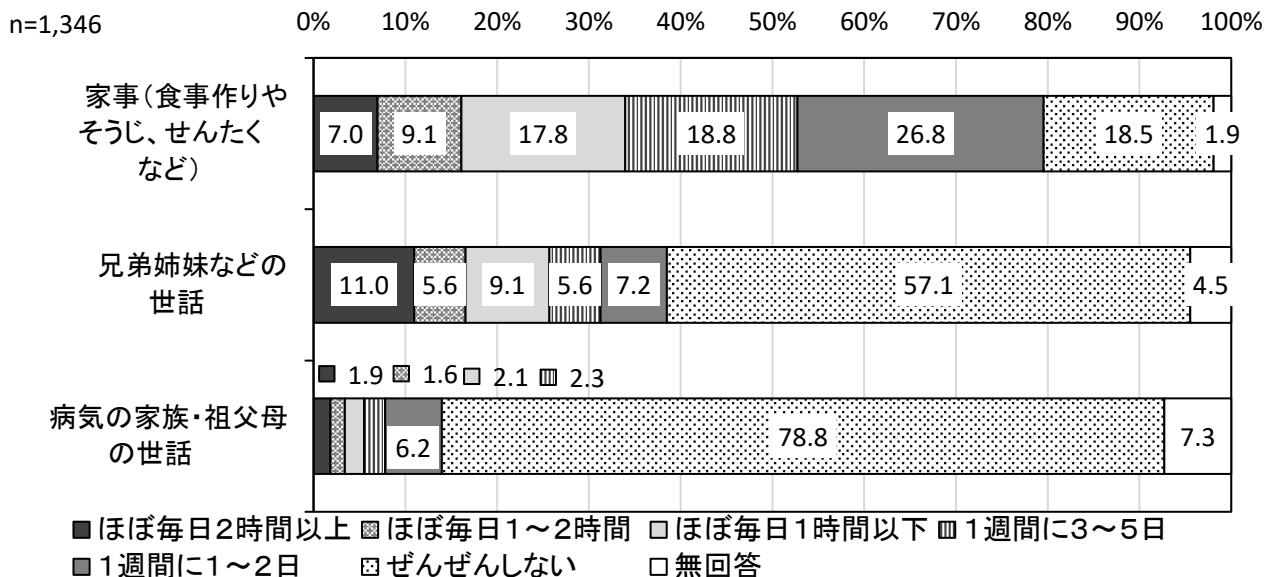
③ 家事や家族の世話をしている子どもの課題

●家事や家族の世話をほぼ毎日1時間以上している小中学生がいる

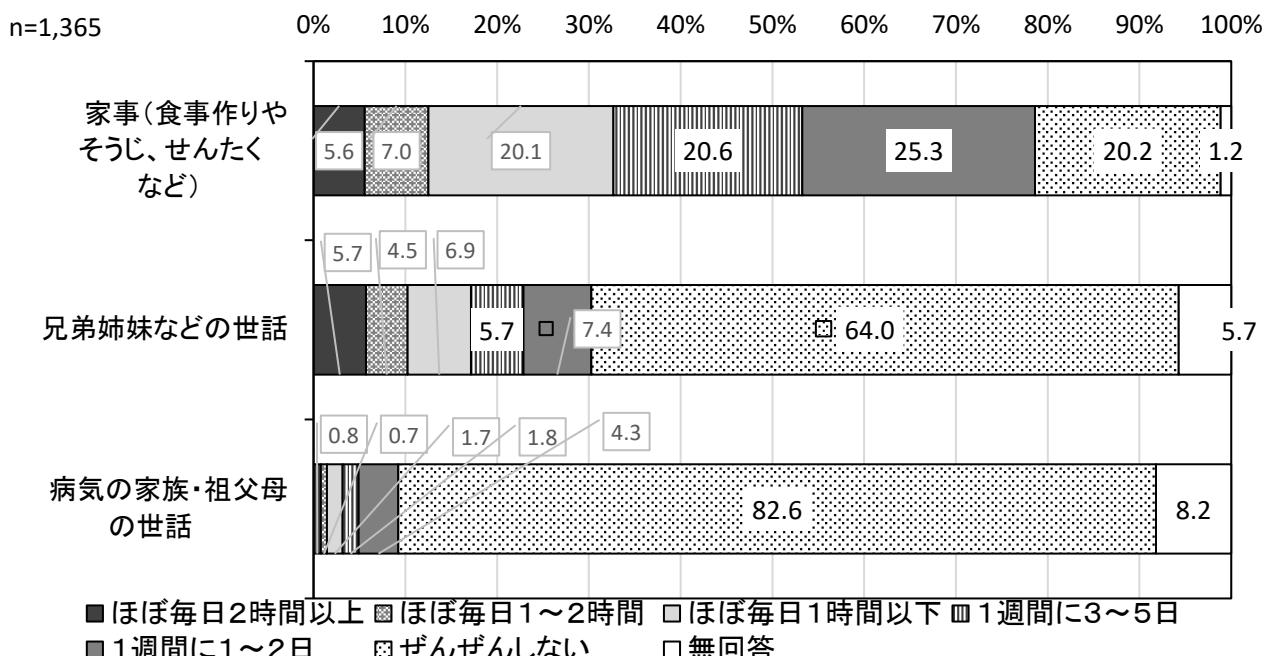
家庭内に関する項目の『ほぼ毎日1時間以上』の割合をみると、[家事（食事作りやそうじ、せんたくなど）]は小学5年生が16.1%、中学2年生が12.0%、[兄弟姉妹などの世話]は小学5年生が16.6%、中学2年生が10.2%、[病気の家族・祖父母の世話]は小学5年生が3.5%、中学2年生が1.5%となっています。

(四捨五入のため100%にならない場合があります。)

■小学5年生



■中学2年生



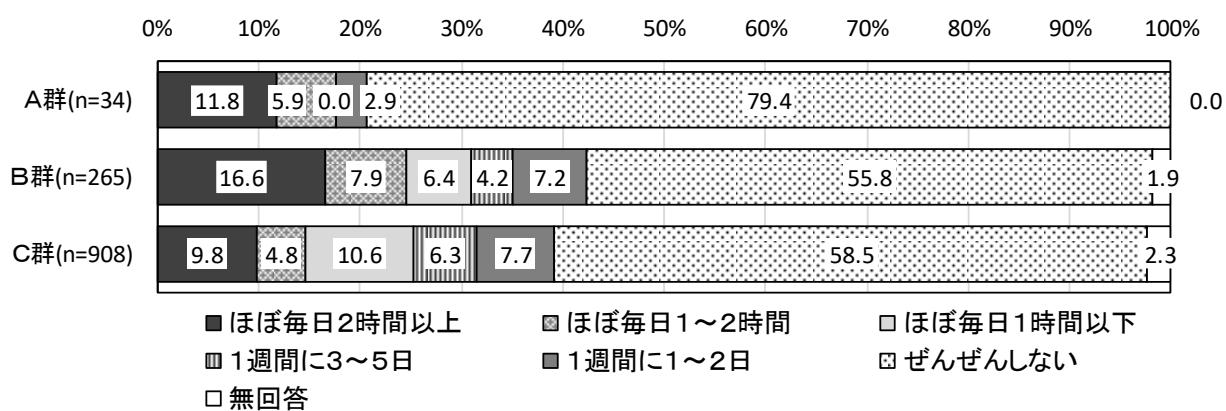
● 「家族のケアを毎日している小中学生がいる」の回答を項目別の内訳を見る

[兄弟姉妹などの世話]

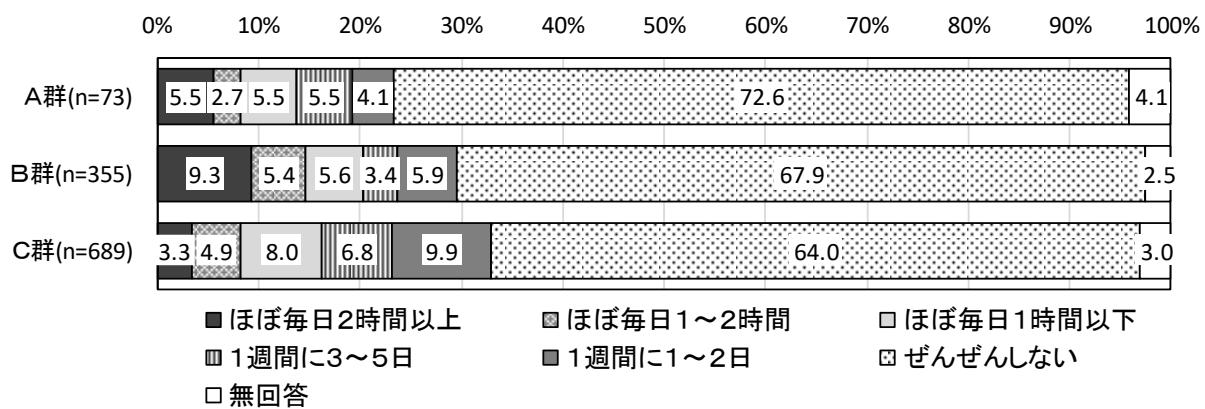
兄弟姉妹などの世話をする頻度についてグループ別にみると、小学5年生、中学2年生ともに、生活困難度が最も高い＜A群＞では、「ぜんぜんしない」の割合が高い傾向がみられます。また、＜B群＞では、小学5年生、中学2年生ともに「ほぼ毎日2時間以上」の割合が他の層と比較して高い傾向がみられます。

(四捨五入のため 100%にならない場合があります。)

■小学5年生



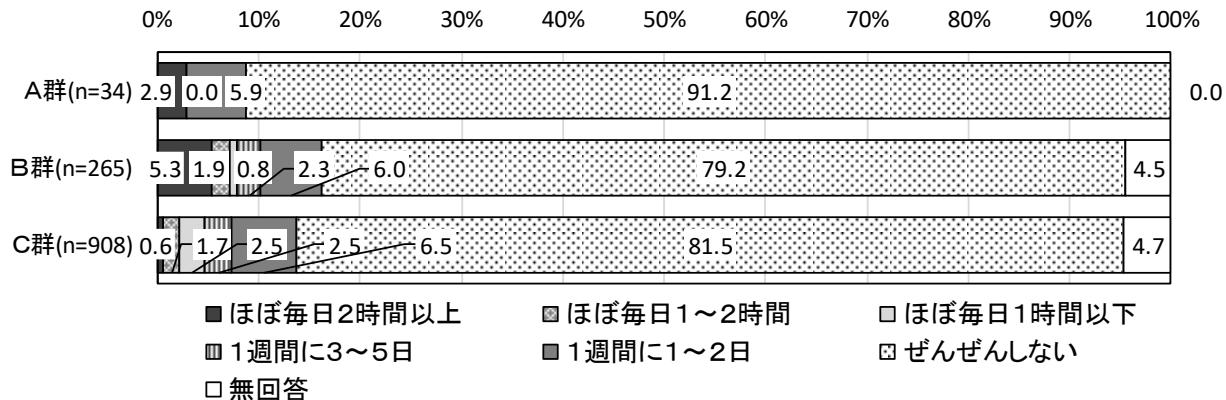
■中学2年生



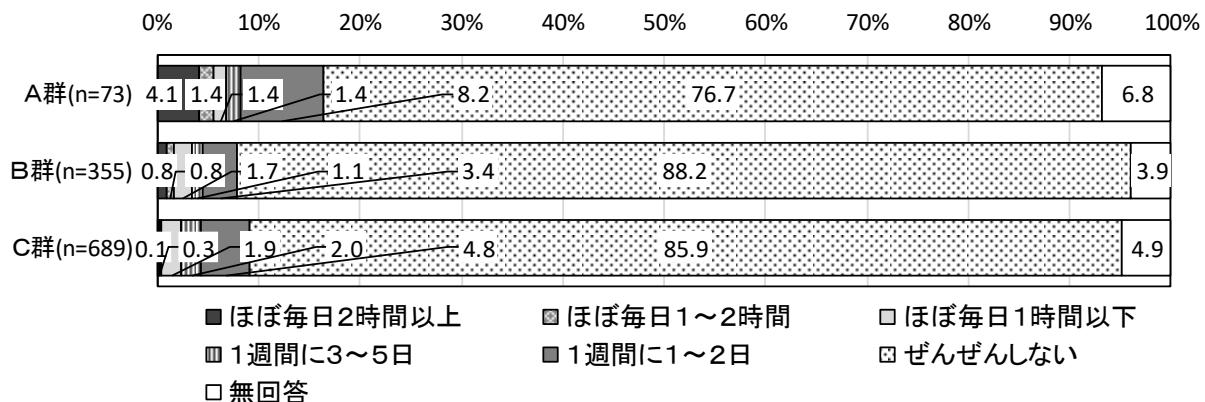
[病気の家族・祖父母の世話]

病気の家族・祖父母の世話をする頻度についてグループ別にみると、小学5年生、中学2年生ともに、おおむね全体と同様の傾向がみられます。
 (四捨五入のため 100%にならない場合があります。)

■小学5年生



■中学2年生



(2) 令和6年「小田原市子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート調査」結果から把握したニーズ

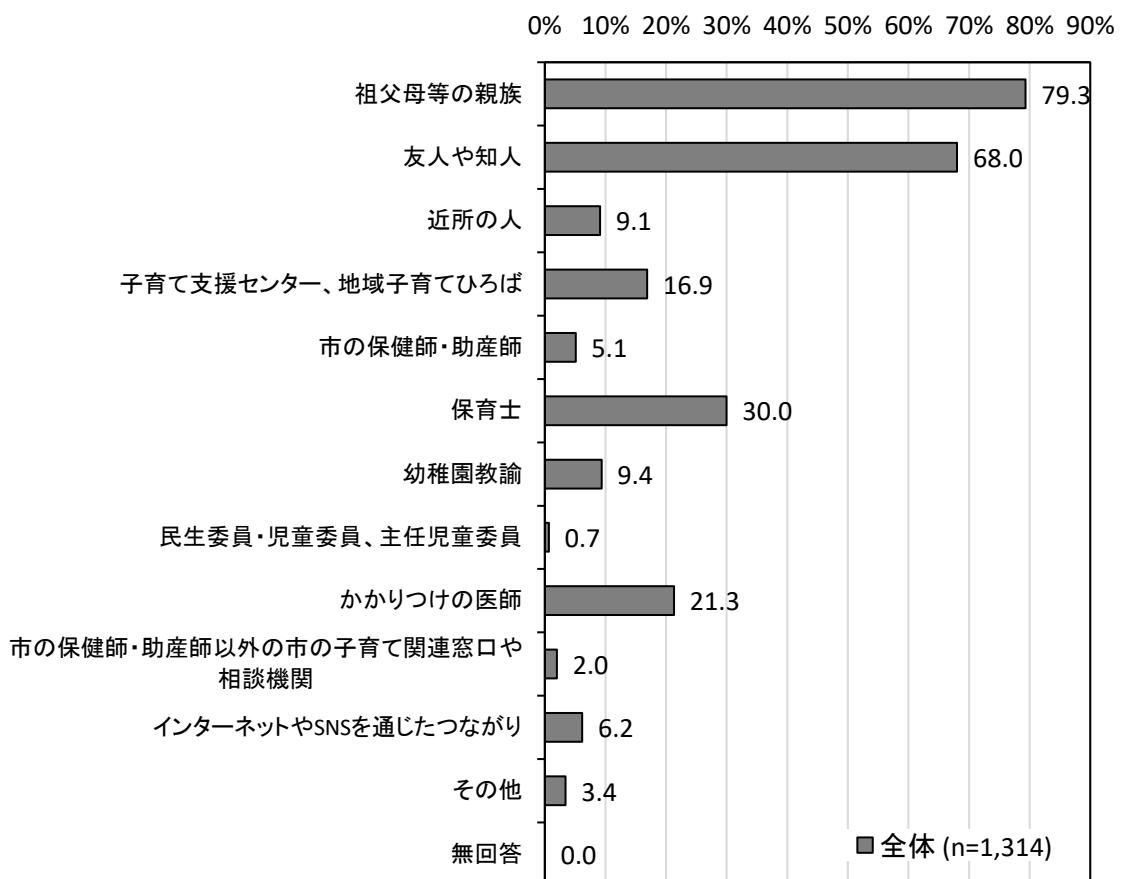
① 未就学児の保護者のニーズ

●身近な場所で気軽に相談できることが求められている

「祖父母等の親族」が79.3%（前回調査時83.1%）と最も高く、次いで「友人や知人」が68.0%（前回調査時76.1%）、「保育士」が30.0%（前回調査時28.1%）、「かかりつけの医師」が21.3%（前回調査時17.8%）、「子育て支援センター・地域子育てひろば」が16.9%（前回調査時17.3%）となっています。

家族、親族、友人等以外では、保育所、幼稚園、医療機関を始めとする日頃から利用することが多い場所を気軽に相談できる先と考えている保護者が多いことから、まずは身近な場所で、気軽に相談できることが求められていると考えられます。（複数回答）

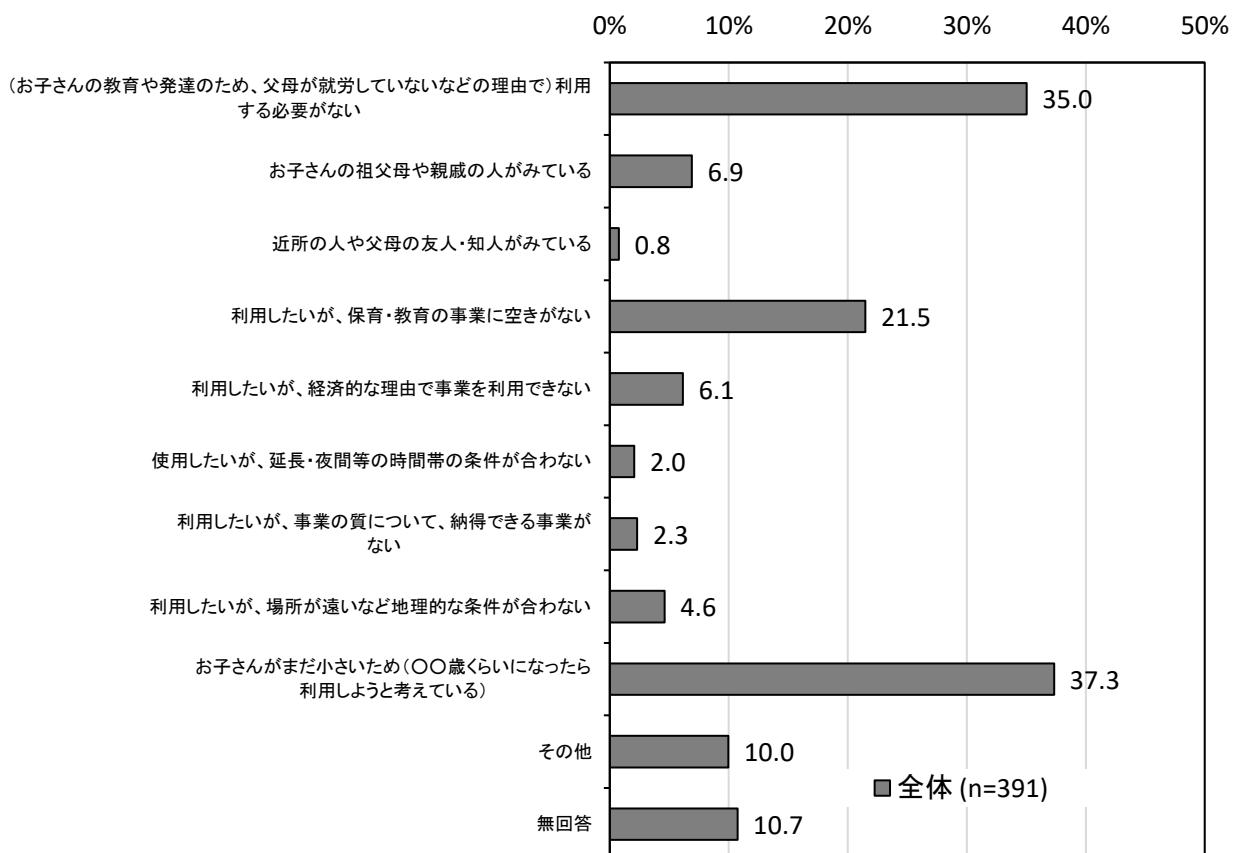
[お子さんの子育てに関して、気軽に相談できる先は、誰か（どこか）示した割合]



●幼児教育・保育のニーズに応じた質・量の充実が求められている

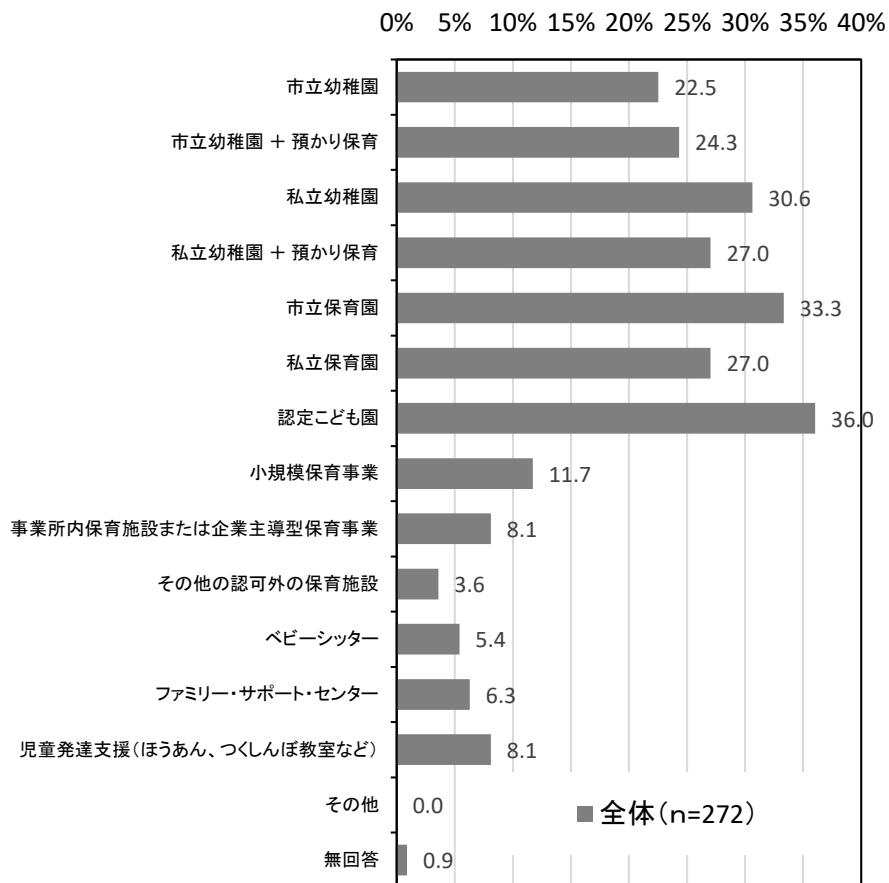
現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていない方で、その利用していない理由を「(お子さんの教育や発達のため、父母が就労していないなどの理由で)利用する必要がない」と回答している割合が35.0%、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」と回答している割合も21.5%（前回調査時23.1%）と2割以上となっており、“希望する”保育・教育の事業に空きがないと考えられることから、希望の高い幼稚園や保育所などの受け入れ枠の確保という課題は残っています。（複数回答）

[「定期的な教育・保育の事業」を利用されていない理由]



●認定こども園へのニーズがある

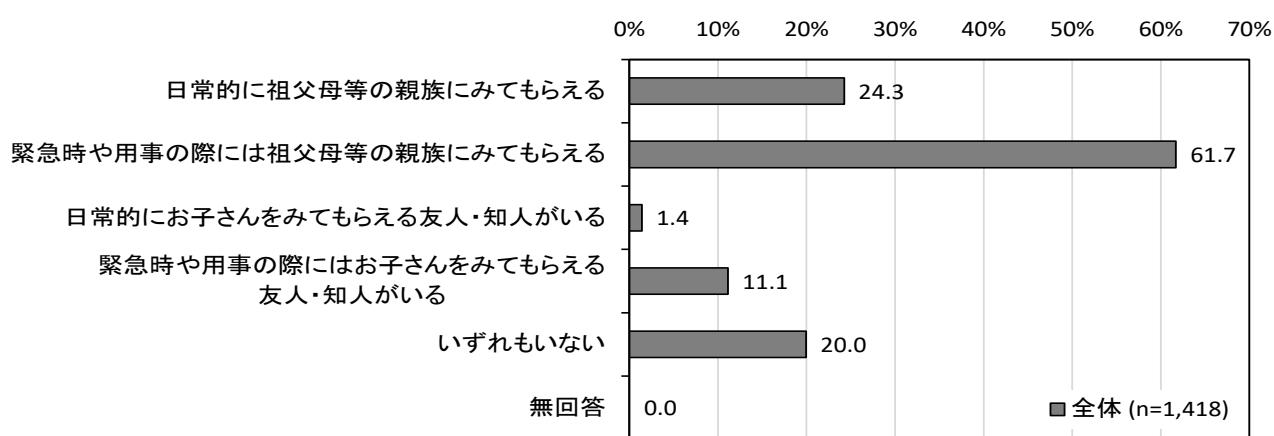
未就労の母親の就労希望別にみると、「すぐにでも、もしもくは1年以内に就労したい」との希望を持つ人で「認定こども園」を希望している人が36.0%となっていることから、保育園だけでなく、認定こども園の利用につながる潜在的なニーズがあることがわかります（回答数272件、複数回答）。



●緊急時や用事の際にはお子さんをみてもらえる人がいない世帯が2割存在する

日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますかとの問い合わせで、緊急時や用事の際にはお子さんをみてもらえる人がいないと答えた方は20.0%でした。市としては、利用できる制度の普及が必要です。（1,418件、複数回答）。

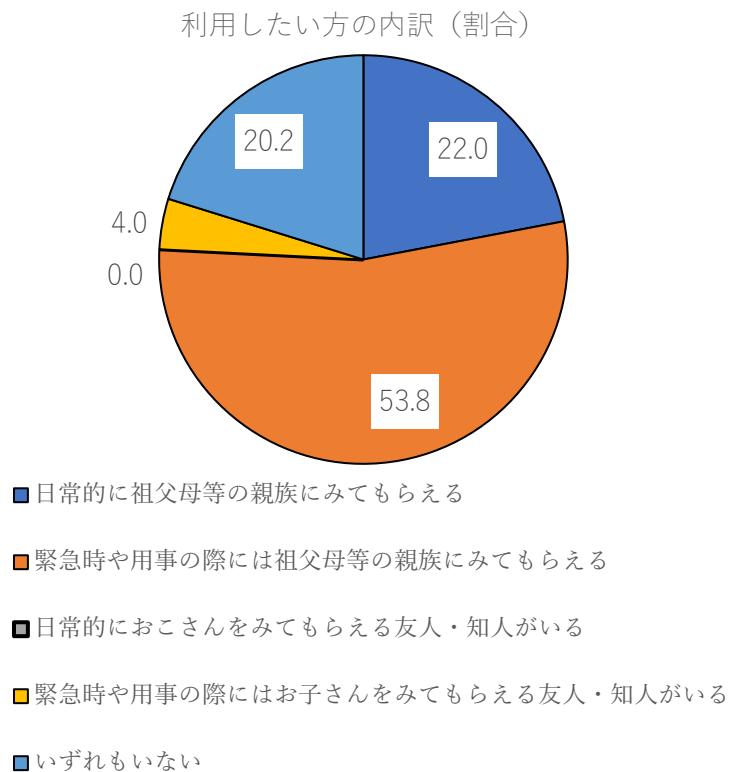
[緊急時や用事の際にお子さんをみてもらえる人がいる割合]



●既存の「一時保育預かり事業」の充実と新設の「こども誰でも通園制度」の利用が求められている

[こども誰でも通園制度の利用を希望している割合]

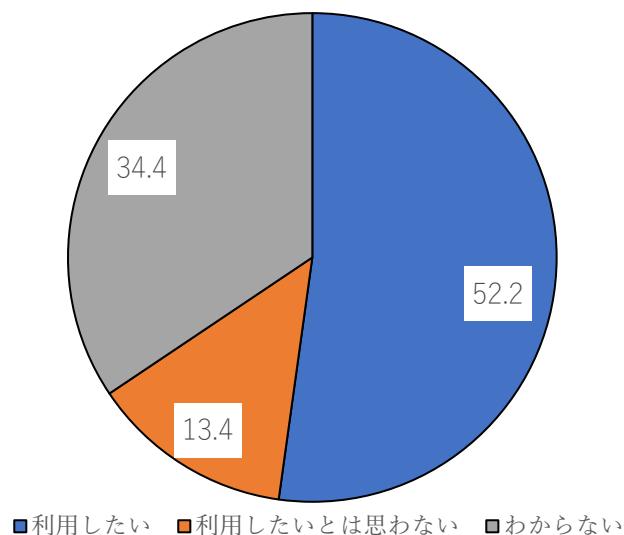
こども誰でも通園制度を利用したいと回答した方のうち、緊急時や用事の際にはお子さんをみてもらえる人がいる割合はグラフのとおりで、親族・知人がいる・いないにかかわらず、親族等の負担などを考慮すると「こども誰でも通園制度」を利用したい方がいます。令和8年度から国では制度を本格実施するとしており、市としては、制度動向を注視するとともに、運用にあたっては、「こども誰でも通園制度」の趣旨の普及が必要です。



[緊急時や用事の際にお子さんをみてもらえる人がいない家庭でこども誰でも通園制度の利用を希望している割合]

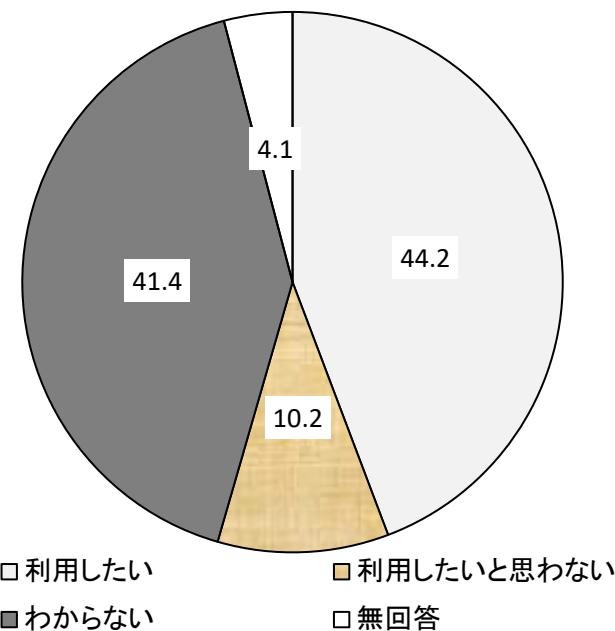
緊急時や用事の際にお子さんをみてもらえる人がいないと答えた方のうちの52.2%が「こども誰でも通園制度」の利用を希望している状況があります。

お子さんを見てもらえる方（親族等や知人）
がいずれもいない人



国が創設を目指す「子ども誰でも通園制度」について、「祖父母等の親族にみてもらえる」方でも、44.2%の方がこの制度を希望している状況があります。 (四捨五入の関係で100%になりません。)

[子ども誰でも通園制度の利用を希望している割合]

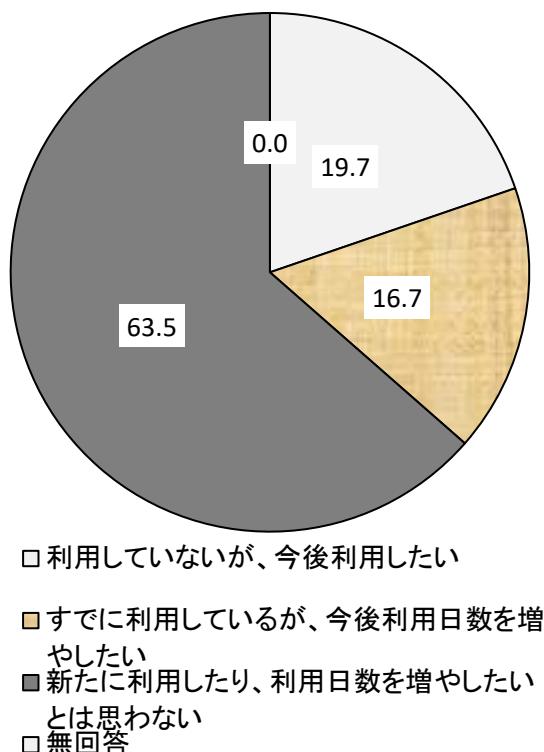


●子育て支援センターや地域子育てひろばには潜在的なニーズがある

子育て支援センターや地域子育てひろばの今後の利用希望は、「利用していないが、今後利用したい」が19.7%（前回調査時20.3%）と、「量的な」潜在的なニーズがあることがわかります。

(四捨五入の関係で100%になりません。)

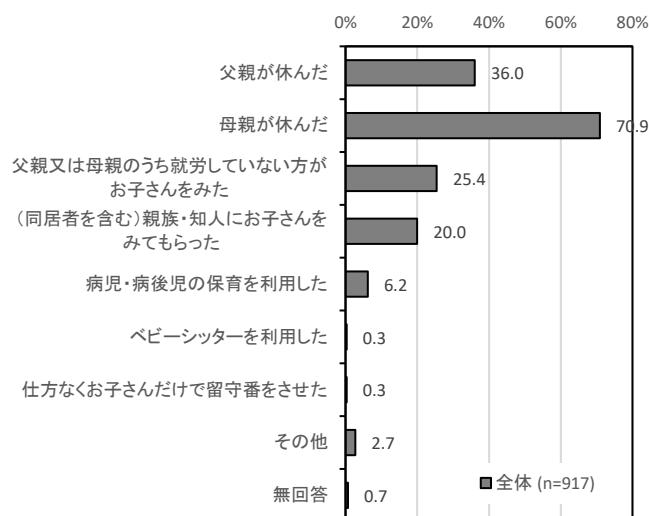
[子育て支援センターの利用の希望の希望状況]



● 病児保育の必要性が高まっている一方で情報の不足や費用が課題となっている

[子どもの病気やけがで普段利用している教育・保育の事業ができなかつ際の対処方法]

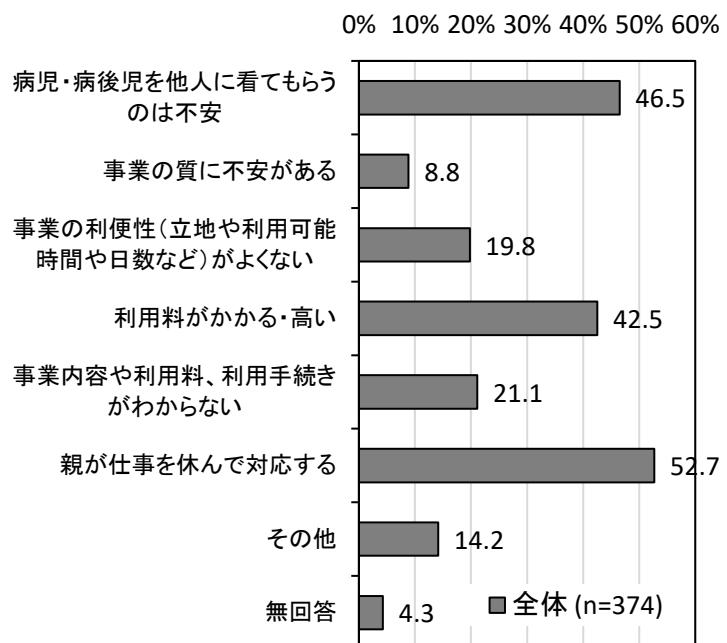
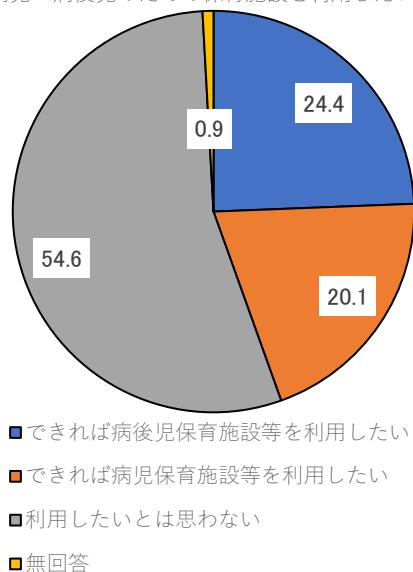
子どもが病気やけがで普段利用している教育・保育事業が利用できなかつた場合に、この1年間に行った対処方法は、「母親が休んだ」が70.9%（前回調査時66.2%）と最も高く、次いで「父親が休んだ」が36.0%（前回調査時27.3%）、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が25.4%（前回調査時30.3%）となっています。少ないながら「仕方なくお子さんだけで留守番をさせた」という回答があることも、課題であると考えられます。



[できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したいとは思わない理由]

お子さんが病気の時に「母親が休んだ」または「父親が休んだ」のどちらかを選択した方のうち、「できれば病後児保育施設等を利用したい」「できれば病児保育施設等を利用したい」と回答した割合は、それぞれ24.4%（前回調査時21.6%）、20.1%（前回調査時18.5%）、「利用したいとは思わない」が54.6%（前回調査時58.1%）となっており、前回調査時と比較して利用したいという割合が高くなっています。利用しない理由について、親が仕事を休んで対応、他人に見てもらうのは不安といった価値観や情報不足といった要因が多く、保護者の心情・価値観といった理由が大きいと考えますが、約4割の方が「利用料がかかる・高い」と答えており、費用も利用しない要因の一つとも考えられます。

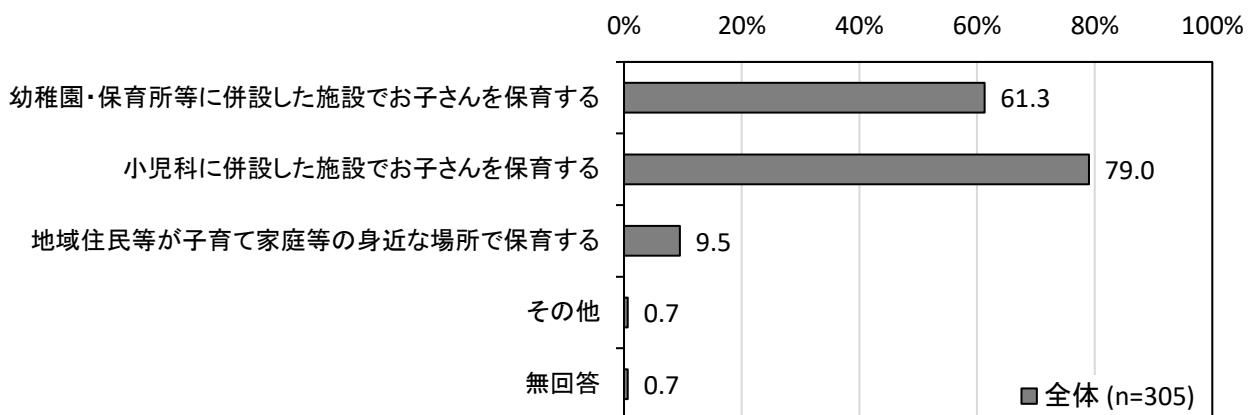
父親が休んだ・母親が休んだと回答した方のうち、病児・病後児のための保育施設を利用したい割合



● 病後児保育施設や病児保育施設の望ましい形態がある

「小児科に併設した施設でお子さんを保育する」が79.0%と最も高く、次いで「幼稚園・保育所等で併設した施設でお子さんを保育する」が61.3%、「地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する」が9.5%となっています。

[お子さんが病気の際に「母親が休んだ」または「父親が休んだ」のどちらかを選択した方で、その際、利用したいサービスの割合

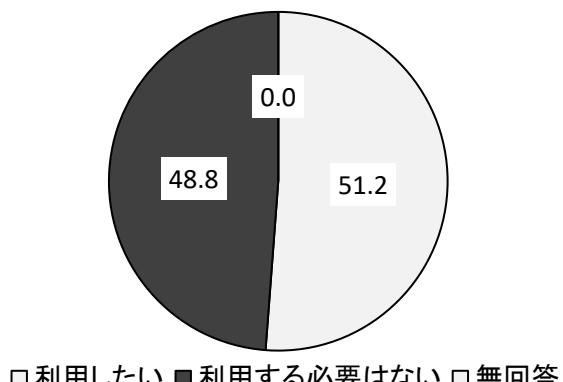


● 子どもの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりなどの潜在的ニーズがある

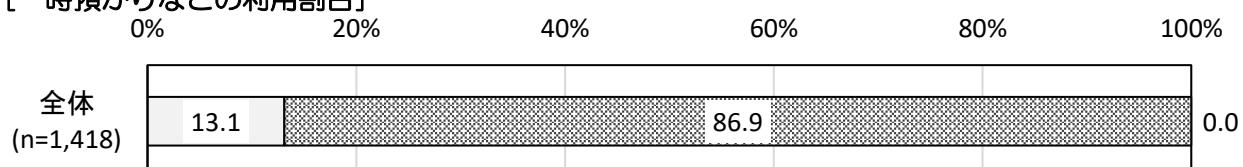
[子どもの不定期な教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりなどのサービスを利用したい割合]

子どもの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりなどの利用については、「利用していない」と答えた方が86.9%います（中：横棒グラフ）が、今後については「利用したい」が51.2%、「利用する必要はない」が48.8%となっています（右：円グラフ）。

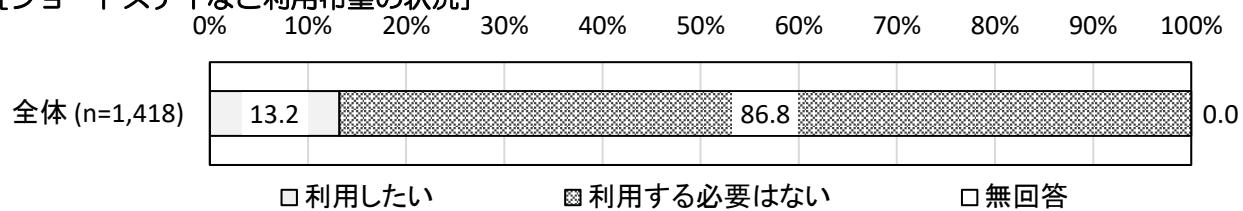
また、ショートステイなどの宿泊を伴う一時預かりについては、「利用したい」という割合も13.2%と一定数います（下：横棒グラフ）。



[一時預かりなどの利用割合]



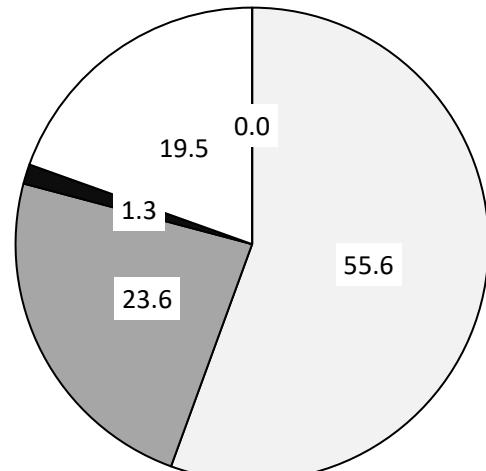
[ショートステイなど利用希望の状況]



●育児休業や短時間勤務制度など職場での両立支援制度の周知が必要である

[育児休業給付、保険料免除などお子さんが病気の際に「母親が休んだ」または「父親が休んだ」のどちらかを選択した方で、その際、サービスを利用したい割合]

育児休業や短時間勤務制度の認知度が半数を超える一方、「育児休業給付のみ知っていた」が23.6%（前回調査時29.8%）、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」が19.5%（前回調査時26.1%）となっています。取得できていない理由をさらに分析して、育児休業をとりやすいように働きかけていくほか、制度の一層の周知も必要であると考えます。



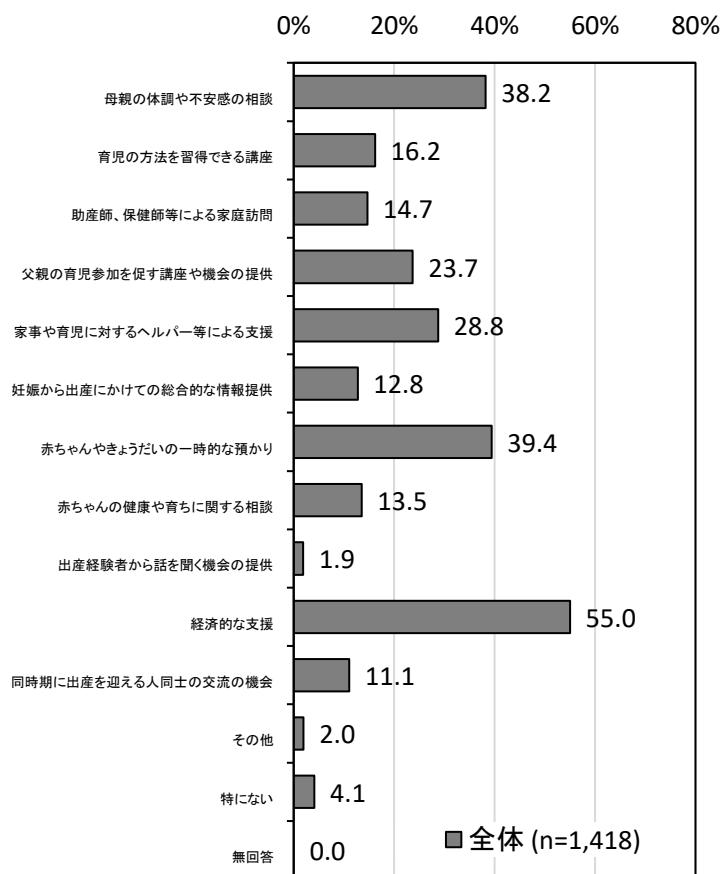
□ 育児休業給付、保険料免除のい
ずれも知っていた
■ 育児休業給付のみ知っていた

■ 保険料免除のみ知っていた
□ 育児休業給付、保険料免除のい
ずれも知らなかった

●妊娠中の経済的な支援が求められている

[妊娠中や出産後に必要だと思うサービスの割合]

妊娠中や出産後に必要だと思うサービスは、「経済的な支援」が55.0%（前回調査時43.7%）と最も高く、次いで「赤ちゃんやきょうだいの一時的な預かり」が39.4%（前回調査時39.5%）、「母親の体調や不安感の相談」が38.2%（前回調査時36.0%）となっており、「経済的な支援」を求めている方は前回調査時より11.3ポイント高くなっています。



●経済的な面での暮らしづらりに苦しさを感じている子育て家庭は微増している

[経済的な面での暮らしの状況]

経済的な面での暮らしの状況は、「ふつう」が46.1%（前回調査時50.3%）と最も高いものの、「やや苦しい」、「大変苦しい」がそれぞれ28.1%（前回調査時27.3%）、11.7%（前回調査時8.1%）と、前回調査とほぼ同様の結果ですが、子育て家庭の経済的な暮らしづらりに苦しさを感じている家庭が僅かではありますが、増えています。

（四捨五入の関係で100%になりません。）

(注) 未就学児調査（回答数1,418件）の結果ですが、前項は妊娠中や出産後に必要なサービスに対して、本項は経済的な面での暮らしの状況に対して、それぞれ別項目の回答です。

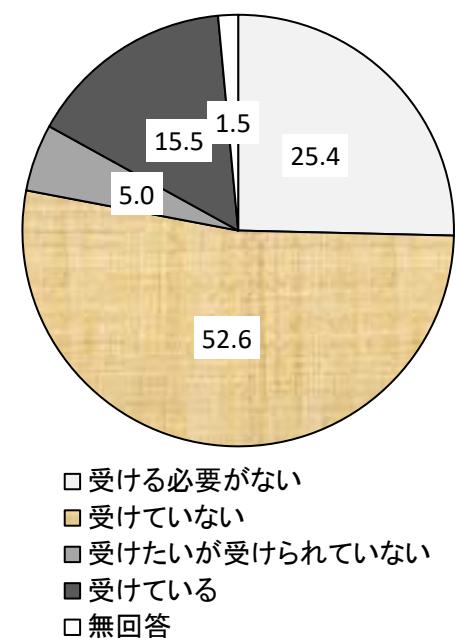
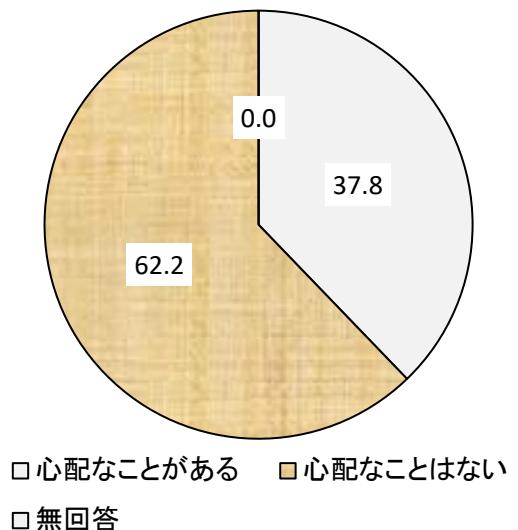
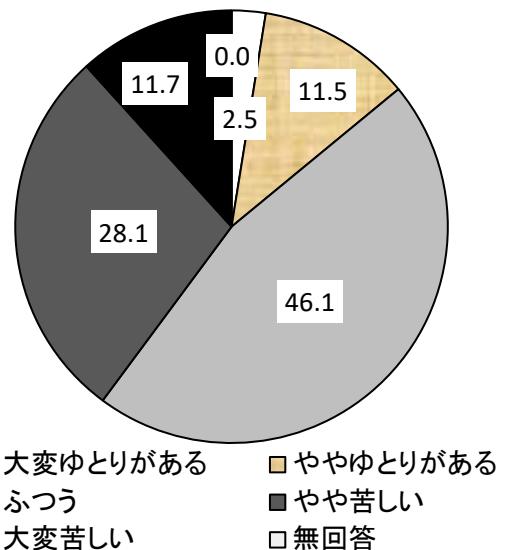
●子どもの心身の成長について相談しやすい環境が必要である

[子どもの心身の成長に関する心配ごとの有無の割合]

子どもの心身の成長に関する心配ごとがあると答えた人は全体の37.8%います。

[子どもの心身の成長に関する「心配なことがある」と回答した方の心配な事に対し、児童発達支援事業（ほうあんふじ、うみ、つくしんぼ教室など）などの支援を受けている割合]

子どもの心身の成長について、「心配なことがある」と答えた方のうち児童発達支援を利用している方は15.5%です。

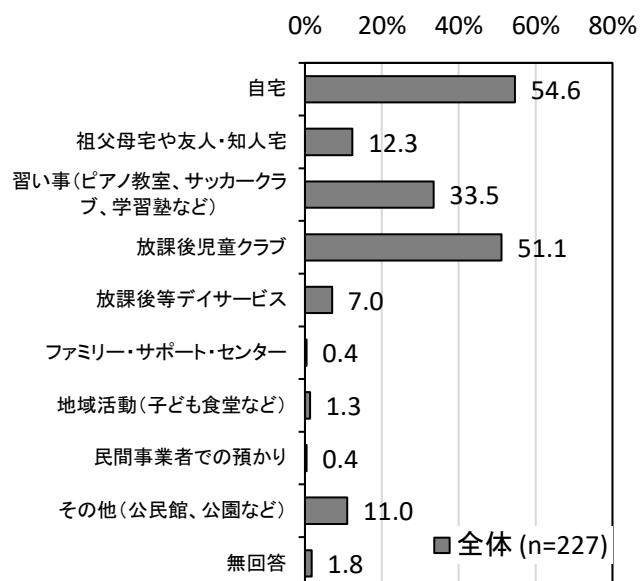


[未就学児が小学校低学年(1～3年)になったときの放課後の過ごし方についての保護者希望割合]

●放課後児童クラブを利用したい意向が高い状況にある

未就園児の保護者の小学校低学年(1～3年生)になったときの放課後の過ごし方の希望では「自宅」が54.6%（前回調査時53.3%）と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」が51.1%（前回調査時44.9%）となっており、前回調査時と比較して「放課後児童クラブ」が6.2ポイント高くなっています。

放課後児童クラブの利用については、過去5年間待機児童〇人であり、ニーズ量に対応できている状態です。

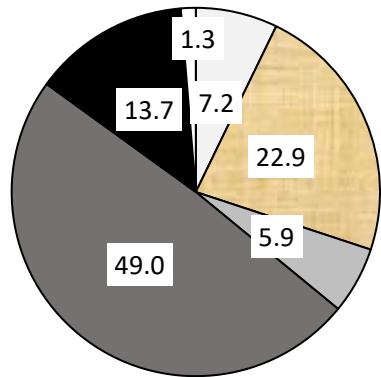


② 小学生の保護者のニーズ

[母親の就労意向の割合]

●母親の就労支援が必要である

「就労希望はない」が 13.7%となっていますが、「子どもが大きくなったら就労したい」が 49.0%と最も高く、次いで「就労希望はあるが、時間や場所などの条件が合う仕事が見つからない」が 22.9%となっています。希望する母親の就労を促進する取り組みが必要になります。

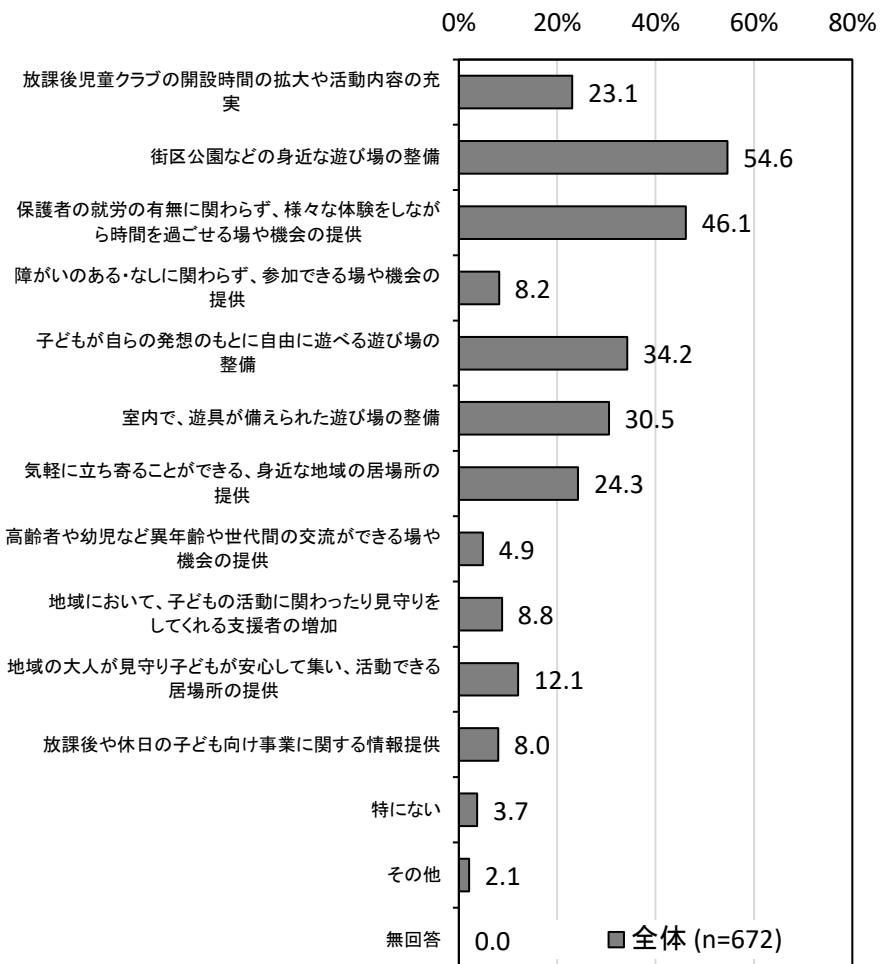


- 半年以内に就労する見込みがある
- 就労希望はあるが、時間や場所などの条件が合う仕事が見つからない
- 就労希望はあるが、子どもを預ける場所がない
- 子どもが大きくなったら就労したい
- 就労希望はない

●小学生が放課後を過ごす地域の環境の充実が必要である

小学生が放課後を過ごす環境について今後望むことは、「街区公園などの身近な遊び場の整備」が 54.6%（前回調査時 42.4%）と最も高く、前回調査時と比較して 12.2 ポイント高くなっています。

次いで「保護者の就労の有無に関わらず、様々な体験をしながら時間を過ごせる場や機会の提供」が 46.1 %（前回調査時 43.8%）、「子どもが自らの発想のもとに自由に遊べる遊び場の整備」が 34.2%（前回調査時 31.5%）となっており、子どもが過ごす場や機会の充実が望まれます。

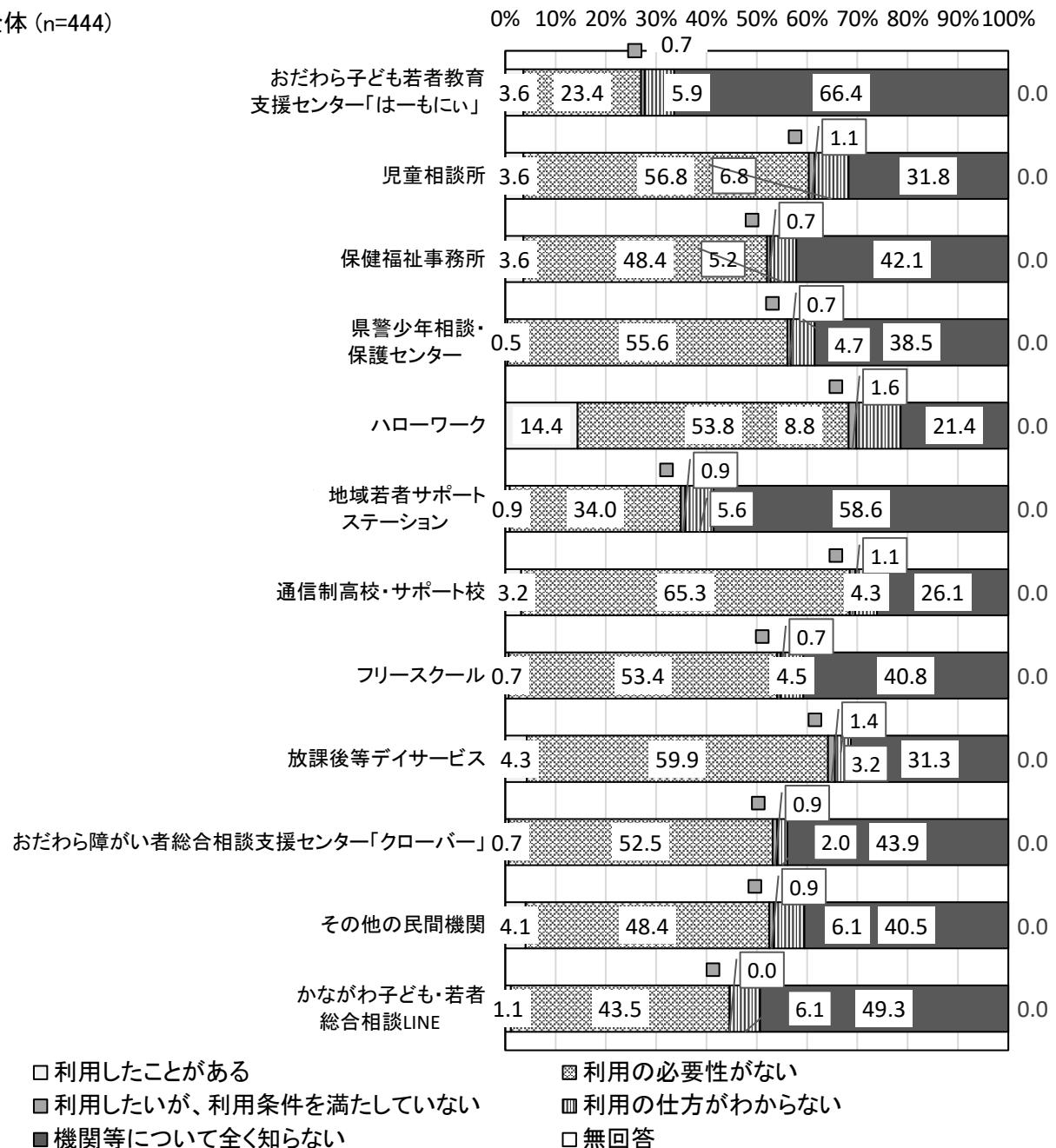


③ 若者のニーズ

●相談・支援機関の周知が必要である

[各種機関ごとの認知度の状況]

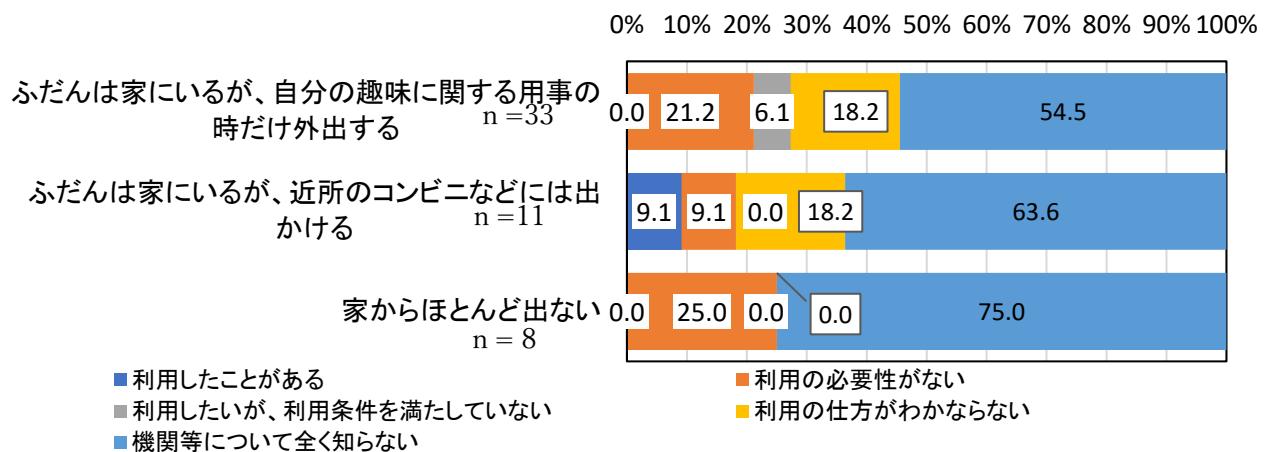
全体 (n=444)



“ハローワーク”で「利用したことある」が他の項目よりも高くなっています。なお、すべての項目において「利用の必要性がない」～「機関等について全く知らない」を足した『利用したことない』の割合が高くなっています。また、“おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにい」”、“地域若者サポートステーション”で「機関等について全く知らない」が高くなっています。

● 「はーもにい」が有する機能と役割を広く周知することが必要である

[ふだん家にいることが多い方にとっての「はーもにい」の認知度の状況]



アンケートの参加者のうち、ふだん家にいることが多い（1割強の52人）方が、おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにい」における相談者になることが多いと考えられ、施設の存在を知ることによって、利用する可能性があると考えられますが、「機関等について全く知らない」が最も多くなっています。

[自宅での過ごし方]

●自宅での過ごし方の中で家族・祖父母の世話をする人が一定数いる

「インターネット（SNS、YouTubeなどを含む）を見る」が89.4%と最も高く、次いで「食べる、寝る」が83.6%、「ゲームをする」が57.9%となっている一方で、家族・祖父母の世話をする人が一定数います。

兄弟姉妹などの世話をする

家族・祖父母の世話をする

インターネット(SNS、YouTubeなどを含む)を見る

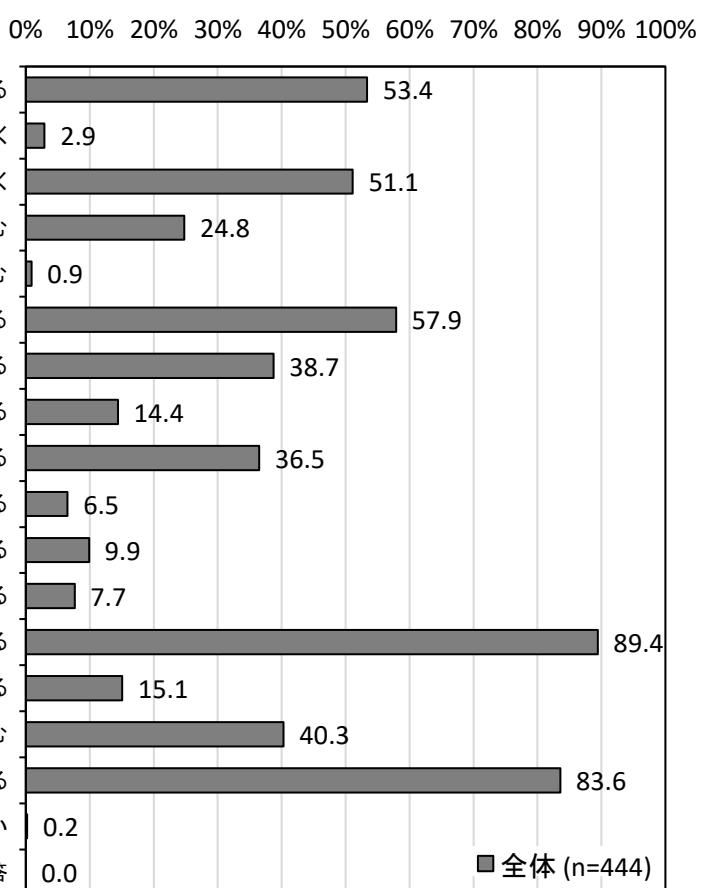
インターネット(SNS、YouTubeなどを含む)で発信する

何もしないでゆっくり休む

食べる、寝る

あてはまるものはない

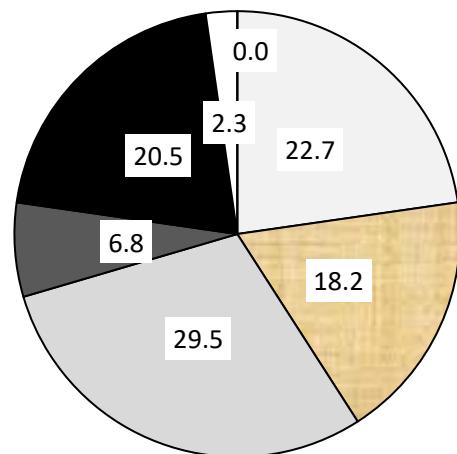
無回答



●自宅での過ごし方で「兄弟姉妹の世話をする」と回答した若者のうち 40.9%は毎日 1 時間以上になる

【兄弟姉妹などの世話をする時間】

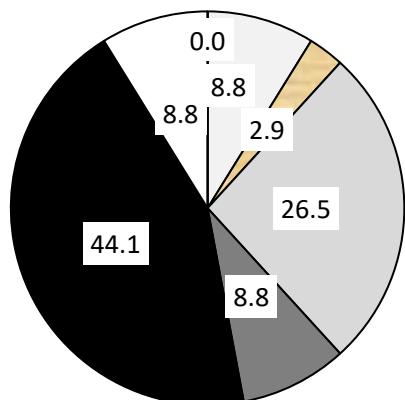
「ほぼ毎日 1 時間未満」が 29.5%と最も高く、次いで「ほぼ毎日 2 時間以上」が 22.7%、「1 週間に 1~2 日」が 20.5%となっています。



- ほぼ毎日2時間以上
- ほぼ毎日1時間以上～2時間未満
- ほぼ毎日1時間未満
- 1週間に3～5日
- 1週間に1～2日
- わからない
- 無回答

【家族・祖父母の世話をする時間】

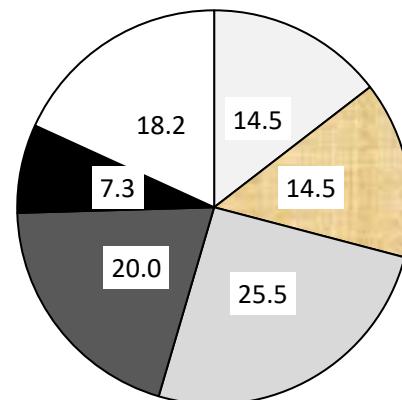
「1 週間に 1~2 日」が 44.1%と最も高く、次いで「ほぼ毎日 1 時間未満」が 26.5%となっています。
(四捨五入の関係で 100%になりません。)



- ほぼ毎日2時間以上
- ほぼ毎日1時間以上～2時間未満
- ほぼ毎日1時間未満
- 1週間に3～5日
- 1週間に1～2日
- わからない
- 無回答

【兄弟姉妹や祖父母などの世話をする方の 29%がそのことで悩んだり困ったりしている】

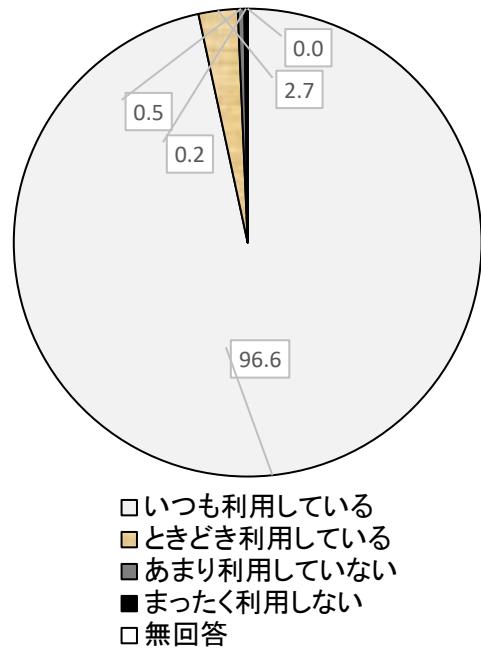
悩んだり、困ったりすることの有無について、「ほとんどない」が 25.5%と最も高いものの、「よくある」、「たまにある」もそれぞれ 14.5%となっています。



- よくある
- たまにある
- ほとんどない
- まったくない

● SNS等利用しやすいインターネットを通じた情報の収集・提供の充実が求められる

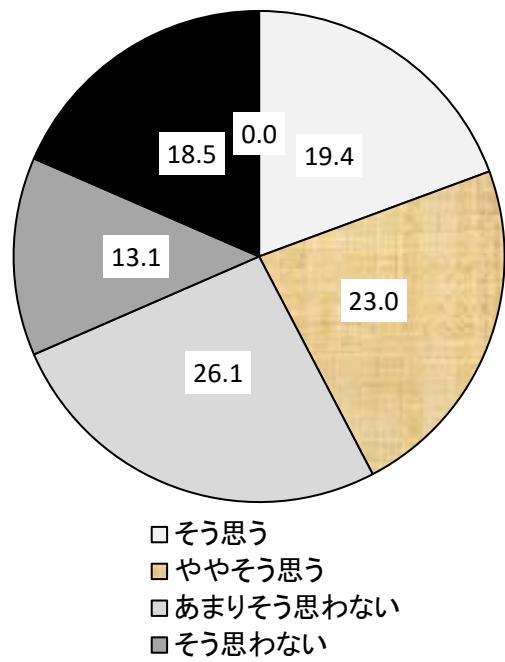
[インターネットの利用状況についての割合]
 「いつも利用している」が96.6%となっています。



● 子どもや若者が市へ意見を伝えたい人は4割存在する

「あまりそう思わない」が26.1%と最も高く、次いで「ややそう思う」が23.0%、「そう思う」が19.4%となっています。
 (四捨五入の関係で100%になりません。)

[子どもや若者が市へ意見を伝えたい割合]

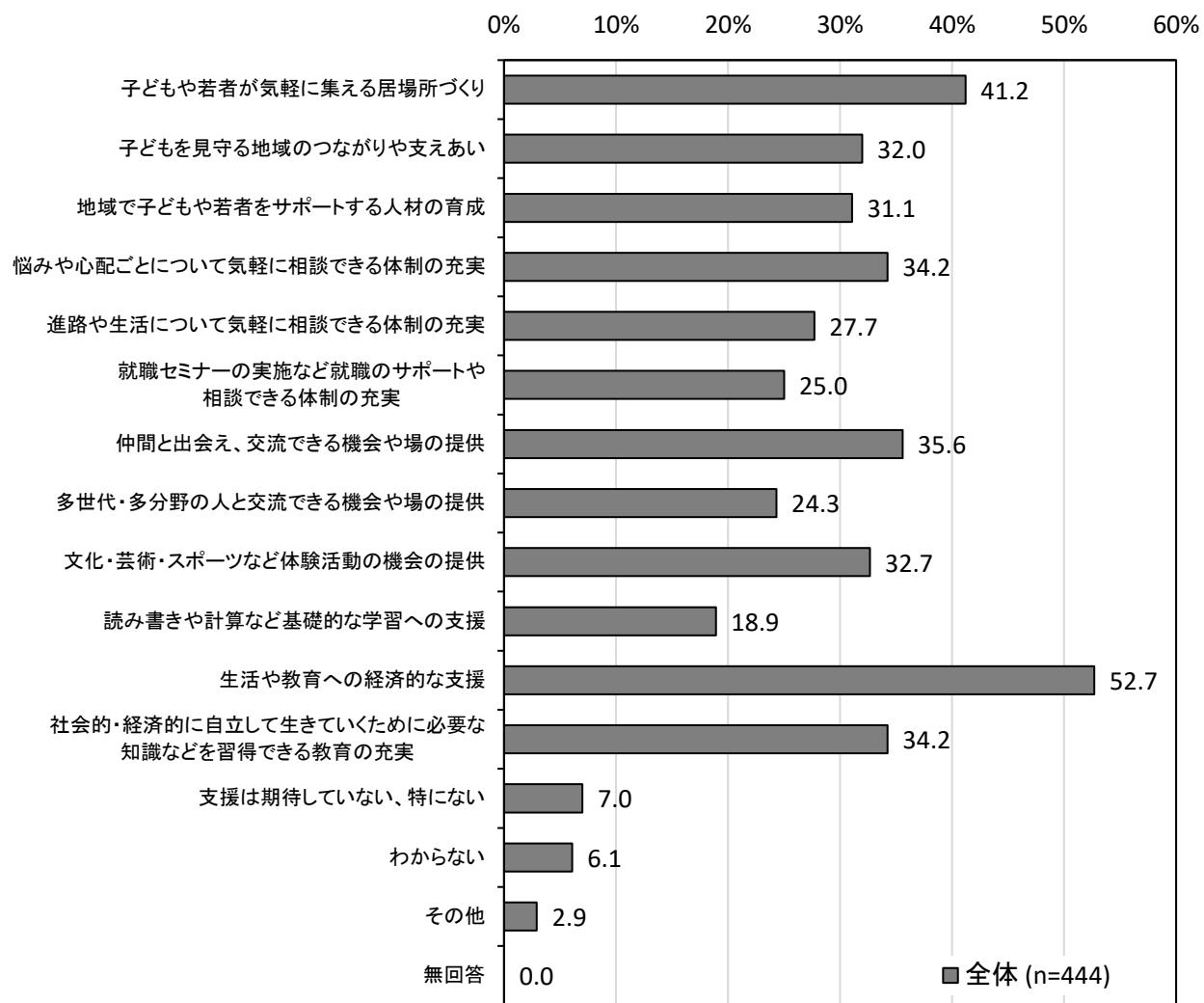


●生活や教育への経済的な支援、気軽に集える居場所が求められている

若者が求める支援については「生活や教育への経済的な支援」が最も高く、次いで「子どもや若者が気軽に集える居場所づくり」、「仲間と出会い、交流できる機会や場の提供」の順となっています。

半数以上が経済的な支援を求めていているのに加え、居場所や交流の場を求める声も挙がっていますが、気軽に集える居場所づくりも必要なことが伺えます。

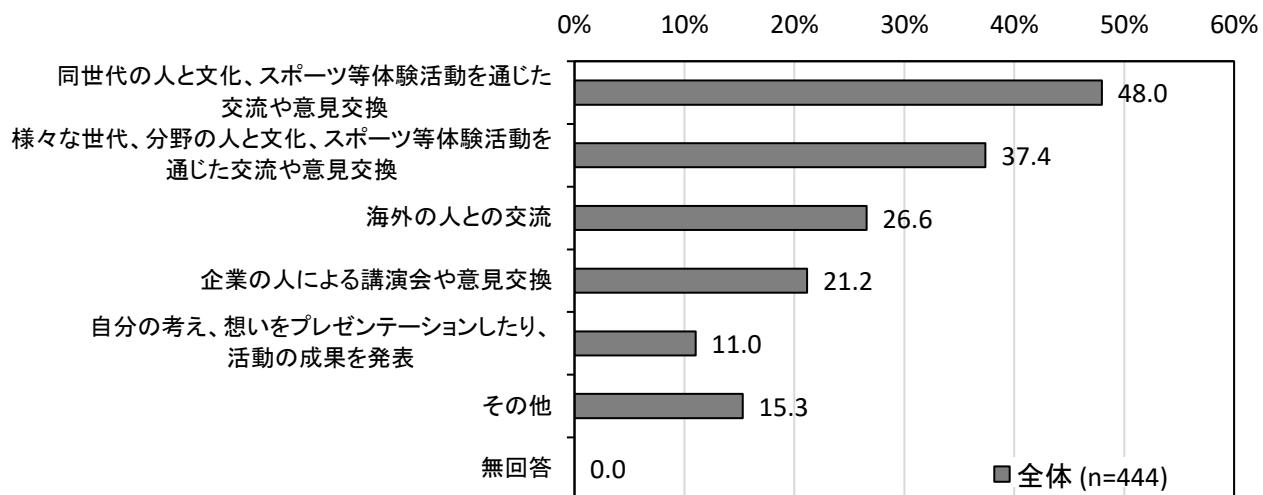
[若者が求める支援の内容の状況]



●スポーツ等体験活動を通じた交流や意見交換の機会が求められている

自分らしさを表現する機会は、「同世代の人と文化、スポーツ等体験活動を通じた交流や意見交換」が最も高く、次いで「様々な世代、分野の人と文化、スポーツ等体験活動を通じた交流や意見交換」、「海外との交流」の順となっています。

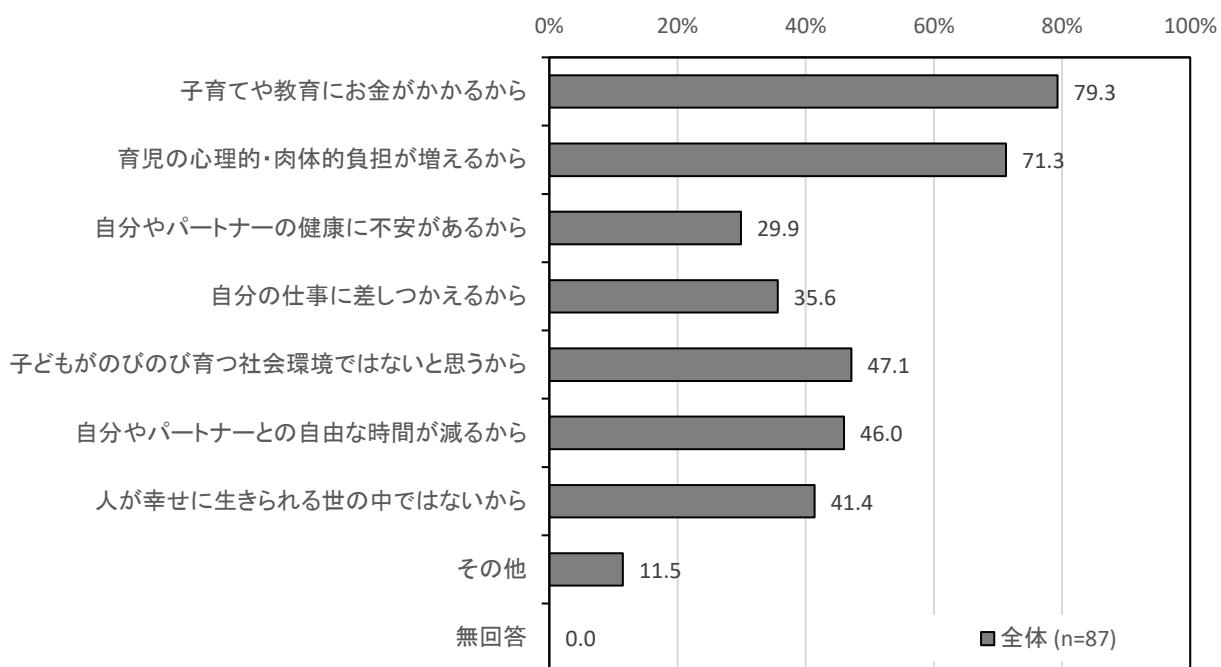
[自分らしさを表現する機会の内容の状況]



●子どもを持つことへの経済的、心理的負担を感じている

「子育てや教育にお金がかかるから」が 79.3%と最も高く、次いで「育児の心理的・肉体的負担が増えるから」が 71.3%、「子どもがのびのび育つ社会環境ではないと思うから」が 47.1%となっています。

[子どもを持つことに対しての負担と感じる理由の状況]



2 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

本計画において目指すべき基本的な方向性として、次の基本理念を定めます。

次世代を担う全てのこども・若者一人ひとりが、それぞれの多様な生き方を尊重し合い、大人や利害関係者から安全・安定・安心が保障され、将来にわたって自分らしく幸せに生きられる社会を地域全体で創造します。

(2) 基本目標

基本理念をもとに、次の3つの基本目標を掲げ、「こどもまんなか社会」を目指して計画を推進していきます。

1

全てのこども・若者が、安心して社会と関わり、自分らしさを表現し、自己肯定感をもって生きられる環境をつくります。

2

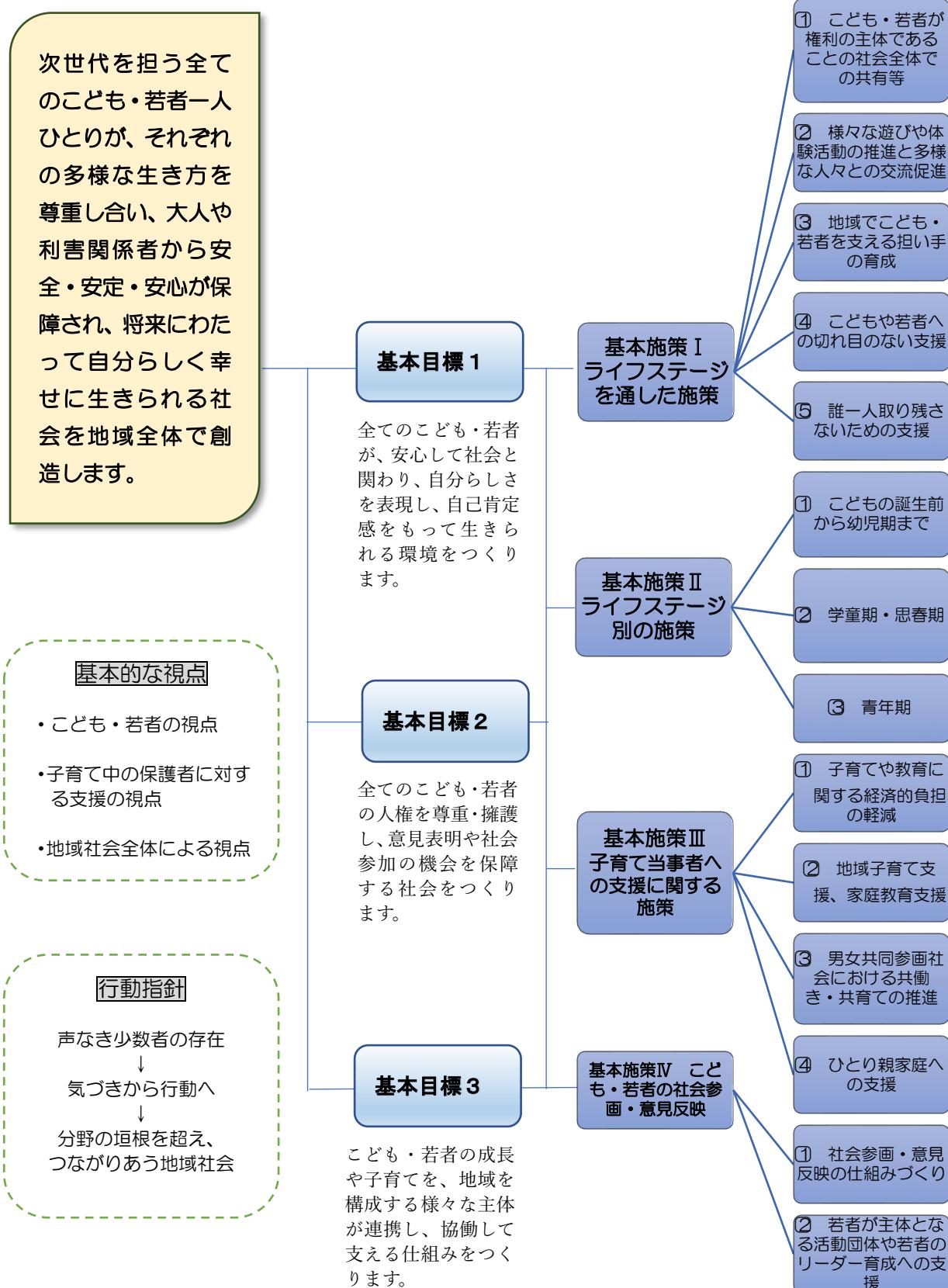
全てのこども・若者の人権を尊重・擁護し、意見表明や社会参加の機会を保障する社会をつくります。

3

こども・若者の成長や子育てを、地域を構成する様々な主体が連携し、協働して支える仕組みをつくります。

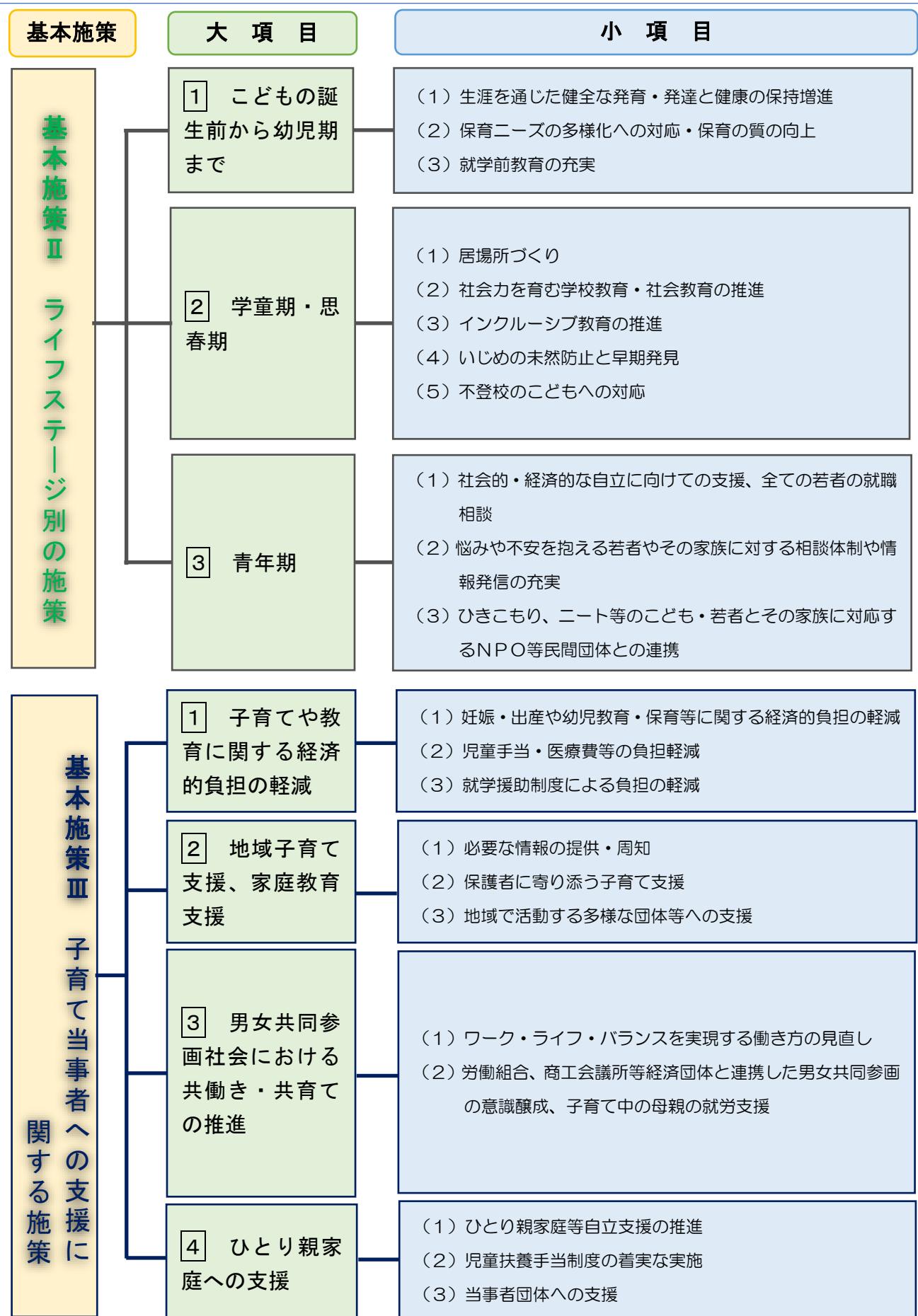
(3) 施策の体系

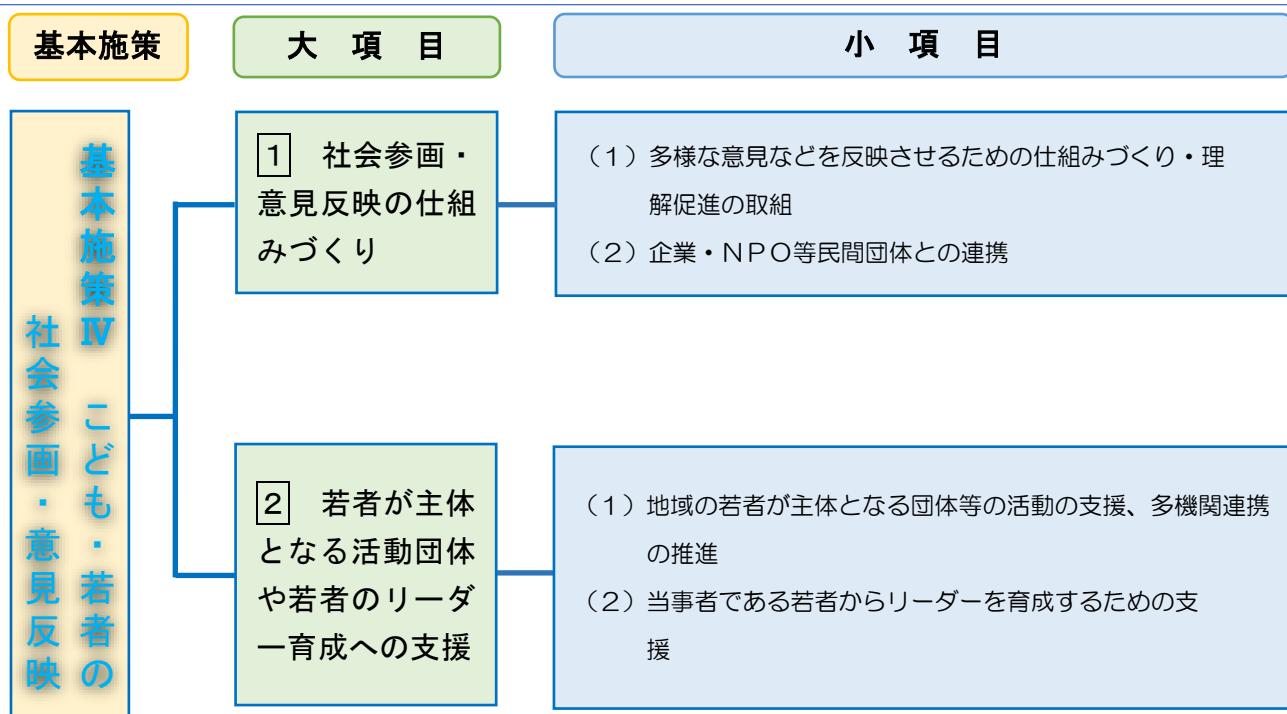
基本理念 — 基本目標 — 基本施策 — 大項目



施策体系図







(4) 基本的な視点

各施策を展開するにあたり、次の3つの基本的な視点を大切に取り組んでいきます。

1

子ども・若者の視点

「子ども・若者の最善の利益」が実現される社会を目指し、子ども・若者の視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう子ども・子育てから若者への支援を推進することが必要です。乳幼児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期・思春期における心身の発達、青年期における人格の完成を目指す中で、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として自己肯定感をもって成長していくことができるような支援をしていくことが必要です。

2

子育て中の保護者に対する支援の視点

子育ては、子どもに愛情を注ぐことを通して、日々成長することの姿を感じながら、親も親として成長していくという尊い営みです。

子育ての第一義的な責任は保護者にあるという前提のもとに、地域や学校など社会全体が保護者に寄り添い、妊娠から出産、子育ての中で切れ目のない支援を行うなど、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることで、保護者が子どもと向き合える環境を整え、親としての成長と子育ての考え方や思いを整理して、前向きに取り組むことができるような支援をしていくことが必要です。

3

地域社会全体による視点

こどもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの育ちと子育てを支えることは、持続可能な社会への歩みであり、若者が自らの人生を選択し歩めるような地域を創造することは、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

行政、家庭、地域、職域など社会のあらゆる分野におけるすべての人々が、すべての子ども・若者の成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子ども・若者の育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、協働しながら役割を果たすことが必要です。

(5) 行動指針

あしたに仰ぐ富士の白雪、夕べに望む翠の箱根、流れ清き母なる酒匂川、相模の海の白波、私たちのふるさと小田原は、誰もが羨む地勢的な条件に恵まれています。

澄んだ空、青い山、清き川、広い田んぼ、森里川海の多様かつ豊かな自然環境が、おだわらのこども・若者を取り巻いています。

軒端に望む秀麗の富士、あまねき恵み足柄平野は美しく豊かな地。その中で日常生活を過ごします。

誇り高き我がふるさとには、尊徳先生の教えがあります。

小田原の全てのこども・若者が、明るく、楽しく、喜びをもって強くたくましく人生を歩んでほしいとの願いが私たちにはあります。

この“おだわらしさ”的もとで、小田原の全てのこども・若者が、自分らしく、自己肯定感をもつて心身を育み、人生を切り開くことができるよう、私たちは次の事項を重視して行動します。

(声なき少数者の存在)

私たちの社会には、様々な困難や課題を抱えながら生活しているこども・若者がいます。その悩みは孤立、心身の障害、経済的困窮など様々です。その問題が深刻であるにも関わらず、そもそも本人にその自覚がなかったり、自己肯定感や幸福度が低いことから「運が悪かった」、「自己責任」と考えたり、「仕方ない」と諦めて孤立したり、周囲の目を気にしてSOSを発信しにくかったりと、表面化しにくい状況があります。

(気づきから行動へ)

私たちはそうしたこども・若者の存在を認識し、その“声なき声”に気づき、その声を聞き取り、ニーズを把握します。私たちは、“声なき声”への気づきによって、市民として自覚を持ち、課題解決の担い手となりうるので、「誰一人取り残さない」という価値観のもと、多様性と包摂性のある社会を目指して行動します。

(分野の垣根を超えるつながりあう地域社会)

市民一人ひとりが主体的に行動するとともに、公民の連携を進め、様々なジャンルや分野の垣根を超えて、多様な人々がつながり、協力し合って行動することによって、本計画に掲げた基本理念に基づく取組を進めます。

市民一人ひとりが「和合」して一つにまとまり、それぞれが徳（役割）を果たすことで、様々な新たなものが生み出される「一円融合」の精神を大切にします。

声なき少数者の存在

気づきから行動へ

分野の垣根を超えるつながりあう地域社会

(6) 成果指標

本計画の計画期間である令和7年度から令和11年度までの5年間において、基本理念、基本目標の達成度を評価するため、令和6年に実施した「小田原市子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート調査」の結果等を踏まえ、成果指標と達成すべき目標水準を設定します。

基本目標1： 全ての子ども・若者が、安心して社会と関わり、自分らしさを表現でき、自己肯定感をもって生きられる環境づくり

成果指標	基準 (R6.3)	目標 (R11)
“自分には自分らしさというものがある” と思う若者の割合	86. 9%	90. 0%
“今の自分が好きだ” と思う若者の割合	71. 0%	80. 0%
“今の自分自身に満足している” と思う若者の割合	54. 7%	70. 0%
悩みや心配ごとがある若者の割合	70. 7%	60. 0%
将来の夢や目標がある（はっきりとした夢や目標をもっている・ぼんやりとしているが、大体の夢や目標をもっている）若者の割合	53. 4%	70. 0%

基本目標2： 全ての子ども・若者の人権を尊重・擁護し、意見表明や社会参加の機会を保障できる社会づくり

成果指標	基準 (R6.3)	目標 (R11)
「子どもの権利条約」を聞いたことがあり、どんなものか知っている方の割合（※）	27. 8%	40. 0%
子どもの意見の尊重について、（どちらかといえば）考慮して行動できている方の割合（※）	83. 5%	90. 0%
市の制度・政策について思ったことや意見を、市へ伝えたいと思う（（やや）そう思う）子どもや若者の割合	42. 4%	50. 0%

※この項目は、令和7年1月13日開催の「はたちのつどい」の参加者の一部に試行的に行ったアンケート結果及び令和7年2月8日開催の人権啓発イベントにおけるアンケート結果を利用しました。

基本目標3： こども・若者の成長や子育てを、地域を構成する様々な主体が連携し、協働して支えるための仕組みづくり

成果指標	基準 (R6.3)	目標 (R11)
子どもを育てている現在の生活に満足（満足度が（やや）高い・どちらともいえない）している保護者の割合 （未就学児） (小 学 生)	77. 9% 76. 5%	85. 0% 85. 0%
お住いの地域における子育ての環境や支援への満足（満足度が（やや）高い・どちらともいえない） している保護者の割合 （未就学児） (小 学 生)	60. 7% 62. 9%	70. 0% 70. 0%

第2部 小田原市こども計画の展開

第1章 基本施策Ⅰ ライフステージを通した施策

基本施策Ⅰ ライフステージを通した施策一覧

大項目	小項目
1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	(1) 地域社会全体における理解促進、意識啓発 (2) 学ぶ機会の確保、人権教育の推進 (社会的養育の充実・強化) (3) インクルーシブな社会づくりに向けた啓発
2 様々な遊びや体験活動の推進と多様な人々との交流促進	(1) 遊びの機会や体験学習の支援、多様な地域活動への参加を通じた多世代交流 (2) キャリア教育の推進とライフキャリア教育の促進 (3) こども・若者が発案した活動の実施 (4) 全てのこども・若者がともに体験できる活動の促進
3 地域でこども・若者を支える担い手の育成	(1) 地域でこども・若者を見守る担い手の育成 (2) こども・若者の体験活動をサポートする指導者の育成 (3) 全てのこども・若者の地域活動参加を支える担い手の育成
4 こどもや若者への切れ目のない支援	(1) 妊娠期から青年期まで切れ目のない支援の実施 (2) 多様な機関との連携による切れ目のない支援の実施 (3) おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにい」の充実
5 誰一人取り残さないための支援	(1) こどもの貧困の解消に向けた対策 (2) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援 (3) 児童虐待防止対策の推進 (4) ヤングケアラーに対する支援 (5) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 (6) 外国につながりのあるこども・若者への対応 (7) 多様な当事者会や家族会によるピアサポート活動への支援

※小項目は、「ア 現状と課題」、「イ 方向性」、「ウ 主要な取組」という構成でまとめていますが、「ウ 主要な取組」については、主に、既存等の取組を継続するものは、取組名のみとしており、取組名のみではわかりにくいものは説明としています。
必要に応じてアンケート調査結果を示しています。
また、取組事業の一覧は巻末に整理しています。

① こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

1 目指すべき姿

○こども・若者自身が「権利の主体」であることが理解され、その権利があらゆる侵害から守られています。

2 取組項目

- (1) 地域社会全体における理解促進、意識啓発
- (2) 学ぶ機会の確保、人権教育の推進（社会的養育の充実・強化）
- (3) インクルーシブな社会づくりに向けた啓発

【インクルーシブ社会】

社会を構成するすべての人は、多様な属性やニーズを持っていることを前提として、性別や人種、民族や国籍、出身地や 社会的地位、障害の有無など、その持っている属性によって排除されることなく、誰もが構成員の一員として分け隔てられることなく、地域あたりまえに存在し、生活することができる社会のことをいいます。インクルージョン、社会的包摂、包容ともいう。

3 目指すべき姿に向けた取組の方向性

(1) 地域社会全体における理解促進、意識啓発

ア 現状と課題

こども・若者が権利主体であるとの理解が浸透し、課題解決されていると言い難い現実があります。正しい認識をもつためにも地域社会全体で一般原則の理解が必要な状況です。

イ 方 向 性

・児童の権利に関する条約（子どもの権利に関する条約）の地域社会全体への周知・啓発、理解促進をするため、条約に掲げられた4つの一般原則（こども基本法の基本理念）の地域社会全体への周知・啓発、理解促進を通じた子どもの権利を尊重する社会風土づくりを進めます。4つの一般原則とは、次のとおりです。

- ①差別の禁止（差別のないこと）
- ②子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
- ③生命・生存・発達に対する権利（命を守られ成長できること）
- ④子どもの意見の尊重（子どもが意味ある参加ができること）

ウ 主要な取組

子どもの意見の尊重が大切であるという意識に変え、行動を促進するためには、まず子どもの意見の尊重を具体的に浸透させることに取り組みます。具体的には、市民向けの講演や広報媒体

等を通して、広く伝えていくとともに、地域の諸団体へ働き掛け、研修の実施や強化月間等の取組を始めます。

子どもの人権擁護については、乳幼児の頃から一人の人間として尊重される関わりが人格形成の基盤であることから、保育園、幼稚園、子どもが育つ場での人権研修の取組を洗い出すことから取り組みます。

子どもの気持ちや意思を無視してはいけないと考える大人を増やします。

子どもの権利があることは、大人にその責務を果たす義務があることであり、表裏一体の問題であることを実体験から理解してもらうためのセミナーや講座などを実施します。

児童の権利に関する条約（子どもの権利に関する条約）の地域社会全体への周知・啓発、理解促進のため、条約に掲げられた4つの一般原則（子ども基本法の基本理念）を学ぶ機会を設けます。

子どもを中心においた社会づくりを地域に浸透させるための仕組みとして、「子ども応援事業者認定制度」の導入を検討します。

(2) 学ぶ機会の確保、人権教育の推進（社会的養育の充実・強化）

ア 現状と課題

アンケートの結果から、経済的に苦しい家庭の子どもなどが学習についていけなくなる傾向や、食事に事欠く家庭があることがわかりました。この原因としては、様々な事情から「保護者が学習より優先せざるを得ない」環境に置かれ、結果的に「学習についていけない」状況となっているものと考えられます。

体罰や暴言、いじめや虐待などが、人権侵害であるということを学べていない子どもが、自身の権利が侵害されているという声を上げることは困難ですが、そのことを学ぶ人権教育が十分にできている状況ではありません。

アンケート結果

- 生活困難の度合いが高くなるほど学校の長期休暇に昼食を食べていない子どもが増える
- 生活困難の度合いが高くなるほど早い時期に授業についていけなくなる傾向がある

イ 方向性

- ・子ども自身が自分の権利に気付けるような働きかけや活動を実施します。
- ・子ども・若者が、生まれた家庭や周囲の環境、直面している課題などによって学習機会や体験機会を奪われることなく、自分の可能性を広げ、様々な選択肢から人生を選び取っていくよう支援します。
- ・学校教育、地域社会における人権教育の機会・内容等について、人権教育を進めていることで人権問題についてどの程度理解できているのか、市民の人権意識が深まっているのか、実態調査に向けて検討していきます。

ウ 主要な取組

学習の場が保障されない子どもの学習支援について検討します。また、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を引き続き実施します。

学校教育に加え、地域社会においても、幼児期、学童期、思春期、青年期などそれぞれの世代に応じた人権教育を切れ目なく行い、こども自身が自分の権利に気付く機会を増やします。

こども・若者を対象にした意識調査を実施し、こども・若者が自らの権利についてどの程度理解しているのかを明らかにします。

(3) インクルーシブな社会づくりに向けた啓発

ア 現状と課題

子どもの心の中の性自認や、国籍や家庭の状況、発達障がいなど、目に見えない様々な背景のある子どもたちがいます。子どもたちの成長には、それらの背景や発達に合わせた適切な支援や配慮が大切ですが、一方で個人情報としてオープンに共有する難しさがあります。

教育現場でもインクルーシブ教育、インクルーシブな学校づくりが進められていますが、多様化するニーズや障がい特性に配慮するには、スタッフの人手や専門的な理解も十分とは言えません。

こども・若者が生活する地域においては、まだまだ趣旨の理解が十分とは言えない状況であり、「多様な背景がある子どもを受け入れる」ことが特別なことと考える方も少なくありません。支援者との交流を通じて、子どもたちのできることに目を向け、できないことは少しの工夫で補いながら、一緒に過ごせることを体験として知ることが大切です。

イ 方 向 性

- ・多様な子ども・若者が存在することが前提であり、その権利が当たり前に保障されるためには、多様な人が共存するインクルーシブな社会をつくることが不可欠です。
- ・各分野において、障がいも含めて多様な背景のある子どもたちも自然に参加できるための工夫を、日常の取組の中に取り入れることで、実体験を通じてお互いの多様なあり方を相互に認め、補い合いながら共存していく心のバリアフリーを目指していきます。
- ・そのために、子どもに関わる大人たちが、子どもたちの目に見えない背景を広く理解して気づくこと、そして気づいたときに、幼稚園・保育園、学校現場、福祉事業所、保護者なども含めて互いの立場を超えて相談し合える協力関係を築いていきます。

ウ 主要な取組

子どもに関わる支援者の理解を拡げ、インクルーシブな社会づくりに向けて連携を取りながら、様々な活動の実践の場で試みることから始めます。

- 学校と地域が共同してインクルーシブな社会づくりに取り組みます。
- 会議等の場を設定して、多様な声を聴く機会を設けます。
- 企業等の協力を得て、インクルーシブな社会づくりを進めます。
- 各分野で、誰もが一緒に参加できる工夫を行った好事例を集め、全庁的に共有します。
- 市の各部署や委託先等の職員や支援者に向け、研修や交流の機会を積極的に設けます。
- 療育を専門とする福祉事業所、地域や学校現場などが連携する機会を促進します。

② 様々な遊びや体験活動の推進と多様な人々との交流促進

1 目指すべき姿

- 遊びは子どもの成長にとって欠かせないものとの共通理解が地域に浸透しています。
- 子ども・若者が、地域の大人や子どもたちとの関わりや、自主的な活動の体験・経験などを通して、自主性や社会性を身に付け、自立した大人へ成長できる環境が整備されています。
- 子ども・若者が自己表現できるきっかけを確保され、場が保障されています。
- 全ての子ども・若者が参加できる活動の場や多様な機会が創出されています。

2 取組項目

- (1) 遊びの機会や体験学習の支援、多様な地域活動への参加を通じた多世代交流
- (2) キャリア教育の推進とライフキャリア教育の促進
- (3) こども・若者が発案した活動の実施
- (4) 全ての子ども・若者がともに体験できる活動の促進

3 目指すべき姿に向けた取組の方向性

(1) 遊びの機会や体験学習の支援、多様な地域活動への参加を通じた多世代交流

ア 現状と課題

自治会やまちづくり委員会が子ども会を運営する地域もありますが、少子化による児童・生徒の減少とともに、子ども会の統廃合などにより、全体として子ども会自体の弱まりがあり、子どもと地域コミュニティとの関係も希薄化しています。

現在は、小学生や生涯学習を始めてみたいと思った方を対象とした体験講座や、小学5・6年生を対象とした宿泊体験学習事業を実施していますが、同世代の人と文化、スポーツ等体験活動を通じた自分らしさを表現するさらなる多様な機会が求められています。

ひとり親家庭などの子ども・若者については、経済的理由などで参加しにくく、体験の格差が生じていると言えます（令和4年の生活実態調査のうち、保護者調査の項目「(27) 子どもと一緒に体験することがあるか」の世帯構成別の集計では、「ひとり親世帯」では「経験がない」がふたり親世帯よりも多い）。

アンケート結果

- スポーツ等体験活動を通じた交流や意見交換の機会が求められている

イ 方 向 性

- ・様々な体験活動や多様な人々との交流を通じて、新しい発見や価値観を広げ、多様な個性があることを理解することで、全ての子ども・若者が自分らしく生きていけるよう支援していきます。
- ・地域で行われている様々な行事への参画促進や優れた文化芸術体験機会を提供することによって、豊かな人間性のかん養を図るとともに、将来の地域活動や文化芸術の担い手、観客育成等に資することを目指します。

- ・こども・若者の全てのライフステージにおいて、一人ひとり誰でも参加できるような支援や配慮をしながら多様性という観点に立って、全てのこども・若者が年齢や発達の段階に応じて、地域で活躍する大人との自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な交流に取り組みます。

ウ 主要な取組

家庭や学校では経験できない生活体験・自然体験を地域との交わりを通して、自主性・自立心・協調性・創造性などの豊かな人間性を育むとともに、目まぐるしく変化する現代社会において、時代を生き抜く力と時代に共感する力を育む機会を設けていきます。

SNS等も活用し、過去の体験学習の様子を掲載するなどよりリアルな情報を伝えていきます。

体験活動の格差問題については、基準を設けて参加費の負担を軽減するなど、より多くのこどもたちが参加できる環境を整えていきます。

こども・若者のリアルな体験活動の機会の充実を図るため、体験活動の重要性の理解を深める普及や啓発を行うとともに、多様な関係者と連携した体制整備等を行います。

□ 課題解決能力を養う地域社会密着型の教育プログラムを開設します。

□ こども・若者が未来に向かって憧れを抱けるような、小田原で活躍する大人たちの仕事や生き方についての情報発信と、実際の交流機会を創出します。

□ 小中学校の校内空間の環境改善と長寿命化を進めます。

□ 地域団体の活動スペース確保による見守りや協働を促進します。

(2) キャリア教育の推進とライフキャリア教育の促進

ア 現状と課題

こども・若者が、能力や個性、将来への希望などに応じて、自らの人生を自らが選択できるような環境整備が必要です。

社会の中で、自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達の過程を重視していく必要があります。

イ 方 向 性

- ・キャリア教育（社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度の育成を通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育）の推進と職業能力の開発の取組によって、こども・若者一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度が育っています。
- ・ライフキャリア教育（固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく自身の働き方・生き方を考え、自分らしい豊かな人生をデザインする力を持つことできるように促す教育）の視点として、こども・若者が、人生を自ら選択するという主体的な生き方ができるよう支援します。

ウ 主要な取組

仕事（ワーク）、家庭（ライフ）、地域（コミュニティ）、そして自己実現（セルフ）を視野に入れ、自分が納得のいく人生設計を描けるように、ゴールの姿をイメージして、生涯にわたる幸せな人生を考えられるような経験を传えていきます。

小中学校におけるキャリア教育では、教育活動全体の中で、基礎的・汎用的能力を育んでいきます。

- キャリアパスポートの活用
- キャリア教育の視点を取り入れた特別活動

学校におけるキャリア教育に加え、地域活動など地域の中の大人たちの活動を体験・経験する中で、職業観や人生観も養っていきます。

(3) こども・若者が発案した活動の実施

ア 現状と課題

大人が発案した活動にこどもが参加するだけではなく、今後は、こどもの力を伸ばすためにも、参加ではなく参画、すなわち企画から参加し、提案することが必要です。

こども・若者がより一層、自分らしく活躍できるようにするためにには、その活動を承認する場を創り、また、本人たちにどのようなことを求めているのか、意見を聞きながら、事業を作り上げていく必要があります。

全てのこども・若者が現実の表現活動において取組への社会的障壁があるのが現状です。様々な背景のあるこども・若者がいることを認識できていない市民もいると考えられます。

それぞれの多様な生き方を尊重するために、こども・若者が自己を表現できる場を創出することで、自分らしく生きていくことにつながります。

イ 方向性

- ・こども・若者が発案したアイデアが地域社会の中で実践・評価されていることから、より一層の充実を図ります。
- ・民間の活動についてもこれを積極的に推奨します。
- ・表現活動や発表機会、公募などの折には、様々な団体やグループに参加を呼びかけます。
- ・多様性への理解を深め、自分らしさを大切に育んできたこども・若者が、それぞれの能力を発揮できるよう環境を整えます。
- ・こども・若者が発案した活動の実現サポートを積極的に進めます。

ウ 主要な取組

どのような活動をしたいか、多様なこども・若者の意見を公募し、選定・実施します。

市や大人主導でこども・若者対象の活動を立ち上げる時には、参画するこどもを公募します。

実現のためのサポート体制を整えるとともに、こども・若者の発案した活動は企画のプロセスを含めて評価します。

- おだわら若者応援コンペティション
- はたちのつどい開催事業
- 青少年と育成者のつどい開催事業

(4) 全てのこども・若者がともに体験できる活動の促進

ア 現状と課題

多様性の観点に立つと、多くの取組が様々な背景をもったこども・若者が参加できている条件のもとに行われているとは言えず、全てのこども・若者が、参加できる体験活動とは言えない状況があります。

イ 方 向 性

- ・全てのこども・若者が、地域社会の中で体験活動、遊びなどに参加できるように、活動計画時に多様性の観点を持って取り組みます。
- ・同時に、計画策定段階で、多様なこども・若者の参加を求め、共に策定に取り組みます。

ウ 主要な取組

市が行う(または市の援助を受けている)体験活動の計画時には、多様性という観点に立って、様々な背景、個性のあるこども・若者が参加できるようにします。多様な体験、交流の機会、またはそのきっかけを地域社会に導入することが必要ですが、その際には、障がいの有無などにかかわらず、誰でも参加できるようにしていくことが、全てのこども・若者が社会の一員となるために、欠くことのできない要件であることから、こうした様々な場面から実現していきます。

全てのこども・若者が参加するために、必要な要件を広報紙などで周知し、様々な背景のあるこども・若者が応募しやすいようにします。

③ 地域でこども・若者を支える担い手の育成

1 目指すべき姿

- こども・若者の心の安定が守られ、自分らしく生きていく環境があります。
- 青少年指導者として必要なスキル等を身に付けるための研修や、新たな担い手の育成を目的とした講座を実施するなど、こども・若者を支援する人材の育成を図り、活躍できる仕組みが整っています。
- 地域の見守り活動、パトロール、美化・清掃活動等を行うなど、関連する活動に携わる担い手のそれぞれの取組を共有することで互いの活動が充実するよう支援しています。

2 取組項目

- (1) 地域でこども・若者を見守る担い手の育成
- (2) こども・若者の体験活動をサポートする指導者の育成
- (3) 全てのこども・若者の地域活動参加を支える担い手の育成

3 目指すべき姿に向けた取組の方向性

(1) 地域でこども・若者を見守る担い手の育成

ア 現状と課題

地域の見守り活動、パトロール、美化・清掃活動等などに転入者など新しいメンバーの参加が少ない現状があります。

市民学校などで学んだ担い手となる人材が実際に活動するとき、担い手と参加者とのマッチングにも課題があります。

子ども会や自治会の加入者数が年々減少傾向にあり、地域のつながりが希薄化し、地域でこども・若者を支えるという意識が低くなっていると考えられ、担い手不足、高齢化が進んでいます。

イ 方 向 性

- ・地域の見守り活動、パトロール、美化・清掃活動等などに携わる担い手の交流会や活動紹介などを支援するとともに、転入者など新しいメンバーが参加しやすい方法を検討します。
- ・小田原市のとりわけ身近な地域の課題について、既存の地域団体にこだわらず、様々な世代や立場の人々が話し合い、共有し、解決に向けてともに活動する機会を設けることにも取り組みます。
- ・学校や家庭以外にも、地域でこども・若者を見守る担い手を確保し、育成することで、こども・若者が心身ともに健康な状態で生活を送ることができ、自分らしく生きていくことにつなげます。

ウ 主要な取組

小田原市の既存の地域団体の世代交代を支援し、様々な世代や立場の人々が参加しやすい工夫を現在の活動者とともに検討します。

持続可能な地域社会の実現のために、人の力を育む学びの場として、「おだわら市民学校」を実施し、郷土愛や実践的な課題解決能力を育むことで、受講者が将来的に、地域の現場で活躍できる仕組みづくりを推進していきます。

また、こども・若者が様々な世代と関わる体験学習や、交流の場を通して、こども・若者を支える担い手を感じ、「あのようなリーダーになりたい」と目指すきっかけを作ることで、担い手確保の好循環が生まれるように取り組んでいきます。

- おだわら市民学校
- 青少年育成推進員支援・活用事業
- 地区健全育成組織支援事業
- 体験学習事業
- 青少年リーダー育成事業
- 青少年指導者養成研修・派遣事業

(2) こども・若者の体験活動をサポートする指導者の育成

ア 現状と課題

現在実施している青少年指導者育成の研修の見直しはされているものの、新規の参加者が少ないことが現状です。

指導者研修にこどもの心を守るために学びの内容が少ない現状があります。

体験活動をサポートする指導者については、こども・若者が安全に体験活動を行えるよう環境を整える必要があるため、アウトドアスキル、コミュニケーションスキル、マネジメントスキルなどの様々なスキルが求められます。そのため、指導者として活躍することは、ハードルが高く感じられるのか、新たな担い手がなかなか増えない状況です。

イ 方向性

- ・青少年指導者のスキル等を身に付けることや、新たな担い手の育成を目的とした現状の講座や研修を見直し、これまで参加しなかった市民が参加できるような新たな研修や体験型企画を実施します。
- ・こども・若者の心の安定を守りながら活動を実施できる指導者の育成に取り組みます。
- ・こども・若者が安全・安心して体験活動が出来るようにサポートします。

ウ 主要な取組

青少年指導者育成の研修を見直し、転入者や関係人口などの新しい参加者を増やす工夫をします。指導者研修にこどもの心を守るために学びの内容の充実を図ります。

指導者としてのスキルを身に付けるための指導者養成講座を開催します。小学校や地域が実施する体験学習に受講者を派遣し、実践の場を提供します。

また、指導者としてのスキルを身に付けるための指導者養成講座については、より効果的なも

のにしていくために、受講者の声を聞きながらバージョンアップを図っていきます。

さらに、こども・若者の体験活動を実際にサポートしている指導者の声を「おだわら市民学校」などの担い手を育成するあらゆる機会を捉えて、伝えていきます。

- 青少年指導者養成研修・派遣事業
- 青少年リーダー育成事業

(3) 全てのこども・若者の地域活動参加を支える担い手の育成

ア 現状と課題

地域活動の担い手育成のプログラムにおいて、インクルーシブな社会づくりの視点が少ない現状があります。

地域活動の担い手育成のプログラムにおいて、具体的に全てのこども・若者がともに生きる社会づくりに向けた価値観の醸成という内容が乏しい現状があります。

イ 方向性

- ・地域活動は全てのこども・若者が参加できることが原則です。担い手育成のプログラムにはインクルーシブな視点を持つような内容の改善を図ります。
- ・各分野でのピアサポート（障がいや病気など同じような悩みを持つ人たち同士で支えあう活動のこと）活動が展開されていますが、障がいのあるこども・若者による展開も担い手の育成につながるものと考えます。

ウ 主要な取組

地域活動の担い手育成のプログラムにおいて、インクルーシブな社会づくりの視点の充実を図ります。

地域には、背景の異なる多様な人々が生活しており、様々な地域の場、活動において、地域活動の担い手同士が交わる機会を増やすことを通じて、相互理解を促進し、全てのこども・若者がともに生きる社会づくりに向けた価値観を醸成します。

④ こどもや若者への切れ目のない支援

1 目指すべき姿

- 妊娠・出産・子育てを行う全ての家庭が、孤立することなく安心して子育てができます。
- 妊娠期から青年期まで切れ目のない支援体制のもとで安心して子育てができる地域となっています。
- こども・若者や子育てを行う家庭を支えるため、母子保健、児童福祉、教育の連携だけでなく、様々な関係機関や、妊娠期から青年期までの支援などに取り組む関係者とも連携が図られています。

2 取組項目

- (1) 妊娠期から青年期まで切れ目のない支援の実施
- (2) 多様な機関との連携による切れ目のない支援の実施
- (3) おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにい」の充実

【おだわら子ども若者教育支援センターはーもにい】

令和2年4月に乳幼児期、学童期、青壯年期における相談・支援機能を集約した施設として開設しました。

令和3年4月に児童及び妊産婦の福祉に関し、相談指導などの必要な支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」としての位置づけを行い、同年7月に母子保健に関する各種の相談に応する「子育て世代包括支援センターはっぴい分室」を開設しました。

さらに、令和5年4月には、保健センターで行っていた健康づくり課の子どもに関する業務を「はーもにい」に移管し、妊娠期から乳幼児期の支援機能を強化するとともに、母子保健と児童福祉の連携強化を図りました。

令和6年4月には改正児童福祉法の施行に合わせ、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」としての位置づけを行い、妊娠期から青壯年期までの切れ目のない相談支援体制を構築しています。

年代別の相談に加え、乳幼児健康診査や産後ケアなどの母子保健に係る事業、つくしんぼ教室、養育支援家庭訪問事業、子育て短期支援事業などの児童福祉に係る事業、通級指導教室、教育相談指導学級などの教育に係る事業なども行っています。

3 目指すべき姿に向けた取組の方向性

(1) 妊娠期から青年期まで切れ目のない支援の実施

ア 現状と課題

「はーもにい」に、妊娠期から乳幼児期、学齢期、青壯年期までの相談支援機能を集約し一體的な相談支援を行っております。

支援者が大きく変わる、幼児期から学齢期への支援の引継ぎは、就学前の発達検査の記録などを就学相談と共有するなど、保護者に負担がかからないような配慮をしています。こどもの支援

については、支援シートなどを活用することで、切れ目のない支援を行うことに努めています。

また、支援が必要な家庭については様々な機関等と連携し、「はーもにい」が仲介役となることで、支援が途切れないようにしています。

このような取組を行っていますが、保護者からは長い期間をかけて信頼関係を築いた相談先が変わることに対する不安や、戸惑いの声などもあるため、切れ目のない支援の一層の推進が必要です。

イ 方 向 性

- ・妊婦から乳児、幼児、学童期・思春期、青年期に至るライフステージを通し、各世代の相談機能を充実するとともに、切れ目のない支援を実施する体制を強化します。
- ・子どもの支援について、保育所や学校など、所属している機関が変わる時は、時間をかけて積み上げてきた子どもの特性の理解や支援方法が引き継がれるようにします。
- ・保護者の支援については、相談する部署や担当が変わっても、今までの相談内容や支援内容が引き継がれるようにします。

ウ 主要な取組

支援の必要な家庭には、「はーもにい」が様々な子どもに関する機関等と連携し支援します。支援する機関が変わるのは、子どもと保護者が不安を感じることなく、今までの支援が確実に引き継がれるようにします。

支援者が変わることに対する不安や戸惑いの声を受け止め、子どもと保護者が所属や相談先が変わっても、安心して新たな場所で過ごすことができるよう、切れ目のない相談体制の充実に努めます。

妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐことで、安心して出産及び子育てができる環境を整備します。

- 子ども若者相談支援事業
- 子育て世代包括支援事業
- 教育相談等充実事業
- 支援教育推進事業
- 養育支援家庭訪問事業
- 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
- 子ども向け紙おむつの無償化（子育て経験者が家庭を訪問し、紙おむつを交付しながら相談支援を行う事業）の実施に向けた研究

(2) 多様な機関との連携による切れ目のない支援の実施

ア 現状と課題

子どもや若者に関する相談支援については「はーもにい」が中心となり行っており、保育所・幼稚園等や子育て支援センター、学校など、各年代に応じて子どもが所属する機関との連携を中心に相談支援を行っています。

子どもの養育について特に支援が必要な家庭については、小田原市要保護児童対策地域協議会

が中心となり支援を行っています。

相談支援の連携先は、公的支援が中心になっていますが、子育て支援団体や地域の居場所など多様な地域資源も十分に把握し、連携を取ることで、こどもと保護者を支えるネットワークを、更に広げていくことが必要です。

イ 方 向 性

- ・関係機関が連携し、こどもと子育て家庭を支える、切れ目のない支援を実施する体制を強化します。
- ・「はーもにい」は、保護者と相談することに加え、関係機関との連携を深めることで、こどもと保護者への支援の効果を高めます。
- ・より専門的な支援が必要な場合は、専門機関と連携しこどもと保護者を支えます。
- ・児童虐待を含め、特に子どもの養育について支援が必要な家庭については、小田原市要保護児童対策地域協議会が中心となり、子どもの安全と保護者の子育てを支えます。

ウ 主要な取組

今までの取組の中で築いてきた連携体制を強化することに加え、地域の子育て支援団体などを含め、連携の範囲を広げることで、こどもと保護者を支えるネットワークを強化していきます。

また、保育所・幼稚園等や子育て支援センター、学校など、身近な相談場所での何気ない会話の中から、必要な場合には「はーもにい」を紹介し、適切な支援につなげます。

- 子ども若者相談支援事業
- 子育て世代包括支援事業
- 教育相談等充実事業
- 支援教育推進事業
- 養育支援家庭訪問事業
- 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
- 子育て支援拠点事業（子育て支援センター）
- 多様な集団活動事業の利用者支援の実施

(3) おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにい」の充実

ア 現状と課題

「はーもにい」の相談件数は増加しています。子どもの発達に関する相談は保育所・幼稚園等から、教育相談は学校から勧められて相談につながることが多く、関係機関への周知と連携は進んできています。

しかし、アンケート調査では、未就学児の保護者で「はーもにい」を知っている人は 38.6% にとどまっています、また、若者で「はーもにい」を全く知らない人は 66.4% になっており、さらなる周知が必要です。

「はーもにい」に配置されているスタッフは、子ども健康係の移管などに加え、相談件数の増加に伴う子ども若者相談員等の増員により増えています。また、保健師、保育士、指導主事などのほか、助産師、看護師、心理士、子ども若者相談員、教育相談員など多様な専門職を配置して

います。

相談内容は多岐に渡り、複雑困難なものもあるため、さらなる専門性の向上が個々の職員、組織共に必要です。

施設環境については、令和6年4月のことども家庭センターの設置に合わせ、入口、トイレ、子育て支援室等の整備を行いました。より相談をしやすくするためには、部屋の割り振りなども含め、様々な視点からの検討を続ける必要があります。

アンケート結果

- 生活困難の度合いが高くなるほど保護者が心理的課題を抱えている傾向がある
- 子どもの心身の成長について相談しやすい環境が必要
- 相談・支援機関との関係づくりが必要
- 「はーもにい」が有する機能と役割を広く周知することが必要

イ 方 向 性

- ・誰もが気軽に相談することができるよう、「はーもにい」の周知を進めます。
- ・関係機関と連携を強化することにより、子どもと保護者への支援を充実させるとともに、関係機関から適切に相談がつながるようにします。
- ・妊娠期から乳幼児期、学齢期、青壯年期までの相談支援機能を集約した施設として、専門性の向上及び人員の確保に努めます。
- ・安心して相談できる施設環境の整備を行います。

ウ 主要な取組

子どもと保護者だけでなく、関係機関にも「はーもにい」の周知を進め、気軽に相談できるようにします。

また、相談機関としての専門性を高めるために、研修や事例検討等を通じて個々の専門性の向上に努めるとともに、組織として対応できる体制を構築します。

- おだわら子ども若者教育支援センター運営事業
- 子ども若者相談支援事業（親子関係形成支援事業（ペアレントトレーニング）含む）
- 子育て世代包括支援事業
- 教育相談等充実事業
- 支援教育推進事業
- 養育支援家庭訪問事業
- 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

5 誰一人取り残さないための支援

1 目指すべき姿

- 子どもの貧困をはじめとする深刻な問題について、関係部署の連携が深まり、各家庭の状況に応じた支援サービスが提供されています。
- 相談にあたっては、「子どもの最善の利益」を優先し、相談者からの話を聞くとともに、当事者自身で解決できるよう支援し、必要な場合には、関係機関との調整が行われています。

2 取組項目

- (1) 子どもの貧困の解消に向けた対策
- (2) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
- (3) 児童虐待防止対策の推進
- (4) ヤングケアラーに対する支援
- (5) 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組
- (6) 外国につながりのある子ども・若者への対応
- (7) 多様な当事者会や家族会によるピアサポート活動への支援

3 目指すべき姿に向けた取組の方向性

(1) 子どもの貧困の解消に向けた対策

ア 現状と課題

貧困は経済的な面だけではなく、子どもの健康や教育の機会、将来への生きがいを奪ってしまうなど深刻な影響を及ぼす問題との認識があります。一旦その状態になるとなかなか抜け出せず、親から子へと貧困の連鎖が続いてしまう状況があります。平成25年(2013年)には「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」が制定(令和6年6月26日改正)され、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進していくことが定められ、本市においても地域全体で子どもを見守り育てるという理念のもと、居場所づくりの支援等を行っています。

アンケート結果

- 生活困難の度合いが高くなるほど学校の長期休暇に昼食を食べていない子どもが増える
- 生活や教育への経済的な支援、気軽に集える居場所が求められている

イ 方 向 性

- ・子どもが自分の将来に希望を持ち、生き抜く力を身に付け、貧困の連鎖を断ち切るために、今後も地域全体で取り組む必要があります。
- ・全ての子どもが健やかに成長し、社会で自立するためには、一人ひとりの成長・発達の段階に応じた教育を受ける機会の確保、安全・安定・安心に過ごせる居場所や生活環境の整備が必要です。
- ・一部の子どもは生まれ育った環境により、教育の機会が十分に得られなかったり、食事が十分にとれない状況に置かれています。このような状況は、子ども本人や家庭の努力で解決す

ることが難しいため、社会全体で支える体制を構築します。

ウ 主要な取組

・貧困を防ぐための環境整備の推進

さまざまな要因で社会や人とのつながりが希薄となることで貧困に陥ることを防ぐため、地域における支援の機運が高まるよう意識の醸成に取り組み、当事者がつながりを回復するための支援を関係機関で連携して進めます。

また、世代を超えて貧困が連鎖することがないよう、地域全体でこどもを見守る環境整備として、こども食堂、地域食堂、地域の居場所など子どもの居場所づくりの支援や相談体制の構築と共有、当事者に届くような周知活動を進め、様々なメンタルケアに努めるなど、貧困対策を推進します。

声を上げにくい、声が届きにくい状況にある家庭への支援によって、いじめの対象になることがないような支援の方法の工夫・改善に努めます。

・教育・啓発活動の推進

生活に困っている世帯の児童生徒へ学習の場を提供し、学習の習慣を身に付け、進学につなげることや社会性を育むことへの学習支援等を地域の活動団体等と連携して進めます。

また、貧困が及ぼす社会的問題について正しい理解を深めるとともに、学校での人権教育の充実や市民への人権意識の啓発に努める必要があります。

- 若者の貧困対策となる各種取組の推進
- 奨学金返済への支援制度や、市独自の給付型奨学金制度の創設に向けた検討
- 経済的困窮世帯への支援対策の強化

(2) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

ア 現状と課題

療育を必要とするこどもについて、早期発見・早期支援を進めている中で、障がいへの市民の認知も広がり、利用数は年々増加しています。

障害児通所支援については、約9割は知的障がいや発達障がいのあるこどもあり、約1割が身体障がいのあるこどもとなっており、利用者数も大幅に増加しているため、療育を必要としながらも「利用したいが十分に利用できない」という世帯が生じています。その中には、痰吸引や経管栄養などの医療的ケアを要するこどももいますが、受け入れ可能な事業所は不足しています。

また、発達障がい等の診断ができる児童精神科が不足しており、受診の待機が長期間になっています。

就学後については、特別支援学級や放課後等デイサービスを利用することも増える一方、適切な支援のもとで通常級や放課後児童クラブを利用することもいる中で、保護者の意向も踏まえつつ、こどもの意思を尊重した受け入れ体制づくりが必要です。

そのためには、受け入れる大人たちが広く障がいについての理解をもち、こどもの特性に合わせた接し方や環境の工夫が必要ですが、十分な人員や研修体制が不足している状況にあります。

イ 方 向 性

- ・支援を要するこどもについて、地域のインクルージョンの推進、支援する人材の確保・育成、こどもや養育者に寄り添った相談、支援の拡充に努めます。
- ・児童発達支援、放課後等ディサービスなどの事業所の特色を生かした支援と市の相談及びつくしんぼ教室で役割分担を行い支援します。
- ・児童発達支援センターと連携し、こどもの特性に応じた発達支援の体制を整えます。

ウ 主要な取組

療育を必要とする児童に早期に必要な支援が行き渡るよう、公平な利用基準を検討するとともに、療育と保育・学校現場との連携を促進しながら、全てのこどもがともに成長できるよう、学校や地域社会への包摂を推進します。

医療的ケア児の受け入れや児童精神科の受診待機の長期化などについては、医療的ケア児コーディネーターや児童発達支援センターも含め、多機関で連携を取り、支援の充実を図ります。

- 子ども若者相談支援事業（子どもの発達に関する相談・地域障がい児支援体制強化事業）
- 早期発達支援事業
- 市障害児通園施設「つくしんぼ教室」運営事業
- 保育所等訪問支援事業
- 障害児通所支援の適正な利用基準の検討
- 医療的ケア児の支援の充実
- 発達特性がある子どもに対しての受け入れ、保育士の確保

(3) 児童虐待防止対策の推進

ア 現状と課題

児童虐待の相談件数は増加しており、なかでも、しつけの一環として、虐待の認識を持たないままこどもを叩いてしまったという相談も多く、体罰はどのような状況下でもしてはいけない行為であるという周知を図り、体罰のない養育環境を整える必要があります。

虐待の未然防止や再発防止に向けては、地域でのネットワークづくり、人材の確保・育成、啓発活動などに引き続き取り組む必要があり、あわせて、悩みを抱える子どもや養育者に寄り添った相談、支援の拡充に努める必要があります。

イ 方 向 性

- ・こどもへの虐待を含めた不適切な養育等に対し、早期発見と適切な支援を図るため小田原市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との情報共有と連携に努めます。
- ・保護者がいない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を公的責任で社会的に養育を行うこととし、社会的養護を必要とするこどもに対しては、県と連携して支援します。

ウ 主要な取組

小田原市要保護児童対策地域協議会による関係機関との情報共有と円滑な連携・協力体制を充実させ、養育者による虐待の早期発見・対応に努め、こどもの安全を守ります。また、養育者の

抱える問題への理解と対応により、虐待につながるリスクを減らすため、相談体制の充実を図ることや必要な調査、指導を行うなど養育者の支援に努めます。

□ 子ども若者相談支援事業

(4) ヤングケアラーに対する支援

ア 現状と課題

子ども・若者が自由を奪われ、権利を侵害されている可能性もある深刻な問題であるにもかかわらず、当事者にその自覚がないなどの理由により、SOSを出そうとも思わない環境で生活しているなど、問題が表面化しにくい状況があり、有効な支援策が打てないという課題があります。

アンケート結果

- 家事や家族の世話をほぼ毎日1時間以上している小中学生がいる
- 自宅での過ごし方の中で家族・祖父母の世話をする人が一定数いる
- 自宅での過ごし方で「兄弟姉妹の世話をする」と回答した若者のうち40.9%は毎日1時間以上になる

イ 方向性

- ・ 本来、大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまいます。
- ・ 個人の権利に重大な侵害を生じているにもかかわらず、子ども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、子どもと家庭の意向に寄り添いながら、多角的な視点で必要な支援につなげます。

ウ 主要な取組

家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体を支援する視点を持った対策を推進します。

また、社会的養護のケアから外れた子ども・若者（ケアリーバー）に対する支援を含めた対策を推進します。

□ 子ども若者相談支援事業

(5) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

ア 現状と課題

本市の自殺対策は、令和5年度から開始している第2期小田原市健康増進計画に基づき、こころの健康に係る取組として推進しています。

自死は誰にでも起こり得ることであり、自死を示すサインに早期に気づくこと、自死を選択せず安心して生きることができるよう、予防に向けた対策を推進する必要があります。

また、我が国では自死に対する正しい理解が進んでいないことで、自殺未遂者や深い悲しみの中に置かれている自死遺族に対する心無い言葉や偏見があることから、適切な支援と理解促進に

向けた啓発活動の推進が求められています。

近年、スマートフォンやタブレットなどが急速に子どもに普及している中、SNS 等を利用し未成年を狙う、児童ポルノ、児童買春、略取誘拐などのサイバー犯罪が子どもの脅威となっています。こうした犯罪に巻き込まれないための環境整備が必要となっています。

イ 方 向 性

- ・関係機関や団体との連携を図りながら、全庁的・総合的に自殺対策を推進し、自死を考えている人を一人でも多く救うことを目指し取り組んでおり、この体制を機能させます。
- ・子どもが犯罪や交通事故などの被害に遭うことがなく、安心して生活できる環境を整えます。

ウ 主要な取組

子ども・若者がSOSを出せるよう、まずは環境を整えます。

様々な悩みや困りごとを抱える人に対して、関係団体と連携して情報共有や事前に防ぐ取組を実施できる体制づくりに努めるとともに、当事者親子の居場所づくり、問題の早期解決に向けた地域連携、ネットワークを強化します。

それぞれのライフスタイルや生活の場に応じた居場所づくりの活動を推進します。

自死に対する正しい理解を深め、また、自殺未遂者や自死遺族が適切な相談窓口につながるよう各種相談窓口の周知に努めるとともに、差別や偏見を防ぐための啓発活動を推進します。

「生きることの阻害要因」を減らすため、相談体制の充実を図り、必要な機関へつなぐとともに、「生きることの促進要因」を増やすため、地域で子どもを見守る拠点や高齢者の生きがいの創出や仲間をつくる場など、居場所づくりへの取組にも努めます。また、自死遺族等へ寄り添った支援を進めます。

子どもを犯罪から守るため、地域住民の防犯意識を向上させ、学校、家庭、地域で連携し、地域ぐるみによる取組を推進します。

また、子どもを交通事故から守るため警察、学校、地域等と連携し、交通安全教育を推進します。

犯罪、いじめ、児童虐待などにより被害を受けた子どもや少年非行等の問題を抱えた子どもの立ち直りを支援するために、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、関係機関と連携して、きめ細かな対応の実施に努めます。

- 地域におけるネットワークの強化
- 自殺対策を支える人材の育成
- 住民への啓発と周知
- 生きることの促進要因への支援
- こども・若者のSOSの出し方に関する教育
- 関係機関・者との連携による安全の確保
- 犯罪などから子どもを守る

(6) 外国につながりのあるこども・若者への対応

ア 現状と課題

言語、文化の違いから学校の授業が分からなかったり、集団生活に不安や悩みを抱えたりする外国につながりのあるこども・若者は、生きづらさや進学・就労への障壁、地域からの孤立などの困難が想定されます。特に、日本語での意思疎通が困難な場合は、学校や保育所、放課後児童クラブなど所属する施設が限られるなど居場所がなく孤立する可能性があります。

また、海外から帰国したこどもを含む外国につながりのあるこども・若者自身のアイデンティティを大切にしながら日本社会の中で健やかに成長できるよう支援していくことが必要です。

イ 方向性

- ・日本語の学習能力を上げ、自分のキャリアについて可能性を広げられるようにするとともに、外国につながりのあるこどもたちに寄り添い、悩みを引き出し、自分らしさを発揮できる体制を築きます。
- ・社会資源にアクセスしやすいように分かりやすい情報発信に努めます。

ウ 主要な取組

幼児期から青年期までのライフステージや、滞在期間や日本語の習得状況などを考慮し、一人ひとりの状況に応じた日本語学習と、母国の文化、家庭環境の多様性が存在することを理解した上で、保護者向けの日本文化の理解啓発の機会を提供します。

外国につながりのある児童・生徒向けの学習支援や居場所づくりのために、受け入れ態勢を整えます。また、保育所等の施設において安全・安心に過ごせるよう、保育士や職員の配置体制、研修体系や内容の見直し等を常に新たな視点で、保育・学習の質の維持・向上を図ります。

- 保護者との連携
- 就学支援
- 児童・生徒の異文化理解の充実

(7) 多様な当事者会や家族会によるピアサポート活動への支援

ア 現状と課題

同じような状況にあるこども・若者や保護者が共に集い、その想いや知識を共有することができる当事者会や家族会の意義は大きく、運営形態は自主的に運営されているものや、行政等が関わっているものなど様々ですが、全体の状況については十分に把握できておりず、必要な当事者へどのように情報提供をしていくかも課題になっています。

当事者同士がサポートしあえるように働きかけるような視点での研修が少ないことも現状です。

イ 方向性

- ・当事者や家族に寄り添った支える場づくりやスキルの確保など支援体制の強化について進めます。

- ・仲間がサポートするピアサポート活動は、気軽に相談でき、相互の成長にも寄与するものとして促進します。

ウ 主要な取組

民間団体等の資源も活用し、個々の状況に応じた当事者会や家族会の開催を推進していきます。支援が必要な人に対し、当事者会や家族会の情報提供を行い、適切な場につなげていきます。ピアサポートに関する当事者活動の講座を開催します。

第2章 基本施策II ライフステージ別の施策

基本施策II ライフステージ別の施策一覧

大項目	小項目
1 こどもの誕生前から 幼児期まで	(1) 生涯を通じた健全な発育・発達と健康の保持増進
	(2) 保育ニーズの多様化への対応・保育の質の向上
	(3) 就学前教育の充実
2 学童期・思春期	(1) 居場所づくり
	(2) 社会力を育む学校教育・社会教育の推進
	(3) インクルーシブ教育の推進
	(4) いじめの未然防止と早期発見
	(5) 不登校のこどもへの対応
3 青年期	(1) 社会的・経済的な自立に向けての支援、全ての若者の就職相談
	(2) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制や情報発信の充実
	(3) ひきこもり、ニート等のこども・若者とその家族に対応するNPO等民間団体との連携

※小項目は、「ア 現状と課題」、「イ 方向性」、「ウ 主要な取組」という構成でまとめていますが、
「ウ 主要な取組」については、主に、既存等の取組を継続するものは、取組名のみとしており、
取組名のみではわかりにくいものは説明としています。
必要に応じてアンケート調査結果を示しています。
また、取組事業の一覧は巻末に整理しています。

① こどもの誕生前から幼児期まで

1 目指すべき姿

- 各家庭のニーズに合わせ、妊娠・出産・子育てに関する適切な知識・情報が提供されるとともに、関係機関と連携した継続的な支援やサービスが提供されています。
- 保育のニーズ量を踏まえた保育所等のサービスの供給体制の整備が進み、地域的な偏在等による保育所待機児童の解消が図られ、保育を必要とする世帯において保育が必要な年齢で入園できています。また、就学前教育・保育の全ての施設において、安全で質の高い教育・保育が提供されています。

2 取組項目

- (1) 生涯を通じた健全な発育・発達と健康の保持増進
- (2) 保育ニーズの多様化への対応・保育の質の向上
- (3) 就学前教育の充実

3 目指すべき姿に向けた取組の方向性

(1) 生涯を通じた健全な発育・発達と健康の保持増進

ア 現状と課題

母子健康手帳交付時の面接、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、乳幼児健康診査等の母子保健事業を実施するとともに、子育て支援センターや地域子育てひろばなど親子が集まる場の設置等を通じて、妊婦と子育て世帯の継続的な支援を行うことで、子どもの健やかな成長と保護者の育児を支えています。また、支援が必要な子どもについては、乳幼児健康診査等を通じ早期発見に努め、発達に関する相談や児童発達支援の利用などの支援に繋げています。

一方で、生活スタイルの変化により子どもの生活習慣が変わってきており、医療的ケアや発達へのきめ細かい支援が求められてきていることなど、子どもに必要な支援は多様化しており、それらのニーズに対し個別の支援を充実していくことが求められています。

イ 方向性

- ・生涯を通じた健康づくりを推進するため、妊娠期及び乳幼児期の頃より、よりよい生活習慣を形成します。
- ・個別の支援が必要な子どもについて、早期発見・早期支援を行います。

ウ 主要な取組

健康的な生活習慣を身に付けることは、生涯の健康の基礎となります。そのため、妊娠中から講座、健康診査や育児相談等を通じて、自らの健康管理ができるよう情報提供や保健指導を行います。

母子健康手帳交付時の面談、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）などを通じ、一人ひとりの子どもと保護者に寄り添った支援を行います。また、各月齢に応じた乳幼児健康診

査の充実を図ることで、支援が必要な子どもの早期発見に努めます。

個別の支援が必要な子どもについて、早期から関わり、民間事業者も含んだ関係機関が連携して支援を行います。

- 子育て世代包括支援事業
- 母子訪問指導事業
- 出産・子育て応援事業
- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- 妊婦・産婦健康診査事業（産後ケア事業含む）
- 母子健康教育事業
- 乳幼児健康診査事業
- 育児相談事業
- 早期発達支援事業
- 保育所等訪問支援事業
- 市障害児通園施設「つくしんぼ教室」運営事業
- 子ども若者相談支援事業（子どもの発達に関する相談、地域障がい児支援体制強化事業、親子関係形成支援事業（ペアレントトレーニング）を含む）

(2) 保育ニーズの多様化への対応・保育の質の向上

ア 現状と課題

幼児期の教育・保育ニーズの量の見込みと確保内容を定め、低年齢児を中心に増加、多様化する保育ニーズの受け皿確保の取組を進めています。

女性の就業率の水準に対応するものの、保育ニーズの上昇率の鈍化、児童数の減少傾向の中、保育ニーズのピークアウトが見込まれます。

今後の児童数の減少やニーズ変化を踏まえ、教育・保育サービスの提供体制の調整が必要となります。

アンケート結果

- 気軽に相談できることが求められている
- 幼児教育・保育のニーズに応じた質・量の充実が求められている
- 認定こども園へのニーズがある
- 緊急時や用事の際にはお子さんをみてもらえる人がいない世帯が2割存在する
- 既存の「一時保育預かり事業」の充実と新設の「こども誰でも通園制度」の利用が求められている
- 子どもの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりなどの潜在的ニーズがある
- 病児保育の必要性が高まっている一方で費用がネックとなっている
- どのような病後児保育施設や病児保育施設を利用したいかの希望がある

イ 方 向 性

- ・乳幼児期は、将来にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、就学前における教育・保育は、子どもの豊かで健やかな育ちを支え、促す上で極めて重要な意義があります。

- ・教育・保育ニーズの変化やこどもや子育て世帯を取り巻く社会環境が変化する中、諸課題に対して施設が果たす役割を明確にする必要性が高まっています。こうした中にあって、「こどもを主体とする」ことを全ての基本とし、その前提として、保護者や保育者の援助や関わりにより、こどもたちの生理的な欲求や安心して過ごせる環境が整えられることが必要と考えます。
- ・就学前から小学校・中学校に繋がる一貫した目標が共有され、こどもの発達段階に合わせた適切な教育・保育が行われることが望ましいと考えます。
- ・保育の供給量は全体としては充足していますが、保育ニーズの高いエリアなどでの需給バランスに課題があることから、待機児童対策はまだ必要な状況にあり、マッチング機能を強化する必要があります。
- ・一方で、待機児童が減少しているとはいえ、保育所に入所したいときに誰もが希望する保育所に入所できる状況ではありません。原因の一つに、各保育所が保育士を確保できないことが挙げられます。
- ・保育士不足は全国的な課題となっていますが、本市の保育所でも、保育士の確保ができないために定員いっぱいのこどもを受け入れることができない保育所等が増えています。今後、保育士を十分に確保し、安定的に保育を必要とするこどもを受け入れるために、保育士を目指す学生にとっても魅力的な取組を実施する必要があります。

ウ 主要な取組

質の高い教育・保育を一体的に提供するため、教育・保育現場で蓄積してきた知見をとりまとめ、教育・保育の一体的な実践と研究を通してブラッシュアップするとともに、大学や研究機関等との連携を図ります。

幼保一体化の具体的な姿として、保育の必要の区別なく適正規模で教育・保育を受けられる認定こども園を整備し、教育・保育共通のカリキュラムに基づく質の高い教育・保育サービスの一体的な提供を行います。

保育者の就労環境が重要であり、職員の働き方改革を進め、働きやすい環境づくりを進めます。

多様化する保育ニーズや病児保育、病後児保育に加え、国において、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度「こども誰でも通園制度」が創設され、本市においても対応が求められます。

地域の高等教育機関と協働して、保育の質向上に努めます。

幼稚園、保育所、認定こども園のいずれにも通っていないこどもの状況を把握し、必要な教育・保育、子育て支援サービス等の環境整備を進めるとともに、病児・病後児保育の充実も図る必要があります。

- 認定こども園の実施
- こども誰でも通園制度への対応
- 一時預かり事業
- 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
- 多様な集団活動事業の利用者支援の実施
- 利用者支援事業（保育コンシェルジュ）
- 必要な保育サービス量の確保

- 保育の質の向上
- 保育士の確保

(3) 就学前教育の充実

ア 現状と課題

施設における幼児・保育に関する就学前教育への方針による差異が想定されますが、施設を利用しているか否かによる就学前教育の差異も懸念されます。既存の教育・保育施設等を活用し、地域の子育て家庭への支援を一層進めていく必要があります。

イ 方向性

「子どもの最善の利益」や「子どもまんなか社会」の視点を持ち、子どもの基礎教育の始まりである就学前教育の重要性を認識し、施設に所属しない子どもも生活習慣を身に付けられるよう、子ども誰でも通園制度などにおける就学前教育の内容を検討します。

ウ 主要な取組

就学までに最低限の生活習慣を身に着けるような仕組みを検討するとともに、施設に所属しない子どもへの対応も検討します。

幼児教育と小学校教育の円滑な接続と双方の教育の充実が、切れ目のない教育・保育施設での取組となるよう教育研修及び園内研修・研究を推進し、保育・幼児教育の質の向上や、連続性のあるカリキュラムの開発を行うとともに、子どもへの効果的な教育・保育の場における就学前教育の具体的手法や取組の研究・開発を行うための検討を進めます。

2 学童期・思春期

1 目指すべき姿

- 全ての子どもにとって安全・安心な居場所が確保されています。
- 変化の激しい社会を乗り越える生き抜く力を身に付けた「未来を創るたくましい子ども」を、めざす子どもの姿として、地域特性を生かしながら学校教育・社会教育が推進されています。
- 家庭、地域、学校、行政だけでなく、民間事業者等を含めたあらゆる主体が地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、連携・協働しながら地域とともにある学校づくりを進めています。

2 取組項目

- (1) 居場所づくり
- (2) 社会力を育む学校教育・社会教育の推進
- (3) インクルーシブ教育の推進
- (4) いじめの未然防止と早期発見
- (5) 不登校の子どもへの対応

3 目指すべき姿に向けた取組の方向性

(1) 居場所づくり

ア 現状と課題

地域住民が中心となって、地区公民館等で学習支援・体験活動を実施するほか、お弁当の配布や食事を提供する子ども食堂等の地域における子どもの居場所を運営しており、コロナ禍を経て、事業を再開した団体や、新規に始める団体も増えてきています。

子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート調査の結果では、「こども食堂」について、知っている（認知度）と回答した人は、70.4%に対し、これまで利用したことがある（利用状況）と回答した人は、9.2%、今後利用したい（利用希望）と回答した人は、16.7%に留まっています。

「こども食堂」について改善してほしいこととしては、「どこにあるのか、いつやっているのか等周知が行き届いていない」という意見や、「なんとなく、入りづらいイメージがあり、気軽に入れるようにしてほしい」といった意見があがっており、地域における居場所づくりの取組みは活発になってきていますが、支援を必要とする人に周知が行き届くよう取り組む必要があります。

また、市内の全小学校に設置している放課後児童クラブは、保護者が就労等により家庭で見守りができない児童に、生活や遊びの場を提供する事業ですが、引き続き待機児童〇人を継続できるよう取り組む必要があります。

アンケート結果

- 身近にあればこども食堂などを利用したい意向がある
- 放課後児童クラブを利用したい意向が高い
- 小学生が放課後を過ごす地域の環境の充実が必要
- 生活や教育への経済的な支援、気軽に集まる居場所が求められている

イ 方向性

- ・こども・若者が、生きづらさや居づらさを感じることのないよう、安心して楽しく過ごすことができ、様々な学びや体験活動の機会に接することで、自己肯定感や自己有用感等を高め、自分らしさを表現できる多様な居場所を確保していきます。
- ・こどもたちが放課後を過ごす場を、インクルーシブな環境に整えていきます。
- ・学校を地域コミュニティの拠点として位置付け、あらゆる主体と連携しながら施設の地域利用を含めた地域の様々な活動が統合される場となり、また世代を超え、人と人をつなぐ場となるような仕組みづくりに取り組みます。

ウ 主要な取組

居場所づくり実施場所のマップを作成するなど、居場所に関する情報をまとめ、可視化し、おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにい」等の関係機関とも連携しながら周知に努め、こども・若者自身が見つけて選びやすい環境を整えていきます。

また、こども・若者の意見を聴きながら、場づくりに反映させ、本人たちがどのように過ごし、誰と過ごすかを意識するとともに、継続的に運営できるように、居場所づくりの担い手である地域団体同士や関係機関が連携し、地域全体を意識した居場所づくりを進めています。

放課後児童クラブについては、引き続き、利用者ニーズの把握に努め、児童が安心・安全に過ごせる放課後の居場所であるとともに、待機児童〇人を継続できるよう、必要な施設の整備を行い、運営委託事業者と連携しながら必要な運営スタッフを確保していきます。

また、対象学年の児童であれば誰でも参加できる放課後子ども教室も全小学校に設置済みであり、放課後児童クラブと放課後子ども教室どちらも同じ小学校内で実施しているという本市の特徴を生かして、一体的な運営が行えるよう取組を進めています。

- 子どもの居場所づくり事業
- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- 放課後子ども教室推進事業

(2) 社会力を育む学校教育・社会教育の推進

ア 現状と課題

各校において児童生徒の学習状況に応じ学習に対する意識などのデータから、個々の成果と課題、学力の伸びを把握し、エビデンスに基づいた学習指導の改善及び個別の支援をすることで、児童生徒一人ひとりの学力の向上を図っています。

また、森里川海が「ひとつらなり」となった自然豊かな小田原という土地に、しっかりと根を張る教育を行い、たくましい心と体を培うとともに、二宮尊徳など地域の偉人からの学びなど、小田原の地域性や歴史を生かした教育を行い、郷土を愛し大切にする心を育んでいます。

そして、郷土小田原をフィールドに、こども達が地元小田原に実在する諸問題と向き合い、その問題の解決を図るために探究的・創造的な活動を行い、より良い地域社会を創る資質・能力を養えるような取組をさらに推進していく必要があります。

イ 方 向 性

- ・こどもたち一人ひとりが自分を輝かせて充実した人生を送り、よりよい地域社会をつくる「社会力」を育むため、生きる土台としての「学ぶ力」、様々なひととの関わりや体験活動などを通して得られる「豊かな心」、生涯を通して運動やスポーツに親しむことができる「健やかな体」、多様な関わり合いを持つことで自己を高める「関わる力」の育成に重点を置きながら取り組みます。

ウ 主要な取組

小田原の多様な地域資源を生かしながら、近年目まぐるしく変化する社会情勢に対応し、多様な主体が支え合いながら、自分たちの幸せな社会と共に創っていく社会力を育んでいけるよう、次の事項に取り組みます。

- おだわらっ子の約束の普及と実践
- 小田原版S T E A M教育の推進
- 全国学力・学習状況調査の結果の分析と活用
- ステップアップ調査の学習習慣等の意識調査、授業評価アンケート等の結果の分析と活用
- 各校の実態や特色を生かした学力向上プランの推進
- 郷土学習の充実及びさらに深めた学びの提供 など

(3) インクルーシブ教育の推進

ア 現状と課題

国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障がいのあるなしにかかわらず、全てのこどもが共に学び合う「インクルーシブ教育」の実現を目指し、それぞれの教育的ニーズに対し最適な教育活動を行うための、多様で柔軟な仕組みづくりを進めています。各学校においては、教科の学習だけでなく、教育活動全体をとおしてその実現に向けた取組を工夫しながら行っています。

近年、本市においても多様化する教育的ニーズへの対応が求められているため、施設整備や専門的な指導と支援ができる人員の確保等が課題となっています。また、地域社会全体で推進していくための周知や啓発活動は今後も取り組んでいく必要があります。

イ 方 向 性

- ・「インクルーシブ教育」は、個性や多様性を認め伸ばす教育です。多様なこどもたちが同じ場で学びあう学校や、一人ひとりの教育的ニーズに応える学びの場を目指して、ハードとソフトの両面で充実させていくことを目指します。

ウ 主要な取組

多様化する教育的ニーズに対応するとともに、工夫した取組を行います。

- 個別支援員の配置
- ニーズに応じた通級指導教室等の設置
- 小田原市特別支援教育推進会議の開催
- 小中学校特別支援学級訪問

- 支援教育研修会の開催
- 小田原市支援教育相談支援チームによる専門機関との連携等
- 日本語指導協力者の派遣

(4) いじめの未然防止と早期発見

ア 現状と課題

各学校では、児童生徒一人ひとりが自己理解や他者理解の大切さを認めることができるよう、道徳科の授業を柱に教育活動全体を通して、人権教育の充実に努めています。また、一人ひとりが持つ特性や生活環境の違いを教職員全体で把握し、個に寄り添った指導・支援ができるようにしています。さらに、教育相談の充実に努め、SOSが出せない児童生徒の早期発見・早期対応を心掛けています。

本市小中学校におけるいじめの認知件数は増加の傾向にあります。これは教職員が「いじめ防止対策推進法」の定義に沿って、積極的な認知と早期発見・早期対応に努めている成果であり、いじめの解消率の高さにもつながっていると考えられます。

イ 方向性

- ・いじめは、子どもの健やかな成長と人格形成に悪影響を及ぼす重大な人権侵害で絶対に許されない行為です。すべての教育活動を通して、発達段階に応じた人権尊重の意識を高めるべく、いのちはかけがえのないものであることを子どもへしっかりと伝え、自分のいのちはもちろん他人のいのちも大切にする心を育む教育の充実に取り組みます。
- ・特に学校では、全ての児童生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組みます。

ウ 主要な取組

積極的な認知と早期発見・早期対応に努め、いじめの防止のため、次の事項に取り組みます。

- いじめ予防教室の開催
- 小田原市いじめ問題対策連絡会の開催
- 小田原市いじめ防止対策調査会の開催

(5) 不登校のこどもへの対応

ア 現状と課題

地域において自主的に親子を支える居場所が増えつつあります。こうした居場所では、学校に行きづらい不登校児の増加に伴い、親の相談も増加しています。こうした人々の行き場のない心のケアが必要になっています。

このように本市の不登校者数は、毎年、少しずつ増加しています。不登校の要因としては、小中学校とも「無気力、不安」によるものが大半を占めており、原因のはっきりとしない不登校が多くなっています。また、欠席が続き、生活リズムが崩れることで不登校が継続してしまっている児童生徒も多くなっています。さらに、学年が上がるにつれて不登校者数は増加しており、特に中学校では出現率等が高くなっています。

イ 方 向 性

- ・教育相談指導学級や校内支援室（校内教育支援センター）の設置、不登校生徒訪問相談員の配置等により、不登校またはその傾向のある児童生徒が、自らの進路を主体的にとらえ社会的に自立する力を養います。

ウ 主要な取組

増加する不登校者に対応するため、次の事項に取り組みます。

- 教育相談員、心理相談員による教育相談
- 教育相談指導学級、校内支援室（校内教育支援センター）の設置
- 中学校全校への校内支援室担当個別支援員・指導員、不登校生徒訪問相談員の配置
- 小学校全校への校内支援室担当個別支援員の配置
- 不登校児親子の地域での見守り

※校内支援室担当個別支援員・指導員は「学校へは登校できるが、自分の学級（教室）に行くことができない」という児童生徒に対して、学級（教室）以外の居場所として設置された校内支援室で学習面や生活面の支援や見守りを行っています。

③ 青年期**1 目指すべき姿**

- 心身の発達過程にある青年期にある世代が自らの能力や意欲に基づいた希望する人生の選択がで
きています。
- 自ら望む人生の選択ができるようになることで、自己肯定感が増し、生きる意義を見出せています。

2 取組項目

- (1) 社会的・経済的な自立に向けての支援、全ての若者の就職相談
- (2) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制や情報発信の充実
- (3) ひきこもり、ニート等のこども・若者とその家族に対応するNPO等民間団体との連携

3 目指すべき姿に向けた取組の方向性**(1) 社会的・経済的な自立に向けての支援、全ての若者の就職相談****ア 現状と課題**

社会的・経済的な自立に向けての支援、障がいのある若者の就職相談には、本人の希望と能力だけでなく、受け手となる地域の身近な働き先の確保が大切で、少なくともマッチングする機能が求められます。心理的・社会的に発達するだけなく、希望や能力に応じた就業の機会をもたらすためにも大学等の高等教育への修学支援や社会的・経済的な自立には職業的な自立が必要です。また、若者自身が孤立せず自立していくためには、地域と関わる機会を提供する必要があります。

アンケート結果**●相談・支援機関との関係づくりが必要****イ 方向性**

- ・全ての若者が、家庭や経済状況にかかわらず、専門性や職業に必要なスキル等を身に着け、将来に夢や希望を持つことができる環境をつくります。
- ・全ての若者が夢や希望を持ち、その能力に応じて取り組むための場の創出に取り組みます。

ウ 主要な取組

また、障がい者の法定雇用率の引き上げなどの背景もあり、地域の企業、団体等就労先となる事業所においても、受け入れたい状況が想定される中、どのような人材の受け入れが可能であるのか、引き続き働き掛けていきます。県や関係機関と連携し、就職説明会を開催する等、若者の就労機会の拡充を支援していきます。

また、若者の孤立化を避け、地域と積極的に関わることができる機会を確保していきます。

□ 地域若者サポートステーションなど民間団体との連携**(2) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制や情報発信の充実****ア 現状と課題**

こども・若者が、自らの生き方を確立しようとする時期にあっては人間関係、学校や職場での出来事、進学や就職に関することなど、様々な悩みや不安を抱えることも少なくありません。

しかし、核家族化や地域とのつながりの希薄化などを背景に、こども・若者の孤独や孤立が社会問題として顕在化しています。

悩みや不安を抱えるこども・若者が主体的に人生の選択ができるよう、気軽に相談できる支援体制の強化が必要です。

イ 方 向 性

- ・悩みや不安を抱える若者やその家族を見守り、支える体制づくりを進めます。

ウ 主要な取組

子ども若者教育支援センターの相談機能の充実と子ども若者相談支援体制を強化するほか、悩みや不安を抱える若者やその家族に対する情報発信の充実を図ります。

- 子ども若者相談支援事業

(3) ひきこもり、ニート等のこども・若者とその家族に対応するNPO等民間団体との連携

ア 現状と課題

ひきこもり、ニート等のこども・若者が本人なりの自立を目指すためには、長期的に支援を継続し、信頼関係を構築していくことが必要です。まずは、支援を必要とするひきこもり、ニート等のこども・若者が相談を受けられる場所につながることが重要ですが、本人や家族に対し、十分に情報が行き届いているとは言えません。

イ 方 向 性

- ・ひきこもり、ニート等の困難な状況にあるこども・若者、その家族等が気軽に相談できる場やサポートする団体などと連携した支援体制を推進します。
- ・ひきこもりが長期化している若者に対して、個々の状況に応じた社会とのつながりが構築できるように支援します。
- ・ひきこもり状態の背景にあるうつ病などの精神疾患や発達障がいなどの課題に対し、適切な医療や支援機関につないでいきます。

ウ 主要な取組

ひきこもり支援コーディネーターを配置し、ひきこもり、ニート等のこども・若者の相談にのるとともに、ひきこもり当事者の居場所づくりをするなど個々の状況に応じた場に繋がるができるように支援を行います。

NPO等民間団体と連携してひきこもり、ニート等のこども・若者に対する支援について、具体策を検討します。

- 県主催によるNPO等民間団体との連携会議
- 子ども若者相談支援事業
- 福祉関係部局における情報共有や支援者間の連携強化

第3章 基本施策III 子育て当事者への支援に関する施策

基本施策III 子育て当事者への支援に関する施策一覧

大項目	小項目
1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	(1) 妊娠・出産や幼児教育・保育等に関する経済的負担の軽減
	(2) 児童手当・医療費等の負担軽減
	(3) 就学援助制度による負担の軽減
2 地域子育て支援、家庭教育支援	(1) 必要な情報の提供・周知
	(2) 保護者に寄り添う子育て支援
	(3) 地域で活動する多様な団体等への支援
3 男女共同参画社会における共働き・共育ての推進	(1) ワーク・ライフ・バランスを実現する働き方の見直し
	(2) 労働組合、商工会議所等経済団体と連携した男女共同参画の意識醸成、子育て中の母親の就労支援
4 ひとり親家庭への支援	(1) ひとり親家庭等自立支援の推進
	(2) 児童扶養手当制度の着実な実施
	(3) 当事者団体への支援

※小項目は、「ア 現状と課題」、「イ 方向性」、「ウ 主要な取組」という構成でまとめていますが、「ウ 主要な取組」については、主に、既存等の取組を継続するものは、取組名のみとしており、取組名のみではわかりにくいものは説明としています。
必要に応じてアンケート調査結果を示しています。
また、取組事業の一覧は巻末に整理しています。

① 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

1 目指すべき姿

○出産・子育てや教育に関する経済的負担感が軽減され、家庭の経済状況にかかわらず、安心して子育てができる社会が形成されています。

2 取組項目

- (1) 妊娠・出産や幼児教育・保育等に関する経済的負担の軽減
- (2) 児童手当・医療費等の負担軽減
- (3) 就学援助制度による負担の軽減

3 目指すべき姿に向けた取組の方向性

(1) 妊娠・出産や幼児教育・保育等に関する経済的負担の軽減

ア 現状と課題

令和元年10月に満3歳以上を対象として幼児教育・保育の無償化が制度化されるなど、保育施設等の利用に係る子育て世帯の経済的負担の軽減策が実施されています。

また、伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施する出産・子育て応援事業を令和4年度から開始するなど、国・県の財源を活用しながら、子育て世帯の経済的負担に向けた施策を順次開始してきました。

このような中、アンケート結果では、子育てに係る経済的な負担を感じている世帯が引き続いていることがわかります。

アンケート結果

- 妊娠中の経済的な支援が求められている
- 経済的な面での暮らしづらさを感じている子育て家庭は微増している
- 生活や教育への経済的な支援、気軽に集える居場所が求められている

イ 方向性

・国では、「こども未来戦略」の「加速化プラン」において、子育てに係る経済的支援の強化を実施することとしており、こうした国の動向を見ながら、国・県・市の役割分担の中で、市として取り組むことを見定め、財政負担も考慮しながら実施していきます。

ウ 主要な取組

出産・子育てや教育に係る子育て世帯の経済的負担の軽減に向けて実施している施策を引き続き行うとともに、国・県の動向や社会状況等を見ながら、市が担うべき施策を見定め、実施していきます。

- 出産・子育て応援事業
 - 妊婦・産婦健康診査事業
- (低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業を含む)

- 民間保育所等副食費補助金

(2) 児童手当・医療費等の負担軽減

ア 現状と課題

児童手当制度は所得制限、所得上限の設定が令和6年10月から廃止となり、支給対象が高校生年代まで拡大されました。子ども医療費助成についても、令和5年10月診療分から所得制限を廃止、さらに令和6年10月診療分からは所得制限なしに高校生年代までを対象を拡大しました。

いずれの制度を十分に活用いただけるよう内容の周知が必要です。

イ 方向性

- ・子育て世帯への児童手当を支給や、子どもに係る医療費等を助成することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、児童の健全な育成を図ります。
- ・子どもに係る医療費助成制度については、全国一律の制度や仕組みを構築するよう、引き続き国に要望します。

ウ 主要な取組

子育て世帯について、高校生年代まで経済的負担が大きいことから、その年代まで対象を拡大しました。それぞれ制度を十分に活用いただけるよう、内容を周知し、着実な実施に努めます。

- 児童手当制度の普及啓発と着実な支給
- 子ども医療費助成制度の普及啓発と着実な実施

(3) 就学援助制度による負担の軽減

ア 現状と課題

世帯の所得水準等の基準に基づき、近年は、本市の全児童生徒数のうち、15%程度の児童生徒に対し学用品費、修学旅行費、給食費等の支援を行っています。

また、子育て世帯の負担軽減のため、子育て世代への支援は最優先に取り組むべき施策と考えており、市民の関心が高い給食費の無償化については、段階的な取組を進める必要があります。

イ 方向性

- ・経済的な理由により就学困難な学齢児童及び学齢生徒の保護者に対し、就学に必要な経費を支給することで、経済的な負担感を軽減します。

ウ 主要な取組

支援を必要とする家庭、保護者に対し、継続するとともに、支援を適切に受けることができるよう、年度当初の周知を徹底して行います。また、転入者への周知を行います。

- 就学援助制度の周知

② 地域子育て支援、家庭教育支援

1 目指すべき姿

- 子育て当事者に必要な情報が届いている。
- 子ども・子育てに関する多様な団体等が、相互に連携しながら生き生きと活動し、子育て当事者も地域社会とのつながりを持ちながら、安心して子育てができる環境が整っています。

2 取組項目

- (1) 必要な情報の提供・周知
- (2) 保護者に寄り添う子育て支援
- (3) 地域で活動する多様な団体等への支援

3 目指すべき姿に向けた取組の方向性

(1) 必要な情報の提供・周知

ア 現状と課題

子育て中の親にとって正確で有用な情報の取得は、子育てにおける安心感や充足感を左右する重要な要素になっています。特に妊娠・出産や子育てに関する制度やサービス、相談機関などを始めとする行政情報、公園、遊び場などの地域の子育て支援に関する情報は、積極的に提供し、伝達する必要があります。

親子関係に関する問題やひとり親家庭、多子世帯など様々な状況の家庭に対する情報発信にも努める必要があります。

一方、地域において活動する様々な子育て支援団体に関する情報が子育て家庭に届いていないことも課題となっています。

イ 方 向 性

- ・妊娠・出産や子育てに関する相談や情報提供を行っている施設や拠点の機能を強化するとともに、このような施設等を子育て家庭に幅広く周知することで、誰一人、子育てに不安を抱くことのない社会の実現を目指します。

ウ 主要な取組

妊娠・出産や子育てに関する関係者や関係機関の連携の強化を図るとともに、誰もが気軽に相談・利用できる環境づくり、そして相談・情報提供の機能の周知方法を工夫します。

- いじめ・不登校に向き合うなどの情報を共有する様々なツールや方法の提供
- 子育て支援情報提供事業（地域SNS「PIAZZA（ピアッザ）」）

(2) 保護者に寄り添う子育て支援

ア 現状と課題

子育て家庭、特に核家族や移住してきた家庭が、子育てに孤独感や孤立感を抱くことがないよ

う、子育て当事者と地域や人とのつながりの中で、子育てを支援していくことが重要です。

アンケート結果

- 子育て支援センターや地域子育てひろばには潜在的なニーズがある
- こどもを持つことへの経済的、心理的負担の軽減が必要

イ 方 向 性

- ・保護者が、子育てにおいて地域で孤立することがないよう、また移住してきた家庭が子育てに孤独感や孤立感を抱くことがないよう社会全体でサポートする体制を整えていきます。

ウ 主要な取組

様々な背景を抱える子育て家庭が孤立しないよう、家庭、地域・学校・事業者・行政等が連携し、地域社会全体で子育てを支援する体制を引き続き整えていきます。

子育て家庭が、地域の様々な実践者や活動とつながり合える場としての地域子育てひろばや子育て支援センターにおける相談機能の充実などの取組を進めます。

こどもが他人への思いやりや社会的マナーなどを身に付け、社会に溶け込んでいけるよう家庭において教育する保護者が、必要な知識を学ぶ機会を提供します。

- 子育て支援センターによる子育て支援活動団体等の支援や連携に関する事業
- 地域子育てひろば
- 家庭教育支援のための研修等の実施

(3) 地域で活動する多様な団体等への支援

ア 現状と課題

地域には、地域子育てひろばを運営し、市と密接な関わり合いのある団体だけではなく、自主的な活動をされている団体も多く、子ども・子育てに関わる多様な団体等が活動していますが、人材や活動場所、活動費などの条件が整っている団体等ばかりではありません。

こうした団体等がどのような支援を望んでいるのか、丹念に声を聞きながら、適切な支援を行い、活動をより一層充実させていくことが必要です。

イ 方 向 性

- ・子育て当事者や地域の人などによる、子育てに関わる多様な団体等の活動を支援します。
- ・また自主的な活動をされている団体など活動の全体像を把握し、より多くの活動が生まれ、活動の輪が広がるよう、子育て当事者をはじめ、一般市民にも活動状況を広く周知していきます。

ウ 主要な取組

地域にある子どもの居場所の機能や活動の頻度、その連携などを摸索するため、地域で活動している団体等を把握し、活動状況などを整理します。

そして、各団体と意見交換を行う等により、日頃の活動で困っていることや活動を活性化させるために望むことなどを把握し、必要な支援を行っていきます。

③ 男女共同参画社会における共働き・共育ての推進

1 目指すべき姿

○夫婦など家族が相互に協力して子育てをしています。それを支える職場での応援や地域社会全体で支援するため、男女共同参画社会における育児・家事労働への理解が促進されています。

2 取組項目

- (1) ワーク・ライフ・バランスを実現する働き方の見直し
- (2) 労働組合、商工会議所等経済団体と連携した男女共同参画の意識醸成、子育て中の母親の就労支援

3 目指すべき姿に向けた取組の方向性

(1) ワーク・ライフ・バランスを実現する働き方の見直し

ア 現状と課題

経済社会の進展に伴う産業構造の変化は、就業構造の変化にもつながります。労働者の意識も多様化しており、誰もが安心して働くことができる職場環境づくりが求められています。

子育ては義務ではなく、父親も楽しみながら子どもを育て、自分も成長しようという考え方(ファザーリング)を持ち合わせる父親も増えてきました。子育て支援センター等への来所も増えています。父親が自主的にコミュニティを構築し、子育てを共に楽しむ姿も多くみられるようになりました。

しかしながら、男性の育児休業の取得状況など、男女にはまだ格差が大きいことから、引き続き、意識啓発が必要な状況です。

イ 方向性

- ・男女がともに希望に応じて働き続けられるよう、ワーク・ライフ・バランスが実現される社会づくりを地域ぐるみで取り組みます。
- ・そのためには、働き方に対する意識の啓発が必要で、多様な働き方が可能な職場環境づくりに向けて、地域の企業組織、団体等と課題感の共有を図ります。
- ・夫婦が相互に協力しながら子育てをしていくためには、当事者の意識が何よりも大切で、男性の家事・育児への主体的な参画の意識を醸成します。

ウ 主要な取組

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた働きかけを市内の事業所等に行う必要があります。

男性の家事・育児等への参画や、固定的性別役割分担意識、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消は一定程度進んでいますが、さらなる情報発信をしてまいります。

(2)

**労働組合、商工会議所等経済団体と連携した男女共同参画の意識醸成、
子育て中の母親の就労支援****ア 現状と課題**

男女共同参画の推進に向けては、職場の理解が不可欠であり、企業や各種団体などへのさらなる普及啓発が必要です。

アンケート結果から、職場と子育てとの両立のための支援を求めていきます。

アンケート結果

- 育児休業や短時間勤務制度など職場での両立支援制度の周知が必要
- 母親の就労支援が必要

イ 方向性

- ・男女共同参画の推進に向けては、職場の理解が不可欠であることから、労働組合、商工会議所等経済団体と連携することを通じて、男女共同参画の意識のさらなる啓発を図ります。
- ・妊娠や出産、育児を理由に離職した女性が社会復帰しやすくなるための制度の周知や就労支援を進めます。

ウ 主要な取組

子育て世帯等を意識した企業等の積極的な取組が必要なことから、こどもを中心においた社会づくりに取り組む企業の積極的な行動を促します。

地域の企業、民間団体等に対し、女性が仕事を続けられるよう支援や理解の促進のための一層の啓発に取り組みます。

小田原レール（女性活躍推進優良企業認定制度）の認定事業者増加に向け、さらなる周知を進めています。

④ ひとり親家庭への支援

1 目指すべき姿

○ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進が図られ、ひとり親家庭において、子どもが健全に育成されています。

2 取組項目

- (1) ひとり親家庭等自立支援の推進
- (2) 児童扶養手当制度の着実な実施
- (3) 当事者団体への支援

3 目指すべき姿に向けた取組の方向性

(1) ひとり親家庭等自立支援の推進

ア 現状と課題

離婚によりひとり親家庭となった家庭は非正規雇用が多く、一時的な所得の減少でも生活に困窮してしまうケースがあります。自立支援のための制度は用意されていますが、活用できないケースも多いことから制度から外れた家庭への支援が課題です。

ひとり親家庭の生活の安定の促進が図られる支援として、資格取得の支援制度を活用した後も様々な理由で、生活の安定につながらないケースがあり、働き方、子どもの生活の在り方など総合的な相談支援が必要とされています。

アンケート結果

- 心理的な不安定さの兆候と思われる割合が高い傾向がある
- 家庭で勉強を見られない場合がある

イ 方 向 性

- ・ハローワークや母子家庭等就業自立支援センター等と連携し、ひとり親家庭の生活が安定し、自立促進に結び付く就労活動を支援します。

ウ 主要な取組

ひとり親家庭の自立の促進が図られる支援として、母子・父子自立支援員が相談を受け、国の制度等を活用し、ひとり親家庭の自立支援を総合的に支援していきます。ひとり親家庭への経済的支援、就労支援等をひとり親家庭に寄り添いながら実施していきます。

- 母子家庭等自立支援教育訓練給付費等の支給
- 母子・父子・寡婦福祉資金等の申請受付
- 母子・父子自立支援員が相談を受け、他の機関とも連携し、ひとり親家庭の自立支援を総合的に支援していきます。
- 地域の高等教育機関と連携した職業教育、資格の取得支援、就労支援、就労後の支援を強化します。

(2) 児童扶養手当制度の着実な実施**ア 現状と課題**

ひとり親家庭のうち、児童扶養手当を受給している世帯では、生活に不安を感じる世帯もあることから、単に手当を給付する対応にとどまらない多様な支援方策を視野に置いた対応が求められています。

児童扶養手当の受給には所得制限があるため、就労収入の上昇を抑えるいわゆる働き控えが課題となっていました。これに対し、令和6年11月分から所得限度額が引き上げとなる改正が実施されたことから制度の趣旨を伝えることが大切です。

イ 方向性

- ・児童扶養手当の支給等の経済的支援に加え、就職に際して有利になる資格取得への支援を実施し、生活の安定、自立促進を図ります。
- ・父母の離婚などによって、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している者に対し、手当を支給し、母子世帯、父子世帯等の生活の安定を図ります。

ウ 主要な取組

経済的支援と相談支援の両面からの支援を実施することにより、ひとり親家庭の自立支援の促進を図ります。

国のひとり親支援に係る事業では児童扶養手当に連動した対象者要件の見直しが実施されるなど、児童扶養手当の支給が自立支援に確実につながるような制度改正が進められていることから、趣旨普及と着実な実施に取り組みます。

児童扶養手当制度の普及啓発と着実な支給

(3) 当事者団体への支援**ア 現状と課題**

市内に居住するひとり親家庭の父母を会員とし、会員相互の健康と自立による生活の安定と向上を目指した団体として、現在約120名の会員を有する小田原市母子寡婦福祉社会があります。

近年、寡婦会員が運営の多くを担っていますが、会員の高齢化とともに、会の運営の在り方にについて見直しが求められています。

イ 方向性

- ・相互扶助の取組を展開するためにも、ひとり親家庭の交流の場である小田原市母子寡婦福祉会の活動を支援します。

ウ 主要な取組

会員への食品提供事業を継続や、会員の交流会の開催など、ひとり親家庭の生活への不安を解消するとともに、相互扶助の機運を含め、児童の健全な成長の確保を図ります。

食品提供事業への支援

□ 会員交流事業への協力

第4章 基本施策IV こども・若者の社会参画・意見反映

基本施策IV こども・若者の社会参画・意見反映一覧

大項目	小項目
1 社会参画・意見反映の仕組みづくり	(1) 多様な意見などを反映させるための仕組みづくり・理解促進の取組
	(2) 企業・NPO等民間団体との連携
2 若者が主体となる活動団体や若者のリーダー育成への支援	(1) 地域の若者が主体となる団体等の活動の支援、多機関連携の推進
	(2) 当事者である若者からリーダーを育成するための支援

※小項目は、「ア 現状と課題」、「イ 方向性」、「ウ 主要な取組」という構成でまとめていますが、「ウ 主要な取組」については、主に、既存等の取組を継続するものは、取組名のみとしており、取組名のみではわかりにくいものは説明としています。
必要に応じてアンケート調査結果を示しています。
また、取組事業の一覧は巻末に整理しています。

① 社会参画・意見反映の仕組みづくり

1 目指すべき姿

- 大人側からきっかけとなる場の創出をすることで、こども・若者が参加するようになり、こども・若者同士の継承により、地域の新しい文化として定着しています。
- こども・若者自身に関わる事柄は、大人と同じ立場で施策の決定に関与できる体制が整っています。
- こども・若者の声が反映された施策を公表し、意見が反映される成功体験を実感できること、それによる社会参画が促進されています。
- 声を上げづらい子どもの声を聴く配慮がとられ、大人の誘導にならないようになっています。
- 地域のNPOや大学の専門的知識を活用したワークショップ等が持続的に地域で開催されています。

2 取組項目

- (1) 多様な意見などを反映させるための仕組みづくり・理解促進の取組
- (2) 企業、NPO等民間団体との連携

3 目指すべき姿に向けた取組の方向性

(1) 多様な意見などを反映させるための仕組みづくり・理解促進の取組

ア 現状と課題

子どもの権利条例等によって、子ども議会がある地域とそうでない地域の地域間格差が大きいとの意見もあり、学童期・思春期から意見表明する機会が少ないと課題のひとつです。

意見を表明すること、参加する権利があることは、成長過程にあるこども・若者が自ら気づいて行動に移すことも大切ですが、まずは、大人がこども・若者には生まれながらにして権利があることをよく理解することが大切です。また、こども・若者の権利は、こども・若者自身が、その成長段階に応じて学び、実践を積み重ねることによって、育まれるものです。こどもや若者が、自分の意見を表明したり、参加する経験を得られるように、大人がきっかけとしての「場」の創出をすることが必要です。

アンケート結果

- インターネットを通じた情報の収集・提供の充実が求められている
- 子どもや若者が「市へ意見を伝えたい」人は4割存在する

イ 方 向 性

- ・こども・若者は社会を変えるような力を秘めており、こども・若者の意見を聴くことが重要との意識を醸成します。
- ・こども・若者の意見を聴くことにより、大人の視点では得られない観点が得られ、その結果、より暮らしやすい社会づくりに向けた具体的な施策へとつなげていきます。
- ・こども基本法は、こどもに関わる施策の推進において、こどもの意見を反映することが求められ、本計画の推進にあたっても、意見聴取と施策反映を求められており、推進していく必要が

あります。

- ・計画期間を通じて、子どもの意見表明の機会の確保や施策への反映を進めるために必要な体制を整備し、計画期間を通じてその改善の取組を継続的に進めます。
- ・きっかけとなる場の創出には大人側の意識が大切で、子どもや若者の多様な意見を反映するよう意図して形成した場を通じた取組が、徐々に、子ども・若者の参加と経験により熟成されていくと考えます。世代ごとの活動としていくことで地域の中で実践します。

ウ 主要な取組

子ども・若者の意見を聴取することは、子ども大綱においても求めていることでもあり、子ども・若者の状況やニーズをより的確に踏まえることで、施策の実効性が高まることが期待できます。

また、子ども・若者にとって、自らの意見が聴かれることで、自らが社会に影響を与え、変化をもたらす経験となり、自己肯定感や自己有用感を高め、社会に主体的に関わることの意義を感じさせる効果をもたらします。

こうした考え方のもと、子ども・若者施策会議等の委員への子ども・若者枠を設けるなど、子ども・若者に発達段階に応じた意見表明の場を設けるとともに、子ども・若者の意見を政策に反映します。この取組が、効果的なものとなるよう、子ども・若者の社会参加・意見聴取について、取組の趣旨や意図を正確に伝えます。

- 子ども・若者についてのイベント等を開催し、子ども・若者の権利について周知します。
- 子ども・若者の意識や考えを把握するための調査を行います。
- インターネットを通じた子ども・若者の声を聴き取る仕組みの構築
- 子ども・若者の意見表明の機会を様々なレベルで実践するため、小中学校での「子ども意見箱」の設置を行います。
- 子ども議会を開催し、身近な体験の中から、社会や地域の課題を見つけ、対話によって解決するプロセスを通して民主主義を理解し、社会に参画する力を育成する。
- 地域社会の活動の中に、加わる体験活動などを通じてまちづくりの場に子どもが参加できるようにします。

(2) 企業、NPO等民間団体との連携

ア 現状と課題

伝統的に地域に根づいて活動している団体は多いものの、近年の共働き世帯の増加や核家族化、地域コミュニティの希薄化など、活動母体そのものの弱まりという危機感のもと、役割分担などしながら、連携していくことが必要です。

それに向け、活動の趣旨、内容、活動量など地域における全体像の把握が必要な段階です。

また子ども・若者の人権意識は、当事者に知識がないために気づいていない、SOSを発信したくてもできないなどの現状があり、地域内にある関係機関が付与された活動の中で、対応しているのみと考えられます。

地域社会において、子ども・若者の意見を聞く場も、活動も多いとは言えない状況であり、子ども・若者を中心においた社会づくりを地域に浸透させることが課題です。

イ 方 向 性

- ・こども・若者の社会参加・意見反映について、行政などの一部の公的機関のみで実施するだけではなく、地域の様々な主体が、それぞれの特色を生かした取組を展開していくよう、その意義を周知します。
- ・こうした活動の積み重ねが相乗効果となっていくように、協働・連携を含め多種多様な展開を図ります。
- ・地域では、様々な発想から活動が開始されていますが、こども・若者に関する事項においても地域における担い手の掘り起こしが進められるように、こども・若者を支援する民間団体等がどのような活動を行っているのか調査し、分析から始めます。
- ・こども・若者を支える長い歴史や蓄積された経験から、今後、必要となる方向性や機能について検討し、役割分担による支援・指導者育成を検討します。

ウ 主要な取組

既存の活動団体と協議の場を活性化し、地域としての課題を抽出し、取組の方向性を探ります。民間団体の様々な活動を類型化、体系化し、こども・若者を中心においた社会づくりを浸透させるための課題を抽出し、解決方策としての取組を展開します。

こども・若者を中心においた社会づくりを地域に浸透させるため、地域の様々な主体がそれのできることを提案して、こども・若者施策の推進に寄与する「こども応援事業者認定制度」の導入を検討します。

こども・若者の人権を主体的に考えるためのきっかけとなる地域の仕組みとして検討し、地域社会におけるこども・若者の人権意識という裾野を広げます。

□ 「こども応援事業者認定制度」の導入を検討

② 若者が主体となる活動団体や若者のリーダー育成への支援

1 目指すべき姿

○こども・若者が、学校以外で、地域活動や公共活動に参加することで、まちを創る市民としての当事者意識を育み、地域の力となっています。

2 取組項目

- (1) 地域の若者が主体となる団体等の活動の支援、多機関連携の推進
- (2) 当事者である若者からリーダーを育成するための支援

3 目指すべき姿に向けた取組の方向性

(1) 地域の若者が主体となる団体等の活動の支援、多機関連携の推進

ア 現状と課題

- ・若者が主体となる活動団体や活動状況の把握が十分ではありません。そこで、実態を把握することから始めて、団体同士が情報共有する場を設けるなど、活動がより充実するよう支援していく必要があります。
- ・若者を取り巻く環境が厳しさを増している中で、若者が自分らしく次代を生き抜く力を身に付けられるよう支援していく必要があります。
- ・若者を対象とした制度や事業について、より多くの方に応募・活用しやすい環境づくりを検討する必要があります。

イ 方 向 性

- ・まちづくりに寄与する若者ならではのアイデアを募集し、採択となった方に補助金を交付するなど、活躍したいと思う若者がチャレンジできるよう支援していきます。
- ・若者の活躍を支援するNPO等の民間団体と連携することで、若者が主体的に活動する環境を整えていきます。

ウ 主要な取組

若者の活躍を支援するNPO等の民間団体の活動を調査し、行政が広報を支援するなど、若者の主体的な活動を促進します。

- 若者が主体となる団体等の活動状況を把握した上で、実施する事業が具現化し、より活動が充実するように支援します。
- 若者ならではのアイデアの具現化を支援するおだわら若者応援コンペティションについて、事業を具体的にイメージできるように動画等を活用するなど、より応募しやすくなるよう努めています。
- 若者の活躍を支援するNPO等の民間団体と連携し、若者が地域の課題について、他者と協働しながら主体的に考えて行動し、リーダーとしての素質を身に付けられるよう支援します。

(2) 当事者である若者からリーダーを育成するための支援

ア 現状と課題

広報活動等のきっかけを通じて、行政が情報を集約、体系化し、発信することが必要です。

こども・若者当事者から、どのようなことをやってみたいか、また、どのような支援を必要としているかを確認する必要があります。

こども・若者の地域リーダーを育成するための具体的な施策が十分ではありません。また、リーダーの育成を継続的に行うための体制づくりも課題となっています。

こども・若者が参画して自己表現する機会が十分ではありません。こども・若者がリーダーシップを發揮する場を創出し、その際に必要となるスキルや知識を提供する必要があります。

イ 方向性

- ・地域の青少年育成団体や関係機関と協力して、体験活動等を実施することにより、こども・若者のリーダーシップや協調性、課題解決スキル等の向上を図ります。
- ・地域における青少年活動リーダーを養成するために、中高生で構成されたジュニアリーダーズクラブ等の活動を支援します。
- ・こども・若者が体験活動等で育まれたスキルを生かすことのできる自己表現の場や、協働による活動の機会を増やします。
- ・こども・若者の頃から様々な世代と交流等を通して、地域の担い手を意識できる機会を創出し、若手リーダーから最終的には地域を担うリーダーへと育成していく仕組みを整えます。

ウ 主要な取組

こども・若者が主体となって地域の課題に取り組む活動を推進し、実際の経験を重ねることで地域のリーダーとなるよう支援していきます。

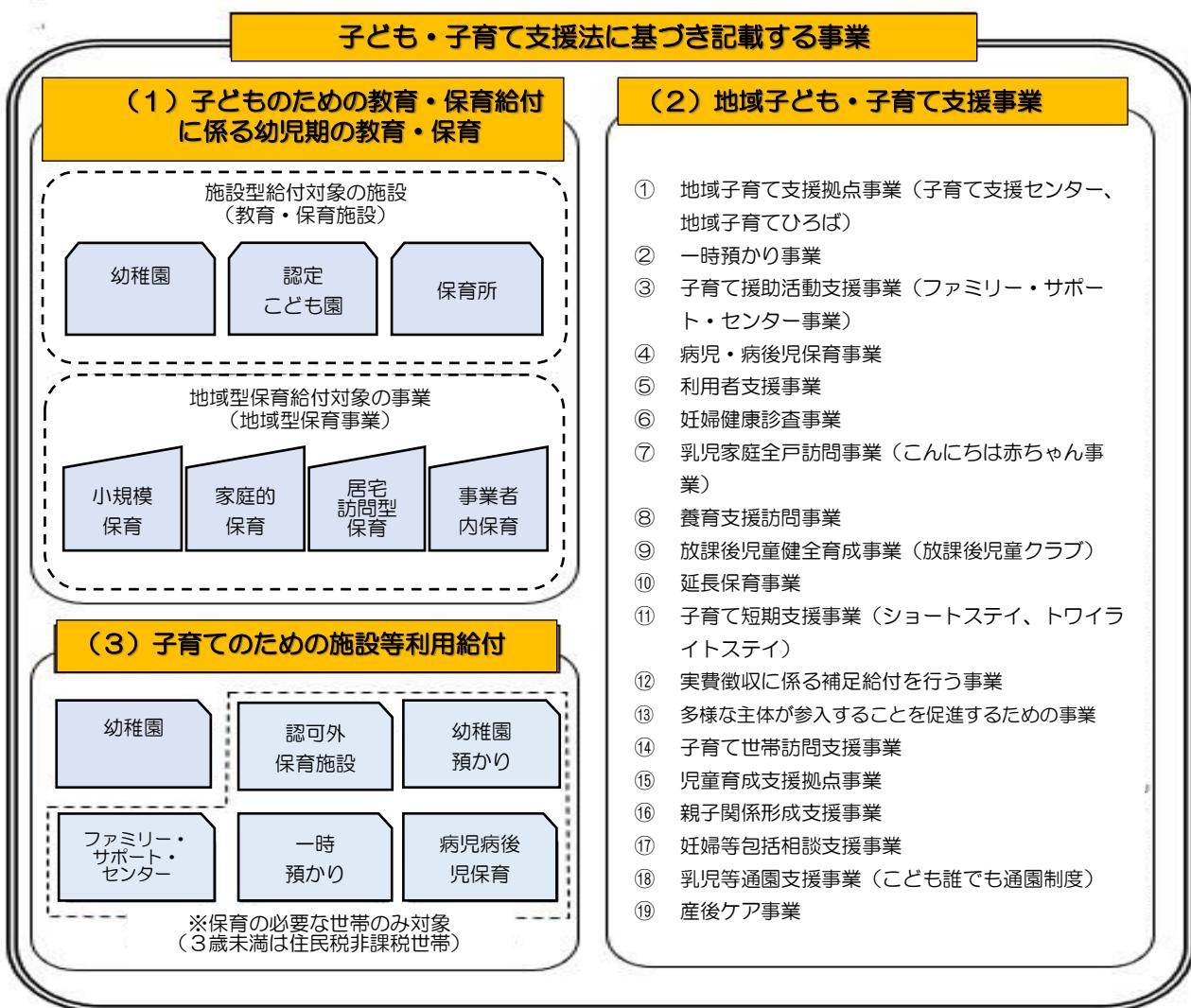
- 市や青少年育成団体が主導する若者向けの体験講座を開催し、リーダーシップスキル習得に必要な知識と経験を提供します。
- ジュニアリーダーズクラブなどが県や市外の若手リーダーと交流を図るなどし、活動が活発化することで、子どもの頃から、若手リーダーとしての当事者意識を育みます。また、地域や学校のイベント等にジュニアリーダーズクラブを派遣することで、自身のスキルや知識を実践・発揮する場を創出します。
- こども・若者が地域の担い手を感じ、「あのようなリーダーになりたい」と目指すきっかけとなるよう様々な世代と関わる体験学習の実施や、交流の場を創出します。また、年齢に応じたこども・若者のリーダー育成を推進し、地域のリーダーとしてステップアップしていくよう担い手確保の仕組みづくりに取り組んでいきます。

第5章 子ども・子育て支援法に基づく実施計画

1 子ども・子育て支援法に基づいて記載する内容

ここでは、第2部の主に「第2章 基本施策Ⅱ ライフステージ別の施策」で位置付けた事業のうち、子ども・子育て支援法（以下、この章において「法」という。）に基づき定めなければならない具体的な実施計画として、「（1）子どものための教育・保育給付に係る幼児期の教育・保育」、「（2）地域子ども・子育て支援事業」について記載するとともに、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化の制度開始に伴い、創設された「（3）子育てのための施設等利用給付」について記載します。

また、「（1）子どものための教育・保育給付に係る幼児期の教育・保育」と「（2）地域子ども・子育て支援事業」については、子育て世帯のニーズに基づく「量の見込み」と、それに対するサービスの提供量を「確保内容」として定めます。



(1) 子どものための教育・保育給付に係る幼児期の教育・保育

子どものための教育・保育給付は、子ども・子育て支援新制度の対象で一定の基準を満たす幼稚園、認定こども園、保育所、小規模保育事業等を利用するための給付制度です。本給付は、保護者に対して直接現金を給付するのではなく、対象となる施設等が保護者に代わって給付を受領し、保護者に教育・保育を提供します。

幼稚園、保育所、認定こども園の「教育・保育施設」の利用に対する給付を「施設型給付」、小規模保育事業、家庭的保育事業などの「地域型保育事業」の利用に対する給付を「地域型保育給付」と言います。

区分	施設・事業名	概要
施設型給付	幼稚園	3～5歳の子どもを対象に1日4時間程度の幼児教育の提供を行う。
	保育所	0～5歳までの、就労などにより保護者が保育できない子どもを対象に保育の提供を行う。就労時間等によって1日8時間までの短時間保育と11時間までの標準時間保育に分かれる。
	認定こども園	幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、0～5歳までの保育の必要な子どもと3～5歳までの保育が必要でない子どもの両方を対象として、教育・保育の提供を行う。
地域型保育給付	小規模保育事業	0～2歳の保育の必要な子どもを対象に、定員6～19人の少人数の環境で保育を提供する。
	家庭的保育事業	0～2歳の保育の必要な子どもを対象に、定員5人以下で保育者の自宅等で保育を提供する。
	居宅訪問型保育事業	特別な対応が必要な子どもに対して、子どもの居宅等で保育者が1対1で保育を提供する。
	事業所内保育事業	病院や企業などが、従業員の子どもを預かるために運営する保育施設で、地域の保育の必要な子どもにも併せて保育を提供する。

施設型給付、地域型保育給付の利用を希望する子育て世帯は、子どもの年齢と保育の必要性の有無に応じて「認定」を受ける必要があります。「認定」は次の3区分に分かれています。

認定区分	対象者	対象施設・事業
1号認定	子どもが満3歳以上で幼児期の教育を希望する場合。 (法第19条第1項第1号)	幼稚園、認定こども園
2号認定	子どもが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合。 (法第19条第1項第2号)	保育所、認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合。 (法第19条第1項第3号)	保育所、認定こども園、 地域型保育事業

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域の実情に応じて必要な子ども・子育て支援を行うため、法においては、次の事業が「地域子ども・子育て支援事業」として位置付けられています。なお、令和4年改正の児童福祉法が施行されたことに伴い、従来の13事業に新たに3事業が加わり、16事業となりました。また、令和6年の子ども・子育て支援法の改正により更に3つの事業が追加され、19事業が位置づけられています。本市においても、地域の実情に応じ必要な子ども・子育て支援を行っていきます。

事業名	事業の概要
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、地域子育てひろば）	未就園児の保護者同士の交流や、育児不安に対する相談、子育てに関する情報提供等ができる場を整備、運営する。
一時預かり事業	通院や冠婚葬祭、保護者の不定期の就労、リフレッシュ等の理由で、保育所や幼稚園等で子どもの一時的な預かりを行う。
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	育児支援を受けたい人と育児支援ができる人がそれぞれ会員となることで、相互に預かり等を行う。
病児・病後児保育事業	子どもが病気中や病気回復期にあって、集団保育や幼稚園での生活ができないときに、専任看護師を配置し医療機関との連携体制を整えた施設で保育を行う。
利用者支援事業	子育て世帯の身近な場所で、保育所や幼稚園の利用等についての相談対応や、子ども・子育て支援に関する情報提供を行う。提供場所や目的により基本型、特定型、子ども家庭センター型及び妊婦等包括相談支援型に類型が分かれている。
妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持増進を図り、安心して出産に臨めるよう健診を行い、その費用の一部を助成する。
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て情報の提供や相談に対する助言を行う。
養育支援訪問事業	保護者の養育支援が必要な家庭に対し、保健師、看護師等が訪問し指導・助言を行うことで、適切に養育ができるよう支援を行う。
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	就労等により、雇用家庭に保護者のいない児童に対して、放課後の居場所を提供する。
延長保育事業	保育所において、保護者の就労状況等に対応するため、通常の利用時間を超えて保育の提供を行う。
子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	保護者の疾病等により子どもの養育が困難な場合等に、夜間や宿泊による預かりを、施設等において実施する。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	世帯所得に応じて、幼児期の教育・保育を受けるために要する日用品、文房具、行事参加に係る実費負担及び教育を受けるために要する副食費に係る実費負担に対する助成を行う。
多様な主体が参入することを促進するための事業	幼児期の教育・保育施設への民間事業者の参入促進に関する調査研究、多様な事業者の能力を活用した幼児期の教育・保育施設などの設置や運営を促進するための取組を行う。

事業名	事業の概要
新子育て世帯訪問支援事業	家事、子育て等に不安及び負担を抱える子育て家庭並びに妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対して訪問による家事、子育て等の支援を行う。
新児童育成支援拠点事業	養育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに、児童や保護者への相談等を行う。
新親子関係形成支援事業	児童の関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じた必要な支援を行う。
新妊婦等包括相談支援事業	妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う。
新乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	生後6か月～2歳児までが保護者の就労有無等に関係なく保育所等を利用する制度。
新産後ケア事業	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。

(3) 子育てのための施設等利用給付

令和元年10月からの「幼児教育・保育の無償化」に伴い、新たに「子どものための教育・保育給付」の対象とならない教育・保育サービスの利用料に対して給付を受けることのできる制度が創設されました。

区分	施設・事業名	概要
子育てのための施設等利用給付	幼稚園（新制度未移行園）	3～5歳のこどもを対象に1日4時間程度の幼児教育の提供を行う。（子どものための教育・保育給付の対象ではない園）
	幼稚園・認定こども園（幼稚部）の預かり保育	幼稚園または認定こども園の幼稚部に通っているこどもを対象に基本教育時間の前後で家庭において保育を受けることが困難なこどもを預かり、必要な保育の提供を行う。
	認可外保育施設	県の認可を受けていない施設で、こどもを預かり、保育を提供する。（児童の家庭に訪問し保育等の提供を行ういわゆるベビーシッターも認可外保育施設に分類される）
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	育児支援を受けたい人と育児支援ができる人との相互援助活動により、必要な支援を提供する。
	一時預かり事業	保護者の就労、通院や冠婚葬祭等で、一時的に家庭で保育することができなくなった児童を預かり、保育を提供する。
	病児・病後児保育事業	病気中又は病気回復期にあり、保育所等での生活ができないこどもを一時的に預かり、保育を提供する。
	特別支援学校（幼稚部）	障がいを持つこどもを対象に幼児教育の提供を行う。

※幼稚園、特別支援学校（幼稚部）以外の施設・事業については、保育の必要性がある場合のみ、給付の対象となります。

子育てのための施設等利用給付を希望する子育て世帯は、子どもの年齢と保育の必要性の有無に応じて「認定」を受ける必要があります。「認定」は次の3区分に分かれています。

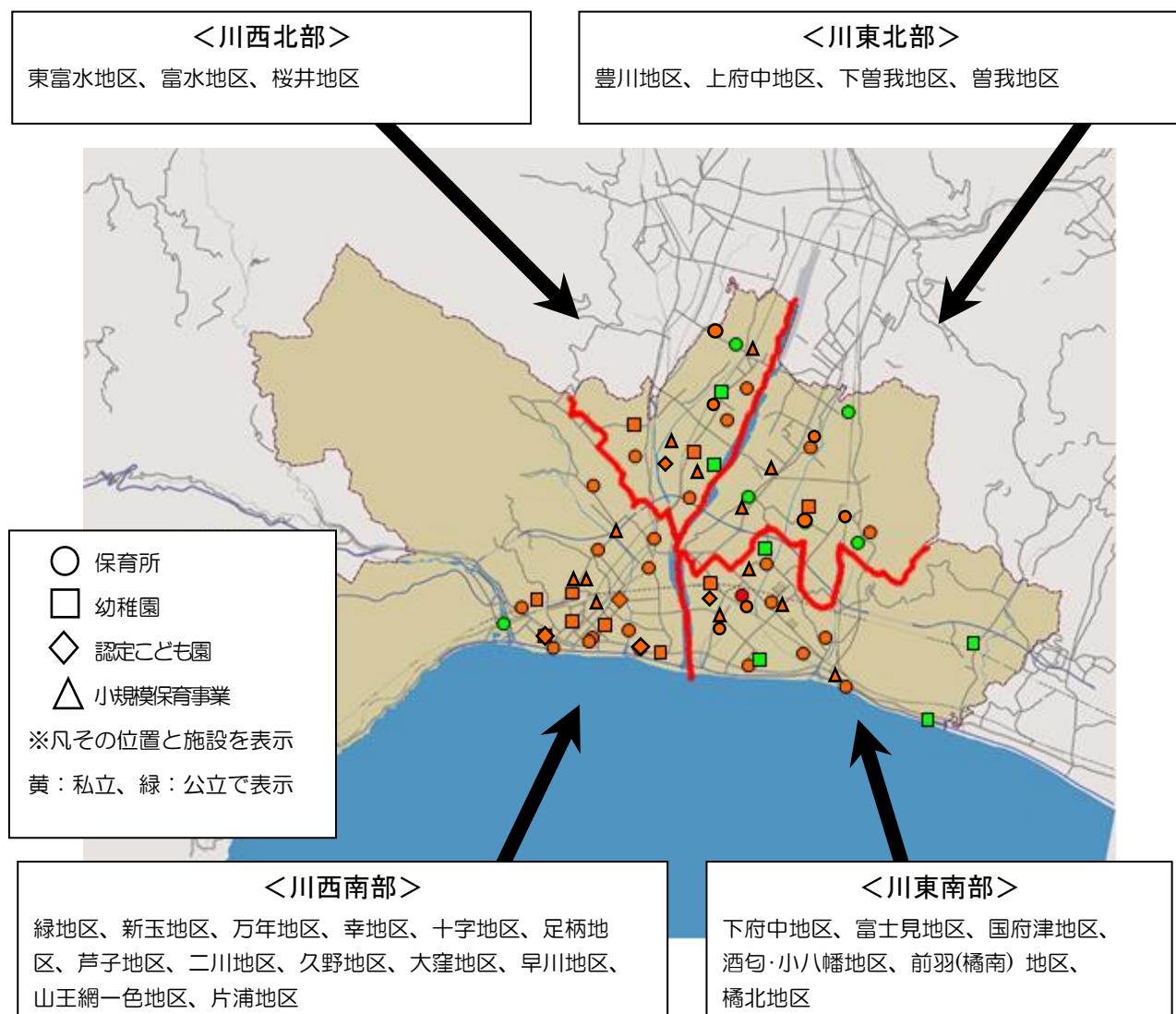
認定区分	対象者	対象施設・事業
新1号認定	子どもが満3歳以上で幼児期の教育を希望する場合。 (法第30条の4第2号)	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定	子どもが満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過しており、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合。 (法第30条の4第2号)	幼稚園、特別支援学校(満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号)
新3号認定	子どもが満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にあり、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合。ただし、保護者及び同一世帯員が住民税非課税等の特定の世帯のみ。 (法第30条の4第3号)	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(2歳児まで新3号、3歳児からは新2号)

2 区域の設定

子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、「量の見込み」、「確保内容」を設定する単位として、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動し、サービスを利用することができる区域を設定することとされています。

本市における区域の設定については、次の図に示したとおり、市の中央を流れる酒匂川により先ず市内をそれぞれ川西・川東地区に分け、幼稚園、保育所等の施設の配置状況や生活圏などを鑑みて、それぞれを南北に分けて区域を設定しました。

本市では、この4つの区域ごとに教育・保育のニーズを把握し、確保内容の検討を行います。



【区域内の概況】

区域	就学前児童数	就学児童数	対象世帯数	幼稚園施設数	保育所施設数 (小規模・分園を含む)	認定こども園 施設数
全市	6,690 人	8,240 人	9,674 世帯	16 か所 (1 か所休園中)	52 か所	5 か所
川西北部	1,545 人	1,686 人	2,092 世帯	4 か所	11 か所	1 か所
川東北部	1,066 人	1,413 人	1,567 世帯	1 か所	10 か所	
川西南部	2,079 人	2,745 人	3,151 世帯	6 か所	17 か所	3 か所
川東南部	2,000 人	2,396 人	2,864 世帯	5 か所 (1 か所休園中)	14 か所	1 か所

令和6年4月1日現在

【区域ごとの年齢別待機児童の状況】

区域	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
全市	0 人	2 人	0 人	1 人	0 人	0 人	3 人
川西北部	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人
川東北部	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
川西南部	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人
川東南部	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人	1 人

令和6年4月1日現在

【計画期間における区域ごとの推計児童人口】

量の見込みと確保内容を設定するための基礎的な児童数として、コーホート変化率法により、過去の児童人口の実績に基づく「変化率」から将来人口の推計を行いました。

<全市>

単位：人

年齢区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	981	970	962	953	943
1歳	939	1,023	1,011	1,003	993
2歳	1,105	953	1,038	1,026	1,018
3歳	1,112	1,122	968	1,054	1,042
4歳	1,127	1,118	1,128	973	1,060
5歳	1,241	1,136	1,127	1,137	981
6～11歳	8,010	7,893	7,639	7,441	7,277

<川西北部>

年齢区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	241	238	236	234	231
1歳	242	264	261	259	256
2歳	240	207	225	223	221
3歳	265	267	230	251	248
4歳	246	244	246	212	231
5歳	267	244	242	244	211
6～11歳	1,850	1,823	1,764	1,718	1,681

<川東北部>

年齢区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	152	150	149	147	146
1歳	143	156	154	153	151
2歳	179	155	169	167	165
3歳	191	192	166	181	179
4歳	185	183	185	159	174
5歳	187	171	170	171	148
6～11歳	1,276	1,258	1,217	1,186	1,160

<川西南部>

年齢区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	318	315	312	309	306
1歳	274	298	295	293	290
2歳	349	301	328	324	321
3歳	308	311	268	292	289
4歳	377	374	377	325	354
5歳	398	364	361	364	314
6～11歳	2,489	2,453	2,374	2,312	2,261

<川東南部>

年齢区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	270	267	265	263	260
1歳	280	305	301	299	296
2歳	337	290	316	313	310
3歳	349	352	303	330	327
4歳	320	317	320	276	301
5歳	390	357	354	357	308
6～11歳	2,395	2,360	2,284	2,225	2,175

3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容

(1) 各年度における幼児期の教育・保育の量の見込みと確保内容

ニーズ調査に基づく利用希望と計画期間における推計児童数を基に、利用実績の傾向や今後の女性の就労率の推移を見込んだ上で、幼児期の教育・保育の「量の見込み」を推計しました。

この「量の見込み」に対し、教育・保育施設や地域型保育事業による保育の受け皿を「確保内容」として定め、早期に待機児童を解消することを前提としつつ、計画の最終年次である令和11年度には、個別の計画区域内においても「量の見込み」に対して不足が生じないよう取組を進めます。

① 全市

単位：人

確保内容	令和7年度					令和8年度					
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳	
① 量の見込み	1,333	2,032	203	492	633	1,292	1,969	202	535	547	
確保内容	教育・保育施設	2,251	2,089	230	409	519	2,156	2,143	236	424	537
	地域型保育事業	0	0	47	90	93	0	0	47	90	93
	その他施設※	0	9	14	17	18	0	9	14	17	18
	②確保内容合計	2,251	2,098	291	516	630	2,156	2,152	297	531	648
過不足(②-①)		918	66	88	24	△3	864	183	95	△4	101

※幼稚園+預かり保育（2号）、企業主導型保育事業（地域枠）を含む

確保内容	令和9年度					令和10年度					
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳	
① 量の見込み	1,233	1,880	200	529	595	1,210	1,844	198	524	589	
確保内容	教育・保育施設	2,132	2,155	219	456	552	2,132	2,155	219	456	552
	地域型保育事業	0	0	47	99	103	0	0	47	99	103
	その他施設※	0	49	14	17	18	0	49	14	17	18
	②確保内容合計	2,132	2,204	280	572	673	2,132	2,204	280	572	673
過不足(②-①)		899	324	80	43	78	922	360	82	48	84

		令和 11 年度				
確保内容	① 量の見込み	1 号	2 号	3 号		
				0 歳	1 歳	2 歳
	① 量の見込み	1,181	1,798	196	520	583
	教育・保育施設	2,132	2,155	219	462	552
	地域型保育事業	0	0	47	99	103
	その他施設※	0	49	13	19	18
	② 確保内容合計	2,132	2,204	279	580	673
	過不足（②-①）	951	406	83	60	90

1 号・・・3 歳以上で、幼稚園等での教育を希望する者

2 号・・・3 歳以上で、保育所等での保育を希望する者

3 号・・・3 歳未満で、保育所等での保育を希望する者

なお、2 号認定児童のうち、幼児期の学校教育の利用ニーズが強い児童の割合は、ニーズ調査により 1 割程度と推計されています。こうしたニーズに対しては、認定こども園による教育と保育の一体的な提供体制を確保することを基本に対応してまいります。

全市での、教育・保育のニーズに対する受け皿の確保の状況は、令和 7 年度時点の推計児童数から見ると、3~5 歳の教育ニーズ（1 号認定）が 168.9%、3~5 歳の保育ニーズ（2 号認定）が 103.2%、0 歳の保育ニーズ（3 号認定）が 143.3%、1 歳の保育ニーズ（3 号認定）が 104.9%、2 歳の保育ニーズ（3 号認定）が 99.5% となっており、2 歳児の保育ニーズに対する受け皿に若干の不足が見込まれますが、ほぼ充足している状況です。

一方で区域ごとに見ると、ニーズと受け皿のバランスが異なっており、区域によっては保育の受け皿に不足が見込まれる状況にあります。しかしながら、今後の児童数の減少を見据え、新規の施設整備は原則行わないこととし、既存施設の建替えなどに伴う定員構成の適正化や、利用者支援事業（保育コンシェルジュ）によるニーズと受け皿とのアンマッチの解消等により、適切な提供体制を整えていきます。

なお、教育の環境整備については、幼稚園や認定こども園（幼稚部）は、通園バスの運行等により区域をまたがった広域的な利用が一般的であることから、市全域で「量の見込み」に対する「確保内容」を捉えることとします。また、預かり保育の拡充や、認定こども園への移行など、ニーズと区域の課題を踏まえて適切な提供体制を整えていきます。

【計画期間における満 3 歳未満の保育利用率】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 3 歳未満の推計児童人口	3,025 人	2,946 人	3,011 人	2,982 人	2,954 人
② 3 歳未満の利用定員の見込み	1,436 人	1,469 人	1,469 人	1,469 人	1,469 人
保育利用率（②/①）	47.5%	49.9%	48.8%	49.3%	49.7%

② 川西北部

単位：人

		令和7年度					令和8年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み		298	454	50	127	138	289	440	49	138	119
確保内容	教育・保育施設	614	365	45	73	95	614	365	45	73	95
	地域型保育事業	0	0	13	22	22	0	0	13	22	22
	その他施設	0	0	1	2	4	0	0	1	2	4
	②確保内容合計	614	365	59	97	121	614	365	59	97	121
過不足(②-①)		316	△89	9	△30	△17	325	△75	10	△41	2
		令和9年度					令和10年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み		275	419	49	137	129	271	412	49	135	128
確保内容	教育・保育施設	574	365	35	93	95	574	365	35	93	95
	地域型保育事業	0	0	13	31	32	0	0	13	31	32
	その他施設	0	40	1	2	4	0	40	1	2	4
	②確保内容合計	574	405	49	126	131	574	405	49	126	131
過不足(②-①)		299	△14	0	△11	2	303	△7	0	△9	3
		令和11年度									
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み		264	402	48	134	127					
確保内容	教育・保育施設	574	365	35	99	95					
	地域型保育事業	0	0	13	31	32					
	その他施設	0	40	0	4	4					
	②確保内容合計	574	405	48	134	131					
過不足(②-①)		310	3	0	0	4					

川西北部は待機児童が多いことから、これまで待機児童対策を重点的に進めてきた区域です。

保育所が7施設、幼稚園が4施設、認定こども園が1施設、小規模保育事業所が3施設と企業主導型保育事業所が1施設ありますが、令和7年度時点での推計児童数における保育ニーズの充足率を見ると、0歳児が118.0%、1歳の保育ニーズ（3号認定）が76.4%、2歳の保育ニーズ（3号認定）が87.7%、3～5歳児の保育ニーズ（2号認定）が80.4%となっており、0歳児を除き、全体的に保育の受け皿の不足が見込まれます。

一方で全市的に見ると充足している状況があり、計画期間の後半にはすべての年齢区分で余剰が生じることが見込まれています。また、エリア的に隣接市町の施設を利用する割合も多いことから、原則、新規施設の整備は行わないこととします。ただし、継続的に不足が見込まれるなど、隣接市町の状況を踏まえてもなお、施設整備の必要が高くなった場合には、開設が比較的容易かつ柔軟な運営が可能である小規模保育事業の公募により、不足する受け皿を確保します。なお、一時的な対応としては、申込み状況に応じた定員構成の変更等により、ニーズに合わせた受け入れ態勢を整えていきます。

また、教育の受け皿に余剰が発生している状況を踏まえ、既存施設の統廃合も含めた公立施設の適正配置について具体的な検討に着手するほか、民間幼稚園で行う預かり保育の拡充に向けた働きかけにより、保育を必要とする世帯でも幼稚園が選択肢となるような体制の確保を目指します。

③ 川東北部

単位：人

		令和7年度					令和8年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
① 量の見込み		216	328	31	75	102	209	318	49	81	89
確保内容	教育・保育施設	120	351	28	69	77	120	351	28	69	77
	地域型保育事業	0	0	9	14	15	0	0	9	14	15
	その他施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②確保内容合計	120	351	37	83	92	120	351	37	83	92
過不足(②-①)		△96	23	6	8	△10	△89	33	6	2	3
		令和9年度					令和10年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
① 量の見込み		199	304	31	80	97	195	298	30	80	96
確保内容	教育・保育施設	120	351	25	69	83	120	351	25	69	83
	地域型保育事業	0	0	9	14	15	0	0	9	14	15
	その他施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②確保内容合計	120	351	34	83	98	120	351	34	83	98
過不足(②-①)		△79	47	3	3	1	△75	53	4	3	2
		令和11年度									
		1号	2号	3号			1号	2号			
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
① 量の見込み		192	292	30	79	94					
確保内容	教育・保育施設	120	351	25	69	83					
	地域型保育事業	0	0	9	14	15					
	その他施設	0	0	0	0	0					
	②確保内容合計	120	351	34	83	98					
過不足(②-①)		△72	59	4	4	4					

川東北部は、4 区域の中では児童数が最も少ない区域です（令和 7 年度の 0～5 歳の推計児童数は 1,037 人）。

保育所が 6 施設（ほか分園が 2 施設）、幼稚園が 1 施設、小規模保育事業所が 2 施設ありますが、令和 7 年度時点での推計児童数における保育ニーズの充足率を見ると、0 歳児が 119.4%、1 歳の保育ニーズ(3 号認定)が 110.7%、2 歳の保育ニーズ(3 号認定)が 90.2%、3～5 歳児の保育ニーズ（2 号認定）が 107.0% となっており、2 歳の受け皿に若干の不足が見込まれます。

区域的にはおおむね充足していますので、一時的な不足への対応は、既存の保育所の定員変更などにより、ニーズに合わせた受け入れ態勢を整えてまいります。

なお、1 号定員についても不足が見込まれておりますが、幼稚園のニーズについては、通園バスの利用により、他の区域の施設を利用している世帯が多くいることから、充足しているものとして整理します。

④ 川西南部

単位：人

		令和7年度					令和8年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み		414	632	66	143	200	402	612	66	156	173
確保内容	教育・保育施設	787	849	98	164	215	803	861	98	164	223
	地域型保育事業	0	0	12	28	28	0	0	12	28	28
	その他施設	0	0	11	13	12	0	0	11	13	12
	②確保内容合計	787	849	121	205	255	803	861	121	205	263
過不足(②-①)		373	217	55	62	55	401	249	55	49	90
		令和9年度					令和10年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み		385	587	65	154	188	376	572	64	153	186
確保内容	教育・保育施設	819	873	98	164	223	819	873	98	164	223
	地域型保育事業	0	0	12	28	28	0	0	12	28	28
	その他施設	0	0	11	13	12	0	0	11	13	12
	②確保内容合計	819	873	121	205	263	819	873	121	205	263
過不足(②-①)		434	286	56	51	75	443	301	57	52	77
		令和11年度									
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み		367	558	64	152	184					
確保内容	教育・保育施設	819	873	98	164	223					
	地域型保育事業	0	0	12	28	28					
	その他施設	0	0	11	13	12					
	②確保内容合計	819	873	121	205	263					
過不足(②-①)		452	315	57	53	79					

川西南部は、4区域の中では推計児童数が最も多い区域です（令和7年度の0～5歳の推計児童数は2,024人）。

保育所が10施設、幼稚園が5施設、認定こども園が3施設、小規模保育事業所が4施設に加えて企業主導型保育事業所が3施設あり、施設数も最も多くなっています。

令和7年度時点での推計児童数における保育ニーズの充足率を見ると、全ての年齢区分で100%を超えていいます。

区域内の定員には余裕がありますが、市の広域中心拠点である小田原駅の周辺においてはアクセスがしやすく他区域の受け皿としての利用や市外への通勤者などの利用も想定されるため、適切にニーズを見込みながら、より利用し易い環境を整えていきます。

⑤ 川東南部

単位：人

		令和7年度					令和8年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み		405	618	56	147	193	392	599	56	160	166
確保内容	教育・保育施設	730	524	59	103	132	619	566	65	118	142
	地域型保育事業	0	0	13	26	28	0	0	13	26	28
	その他施設	0	9	2	2	2	0	9	2	2	2
	②確保内容合計	730	533	74	131	162	619	575	80	146	172
過不足(②-①)		325	△85	18	△16	△31	227	△24	24	△14	6
		令和9年度					令和10年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み		374	570	55	158	181	368	562	55	156	179
確保内容	教育・保育施設	619	566	61	130	151	619	566	61	130	151
	地域型保育事業	0	0	13	26	28	0	0	13	26	28
	その他施設	0	9	2	2	2	0	9	2	2	2
	②確保内容合計	619	575	76	158	181	619	575	76	158	181
過不足(②-①)		245	5	21	0	0	251	13	21	2	2
		令和11年度									
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み		358	546	54	155	178					
確保内容	教育・保育施設	619	566	61	130	151					
	地域型保育事業	0	0	13	26	28					
	その他施設	0	9	2	2	2					
	②確保内容合計	619	575	83	149	176					
過不足(②-①)		261	29	22	3	3					

川東南部は、待機児童が多いことから、待機児童対策を重点的に進めてきた区域です。保育所が8施設（ほか分園が1施設）、幼稚園が4施設（1園休園中）、認定こども園が1施設、小規模保育事業所が4施設に加えて、企業主導型保育事業所が1施設あり、施設数も川西南部地区に次いで、多くなっています。

令和7年度時点での推計児童数における保育ニーズの充足率を見ると、0歳児が132.1%、1歳の保育ニーズ（3号認定）が89.1%、2歳の保育ニーズ（3号認定）が83.9%、3～5歳児の保育ニーズ（2号認定）が86.2%となっており、0歳児を除き、全体的に保育の受け皿の不足が見込まれます。

一方で全市的に見ると充足している状況があり、計画期間の後半にはすべての年齢区分で余剰が生じることが見込まれていることから、積極的に新規施設の整備を拡大する状況にはないと考えています。

のことから、地域ごとの特性を捉えた提供体制の確保を進めることとし、具体的には橘地域において、利用児童の大幅な減少により適切な教育環境の確保が課題であった公立幼稚園の統廃合により、市内で初となる公立認定こども園を整備することで、幼児教育・保育の一体的提供による質の向上を図ると同時に、保育施設がなく隣接自治体の施設を利用する割合の多かった地区に保育の受け皿を確保することで、適切な提供体制を整えていきます。

(2) 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保について

法では、幼児教育・保育が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するとともに、質の確保及び向上を図ることが重要であるとしています。

そのための方策として、教育・保育の一体的提供と質の向上を含む推進体制の内容について次のように定めます。

① 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況や世帯のニーズに柔軟に対応しこどもを受け入れることができます。また、その施設の特性から教育と保育の一体的な提供の場としてはもちろんのこと、定員に余裕のある幼稚園からの移行など保育ニーズに対する受け皿の確保方策という点でも有効であると捉えています。

本市では、公立幼稚園及び保育所の今後の在り方として、教育・保育の一体的な実践に基づく研究機能の役割とニーズを量的・地域的に補完する役割を果たすため、公立認定こども園の整備を具体的に進めています。さらに、教育・保育環境を全市的に拡充する観点から、民間施設の意向に沿いながら、認定こども園への移行に向けた支援を行うなど、普及に向けた取組を進めています。

② 質の高い教育・保育の必要性等に係る基本的な考え方と推進方策

乳幼児期は、将来にわたる人格形成の基礎が培われる大切な時期であり、幼児教育・保育の質の向上を図ることは、子どもの健やかな成長を促す上で重要な意義があることから、様々な観点から取組を進めることが必要と考えます。

本市では、幼児教育・保育の質の確保の重要性を踏まえ、平成31年3月に公立施設の今後の方向性などを定めた「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」を取りまとめました。また、公立・私立・保育所・幼稚園等の枠組みを超えて、質の向上に係る意見交換の場を継続的に持ち、現場における自主的な質の向上の取組を支援するほか、大学等との連携により専門的な立場から教育及び保育現場に対する支援を行う「幼児教育・保育アドバイザー事業」の実施などの取組を進めています。

特に、本市が待機児童対策として整備を進めてきた小規模保育事業については、0から2歳児までの低年齢児を対象にしていることもあり、よりきめ細やかで質の高い保育が求められます。また、短期間に多くの施設が整備されてきた経緯も踏まえ、認可権者である本市が適切に指導及び助言などを行うことで、子どもが健やかに成長する環境を整えていきます。

また、発達障がい等の子どもへの支援を目的とした「早期発達支援事業」の一環として、保育者の知識理解や支援技術の向上に向けて幼保の合同研修を実施するほか、外国につながる児童が増えている状況も踏まえ、当該児童及びその保護者が教育・保育施設や子育てに係る支援を円滑に利用できるよう、インクルーシブな環境づくりに向け取組の充実を図っています。

さらには、保育士に対する需要がさらに高まる中、本市においても課題となっている保育士の確保への対策として、保育士の待遇改善やキャリアアップ研修の実施など新規確保と離職防止の取組や、就職相談会の開催、ICTの導入や保育補助者の雇用などの保育士の負担軽減に係る取

組に対する補助事業の実施、保育の必要性のある保育士の優先入所などの様々な取組を進めていきます。これにより、保育士が安心して働ける環境を整備することで、教育・保育の質の向上につなげていきます。

③ 幼稚園、保育所、小学校の連携について

子どもの健やかな育ちのためには、就学後を見据えた一貫性のある教育・保育の提供が大切であり、幼稚園、保育所等と小学校との円滑な接続について一層の充実が求められています。就学前施設は、これまで個々の施設ごと、あるいは中学校校区単位で連携を図ってきており、円滑な接続に努めていますが、今後、公立施設が連携の調整機能を担うなど、幼稚園、保育所等と小学校との連携の促進に向け環境を整えていきます。

④ 教育・保育施設と地域型保育事業者との連携について

本市の課題である低年齢児の保育の受け皿確保の方策として、0から2歳児を対象とする小規模保育事業の整備を進めてきました。本市では、その全てに3歳以降の受け皿となる連携施設が設定されており、各施設間での連携が進んでいる状況にはありますが、必要に応じて市が調整を行うなどしながら、引き続き、教育・保育施設と地域型保育事業者との連携体制の充実に努めています。

(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について

令和元年10月の幼児教育無償化の実施に伴い、新たに法に位置付けられた「子育てのための施設等利用給付」は、急速な少子化の進行並びに幼児教育・保育の重要性に鑑み、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育と保育等を行う施設等の利用に関する給付制度として、新たに創設されたものです。

対象施設は、「子どものための教育・保育給付」の対象外の幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等であり、支給要件を満たした子どもが利用した際の費用を支給するものです。利用者への給付にあたっては、保護者の経済的負担や利便性等を考慮し、「子どものための教育・保育給付」の対象外の幼稚園については、施設に対する代理受領により対応することとします。

また、それ以外の施設等の利用にあたっては、利用状況を適切に把握する必要性から、保護者からの申請に基づく償還払いにより対応することとしますが、対象施設と連携し事務処理体制を整え、円滑な支給の実施に努めます。

(4) 特定子ども・子育て支援施設等の確認における神奈川県との連携

幼稚園や認可外保育施設等の特定子ども・子育て支援施設等について、子育てのための施設等利用給付の対象施設・事業であることの確認にあたり、指導監督権限を持つ神奈川県と連携し、施設の運営状況等の情報共有を図っています。具体的には、神奈川県が行う立入調査等への同行など、特定子ども・子育て支援施設等の実情把握に努めるとともに、必要に応じて助言を行うなど、教育・保育の質の確保に向け、取り組んでいきます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容

(1) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、地域子育てひろば）

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（利用人数／年）		44,514	43,261	42,659	42,659	42,659
確保内容 (箇所数)	子育て支援センター	4	4	4	4	4
	地域子育てひろば	24	24	24	24	24

本市における地域子育て支援拠点事業には、子育て世帯の育児負担の軽減を目的として育児不安等についての相談指導や子育てに関する情報の収集、提供及び講座等を実施する拠点として市内4か所に整備している「子育て支援センター」と、地域における親同士の交流や情報交換の場などの子育て支援機能として地区民生委員・児童委員協議会などにより運営されている「地域子育てひろば」があります。

量の見込みは、対象年齢児童数の減少と利用実績、ニーズ調査結果から、減少すると見込みましたが、子育て家庭への総合的な支援を行う環境を整えるため、既存の施設数を維持するとともに、事業内容の充実を図っていきます。

(2) 一時預かり事業（幼稚園在園児対象）

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (利用人数／年)	保育の必要性がある 世帯による利用	47,607	46,184	44,091	43,284	42,176
	上記以外の世帯によ る利用	6,088	5,906	5,639	5,535	5,394
確保内容（人数／年）		53,693	53,693	53,693	53,693	53,693

幼稚園の在園児を対象とした一時預かり事業は、通常の幼稚園の教育時間終了後に、保護者の希望に応じて預かりを行う事業ですが、量の見込みについては、保護者が就労しているなど、保育の必要性があるものの幼稚園を利用している世帯によるニーズと、それ以外の、臨時的な用事などを理由とするニーズを分けて見込んでいます。傾向として保育の必要性がある世帯による利用希望が増えていますが、実績との乖離がある現状を鑑みて、利用し易い体制が整うよ

う、対応する日や時間の拡大など、幼稚園における預かりの体制整備を促すことで対応をしていきます。

(3) 一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（利用人数／年）		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
確保内容 (利用人数 ／年)	一時預かり事業	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100
	ファミリー・サポート・センター事業	1,789	1,789	1,789	1,789	1,789
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	20	30	40	50	60

保育の必要性などの要件にかかわらず、様々な理由から臨時的に発生する子どもの預かりニーズについては、保育所における子育て支援の一つとして実施する「一時預かり事業」、一定の研修を受けた子育て支援者が支援者の自宅などで預かりを行う「ファミリー・サポート・センター事業」のほか、令和6年度からは、夜間に子どもの養育を行うことができない場合に施設等で預かりを行う「子育て短期支援事業（トワイライトステイ）」を実施しています。

一時預かり事業については、利用実績が年々増加する一方で、事業に対応するための保育士の確保が難しくなっている状況にあるため、実施施設の拡大と併せて、実施施設において、十分な受入れが可能となるよう、保育士確保策も進めています。

子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の量の見込みについては、他の事業の利用実績が年々増加していることもあるため、市民サービスが低下しないよう、事業の運営体制を管理していきます。

(4) 病児・病後児保育事業

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（利用人数／年）		4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
確保内容 (人数／年)	病児・病後児保育事業	5,569	6,029	6,029	6,029	6,029
	ファミリー・サポート・センター事業 (病児・病後児対応型)	0	0	0	0	0

病児・病後児保育事業は、子どもが病気中や病気からの回復期にあって家庭で保育ができないときに、専任看護師を配置し、医療機関との連携体制を整えた施設で保育を行う事業です。

本市には病児保育室が3か所、病後児保育室が2か所あり、一定の需要に対応できる体制が確保されています。利用実績とニーズ調査の希望に乖離がみられることから、潜在的なニーズも鑑み、提供体制の維持・拡大を図るとともに、より利用し易い環境を整えていきます。

(5) ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象）

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（利用人数／年）		1,689	1,689	1,689	1,689	1,689
確保内容（人数／年）		1,689	1,689	1,689	1,689	1,689

一定の研修を受けた子育て支援者が支援者の自宅などで預かりを行う「ファミリー・サポート・センター事業」は、小学生の預かりも対象としています。放課後児童クラブが終了した後の預かりや、学校から習い事に向かう際の送迎などが主なニーズとして見込まれます。ニーズ調査では利用を希望する割合が大きく減少していますが、ニーズが多様化する中で、これに即した対応ができるよう支援会員の増加を図るなどの支援体制を整備していく必要があります。

量の見込みについては、基準年度を令和5年度とし、その実績3,478人から未就学児数を差し引き人数を見込み、算出しました。

確保の考え方は、過去実績を勘案し、減少傾向にあることや、子どもの人口減少により依頼会員が減少することが見込まれるもの、支援会員一人当たりの活動回数は近年増加しており、利用件数の増加要因として加味し、令和6年度までの横ばいを確保します。

(6) 利用者支援事業

基本型・特定型	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（箇所数）	5	5	5	5	5
確保内容（箇所数）	5	5	5	5	5

こども家庭センター型	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（箇所数）	1	1	1	1	1
確保内容（箇所数）	1	1	1	1	1

利用者支援事業は、就学前の子育て世帯が、幼稚園や保育園、様々な子育て支援サービスを使う上で、ニーズに沿った適切なサービスの提供を受けることができるよう、子育て世帯からの相談に対応し、情報提供などの適切な支援を行う事業です。

本市ではかねてより、市内4か所に設置している子育て支援センターにおいて、育児相談や子育てに関する情報の収集及び提供の一環で支援事業を行っているほか、近年の保育園や幼稚園などの利用に対する相談へのニーズの高まりから、保育課の窓口に専門の相談員を配置しています。

また、令和6年の改正児童福祉法の施行に合わせ、母子保健と児童福祉の一体的な運営を行い、出産前から子育て期にかかる切れ目のない支援を行う「こども家庭センター」として、おだわら子ども若者教育支援センターは一もにいを位置づけました。

今後もニーズを捉えながら、引き続き既存の体制を維持しつつ、必要な世帯がより利用しやすい環境となるよう、事業体制の拡充、サービスの向上に努めていきます。

(参考：事業類型と体制)

基本型：子育て支援センター

目的：こども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する。

場所：身近な場所で日常的に利用できかつ、相談機能を有する施設での実施とする。

特定型：保育課窓口（保育コンシェルジュ）

目的：待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施する。

場所：市町村窓口での実施とする。

こども家庭センター型：おだわら子ども若者教育支援センターは一もにい

目的：母子保健と児童福祉の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目のない支援を行う。

場所：母子保健と児童福祉に係る機能を1か所に集約して整備するか、分散して整備するか、地域の実情を踏まえた施設形態をとることも可能。

(7) 妊婦に対する健康診査

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数（件）	876	859	841	825	808
	健診回数（回）	11,017	10,797	10,581	10,369	10,162
確保内容（回）		11,017	10,797	10,581	10,369	10,162

妊婦健康診査は、厚生労働省の示す「標準的な健康診査の実施時期、実施回数及び内容について」に基づき、医師や助産師が実施することになっており、本市では妊娠初期から出産に至る健診について必要な回数分の費用補助（最大14回）が確保されています。また、令和5年度より多胎を妊娠している妊婦を対象に、5回を上限に妊婦健康診査費用の助成を開始しました。

(8) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人数／年）		981	970	962	953	943
確保内容（人数／年）		981	970	962	953	943

乳児の健全育成を図るために、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞くほか、子育て支援に関する情報提供を行う事業です。

量の見込みは、出生数の経年変化から、今後も減少するとしていますが、出生されたすべての家庭へ必ず訪問し、複雑化する支援の実施内容に即した体制を確保していきます。

(9) 養育支援訪問事業

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（人数／年）	120	117	115	113	111
確保内容実施体制（人数／年）	120	117	115	113	111

子どもの適切な養育環境を確保するため、子どもの養育について継続的な支援が必要な家庭に対し、保健師や看護師等の専門職による訪問を行い、適切に養育できるよう助言・指導を行う事業です。

量の見込みは、小田原市要保護児童対策地域協議会が支援している家庭への訪問回数のうち、専門職による訪問実績と、対象年齢児童数の減少から減少するとしました。

各家庭の状況により必要とする支援が異なるため、今後も関係機関等と連携して、家庭環境等の把握に努め、的確な支援が実施できる体制を確保していきます。

なお、令和4年の児童福祉法改正により、これまで養育支援訪問事業として、実施していた家事・育児支援については、新設された子育て世帯訪問支援事業に移行しました。

(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（人）		1,849	1,816	1,748	1,687	1,636
量の見込み（学年ごと）	1年生	520	523	474	466	459
	2年生	522	519	522	473	465
	3年生	385	365	362	365	331
	4年生	253	246	234	232	234
	5年生	118	112	108	103	102
	6年生	51	51	48	48	45
確保内容	登録児童数（人）	1,849	1,816	1,748	1,687	1,636
	定員数（人）	2,727	2,727	2,727	2,727	2,727
	実施場所（箇所数）	25	25	25	25	25
	指導員配置数（人）	155	155	155	155	155

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、保護者が就労等により屋間家庭にいない小学校に就学している児童に、生活や遊びの場を提供し、適切な支援を行う事業です。本市では、市内の全小学校に放課後児童クラブを設置しています。

量の見込みの考え方としては、過去の実績と今後の需要予測を念頭に、基本的には「算出のための手引き」により算出（全児童数×児童クラブ入所率）しました。

小学生の保護者を対象としたニーズ調査から、保護者の現在の就労状況及び今後の就労見込により、潜在ニーズも含めた量を見込みました。

確保の考え方としては、潜在ニーズも含めた量の見込みに対して、受け入れ可能となるよう施設の整備を行うとともに、必要な指導員を確保していきます。潜在ニーズが早期に顕在化して定員が不足する場合は、放課後の時間だけ特別教室を借りるなどして、必要な定員の確保を図っていきます。

また、本市では、放課後子ども教室が全小学校に設置済みであり、放課後児童クラブと放課後子ども教室どちらも同じ小学校内で実施しているという本市の特徴を生かして一体的な運営が行えるよう取組を進めています。

(11) 延長保育事業

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（利用人数／年）	700	700	700	700	700
確保内容（箇所数）	45	46	46	46	46

保育所において、保護者が急な残業などにより、就労時間等に応じて認定された保育時間を超えての利用が必要な場合に、保育の提供を行う事業です。現状で、市内保育施設等の86.5%に当たる45か所で延長保育を実施しています。

量の見込み（利用人数）については、公立保育所の実際の利用状況から算出しました。

確保の考えたとしては、量の見込みに応じた対応をしてまいります。

(12) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（延べ人数／年）	200	200	250	250	300
確保内容（個所数）	1	1	2	2	2

保護者の疾病その他の理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、子どもを施設等において一定期間、養育を行う事業です。これまで、養育が困難である子どもについては、児童相談所の一時保護により対応していましたが、令和6年度から本事業を開始し、市内の民間施設においても対応を開始しています。今後は、児童相談所との役割分担や、利用ニーズの適切な把握に努め、的確な支援が実施できる体制を確保していきます。

子育て短期支援事業（ショートステイ）の量の見込みについては、近隣他市の児童人口に対する利用実績やニーズ調査結果から、増加する見込みとしているため、市民サービスが低下しないよう、受託可能な事業所の確保及び事業の運営体制を管理していきます。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯所得に応じて、幼児期の教育・保育を受けるために要する日用品、文房具、行事参加に係る実費負担及び教育を受けるために要する副食費に係る実費負担に対する助成を行う事業です。

本市では、平成29年度より本事業を予算化し、生活保護世帯の子どもが、特定教育・保育等の提供を受けた場合の保護者が園に支払う教材費や行事参加費等の一部補助を行っていますが、

引き続き、対象世帯や施設への周知を図るなど対象者に対して適切に給付が行われるよう、事業に取り組んでいきます。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（延べ人数）	5	10	15	20	25
確保内容（延べ人数）	5	10	15	20	25

幼児期の教育・保育施設への民間事業者の参入促進に関する調査研究、多様な事業者の能力を活用した幼児期の教育・保育施設などの設置や運営を促進するための事業です。

量の見込みとしては、市外の多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設として決定を受けた施設を利用する市民が見込まれ、令和7年度以降、本市内にも多様な集団活動事業を開始する事業者が見込まれます。

確保の考え方としては、こうした事業は大規模なものではありませんが、ニーズ動向から着実な利用の拡大を見込み、利用者支援を実施します。

(15) 子育て世帯訪問支援事業

家事、子育て等に不安及び負担を抱える子育て家庭並びに妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対して訪問による家事、子育ての支援を行います。

なお、令和4年の児童福祉法改正により、今まで養育支援訪問事業として実施していた家事・育児支援について移行したものです。

量の見込みは、これまでの利用実績と、利用要件を拡大したこととに伴い、増加する見込みとしているため、本事業の利用を希望する市民が適切に利用できるよう、受託可能な事業所の確保及び事業の運営体制を管理していきます。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（延べ人数）	120	140	160	180	200
確保内容（個所数）	1	1	2	2	2

(16) 児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに、児童や保護者への相談等を行う事業です。

国のガイドラインでは児童養護施設等の施設で事業を行うことが示されています。現時点で本事業を開始できる見込みはありませんが、地域全体で子育て家庭を支える体制を整えるため、本事業の実施方法等についての検討を進めます。

(17) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者等を対象に、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、親子間の適切な関係性の構築を目的としている事業です。

本市ではつくしんぼ教室で行ってきたペアレントトレーニングを、令和5年度からつくしんぼ教室利用者に限らず受講できるようにしています。発達に関する支援が必要な子どもの保護者を主な対象としていますが、運営方法や講師の養成等の検討を含め取組を続けます。

量の見込みは要保護児童対策地域協議会で支援しているケースのうち、保護者の養育を支援することが特に必要である要支援児童の半数を対象数として見込み、その量を確保できるように事業の充実を図っていきます。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（実人数／年）	44	43	42	41	40
確保内容（実人数／年）	24	24	32	32	40

(18) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦やその配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。

令和5年2月の出産・子育て応援給付金の開始に合わせ、妊娠届出時の面談、妊娠8か月頃のアンケート、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等を一体的に実施しています。

令和7年度から地域子ども・子育て支援事業として実施することが位置付けられました。

量の見込みとしては、1組当たりの面談回数は3回を維持し、継続して包括的な相談体制の充実を図っていきます。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	妊娠届出数（件）	876	859	841	825	808
確保内容（面談 回数／年）	1組当たり面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計数	2,628	2,576	2,524	2,474	2,424

(19) 乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）

生後6か月～2歳児までが保護者の就労有無等に関係なく保育所等を利用できる制度です。量の見込み数（必要定員数）については、子ども家庭庁による「令和7年度以降の整備量見込み調査」に示された「量の見込み」の算出等の考え方に基づき見込み量を設定しました。確保の考え方としては、量の見込みに応じた対応をしてまいります。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳児	量の見込み（必要定員数）	7	7	7	21	21
	確保内容（利用定員数）	0	7	7	21	21
1歳児	量の見込み（必要定員数）	9	9	9	27	27
	確保内容（利用定員数）	0	9	9	27	27
2歳児	量の見込み（必要定員数）	8	8	8	24	24
	確保内容（利用定員数）	0	8	8	24	24

(20) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

令和3年10月からデイサービス（通所）型を開始し、令和6年度からショートステイ（宿泊）型及びアウトリーチ（訪問）型のサービスを新たに追加しています。

本事業については、実施施設数の変化はないと考えますが、事業について周知の徹底を図ることで、量の見込みは増加していくと考えています。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（延べ人数）		589	776	981	1,201	1,433
確保内容（個所数）		10	10	10	10	10

5 その他の記載事項

法に基づき、地域の実情に応じて定めるよう努めることとされた事項について、次のように定めます。

(1) 産休後、育休後における施設の円滑な利用の確保に関する事項

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、保育所をはじめとする幼児期の教育・保育施設を利用することができるよう、次のとおり取り組みます。

- 1 休業中の保護者に対して必要な情報を適切に提供できるよう、相談支援の体制整備をはじめ、子育てに係る情報提供の充実に努めます。
- 2 保護者のニーズに応じ、特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の提供体制を的確に確保します。

(2) 子どもの専門的な知識、技術を要する支援に関する県が行う施策との連携に関する事項

「児童虐待防止対策の充実」、「母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進」及び「障がい児施策の充実」に関して、県が実施する施策や関係機関との連携を密に図りながら進めています。

特に、「児童虐待防止対策の充実」については、国が示す「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、相談体制を強化していきます。

また、医療的ケアが必要な児童について、保育所等における円滑な受け入れや、受入れ後の安全で安心な利用を推進していくため「保育所等における医療的ケア児受入れガイドライン」に基づき、保護者、保育所等と医療機関を始めとした関係機関が共通認識のもとで、保育所等への入所支援及び発達に応じた保育の提供を円滑に進め、医療的ケアが必要な児童の受入れ推進につなげていきます。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

仕事と家庭生活・子育てを両立させるため、ワークライフバランスについての講座の実施や情報の提供等を積極的に行うとともに、子育て環境に応じた就労支援や多様な働き方に対応した保育サービス、子育て支援サービスを充実させていきます。

第3部 小田原市こども計画の推進

第1章 計画の推進

1 計画の推進体制

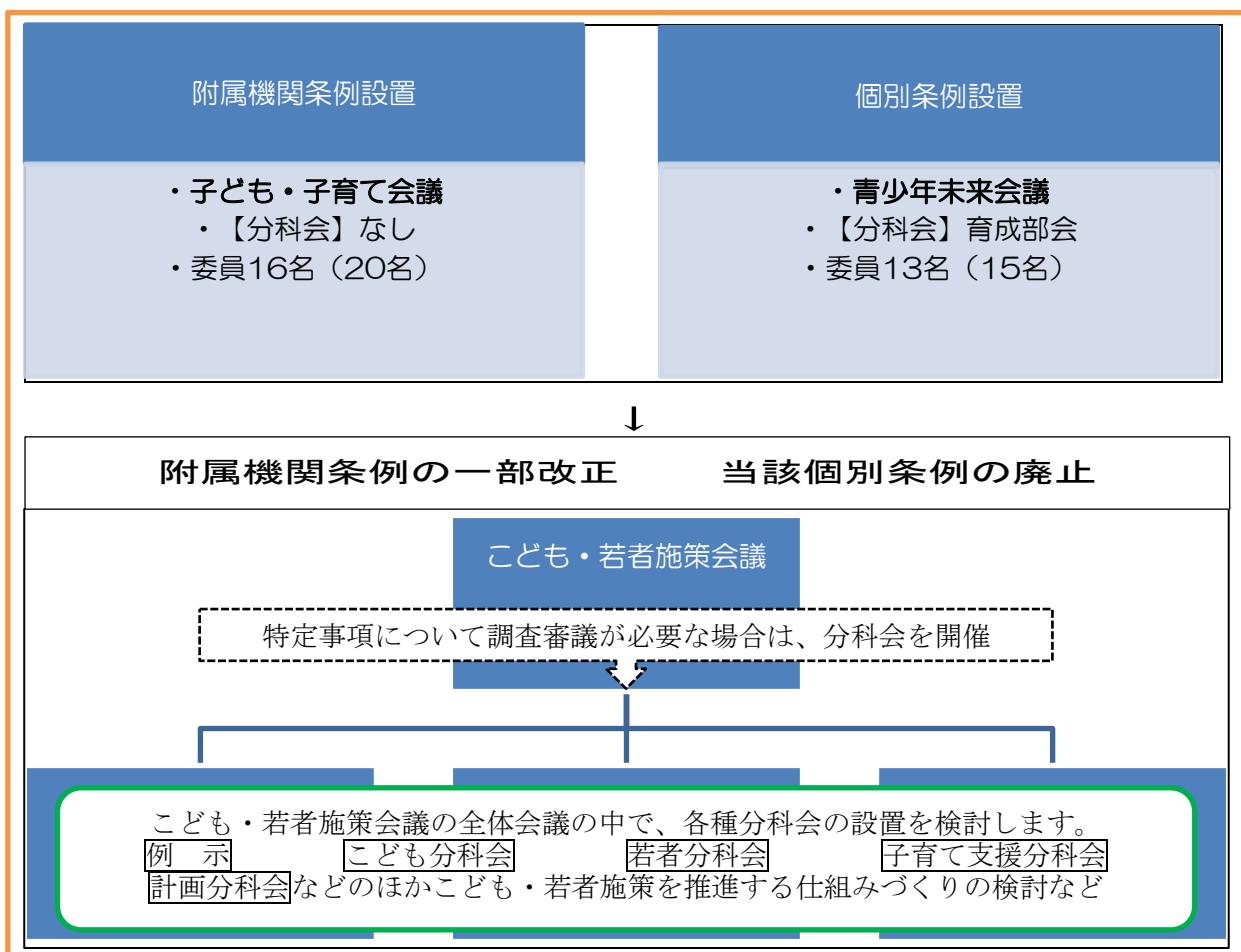
こども計画の推進にあたっては、子ども若者部を中心とした庁内関係各課と連携して取り組みます。

また、幼稚園や保育所をはじめとする教育・保育事業者、地域等において、子ども・子育て支援に携わっている関係者、各関係機関等と連携を強め、総合的な取組を進めます。

2 計画の進行管理

(1) 小田原市こども・若者施策会議

本計画は、こども・若者関係の各種法律を根拠とした取組を一体的かつ総合化したものであることから、その進行管理にあたっても、既存の2つの会議（小田原市子ども・子育て会議及び小田原市青少年未来会議）を再編成し、新たに「小田原市こども・若者施策会議」を設置し、定期的な会議の開催により、実施状況の報告を行います。



(2) 庁内推進委員会

関係部局職員で構成される庁内推進委員会において、計画の進捗管理及び計画の推進に必要な事項を検討し、「小田原市こども・若者施策会議」と連携を図りながら、本計画を推進します。

(3) 関係機関との連携強化

本計画は、様々な分野に関わることや、期間内で計画的な取組が必要であることから、市民団体、子育て支援関係団体、福祉関係団体、児童相談所、保健所、警察、教育機関、医療機関や企業など関係機関との連携を強化します。

3 実施状況の点検・評価

本計画の進捗状況と計画全体の両面から点検・評価を行い、その結果を公表します。

PLAN（計画）－DO（実行）－CHECK（評価）－ACT（改善）のマネジメントサイクルにより、単年度でのサイクルとなりがちですが、単にPDCAサイクルを回すだけでなく、過去の経験に照らし、取組結果が成果を挙げているのか否かといった事実を見極め、観察することが大切です。観察（Observe）－情勢への適応（Orient）－意思決定（Decide）－行動（Act）ループによって、健全な意思決定を実現することにつながる（OODAループ）サイクルが必要な取組もあることから、適宜改善を意識した柔軟な取組も推進します。また、変化の激しい今日において、専門性の高い外部組織との協働の際には、変化に敏感に反応できる、迅速、素早いという意味のアジャイル・マネジメントも有効です。

(1) 点検・評価の方法

個別の事務事業に係る実績の推移や施策に関する調査などにより、計画の進捗状況（アウトプット）を継続的に点検・評価します。具体的には、庁内関係各課や関係する行政機関と連携を図りながら、事務事業レベルで活動内容を年次報告書にとりまとめ、庁内推進委員会における自己点検を行います。

また、「小田原市こども・若者施策会議」からの意見聴取を行いながら、計画全体の実施状況の点検・評価を行います。

(2) 中間見直し、次期計画への見直し

計画期間内においても、国の制度改正、社会状況の変化、ニーズや事業者の意向の変化などにより計画の見直しの必要性が生じた場合には、計画全体（アウトカム）の観点から柔軟に見直します。

4 実施状況の公表

本計画の実施状況や点検・評価の結果、計画の修正の内容等については、広報紙や市のホームページ等で公表を行います。

第2章 参考資料

1 委員名簿

(1) 小田原市子ども・子育て会議

(2) 小田原市青少年未来会議

2 計画策定の経緯

3 条約、関連法及び大綱(抜粋)

4 令和4年2月 子どもの生活実態調査 調査結果報告書(抜粋)

5 令和6年3月 子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート調査 調査結果報告書(抜粋)

6 事業一覧

1 委員名簿

(1) 小田原市子ども・子育て会議

No.	氏名	団体名等	役職等	備考
1	吉田 真理	小田原短期大学	名誉教授・名誉学長	会長
2	都築 顕道	小田原市保育会	会長	副会長
3	小原 敏郎	共立女子大学	教授	副会長
4	奈良 満穂	小田原市P T A連絡協議会	幹事	
5	柏木 成美	幼稚園保護者代表		
6	藤井 千夏	小田原市保育所保護者会連絡協議会	会長	
7	川向 由起子	小田原市民生委員児童委員協議会	大窪地区主任児童委員	
8	川本 桂子	小規模保育事業者代表	ぎんが邑保育園 理事長	
9	山下 真弘	小田原児童相談所	所長	
10	藤本 明美	小田原市小学校長会	小田原市立町田小学校長	
11	武藤 保之	小田原私立幼稚園協会	会長	
12	佐々木 陽子	(公募市民)		
13	島田 風花	(公募市民)		
14	横田 俊一郎	小田原医師会	顧問	
15	遠藤 貴文	小田原市社会福祉協議会	事務局長	
16	増田 房子	児童発達支援センター	ほうあんふじ 課長	

※団体及び役職名は委嘱時のものです。

(2)小田原市青少年未来会議

No.	氏名	団体名等	役職等	備考
1	笠原 陽子	玉川大学教師教育リサーチセンター	客員教授、神奈川県教育委員会委員	会長
2	本多 茂	小田原市子ども会連絡協議会	副会長	副会長
3	堀内 かおる	横浜国立大学教育学部	教授	
4	吉田 真理	小田原短期大学	名誉学長	
5	富樫 栄広	小田原市青少年育成推進員協議会	会長	
6	今屋 健一	小田原市青少年健全育成連絡協議会	書記	
7	益田 麻衣子	小田原市教育委員会	委員（教育長職務代理者）	
8	中島 慶太	小田原市小学校長会	小田原市立早川小学校長	
9	北川 誠	小田原・足柄下地区中学校長会	小田原市立白鷗中学校長	
10	塩浦 健吾	県西地区県立高等学校長会議	小田原東高等学校長	
11	山下 真弘	神奈川県小田原児童相談所	所長	
12	赤羽 宏仁	(公募市民)		
13	竹内 葦	一般社団法人 FROM PROJECT	代表理事	

※団体及び役職名は委嘱時のものです。

2 計画策定の経緯

年月日	事項・内容	
令和6年7月22日	令和6年度第1回小田原市子ども・子育て会議	① 委嘱状交付 ② 市長挨拶 ③ 質問 ④ 委員紹介 ⑤ 子ども・子育て会議の役割について ⑥ 「小田原市子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート調査の結果報告について」 ⑦ 「仮称・小田原市こども計画」の構成（案）について <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の策定について ・ 「小田原市子ども若者の未来を支える方針」について ・ 計画の構成（案）及び基本理念について
令和6年8月20日	令和6年度第1回小田原市青少年未来会議	① 委嘱状交付 ② 副市長挨拶 ③ 委員紹介 ④ 会長及び副会長の選出 ⑤ 報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度青少年関係事業の実績報告 ・ 令和6年度青少年関係事業の予定 ⑥ 議題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「こども計画」について
令和6年10月25日	令和6年度第2回小田原市子ども・子育て会議及び小田原市青少年未来会議の合同会議	① 第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画の令和5年度実施状況について ② 「仮称・小田原市こども計画（素案）」について ③ 「仮称・小田原市こども・若者会議」について
令和6年12月6日	厚生文教常任委員会	仮称・小田原市こども計画（素案）について報告
令和6年12月13日から令和7年1月14日	仮称・計画（素案）に対する意見公募の実施	仮称・小田原市こども計画（素案）を市民に公開し、意見募集（パブリックコメント）を実施
令和7年2月7日	令和6年度第3回小田原市子ども・子育て会議及び小田原市青少年未来会議の合同会議	① 仮称・小田原市こども計画（案）について ② 答申について
令和7年2月7日	神奈川県への法定協議	子ども・子育て支援法に基づき、神奈川県へ仮称・小田原市こども計画中の子ども・子育て支援事業計画（案）の法定協議を実施
令和7年3月4日	協議結果	
令和7年3月5日	答申	子ども・子育て会議会長から市長へ答申

3 条約、関連法及び大綱(抜粋)

「児童の権利に関する条約」(抄)

前文

この条約の締約国は、

国際連合憲章において宣言された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることができることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、

国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、

国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣言し及び合意したことを認め、

国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができるることを宣言したことを想起し、

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣言された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、

児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924年の児童の権利に関するジュネーヴ宣言及び1959年11月20日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第23条及び第24条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に第10条）並びに児童の福祉に関する専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、

児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、

国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、

極めて困難な条件の下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別の配慮を必要としていることを認め、

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、

あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、

次のとおり協定した。

(差別の禁止)

第2条

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

(児童に対する措置の原則)

第3条

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
- 3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

(生命に対する固有の権利)

第6条

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

(意見の表明する権利)

第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

こども基本法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われることの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的扱いを受けることがないようすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
- 二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第七条第一項に規定する子どもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章 基本的施策

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
 - 二 こども施策に関する重要事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項
- 3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施

策

- 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項
- 4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。
- 7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下の条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下の条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十二条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等)

第十三条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係者相互の有機的な連携の確保等)

第十四条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する

る業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。
- 4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

(こども施策の充実及び財政上の措置等)

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

(設置及び所掌事務等)

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 こども大綱の案を作成すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。
 - 三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務
- 3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第十二条の三に規定する事務を掌理するもの
- 二 会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

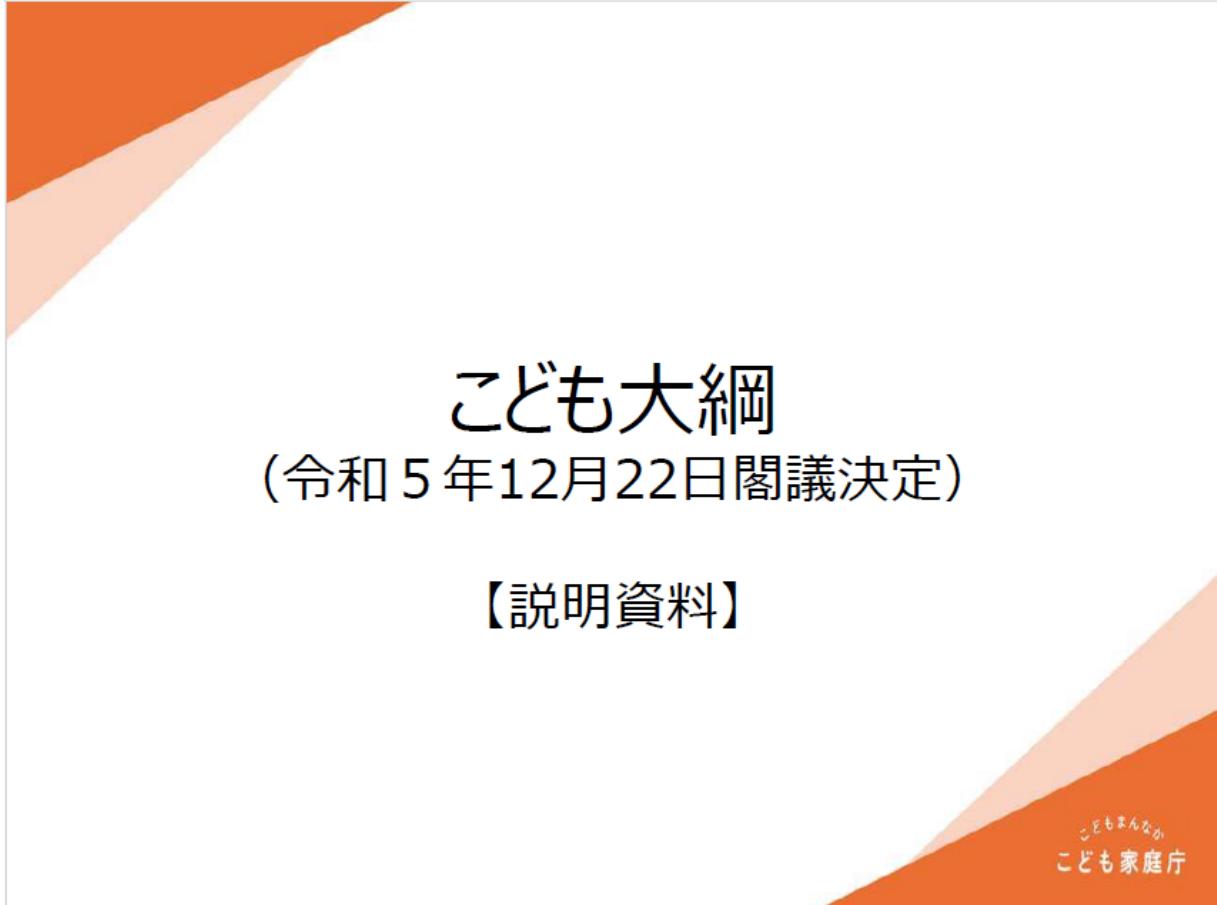
(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとって実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとったこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

こども大綱（抜粋）



こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り拓くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てるこどもや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まるこども

こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからとの最善の利益を図る

- ・こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとつての最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- ・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を發揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。
- ・意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- ・こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- ・「子育て」とは、子どもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- ・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるようになり組む。

- ・困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

- ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようになる。

- ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利を被らないようになることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

3

こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要な事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1 ライフステージを通した重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
(こども基本法の周知、子どもの教育、養育の場における子どもの権利に関する理解促進 等)
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等）
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾患・難病を抱えるこども・若者への支援）
- こどもの貧困対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援）
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援（地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等）
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援（児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援）
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
(こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)

2 ライフステージ別の重要事項

- 子どもの誕生前から幼児期まで
　・子どもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るために最も重要な時期。
　・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保　・子どもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期
　・学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。
　・思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
　・子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等　・居場所づくり
　・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実　・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
　・いじめ防止　・不登校のこどもへの支援　・校則の見直し　・体罰や不適切な指導の防止　・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期
　・大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
　・高等教育の修学支援、高等教育の充実　・就労支援、雇用と経済的基盤の安定　・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
　・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようになる。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減　○地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大　○ひとり親家庭への支援

4

こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。こどもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

- ①こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
- ②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聽かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。

○国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進（『こども若者★いきんぶらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）

○地方公共団体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等）

○社会参画や意見表明の機会の充実 ○多様な声を施策に反映させる工夫 ○社会参画・意見反映を支える人材の育成

○若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備 ○こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2 こども施策の共通の基盤となる取組

○「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）

○こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

○地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開 等）

○子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

○こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3 施策の推進体制等

○国における推進体制（総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使 等）

○数値目標と指標の設定 ○自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携 ○国際的な連携・協力

○安定的な財源の確保 ○こども基本法附則第2条に基づく検討

5

こども大綱における目標・指標

別紙1に、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標、別紙2に、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を設定する。

※具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については「こどもまんなか実行計画」において設定。

目標（別紙1）	（目標値）	指標（別紙2）
「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%	・「こどもは権利の主体である」と思う人の割合
「生活に満足している」と思うこどもの割合	70%	・子どもの貧困率
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	70%	・里親等委託率
社会的スキルを身につけているこどもの割合	80%	・児童相談所における児童虐待相談対応件数
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	90%	・小・中・高生の自殺者数
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	現状維持 ※97.1%	・妊娠婦死亡率
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	70%	・安心できる場所の数が1つ以上あるこども・若者の割合
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	70%	・いじめの重大事態の発生件数
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	80%	・不登校児童・生徒数
「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	55%	・高校中退率
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%	・大学進学率
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90%	・若年層の平均賃金

等

6

子ども・子育て支援法

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項
- 5 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

こどもの貧困の解消に向けた対策推進法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられること、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、日本国憲法第二十五条その他の基本的人権に関する規定、児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和四年法律第七十七号）の精神にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及びこどもの貧困の解消に向けた対策の基本となる事項を定めることにより、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、こども基本法第二条第一項に規定することをいう。

(基本理念)

第三条 こどもの貧困の解消に向けた対策は、社会のあらゆる分野において、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、こどもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題であることを踏まえ、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない。
- 3 こどもの貧困の解消に向けた対策は、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのない社会を実現することを旨として、こども及びその家族の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。
- 4 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない。
- 5 こどもの貧困の解消に向けた対策は、こどもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、こどもの貧困に関する国民の理解を深めることを通じて、社会的な取組として推進されなければならない。
- 6 こどもの貧困の解消に向けた対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。こどもの貧困の解消に向けた対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

第二章 基本的施策

(都道府県計画等)

第十条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

子ども・若者育成支援推進法

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 子ども・若者育成支援施策（第七条—第十四条）

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援（第十五条—第二十五条）

第四章 削除

第五章 罰則（第三十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようとするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようになるとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

4 令和4年2月 子どもの生活実態調査 調査結果報告書(抜粋)

小田原市 子どもの生活実態調査 調査結果報告書【抜粋】

調査結果の全体像はこちらを参照ください。 ⇒

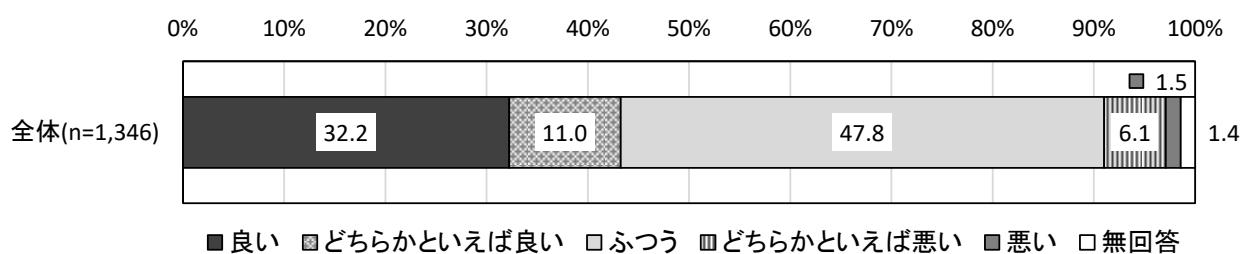


調査結果 小学5年生・中学2年生

(1) あなたは、自分の健康状態についてどう感じていますか。〈単一回答〉

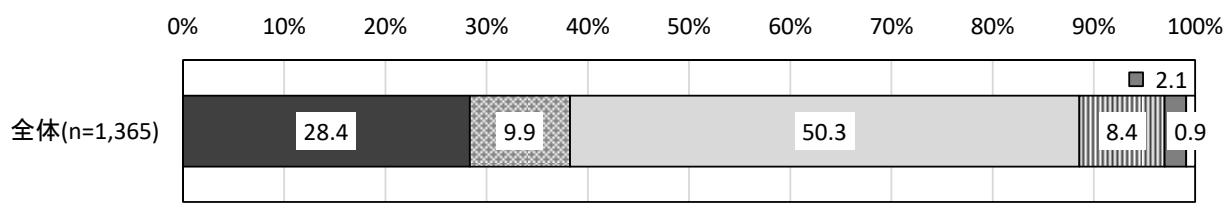
自分の健康状態について、小学5年生では「ふつう」が47.8%で最も高く、次いで、「良い」が32.2%、「どちらかといえば良い」が11.0%となっています。中学2年生でも同様の傾向がみられ、「ふつう」が50.3%、「良い」が28.4%、「どちらかといえば良い」が9.9%となっています。

■小学5年生



■良い ■どちらかといえば良い □ふつう ▨どちらかといえば悪い ■悪い □無回答

■中学2年生



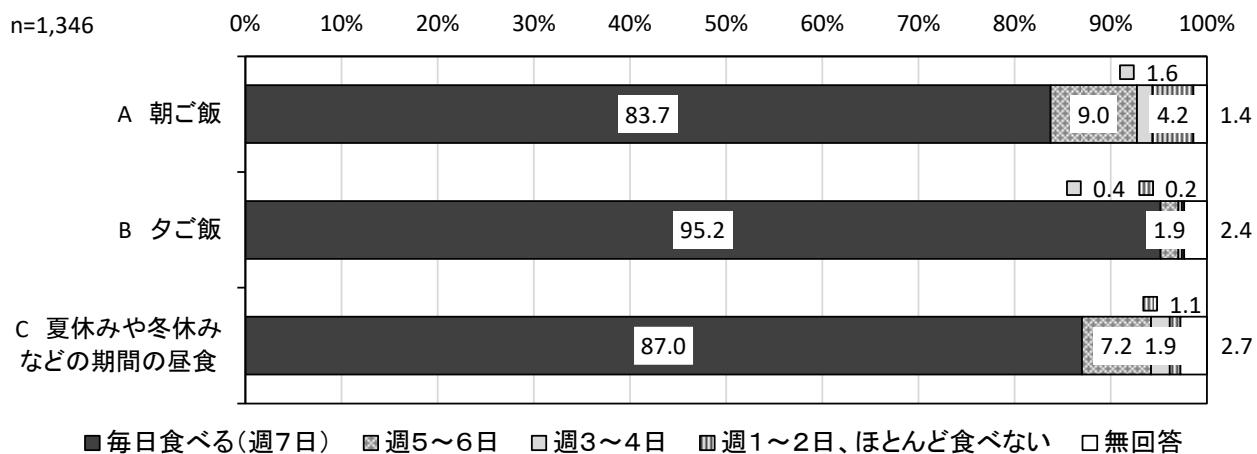
■良い ■どちらかといえば良い □ふつう ▨どちらかといえば悪い ■悪い □無回答

(2) あなたは週にどのくらい、食事をしていますか。〈単一回答〉

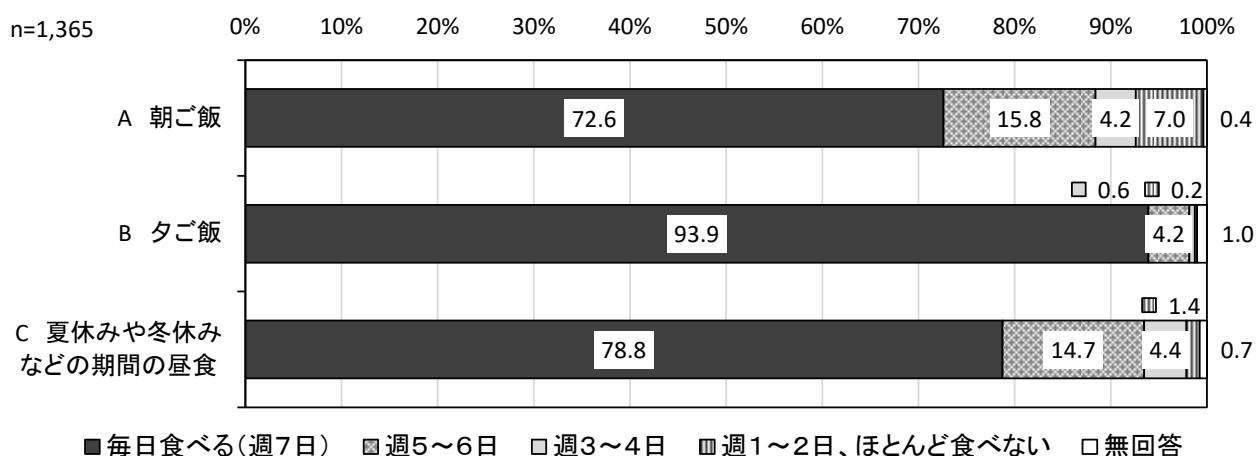
朝ご飯、夕ご飯、夏休みや冬休みなどの期間の昼食を週にどのくらい食べるかについては、小学5年生、中学2年生ともに「毎日食べる（週7日）」が最も高くなっています。

また、「週1～2日、ほとんど食べない」の割合をみると、[朝ご飯] は小学5年生が4.2%、中学2年生が7.0%、[夕ご飯] は小学5年生、中学2年生ともに0.2%、[夏休みや冬休みなどの期間の昼食] は小学5年生が1.1%、中学2年生が1.4%となっています。

■小学5年生



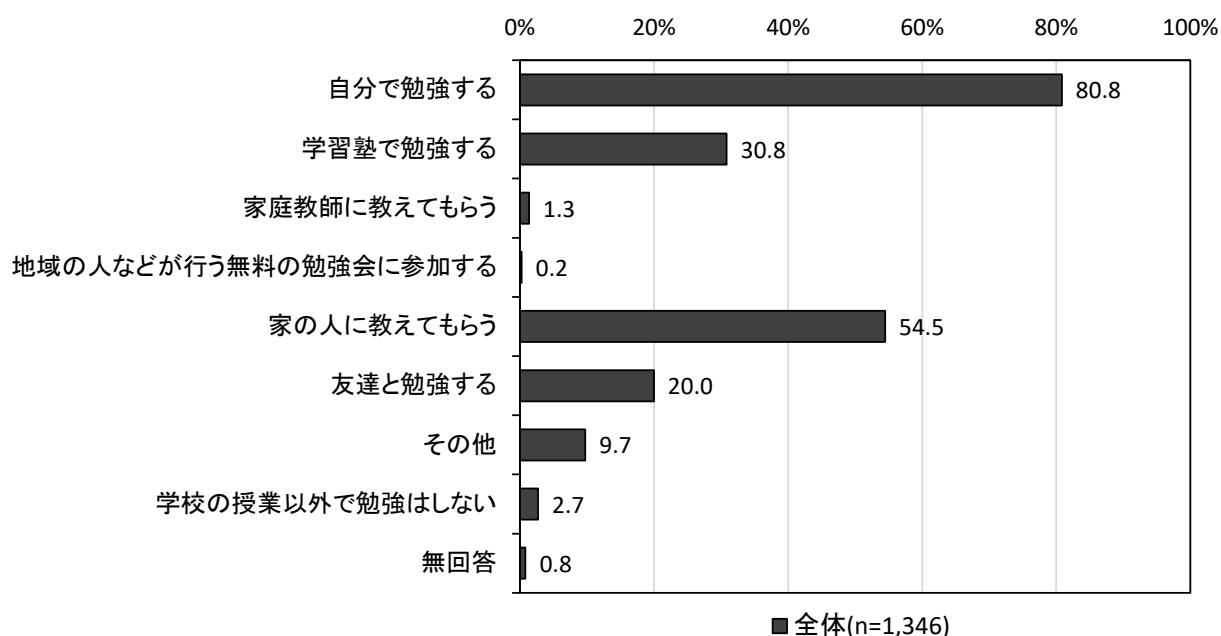
■中学2年生



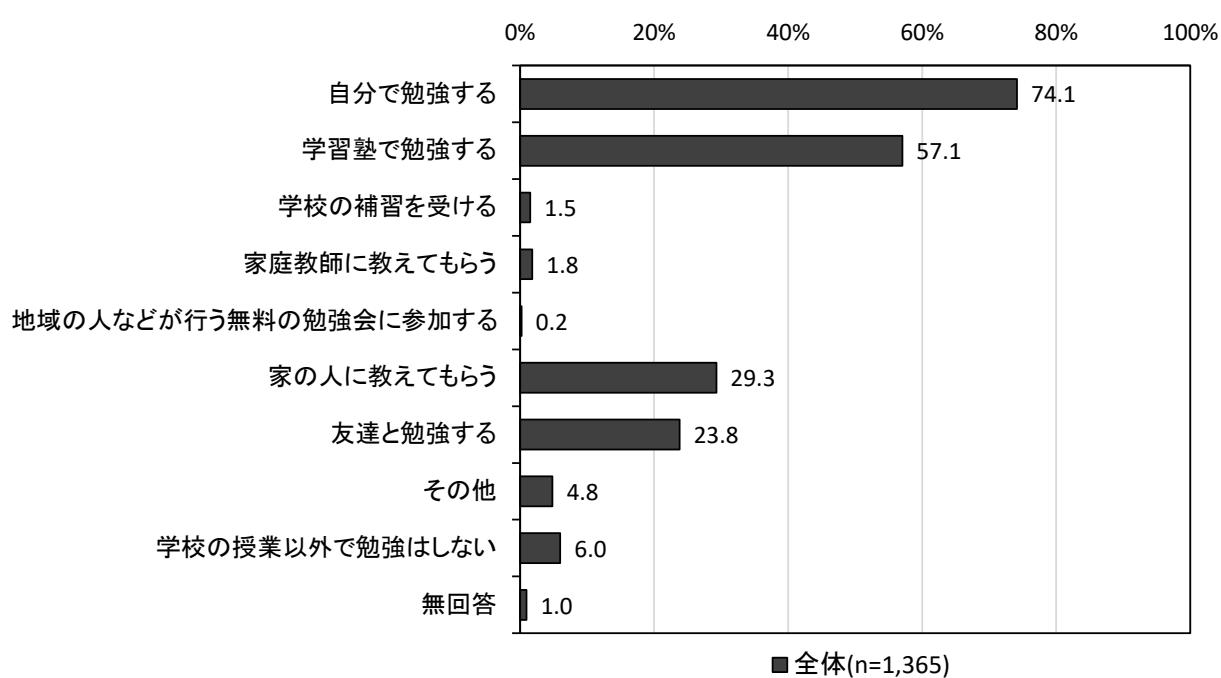
(3) あなたは、ふだん学校の授業以外で、どのように勉強をしていますか。〈複数回答〉
※勉強には学校の宿題もふくみます。

学校の授業以外での勉強方法について、小学5年生では「自分で勉強する」が80.8%で最も高く、次いで、「家の人間に教えてもらう」が54.5%、「学習塾で勉強する」が30.8%となっています。中学2年生では「自分で勉強する」が74.1%で最も高く、次いで、「学習塾で勉強する」が57.1%、「家の人間に教えてもらう」が29.3%となっています。

■小学5年生



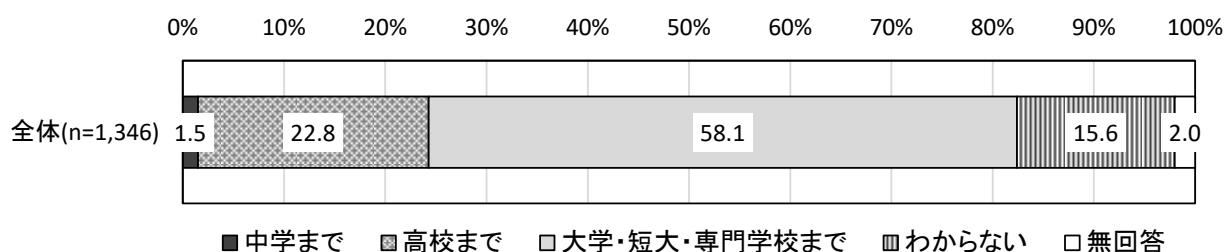
■中学2年生



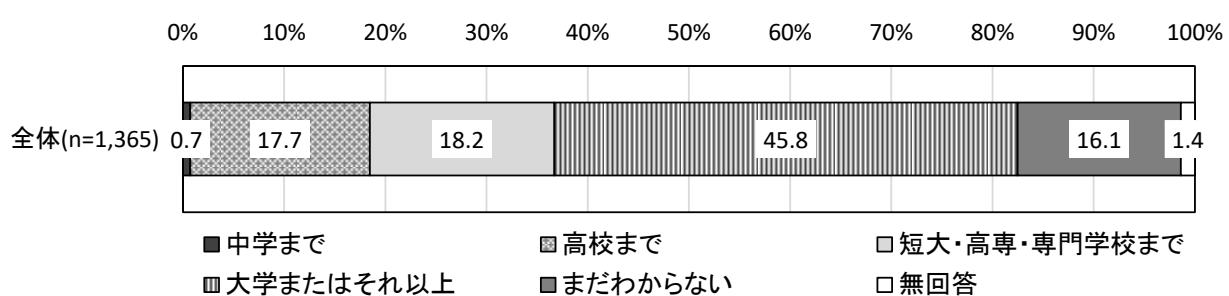
(4) あなたは、将来、どの段階まで進学したいですか。〈単一回答〉

将来の進学希望について、小学5年生では「大学・短大・専門学校まで」が58.1%で最も高く、次いで、「高校まで」が22.8%、「わからない」が15.6%となっています。中学2年生では「大学またはそれ以上」が45.8%で最も高く、次いで、「短大・高専・専門学校まで」が18.2%、「高校まで」が17.7%となっています。

■小学5年生



■中学2年生

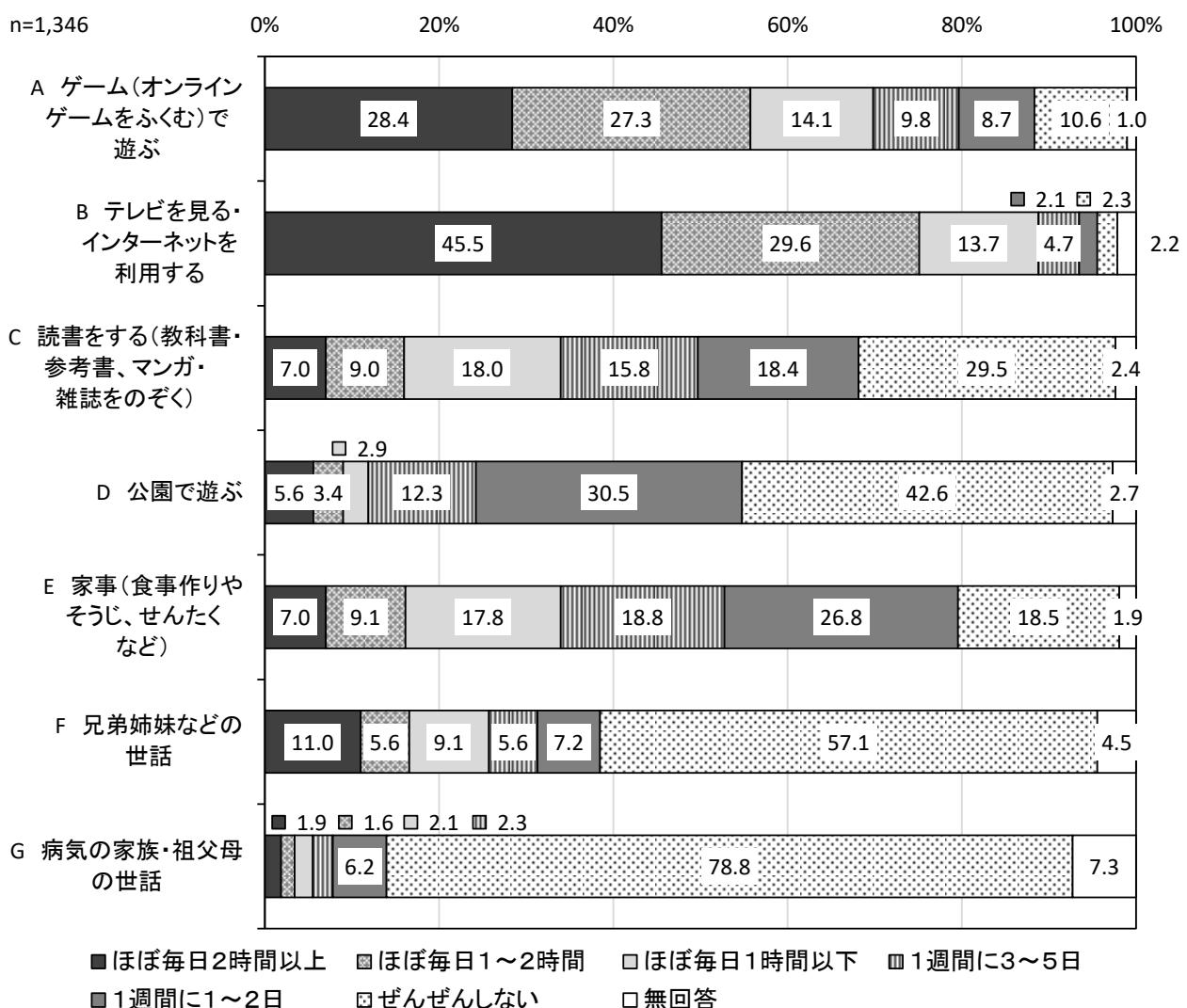


(5) あなたは、次のことをどれくらいしますか。〈単一回答〉

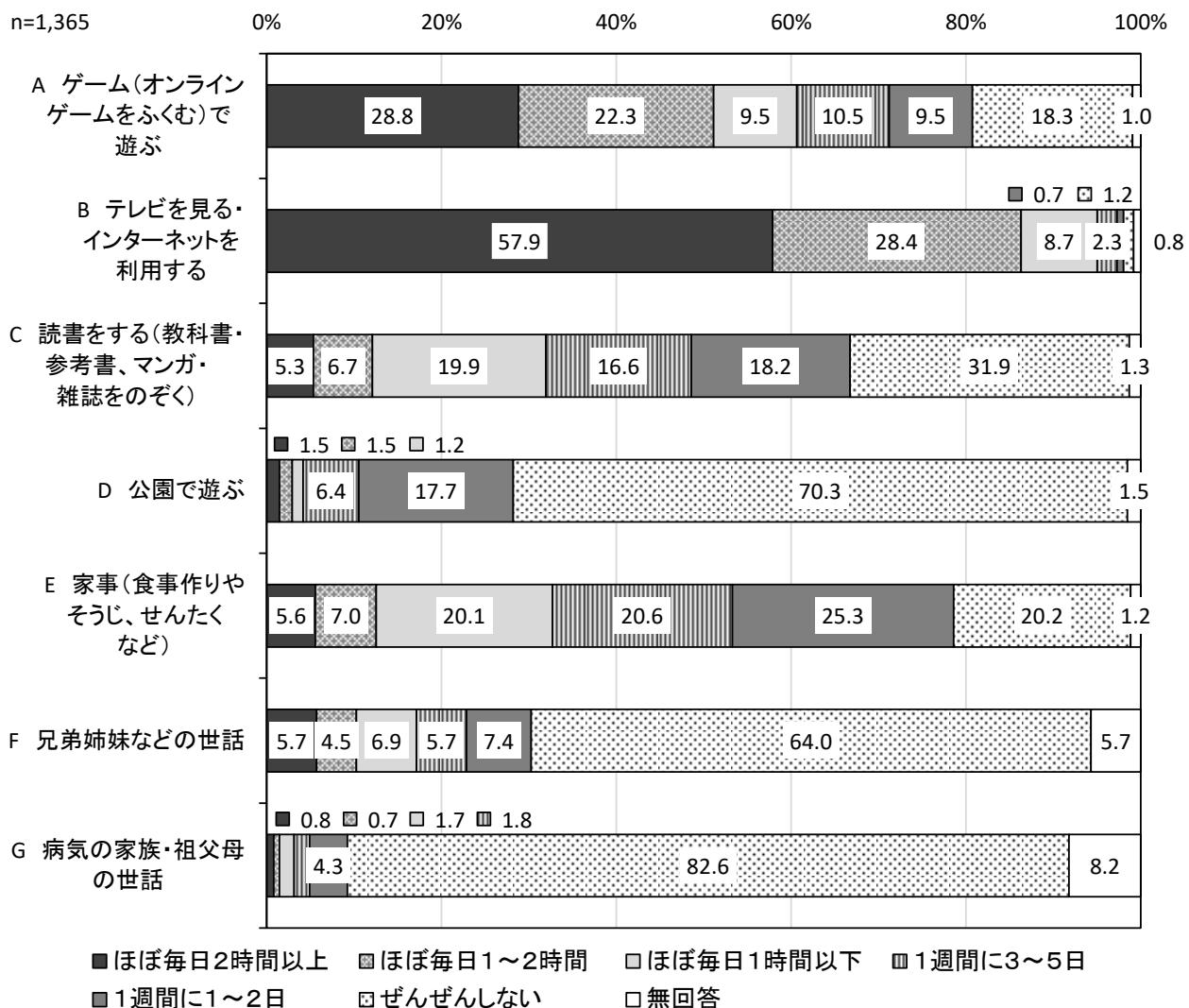
A～Gの項目の実施頻度について、「ほぼ毎日2時間以上」と「ほぼ毎日1～2時間」を合わせた『実施頻度が高い』の割合をみると、小学5年生、中学2年生ともに【テレビを見る・インターネットを利用する】が最も高く、それぞれ75.1%、86.3%となっており、次いで、「ゲーム（オンラインゲームをふくむ）で遊ぶ」がそれぞれ55.7%、51.1%となっています。

また、家庭内に関する項目の『実施頻度が高い』の割合をみると、【家事（食事作りやそうじ、せんたくなど）】は小学5年生が16.1%、中学2年生が12.6%、【兄弟姉妹などの世話】は小学5年生が16.6%、中学2年生が10.2%、【病気の家族・祖父母の世話】は小学5年生が3.5%、中学2年生が1.5%となっています。

■小学5年生



■中学2年生

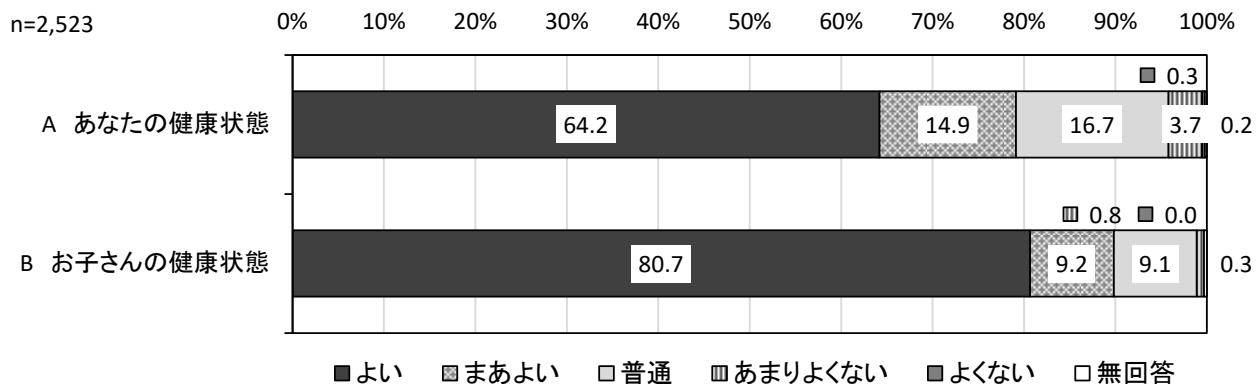


調査結果 保護者

(1) あなたとお子さんの健康状態を教えてください。〈単一回答〉

回答者(あなた)の健康状態については、「よい」が64.2%で最も高く、次いで、「普通」が16.7%、「まあよい」が14.9%となっています。

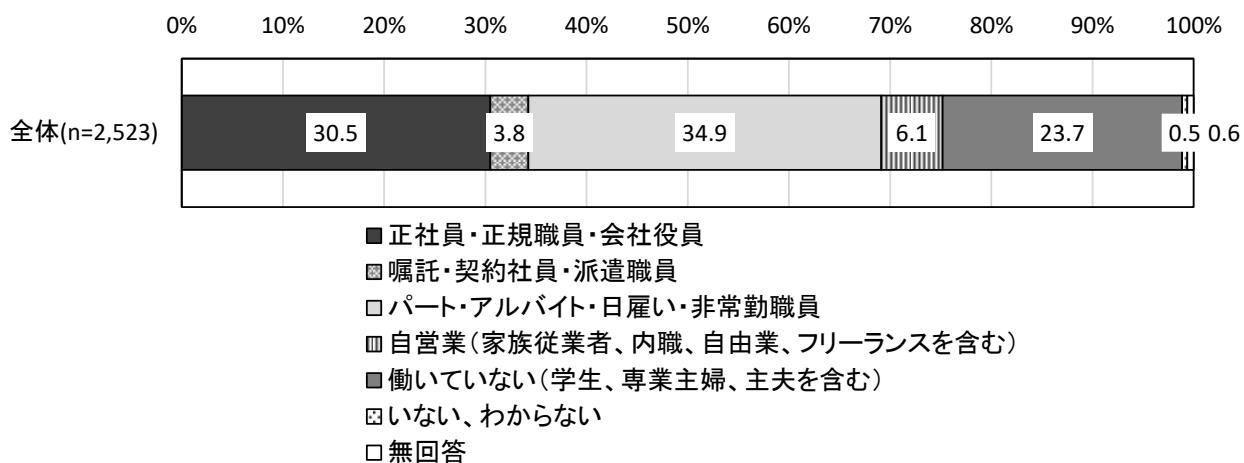
また、お子さんの健康状態については、「よい」が80.7%で最も高く、次いで、「まあよい」が9.2%、「普通」が9.1%となっています。



(2) お子さんの親の就労状況について教えてください。〈単一回答〉

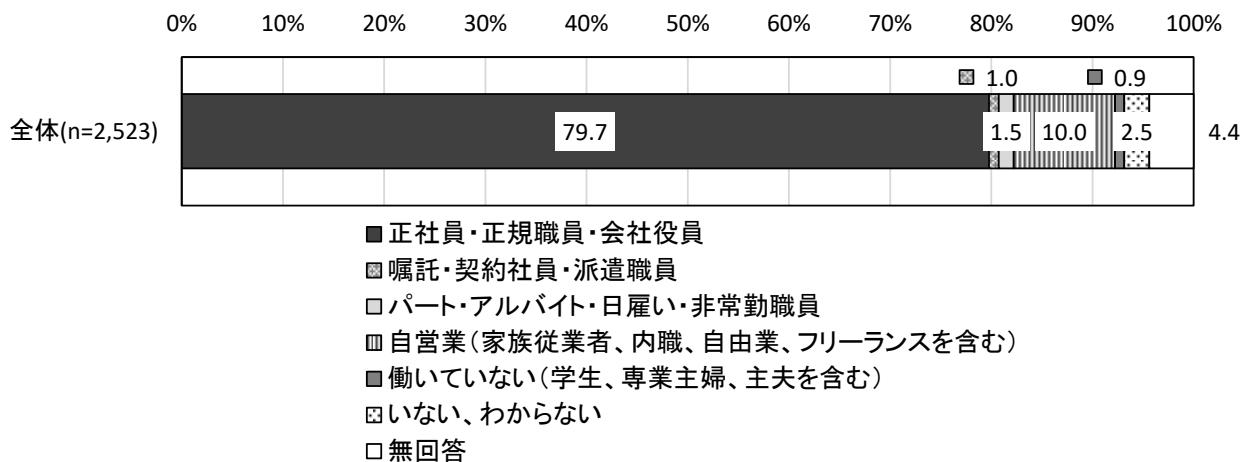
A 母親

母親の就労状況については、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が34.9%で最も高く、次いで、「正社員・正規職員・会社役員」が30.5%、「働いていない(学生、専業主婦、主夫を含む)」が23.7%となっています。



B 父親

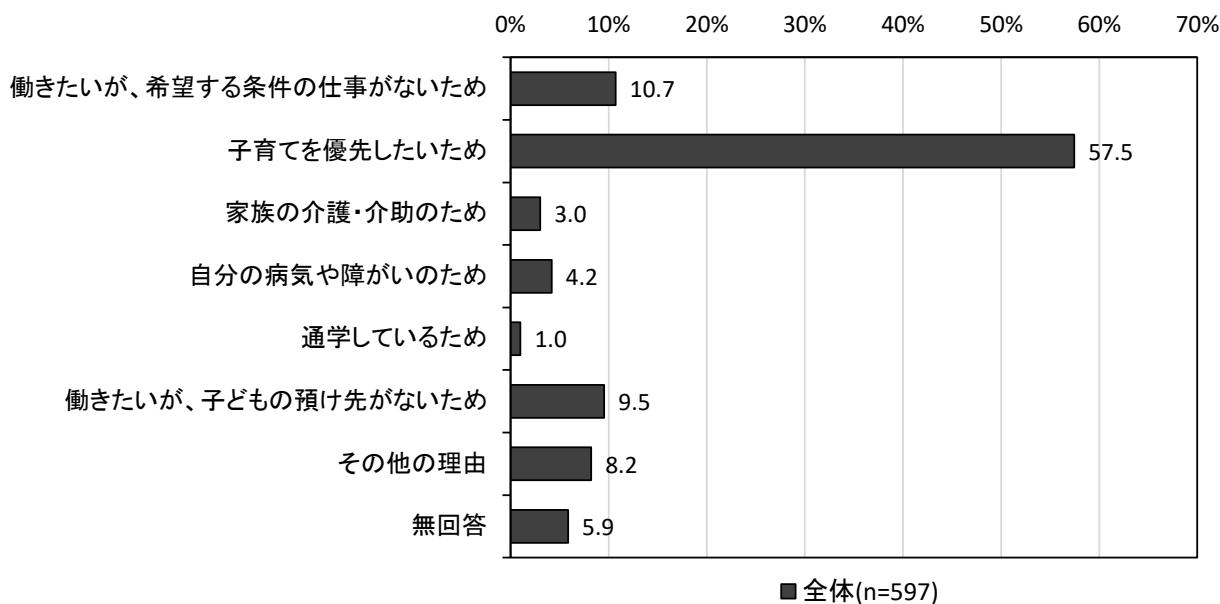
父親の就労状況については、「正社員・正規職員・会社役員」が79.7%で最も高く、次いで、「自営業(家族従業者、内職、自由業、フリーランスを含む)」が10.0%、「いない、わからない」が2.5%となっています。



(3) 働いていない主な理由を教えてください。〈単一回答〉

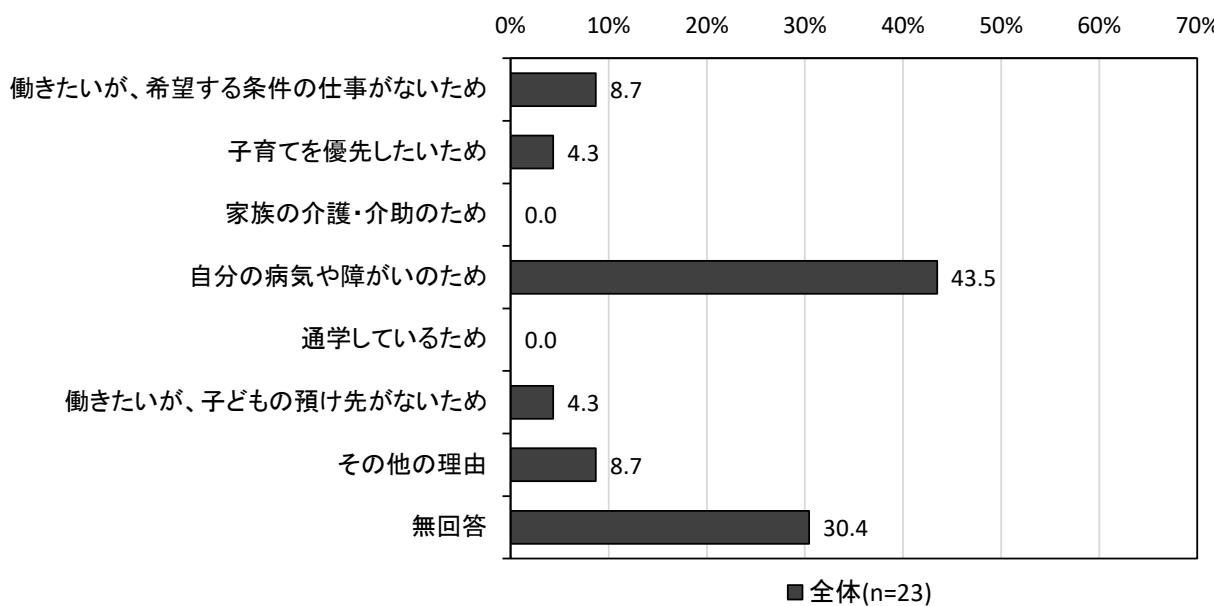
A 母親

母親が働いていない主な理由については、「子育てを優先したいため」が 57.5%で最も高く、次いで、「働きたいが、希望する条件の仕事がないため」が 10.7%、「働きたいが、子どもの預け先がないため」が 9.5%となっています。



B 父親

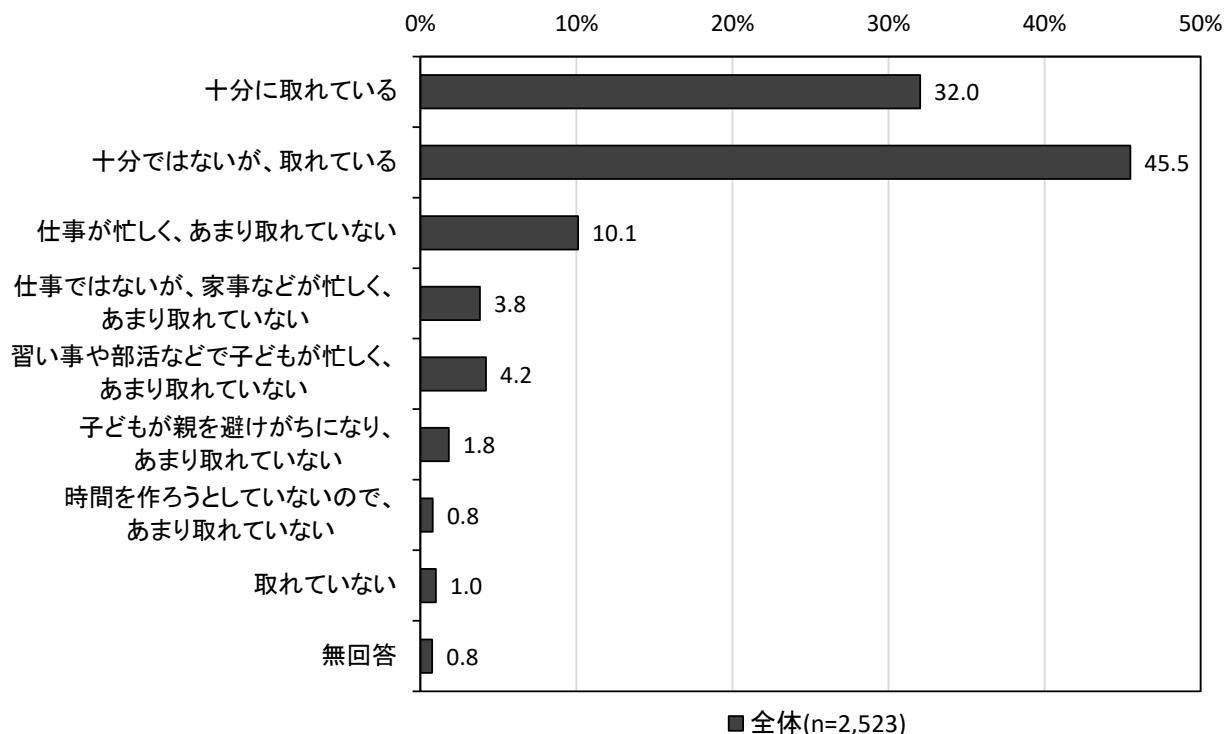
父親が働いていない主な理由については、「自分の病気や障がいのため」が 43.5%で最も高く、次いで、「働きたいが、希望する条件の仕事がないため」「その他の理由」がそれぞれ 8.7%、「子育てを優先したいため」「働きたいが、子どもの預け先がないため」がそれぞれ 8.7%となっています。



(4) ご家庭では、お子さんと一緒に過ごす時間が取れていると思いますか。〈単一回答〉

お子さんと一緒に過ごす時間が取れていると思うかについては、「十分ではないが、取れている」が45.5%で最も高く、次いで、「十分に取れている」が32.0%、「仕事が忙しく、あまり取れていない」が10.1%となっています。

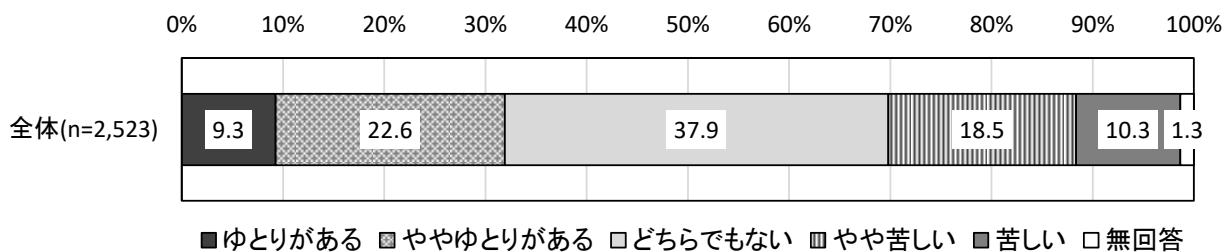
また、「十分に取れている」と「十分ではないが、取れている」を除いた選択肢を合わせた『取れていない』は21.7%となっています。



(5) あなたは、現在の生活をどのように感じていますか。〈単一回答〉

現在の生活の感じ方については、「どちらでもない」が37.9%で最も高く、次いで、「ややゆとりがある」が22.6%、「やや苦しい」が18.5%となっています。

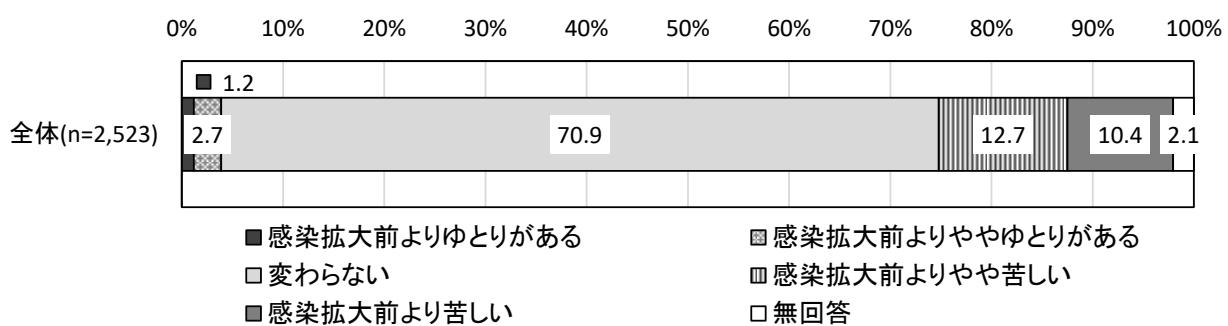
なお、「ゆとりがある」と「ややゆとりがある」を合わせた『ゆとりあり』は31.9%なのに対し、「やや苦しい」と「苦しい」を合わせた『ゆとりなし』は28.8%となっています。



(6) 問5で答えた現在の生活の感じ方は、新型コロナウィルス感染症の感染拡大前（令和2年3月以前）と後で、感じ方は変わりましたか。〈単一回答〉

新型コロナウィルス感染症の感染拡大前と後での生活の感じ方の変化については、「変わらない」が70.9%で最も高く、次いで、「感染拡大前よりやや苦しい」が12.7%、「感染拡大前より苦しい」が10.4%となっています。

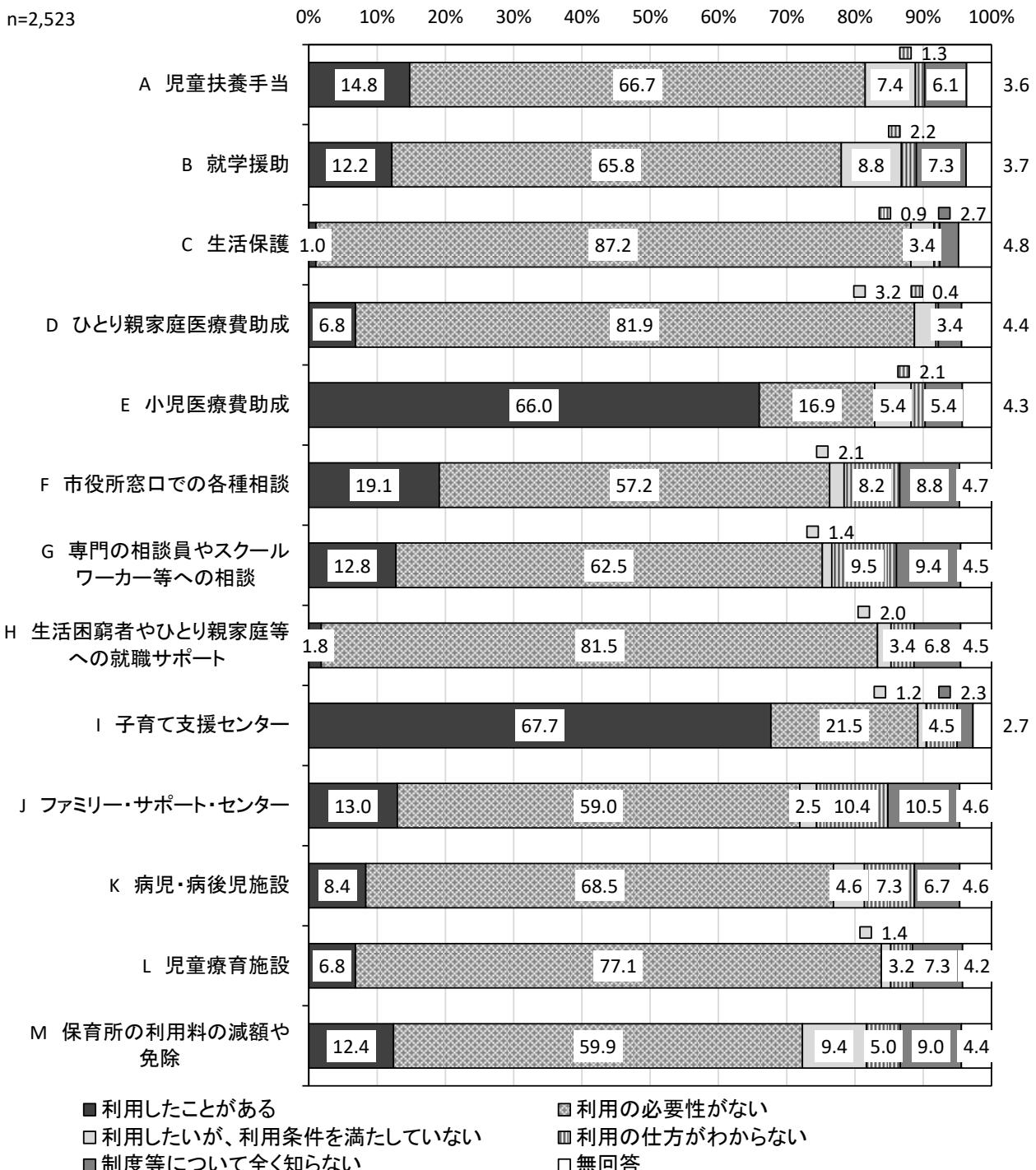
なお、「感染拡大前よりゆとりがある」と「感染拡大前よりややゆとりがある」を合わせた『感染拡大前よりゆとりあり』は3.9%なのに対し、「感染拡大前よりやや苦しい」と「感染拡大前より苦しい」を合わせた『感染拡大前よりゆとりなし』は23.1%となっています。



(7) あなたのご家庭では、次の支援制度等をこれまでに利用したことがありますか。〈単一回答〉

A～Mの支援制度等の利用経験について、「利用したことがある」の割合をみると、[子育て支援センター]が67.7%で最も高く、[小児医療費助成]が66.0%、[市役所窓口での各種相談]が19.1%となっています。

また、「利用したいが、利用条件を満たしていない」「利用の仕方がわからない」「制度等について全く知らない」を合わせた『利用なし』の割合をみると、[ファミリー・サポート・センター] [保育所の利用料の減額や免除] がそれぞれ 23.4%で最も高く、[専門の相談員やスクールワーカー等への相談] が 20.3%、[市役所窓口での各種相談] が 19.1%となっています。



5 令和6年3月 子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート

調査 調査結果報告書(抜粋)

小田原市

子ども・子育て支援および若者のための取組に 関するアンケート調査

調査結果報告書 【抜粋】

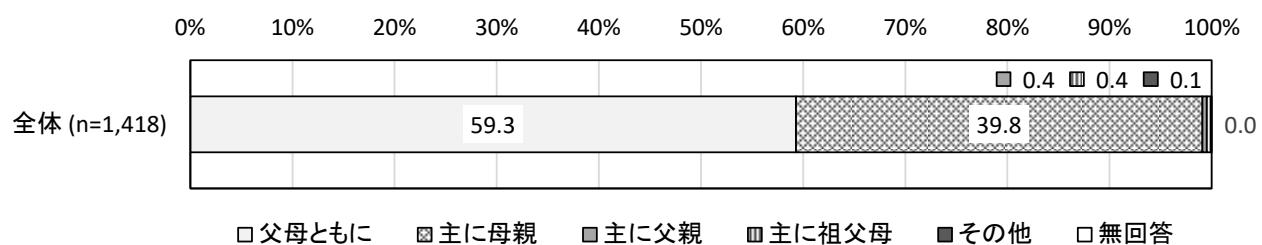
調査結果の全体像はこちらを参考ください。 ⇒



調査結果 未就学児調査

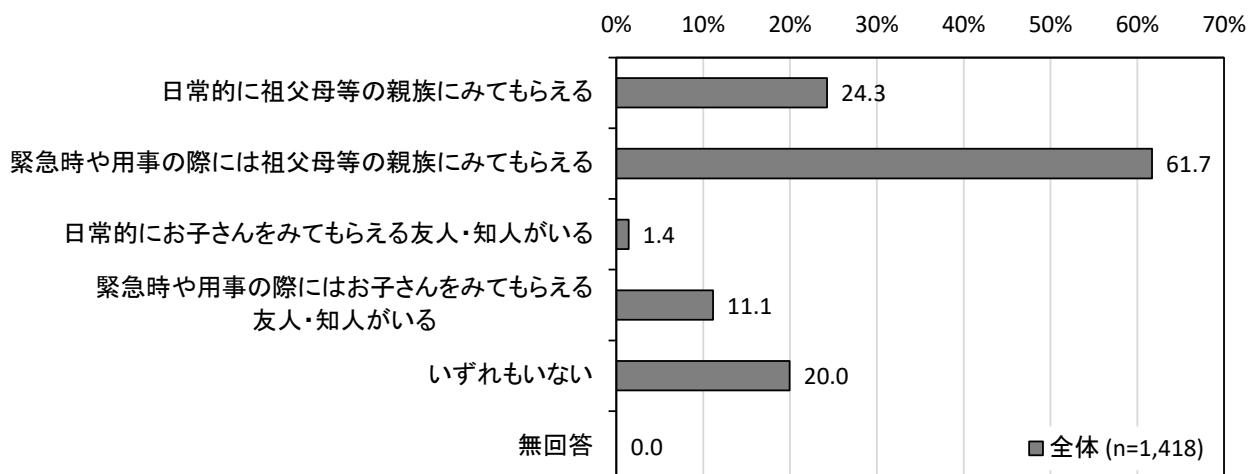
問6 あて名のお子さんの子育てを主に行っているのはどなたですか。お子さんからみた関係で当
てはまる番号を1つ選んでください。

「父母ともに」が59.3%と最も高く、次いで「主に母親」が39.8%となっています。



問7 日頃、あて名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。当てはまる番号をすべて選んでください。

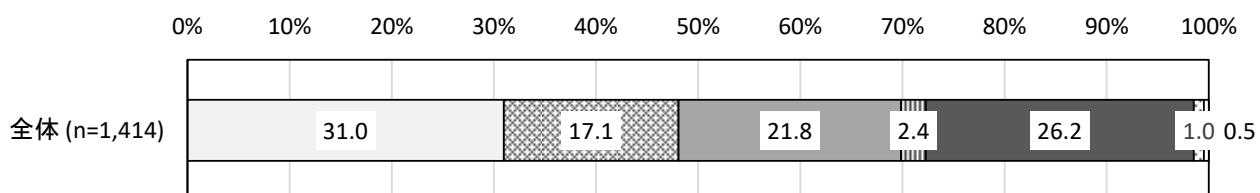
「緊急時や用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が61.7%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が24.3%、「緊急時や用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が11.1%となっていますが、「いずれもいない」が20.0%です。



問9 あて名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。

(1) 母親 【父子家庭の場合は(1)は記入不要】 当てはまる番号を1つ選んでください。

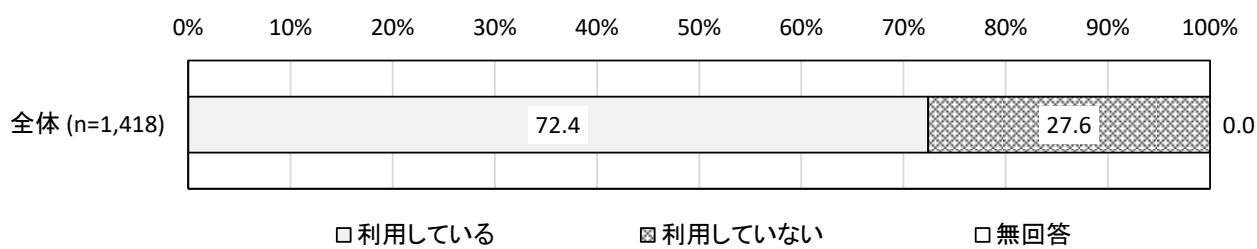
「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が31.0%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が26.2%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が21.8%となっています。



- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▣ フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

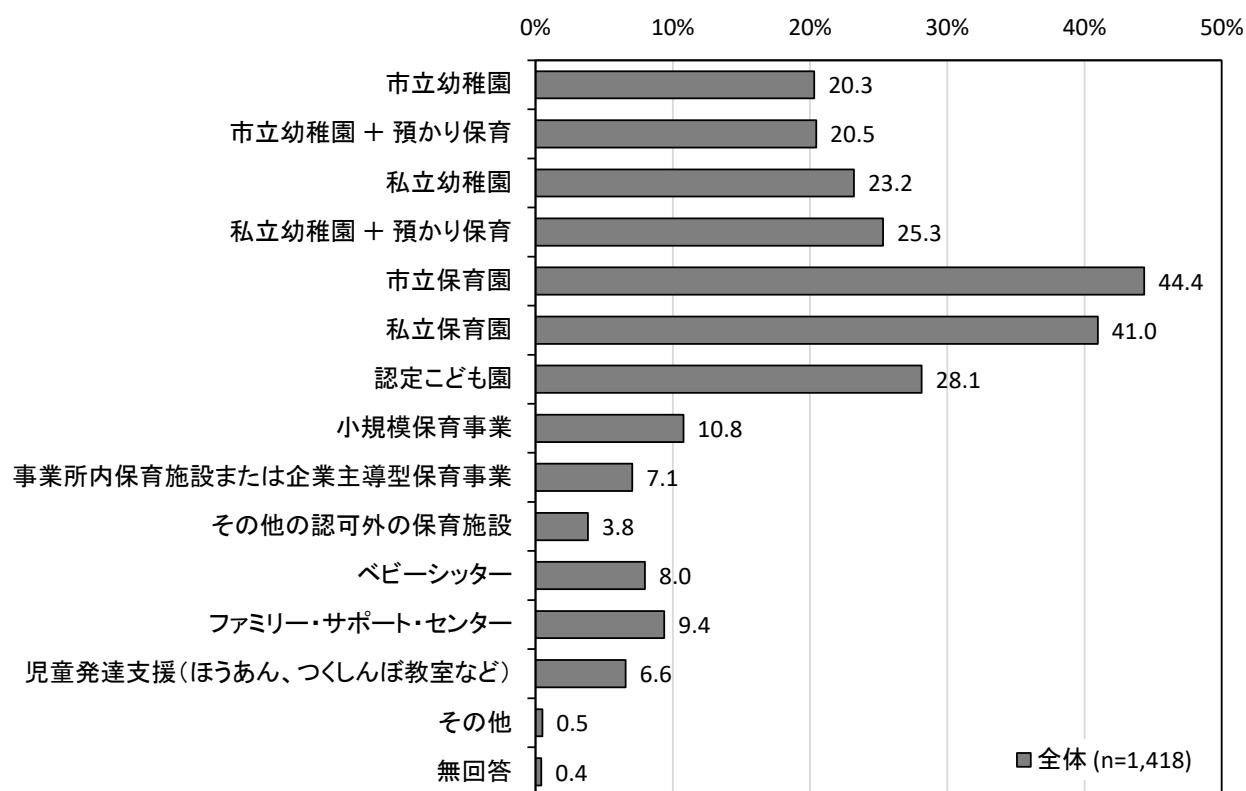
問 12 あて名のお子さんは現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。当てはまる番号を1つ選んでください。

「利用している」が72.4%、「利用していない」が27.6%となっています。



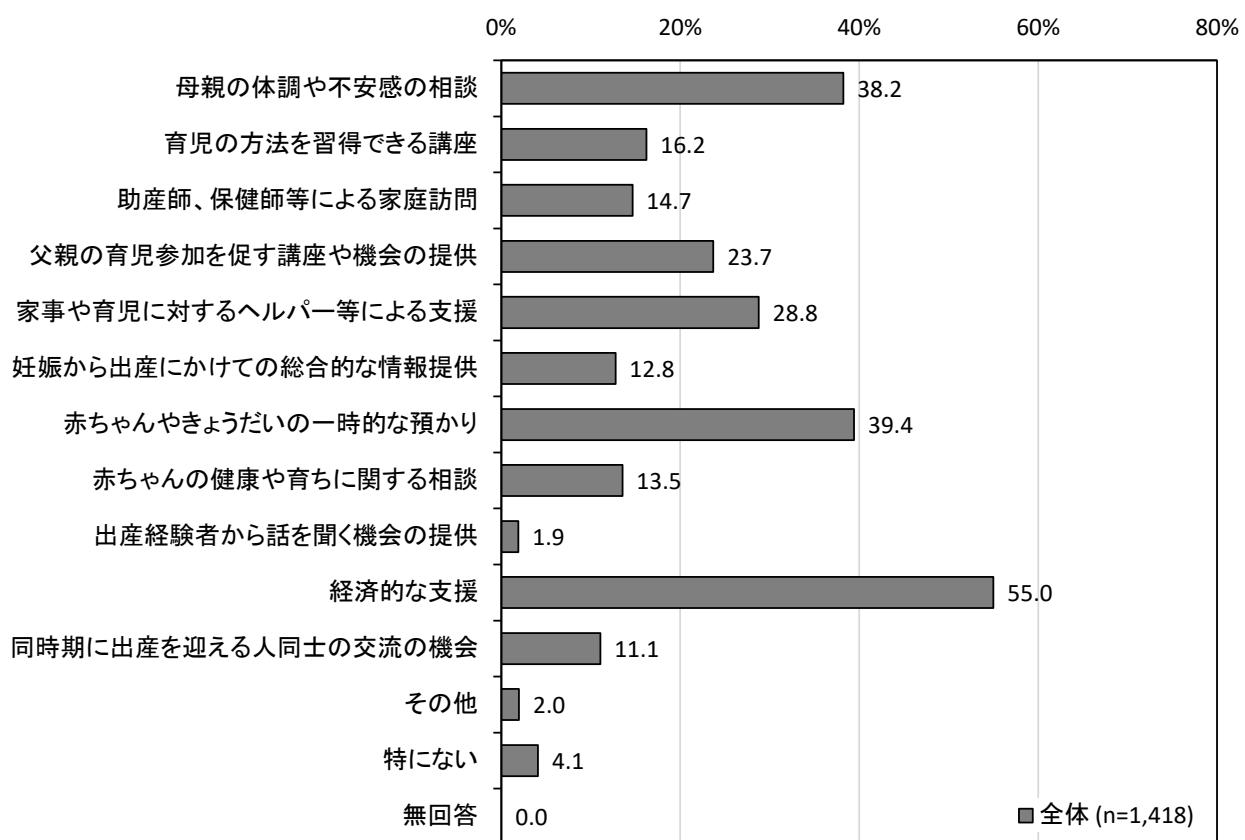
問 13 すべての方にうかがいます。現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、どの事業を「定期的に」利用したいと考えますか。当てはまる番号をすべて選んでください。

「市立保育園」が44.4%と最も高く、次いで「私立保育園」が41.0%、「認定こども園」が28.1%となっています。



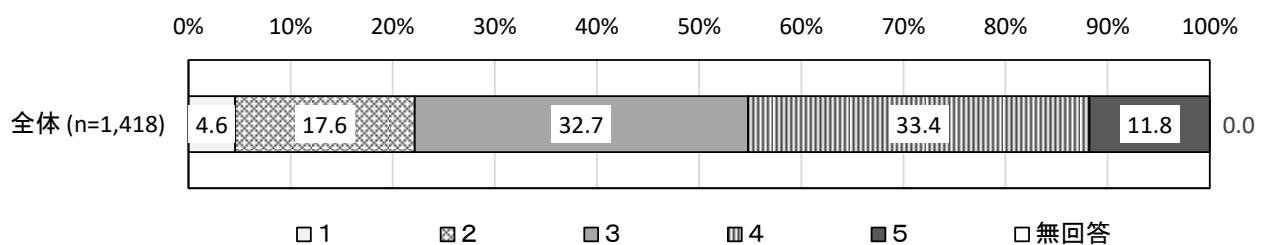
問 31 妊娠中や出産後に、どのようなサービスなどが必要だと思いますか。当てはまる番号を3つまで選んでください。

「経済的な支援」が 55.0%と最も高く、次いで「赤ちゃんやきょうだいの一時的な預かり」が 39.4%、「母親の体調や不安感の相談」が 38.2%となっています。



問 36 子どもを育てている現在の生活に満足していますか。5段階で当てはまる番号を1つ選んでください。

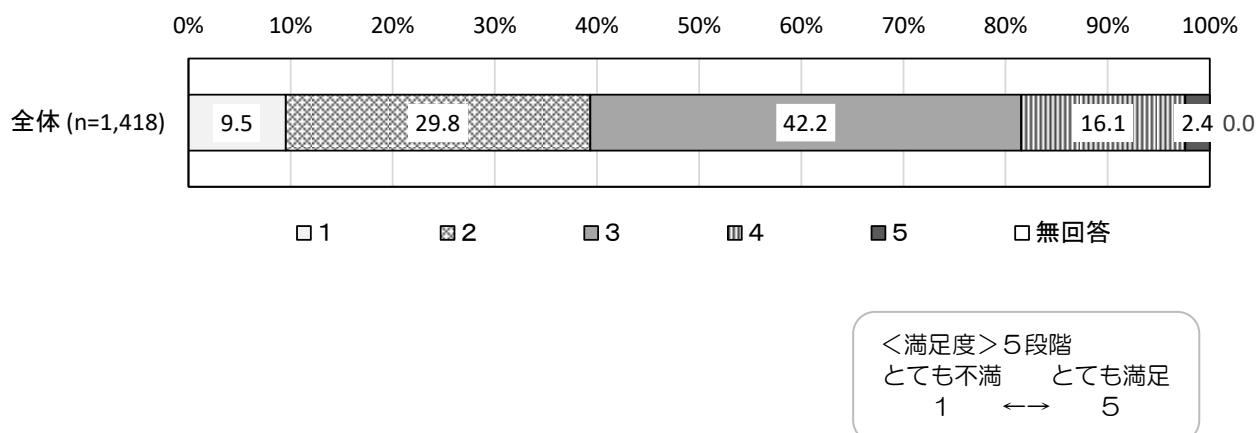
「4（満足度がやや高い）」が 33.4%と最も高く、次いで「3（どちらともいえない）」が 32.7%、「2（満足度がやや低い）」が 17.6%となっています。



＜満足度＞5段階
とても不満 → とても満足
1 ↔ 5

問 37 お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度について当てはまる番号を1つ選んでください。

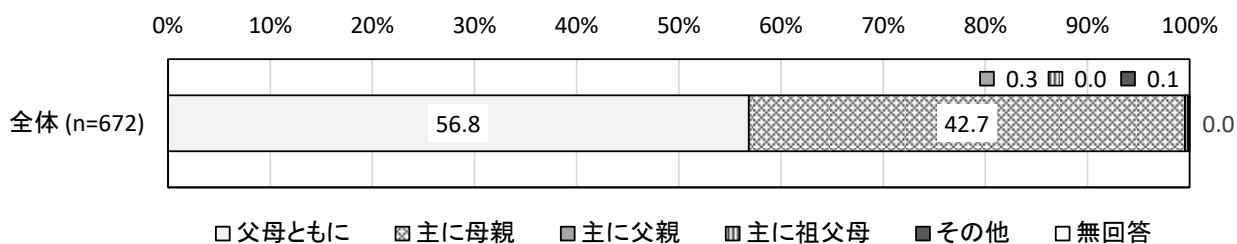
「3(どちらともいえない)」が42.2%と最も高く、次いで「2(満足度がやや低い)」が29.8%、「4(満足度がやや高い)」が16.1%となっています。



調査結果 小学生調査

問7 あて名のお子さんの子育てを主に行っているのはどなたですか。お子さんからみた関係で当てはまる番号を1つ選んでください。

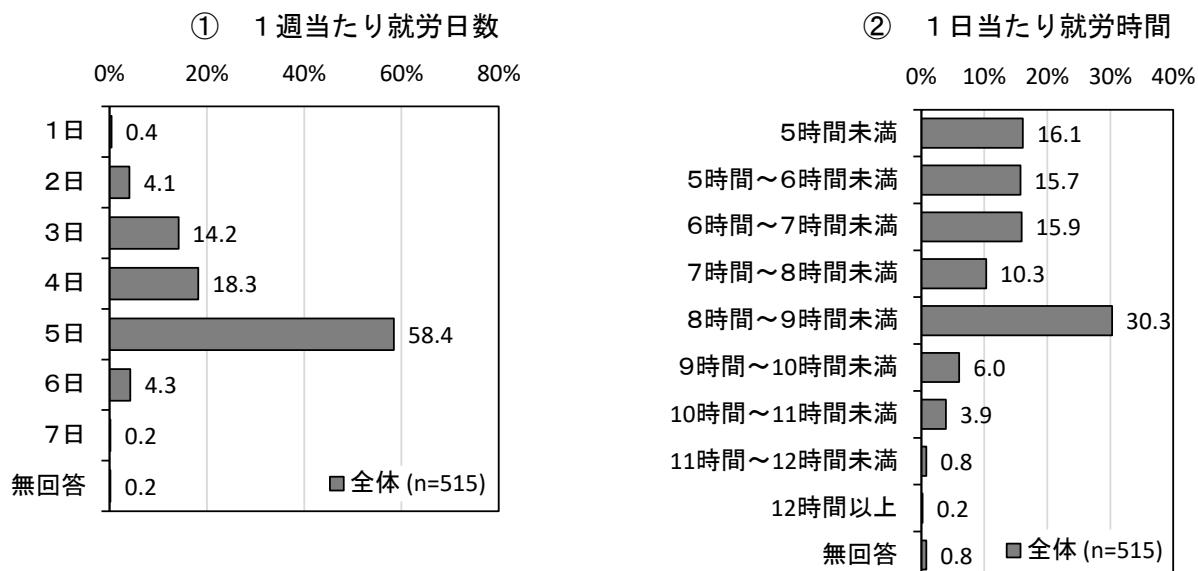
「父母ともに」が56.8%、「主に母親」が42.7%となっています。



問8 (1)-1 (1)で「1. 就労している」を選択した方にうかがいます。

1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間（残業時間を含む）」を記入してください。

1週当たり就労日数は、「5日」が58.4%と最も高く、次いで「4日」が18.3%、「3日」が14.2%となっています。1日当たり就労時間は、「8時間～9時間未満」が30.3%と最も高く、次いで「5時間未満」が16.1%、「6時間～7時間未満」が15.9%となっています。



問10 平日の放課後、あて名のお子さんはどのように過ごしていますか。時間帯ごとに最も多い過ごし方を、それぞれの時間帯ごとに1つだけ下の【選択肢表】から選び、番号を記入してください。

14時～16時の過ごし方では、「小学校にいる（下校前である）」が27.7%と最も高く、次いで「自宅等で保護者や兄弟姉妹、祖父母等の家族と一緒にいる」が27.4%、「放課後児童クラブを利用している」が20.4%となっています。

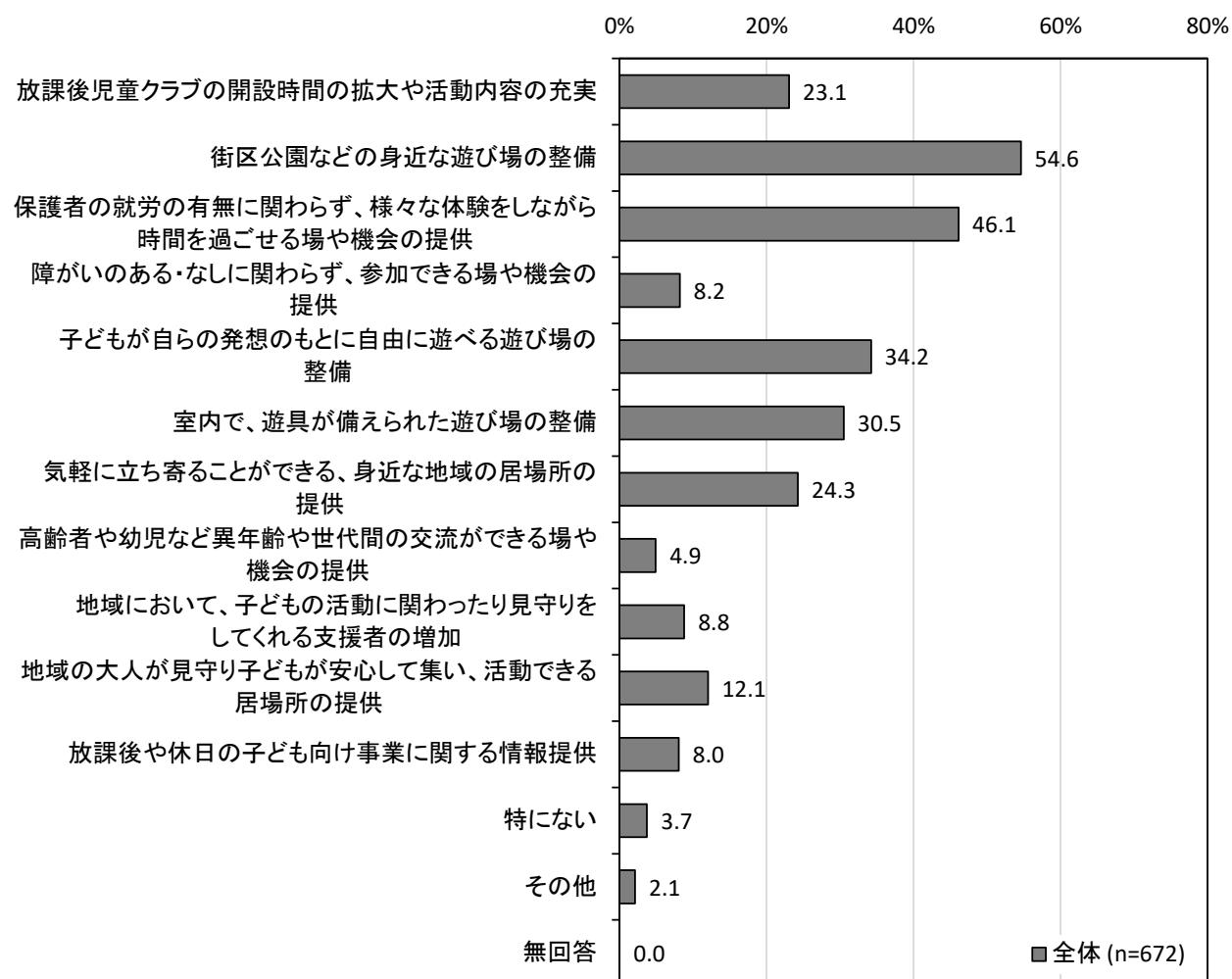
16時～18時の過ごし方では、「自宅等で保護者や兄弟姉妹、祖父母等の家族と一緒にいる」が42.1%と最も高く、次いで「習い事や学習塾に行っている」が29.0%、「放課後児童クラブを利用している」が14.0%となっています。

18時～20時までの過ごし方では、「自宅等で保護者や兄弟姉妹、祖父母等の家族と一緒にいる」が85.7%と最も高く、20時以降の過ごし方では、「自宅等で保護者や兄弟姉妹、祖父母等の家族と一緒にいる」が96.3%と最も高くなっています。

土、日曜日・祝日の過ごし方では、全体的に「自宅等で保護者や兄弟姉妹、祖父母等の家族と一緒にいる」が最も高くなっています。

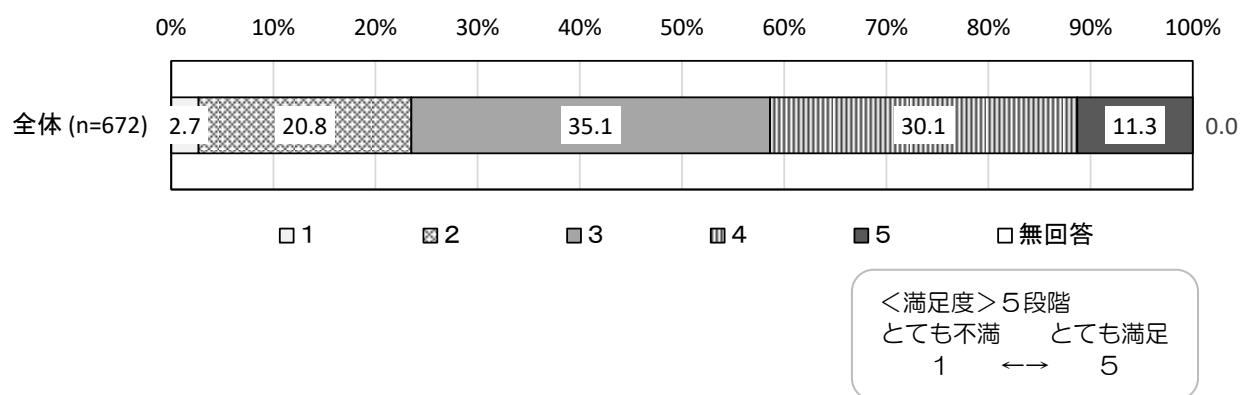
問 13 すべての方にうかがいます。小学生が放課後を過ごす環境について、今後望むことは何ですか。当てはまる番号を3つまで選んでください。

「街区公園などの身近な遊び場の整備」が54.6%と最も高く、次いで「保護者の就労の有無に関わらず、様々な体験をしながら時間を過ごせる場や機会の提供」が46.1%、「子どもが自らの発想のもとに自由に遊べる遊び場の整備」が34.2%となっています。



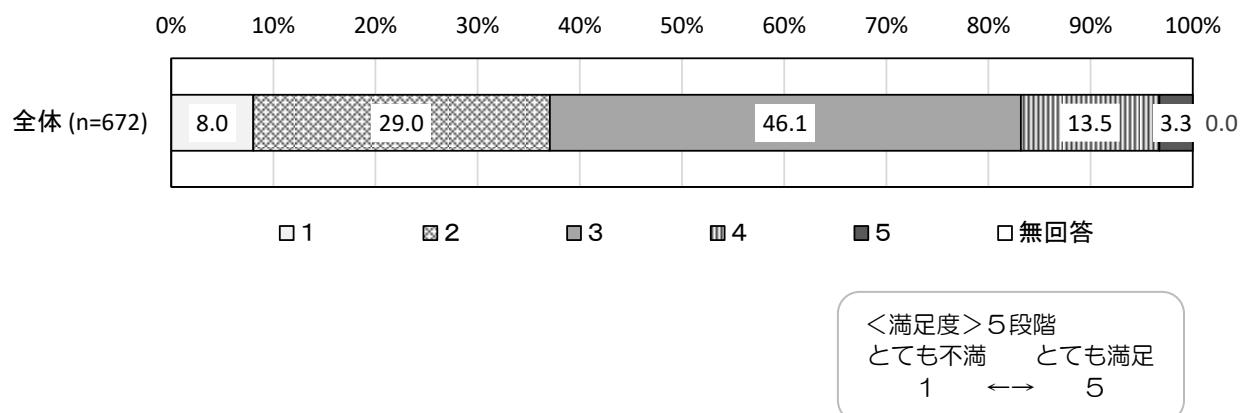
問 20 あなたは、子どもを育てている現在の生活に満足していますか。当てはまる番号を1つ選んでください。

「3(どちらともいえない)」が35.1%と最も高く、次いで「4(満足度がやや高い)」が30.1%、「2(満足度がやや低い)」が20.8%となっています。



問 21 お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度について当てはまる番号を1つ選んでください。

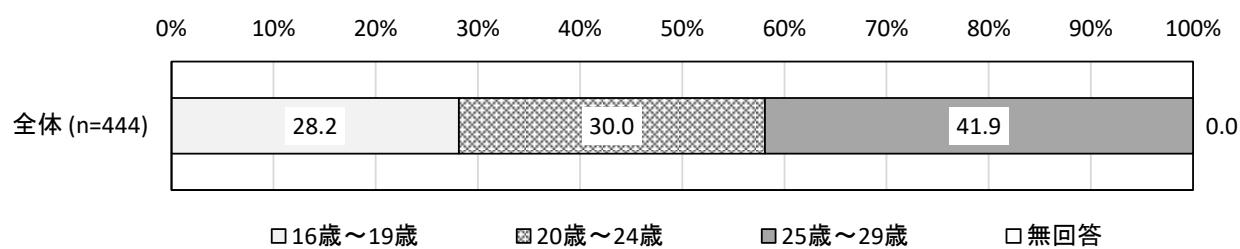
「3(どちらともいえない)」が46.1%と最も高く、次いで「2(満足度がやや低い)」が29.0%、「4(満足度がやや高い)」が13.5%となっています。



調査結果 若者調査

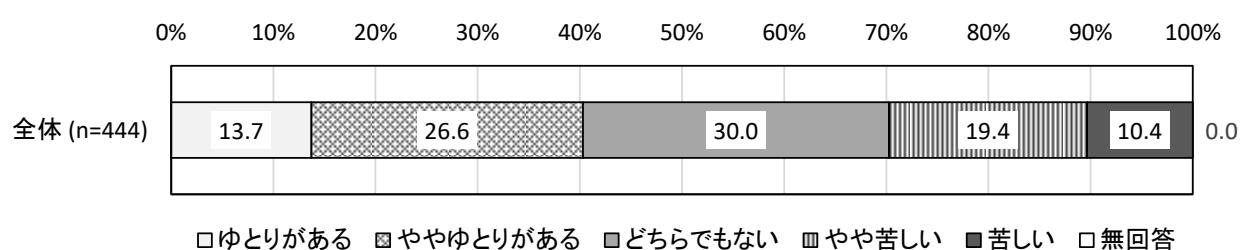
問3 令和6年（2024年）3月31日時点のあなたの年齢をお答えください。

「16歳～19歳」が28.2%、「20歳～24歳」が30.0%、「25歳～29歳」が41.9%となっています。



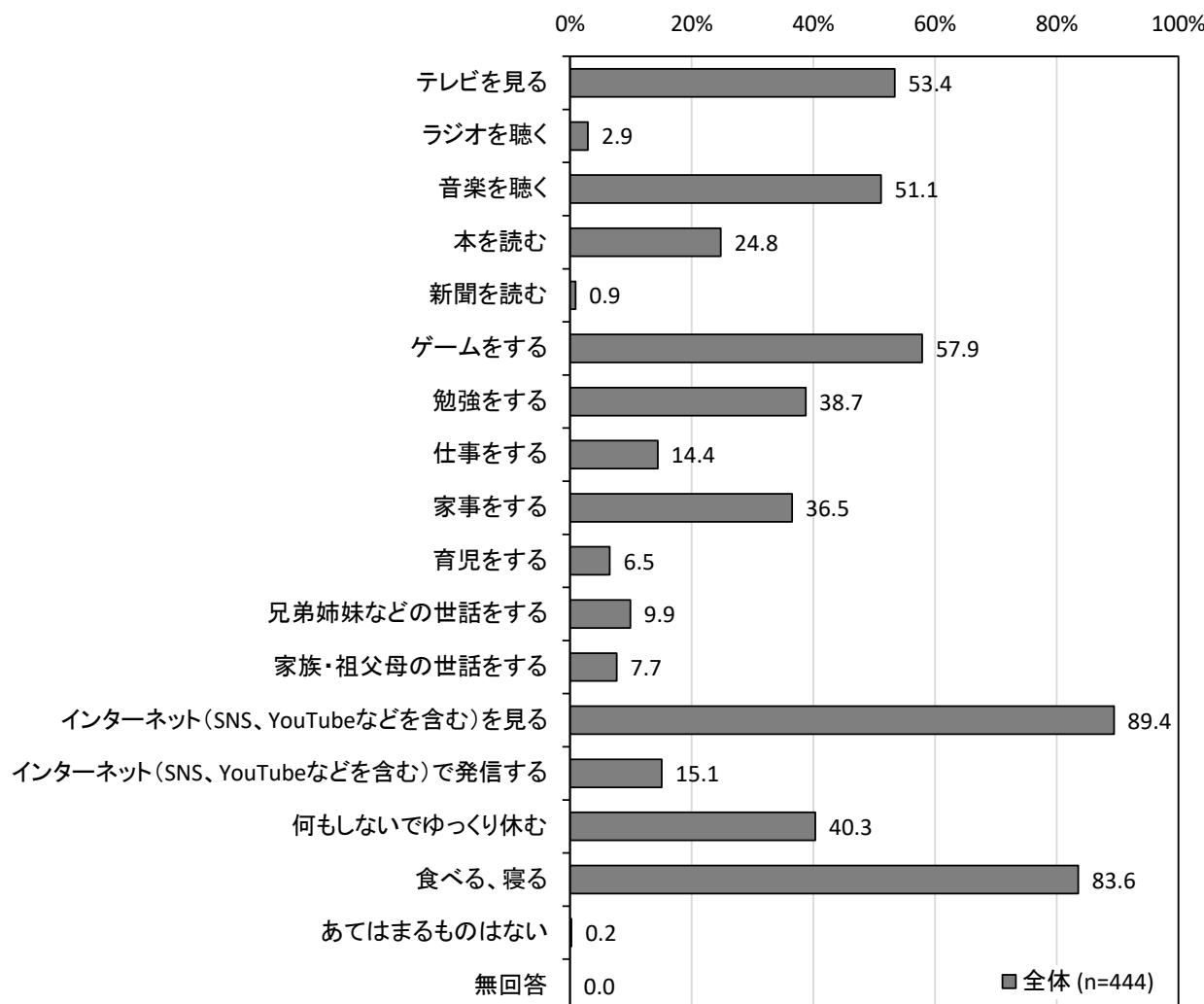
問 10 あなたは、経済的にみて、現在の生活をどのように感じていますか。当てはまる番号を1つ選んでください。

「どちらでもない」が30.0%と最も高く、次いで「ややゆとりがある」が26.6%、「やや苦しい」が19.4%となっています。



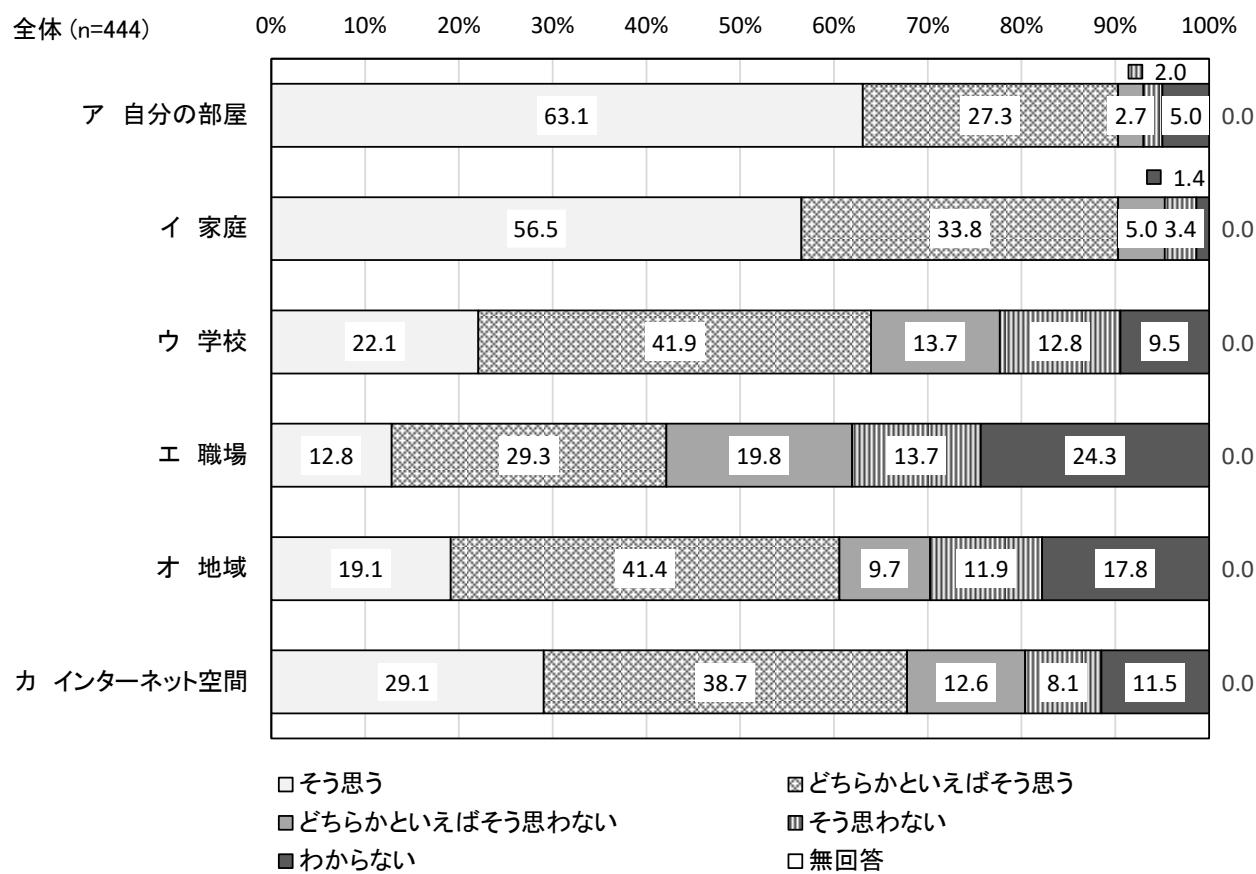
問12 普段ご自宅（暮らしている場所）にいるときは、どんなことに時間を使っていますか。よくしていることをすべて選んでください。当てはまる番号をすべて選んでください。

「インターネット（SNS、YouTubeなどを含む）を見る」が89.4%と最も高く、次いで「食べる、寝る」が83.6%、「ゲームをする」が57.9%となっています。



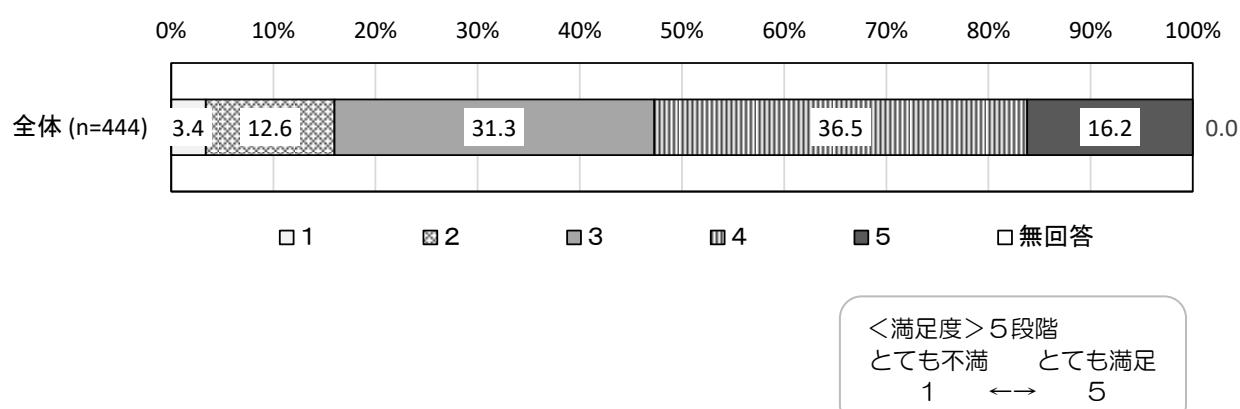
問 13 次の場所は、今のあなたにとって居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所など）になっていますか。ア～カそれぞれについて当てはまる番号を1つ選んでください。

“ア 自分の部屋”、“イ 家庭”で「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を足した『思う』の割合が高くなっています。一方、“ウ 学校”、“エ 職場”で「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を足した『思わない』の割合が高くなっています。



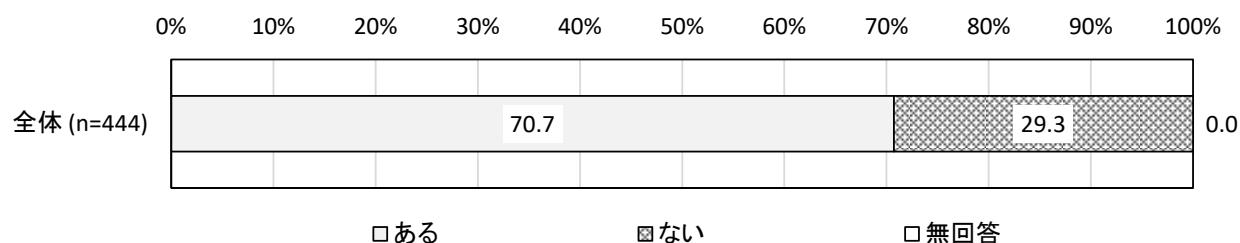
問 17 あなたは今の生活に満足していますか。当てはまる番号を1つ選んでください。

「4(満足度がやや高い)」が36.5%と最も高く、次いで「3(どちらともいえない)」が31.3%、「5(満足度が高い)」が16.2%となっています。



問19 現在、あなたは悩みや心配ごとがありますか。当てはまる番号を1つ選んでください。

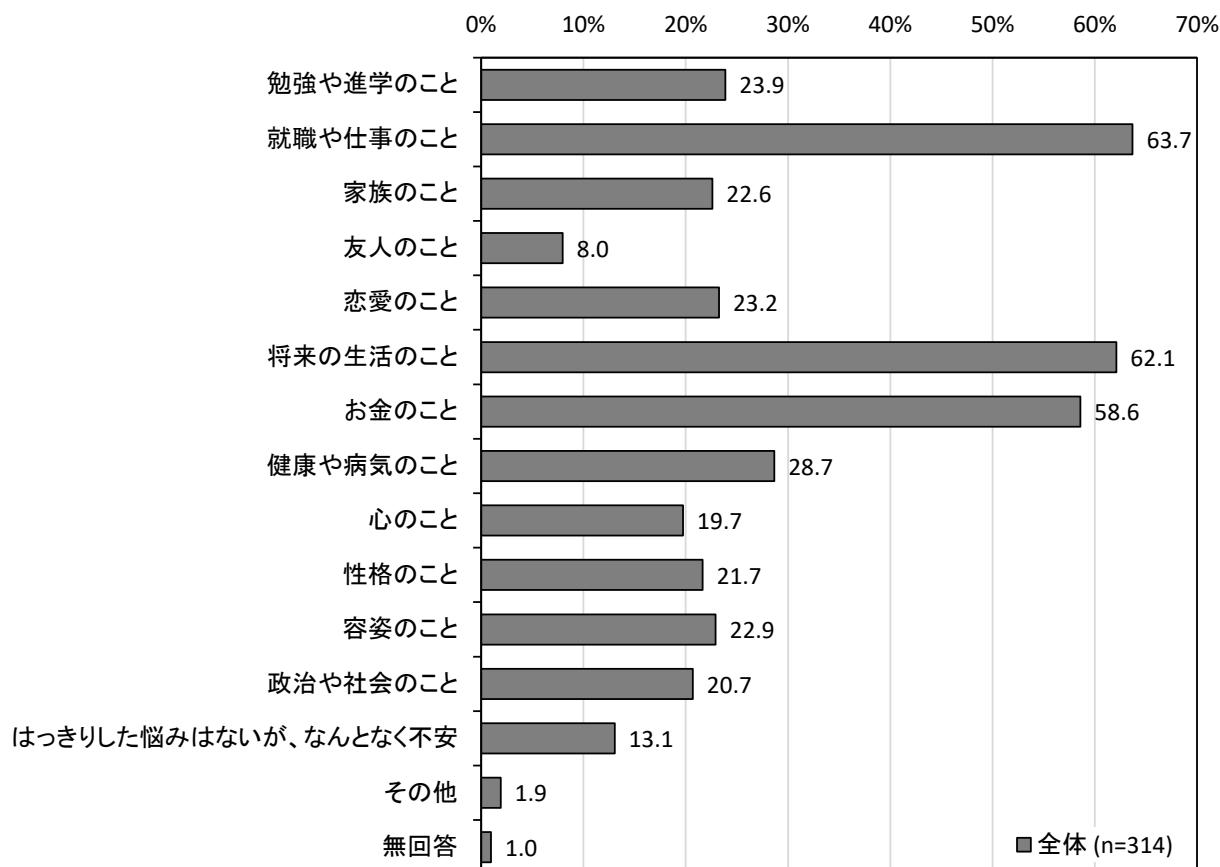
「ある」が70.7%、「ない」が29.3%となっています。



問19-1 問19で「1. ある」を選択した方にうかがいします。

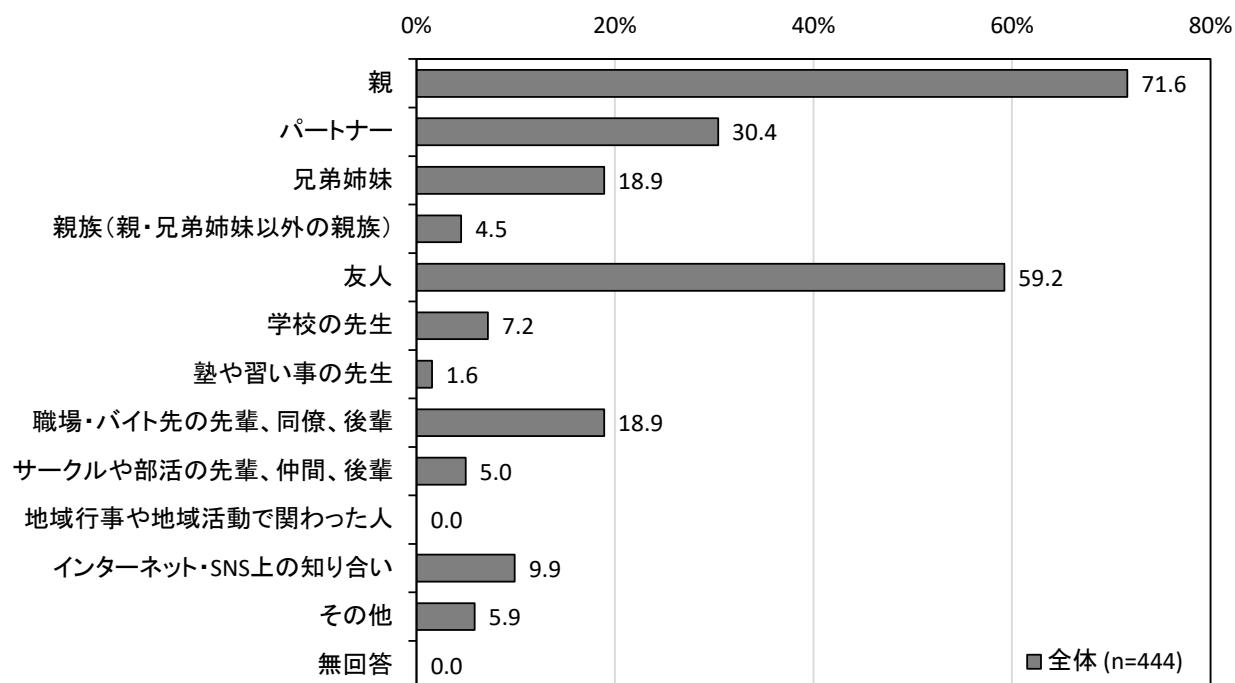
さしつかえなければ、あなたの悩みや心配ごとをお答えください。当てはまる番号をすべて選んでください。

「就職や仕事のこと」が63.7%と最も高く、次いで「将来の生活のこと」が62.1%、「お金のこと」が58.6%となっています。



問 20 悩みや心配ごとがあったときに、だれ（どこ）に相談しますか。当てはまる番号をすべて選んでください。

「親」が71.6%と最も高く、次いで「友人」が59.2%、「パートナー」が30.4%となっています。

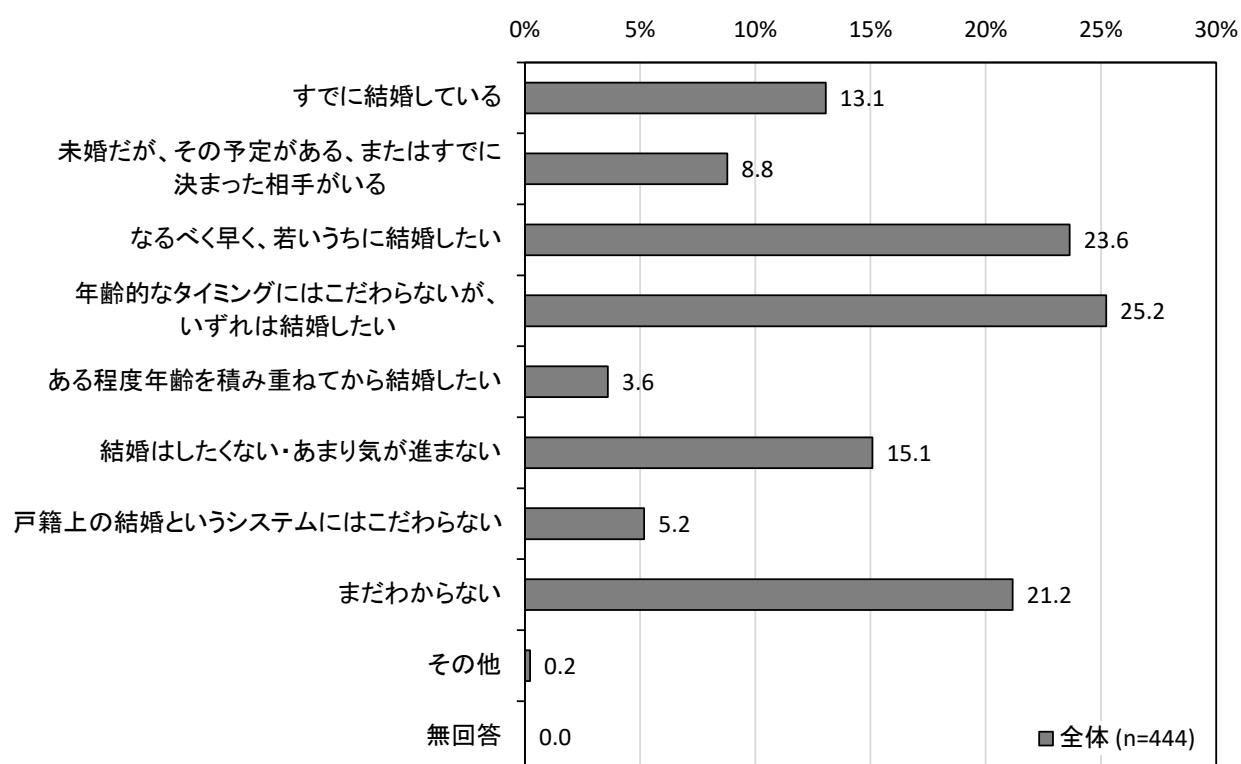


問 21 結婚についてあなたの状況や考え方を教えてください。当てはまる番号をすべて選んでください。

「年齢的なタイミングにはこだわらないが、いずれは結婚したい」が25.2%と最も高く、次いで「なるべく早く、若いうちに結婚したい」が23.6%、「まだわからない」が21.2%となっています。

また、回答を区分してみると、「なるべく早く、若いうちに結婚したい」と「年齢的なタイミングにはこだわらないが、いずれは結婚したい」と「ある程度年齢を積み重ねてから結婚したい」を足した『結婚したい』の割合は49.5%、「結婚はしたくない・あまり気が進まない」という『結婚には気が進まない』の割合は15.1%、「戸籍上こだわらない」と「まだ分からない」を足した『『結婚』とは違う・まだ分からない』の割合は24.3%となっています。

なお、本設問は当てはまる選択肢をすべて選ぶ設問のため、1人の回答者が同区分内で2つ以上選択している場合は1件として集計しています。

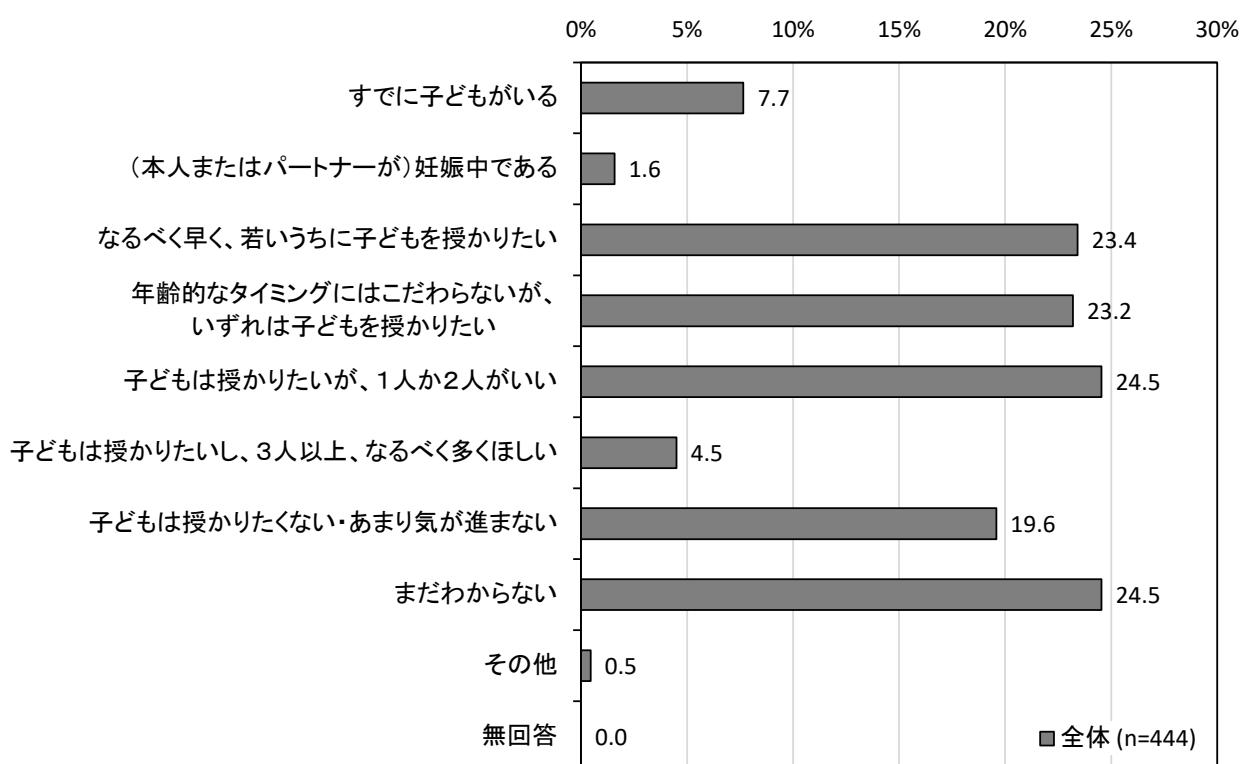


問 22 子どもを授かることについてあなたの状況や考え方を教えてください。当てはまる番号をすべて選んでください。

「子どもは授かりたいが、1人か2人がいい」、「まだわからない」がそれぞれ24.5%と最も高く、次いで「なるべく早く、若いうちに子どもを授かりたい」が23.4%、「年齢的なタイミングにはこだわらないが、いずれは子どもを授かりたい」が23.2%となっています。

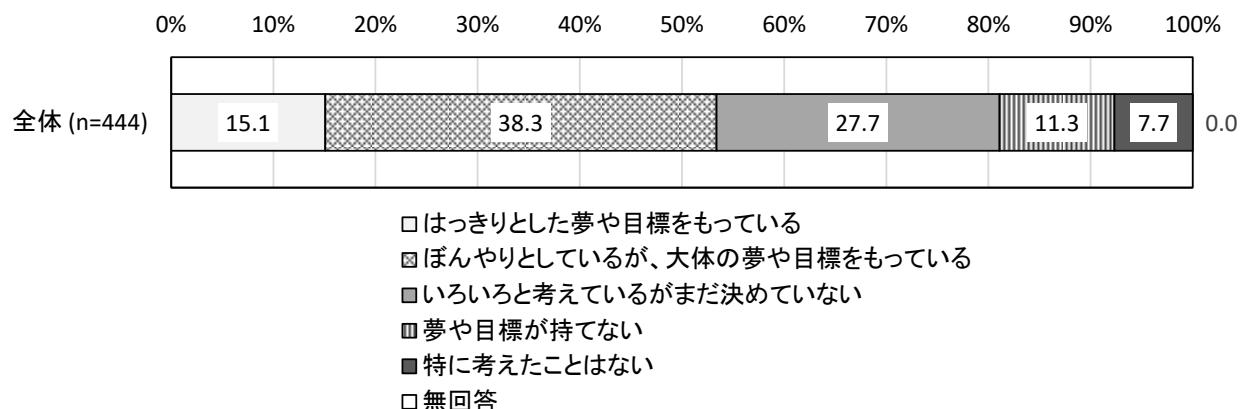
また、回答を区分してみると、「なるべく早く、若いうちに子どもを授かりたい」から「子どもは授かりたいし、3人以上、なるべく多くほしい」を足した『子どもがほしい』の割合は53.6%、「子どもは授かりたくない・あまり気が進まない」という『子どもがほしくない』の割合は19.6%、「まだわからない」という『わからない』の割合は24.5%となっています。

なお、本設問は当てはまる選択肢をすべて選ぶ設問のため、1人の回答者が同区分内で2つ以上選択している場合は1件として集計しています。



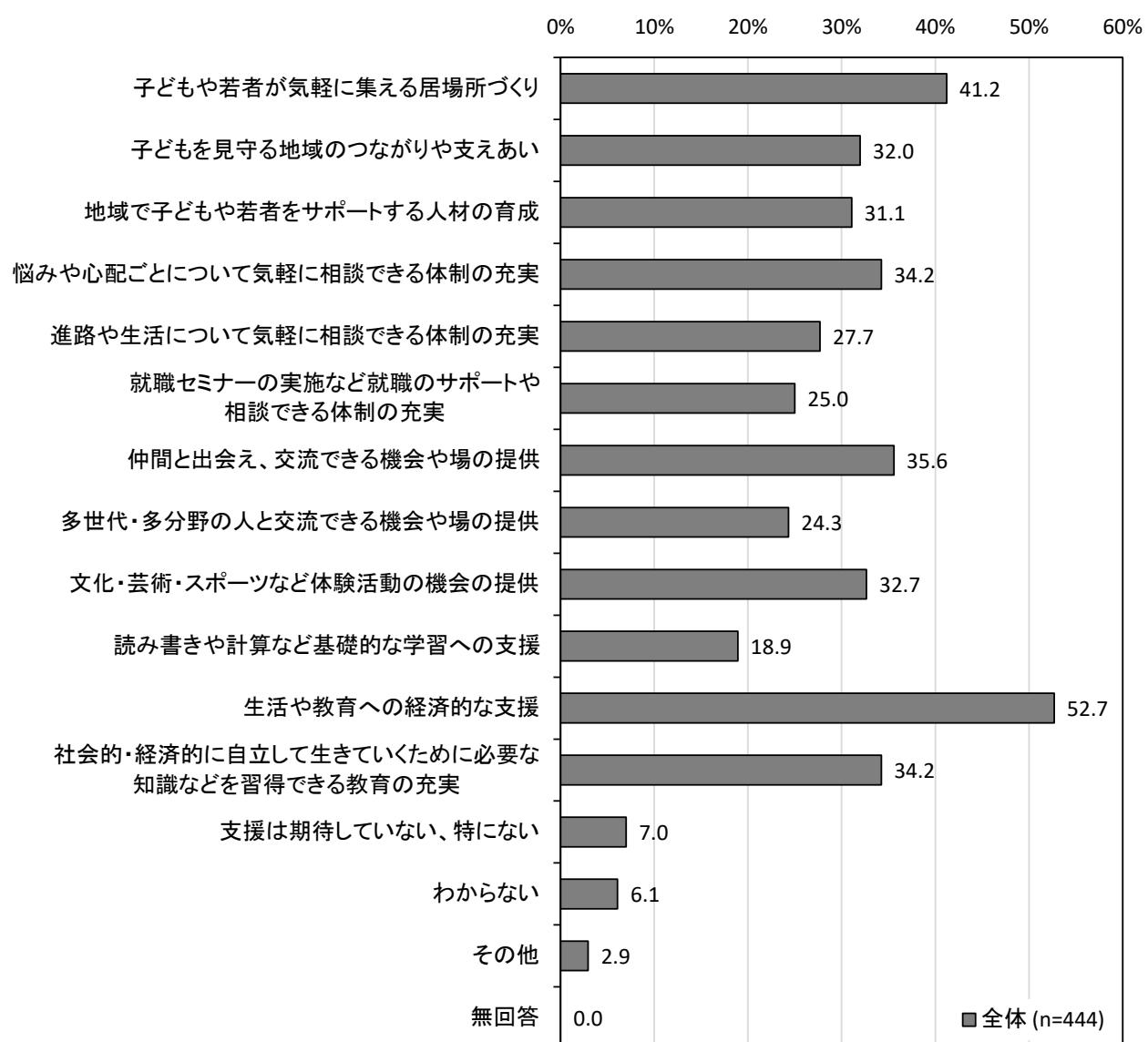
問 23 あなたは、将来の夢や目標がありますか。当てはまる番号を1つ選んでください。

「ぼんやりとしているが、大体の夢や目標をもっている」が38.3%と最も高く、次いで「いろいろと考えているがまだ決めていない」が27.7%、「はっきりとした夢や目標をもっている」が15.1%となっています。



問 25 子どもや若者に対してどのような支援があるとよいと思いますか。当てはまる番号をすべて選んでください。

「生活や教育への経済的な支援」が52.7%と最も高く、次いで「子どもや若者が気軽に集える居場所づくり」が41.2%、「仲間と出会い、交流できる機会や場の提供」が35.6%となっています。



6 事業一覧

凡
例

No. : 事務事業一覧での通し番号
 I・II・III・IV : 基本施策番号
 全角数字 : 大項目番号
 丸数字 : 小項目番号
 塗りつぶし : 当該基本施策の大・小項目を表示

基本施策Ⅰ ライフステージを通した施策

- 1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- 2 様々な遊びや体験活動の推進と多様な人々との交流促進
- 3 地域でこども・若者を支える担い手の育成
- 4 こどもや若者への切れ目のない支援
- 5 誰一人取り残さないための支援

No.	I	II	III	IV	事業名	事業内容	担当課
1	1 ①				人権施策推進指針の推進	人権施策推進指針で位置付けた基本施策及び子どもの人権に係る施策を総合的かつ体系的に推進するために、指針に基づく取組の進捗管理と評価結果を踏まえた見直しを実施する。	人権・男女共同参画課、子育て政策課
2	1 ②				人権教育推進事業	児童生徒が人間の生命の尊さについての理解を深め、学校・家庭・地域のそれぞれの場において、人権尊重の意識をもって行動できる人格の形成を図る。	教育指導課
3	1 ② ③				性の多様性を尊重する意識啓発と環境づくり	性的マイノリティに関する市民の理解促進を図るため、研修や啓発活動を実施する。また、悩みを抱える当事者への配慮や支援の拡充に努める。	人権・男女共同参画課
4	1 ③				インクルーシブな社会づくりへの取組	分野や所管課を超えたテーマとして、インクルーシブについて、誰もが一緒に参加できる工夫を行った好事例を集め、全庁的に共有するような研修や交流の機会を設けます(全府的な政策課題に対する研修等の実施)。	子育て政策課、障がい福祉課
5	1 ③ 4 ① ② ③ 5 ② ③ ④	1 ①	3 ① ② ③ ④		子ども若者相談支援事業	妊娠婦からこどもに関わる相談、及びひきこもりや若年無業者(ニート)など社会生活を円滑に営むことが難しい若者(30歳代まで)や、その保護者等からの相談に応じる。また、小田原市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関とともに要保護児童等に対して適切な支援を実施する。	子ども若者支援課、教育指導課
6	1 ③				支援教育推進事業	支援を必要とする児童生徒への個別支援員の配置、特別支援教育相談、就学相談の実施、通級指導教室の運営及び日本語指導協力者の派遣を行う。	教育指導課
7	1 ③				教育相談等充実事業	支援を必要とする児童生徒や保護者等を対象とした子ども若者教育支援センターにおける教育相談、学校におけるスクールカウンセラー等による相談対応のほか、不登校の児童生徒の状況の改善を図るために、教育相談指導学級、校内支援室、不登校生徒訪問相談員等による支援を行う。	教育指導課

No.	I	II	III	IV	事業名	事業内容	担当課
8	① ③ ⑤ ⑥				外国籍住民支援事業	市内で日本語教室を行っている市民団体の活動支援や、外国籍市民向けの分かりやすい行政情報等の発信や周知啓発活動を行う。	人権・男女共同参画課
9	② ① ④	2 ② ③			小田原版STEAM 教育の推進 (課題解決能力養成の取組)	探究的な学びを通して生徒が地域の多様な他者とかかわり、よりよい社会を実現しようとする資質・能力(=社会力)を確かに育成する。中学校の総合的な学習の時間のうち、1単元 10 時間～15 時間程度を小田原版 STEAM 教育の時間とし、地域課題と出会い、その課題の解決のために教科横断的な見方・考え方を働かせて探究し、創造的な活動を行う。	教育指導課
10	② ① ② ③ ①	2 ②		2 ②	体験学習事業	家庭や学校では経験できない生活体験・自然体験を通して、自主性・創造性などの豊かな人間性を育むとともに、目まぐるしく変化する現代社会において、時代を生き抜く力と時代に共感する力を育む機会とする。	青少年課
11	② ① ③ ① ②			1 ① 2 ① ②	青少年リーダー育成事業	学校や学年の異なる仲間の輪を広げ、自主性、自立心、協調性、積極性などリーダーとして必要な意識を育て、小田原で活躍する大人たちとの交流を創出し、地域における青少年活動のリーダーを育成する。	青少年課
12	② ①	2 ①			子どもの居場所づくり事業	学校や家庭以外の、地域における見守りの場として子どもの居場所づくりを支援する。	青少年課
13	② ①				総合型地域スポーツクラブの推進	スポーツ活動を気軽に、継続的に行うことができるよう「総合型地域スポーツクラブ」を支援していく。	スポーツ課
14	② ①				立地適正化計画推進事業	生活の利便性を確保するため、拠点駅周辺への生活サービス施設等の都市機能や居住の誘導を図る。	都市政策課
15	② ①				公園再整備事業	総合公園や街区公園について計画的に老朽化施設の更新及び公園の改築を行うとともに、十分に利用されていない街区公園について、順次再整備を行う。	みどり公園課
16	② ①				まちなかの公園整備事業	みどりの広場や無償借地等の活用により、身近な公園整備を進める。	みどり公園課
17	② ①				公園等の少ない地域における、積極的な緑化の推進、公園としての追加整備	公共空間における緑のストックの増加や民有地の緑化に対する支援を行うことで、緑化の推進を図るほか、公共空間だけでなく、民有地の活用などにより、公園機能の拡充に努める。	みどり公園課
18	② ①				児童遊園地管理補助事業	自治会など地域で管理する児童遊園地の新設、遊具の補修・増設、運営費等の助成を行う。	子育て政策課

No.	I	II	III	IV	事業名	事業内容	担当課
19	2 ①				子ども読書活動推進事業	読書活動が、子どもの能力を伸ばし、健やかな成長に大きく関わることについての理解を広げ、子どもや子育て世代に向けた内容を充実させるため講演会等を実施する。	図書館
20	2 ①				読書活動推進事業	小中学校に学校司書を配置し、学校図書館の充実を図る。	教育指導課
21	2 ①				城下町おだわらツーデーマーチ開催事業	西さがみの魅力を発信する同ウォーキング大会への小・中学生及び未就学児の参加を促すことで、子どものウォーキングを促進する。	スポーツ課
22	2 ①				キャンパスおだわら事業	市域全体が「だれもが、いつでも、どこでも、なんでも学べる場」となるよう、学習講座の提供、学習情報の収集及び発信、学習相談、人材バンクの運営及び活用などを行う。	生涯学習課
23	2 ①				郷土文化館本館資料収集・保管・活用事業	展示、講座、デジタルミュージアムのコンテンツ等を活用することで、郷土の歴史、民俗、自然や郷土の偉人の業績等に対する興味・関心、探究心を高めることにより、郷土を愛する心を育む。	生涯学習課
24	2 ①				尊徳学習・顕彰事業	尊徳生誕地としての地域的特性を生かし、尊徳の生きた時代の生活・仕事の追体験等、子どもが尊徳の教えに親しむための機会を提供する。	生涯学習課
25	2 ①				環境活動推進事業	市民の環境意識の向上を図るため、将来を担う子どもたちに対する環境学習を行うとともに、市民による環境活動の促進を図る。	環境政策課
26	2 ①				健やかな食のまち小田原推進事業	豊かな自然環境や長い歴史の中で培われてきた本市ならではの食や食文化の素晴らしさを市民が享受できるよう、市民の日常の食に着目し、地産地消や食育の推進による市民の食生活の充実を図るために、こども食堂等へ旬の地元食材を提供するほか、食に関する体験イベント等を実施する。	観光課
27	2 ①				わたしの木づかい事業	市内の小学校で森林学習(座学)や間伐体験、地域産木材を使ったモノづくりを行う。	農政課
28	2 ①	2 ②			魚ブランド化促進事業	地魚を使った学校給食メニューを提供するとともに、子育て世代等を対象に旬の地魚を使った料理教室を開催し、小田原で獲れる魚を知って食べてもらうことで、魚食普及を進める。	水産海浜課
29	2 ①	2 ②			学校等アウトリーチ事業	次世代を担う子どもたちの豊かな情操を育て、創造力や感性を刺激するため、市内公立小中学校等を対象にアウトリーチ事業を開催し、本物の芸術に触れる機会を設け、文化の裾野を拓げていく。	文化政策課
30	2 ①				三の丸ホール鑑賞事業	小田原三の丸ホールの質の高い舞台環境で芸術を観賞する体験を通じて、地域の文化資源の認知と誇りを醸成し、出演者は若手芸術家とすることで活動支援を行う。	文化政策課

No.	I	II	III	IV	事業名	事業内容	担当課
31	2 ①				カラーーテープアートへの取組	ハルネ小田原通路の壁にカラーーテープを切り貼りし、テーマに応じた絵を描くアートワークショップ。自分の手や目、体全体を使ったアート体験を通じて、子ども達の想像力や考える力、自ら行動する自立心を育み、子ども達の健やかな成長へつなげることを目的とする。	文化政策課、商業振興課
32	2 ①				郷土学習推進事業	児童生徒の郷土の自然、産業、地理、歴史や、郷土の偉人の業績に対する興味・関心、探究心を高めることにより、郷土を愛する心を育む。	教育指導課
33	2 ①				森のせんせい養成・派遣事業	森林・林業・木材産業に関する知識を備え、市民に対して普及啓発を図ることができる人材を養成する。養成後は、市内小学校への森林環境学習など様々な活動に派遣する。	農政課
34	2 ②				キャリアパスポートの活用	児童生徒がキャリア教育に関わる諸活動について、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自己の変容や成長について自己評価を行う。	教育指導課
35	2 ③			2 ①	おだわら若者応援コンペティション	若者が描く夢を実現できる魅力的なまちづくりを進めるため、本市のまちづくりに寄与する若者ならではのアイデアを募集し、採択となつた方に補助金を交付することで、アイデアの具現化を支援します。	政策調整課
36	2 ③			1 ①	はたちのつどい開催事業	20歳となる者を祝福し、対象者がはたちの誓いを発表するなど社会人としての自覚を高めるため開催する。	青少年課
37	2 ③				青少年と育成者のつどい開催事業	中学生による主張発表と善行青少年や青少年育成者の表彰を行うことで、青少年と育成者に対する市民の理解を深める。	青少年課
38	3 ①				おだわら市民学校事業	おだわら市民学校の分野の一つとして、「子どもを見守り育てる」の取組において地域で、こども・若者を見守り、支援する人材の育成を図る。	青少年課、子育て政策課(生涯学習課)
39	3 ① ②			2 ①	青少年育成推進員支援・活用事業	青少年の健全な育成を図ることを目的に、青少年の自発的活動並びに青少年団体等の育成および組織活動を推進する。	青少年課
40	3 ① ②				地区健全育成組織支援事業	青少年の健全育成を図るため、地域の青少年関係者が、相互の連携を図りながら、地域ぐるみの青少年育成活動体制を充実・強化し、地域の実態に即した活動を支援する。	青少年課
41	3 ① ②				青少年指導者養成研修・派遣事業	青少年の活動をサポートする指導者を養成し、様々な体験事業に派遣する。	青少年課
42	3 ①			2 ①	子ども会支援事業	子ども会活動に対して補助を行うことで、子ども会活動を促進し、子どもの健全な心身の成長を図る。	青少年課
43	4 ① ② ③	1 ①			子育て世代包括支援事業	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに、保健師等専門職が相談などに対応し、妊娠期からの早期支援を行う。	子ども若者支援課

No.	I	II	III	IV	事業名	事業内容	担当課
44	4 ① ② ③				養育支援家庭訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、子どもの養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による育児、家事等の援助や指導等、又は養育者の身体的、精神的不調状態に対する相談や指導を行い、当該家庭における適切な子どもの養育環境を確保する。	子ども若者支援課
45	4 ① ② ③	1 ②			子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童を施設において一定期間、養育・保護を行う。	子ども若者支援課
46	4 ②	1 ①	2 ②		子育て支援拠点管理運営事業	子育て支援センターを設置し、子育てひろばの運営、育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報の収集及び提供、講座等の開催を通じ、子育て家庭に総合的な支援を行う。	子育て政策課
47	4 ②	1 ②			多様な集団活動事業の利用者支援	就学前の子どもを対象とした多様な集団活動に係る利用料の支援を行うことにより、集団活動への関わりの機会を醸成する。	子育て政策課
48	4 ②				地域子育て相談機関	気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関として、子育て支援を行う施設・事業所が、子ども家庭センターと連携して相談対応等を行う。	子ども若者支援課
49	4 ③				おだわら子ども若者教育支援センター運営事業	妊娠期から乳幼児期・学齢期・青壮年期に至るまで、教育と福祉が連携した、ライフステージに応じた切れ目のない相談支援を行っため「おだわら子ども若者教育支援センター」を設置し、相談者や施設利用者(つくしんぼ教室、しろやま教室、通級指導教室等)が安心して利用できる環境を整える。	子ども若者支援課
50	5 ①				若者の貧困対策となる各種取組の推進	子どもの貧困対策府内連絡会設置要綱(改正予定)による府内連携により、貧困対策を子ども計画の重要な取組として推進・着実な実施を行う。	子育て政策課、教育指導課、産業政策課
51	5 ①				市営住宅入居考查時の配慮	入居考查の住宅困窮度を点数化するにあたり、子育て世帯に加点し、入居しやすくなるよう配慮する。	建築課
52	5 ①				児童生徒就学支援事業	経済的支援を必要とする児童生徒の家庭を対象に、学校給食の現物給付、学用品費や通学費、新入学用品費等について支援を行う。	教育指導課
53	5 ①				高等学校等奨学金事業	経済的な支援を要する生徒の高等学校等への就学に際し、奨学金を支給する。	教育指導課
54	5 ①				部活動活性化事業	専門的な指導が可能な部活動指導員や部活動地域指導者等の派遣を行うとともに、各種中学校大会等の円滑な運営や参加生徒の経済的負担軽減のための支援を行う。	教育指導課
55	5 ①				子どもの学習・生活支援事業	貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援及び保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を行う。	福祉政策課

No.	I	II	III	IV	事業名	事業内容	担当課
56	5 ①				生活困窮者自立相談支援事業・就労支援事業	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者及びその家族その他関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、様々な支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立を図る。	福祉政策課
57	5 ①				家計改善支援事業	家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者と一緒に家計の状況を明らかにして、家計の改善に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言を行う。	福祉政策課
58	5 ①				生活保護制度による支援	生活困窮者に対して、国の定める基準により、その困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を支給する。	生活援護課
59	5 ①				住居確保給付金支給事業	生活困窮者のうち離職又はこれに準ずる事由により経済的に困窮し、居住する住宅を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し給付金を支給する。	福祉政策課
60	5 ②	1 ①			早期発達支援事業	行動面や情緒面において支援を必要とするこどもについて、保育所・幼稚園等において適切な支援を行うことができるようするため、心理士等が各施設を訪問し支援方法等について検討し、支援者の専門性の向上を図る。	子ども若者支援課
61	5 ②	1 ①			市障害児通園施設「つくしんぼ教室」運営事業	児童福祉法に定める児童発達支援を専門の職員が提供することで、児童の情緒や日常生活に必要な基本動作の習得、集団生活への適応が進むように支援する。	子ども若者支援課、障がい福祉課
62	5 ② ③	1 ①			保育所等訪問支援事業	主につくしんぼ教室において、児童発達支援を利用しているこどもを対象に、療育を専門とする保育士と心理士等が保育所等を訪問して必要な支援を行い、つくしんぼ教室と保育所等の両面から療育効果の向上を図る。	子ども若者支援課
63	5 ②				放課後等デイサービス事業所医療的ケア提供体制整備助成事業	医療的ケア児の日中活動の場を確保するため、看護師を配置し医療的ケア児を受入れている放課後等デイサービス事業所に対し、費用の一部を助成する。	障がい福祉課
64	5 ②				障がい児通所支援事業	障がい児や発達に課題のある児童が、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の事業を利用し、生活能力の向上、集団生活への適応等に必要な訓練、その他のサービスを受けることを支援する。 療育を必要とする児童に必要な支援が公平に行き渡るような支給基準の設定や、保育所等訪問支援の積極的な活用を検討する。	障がい福祉課

No.	I	II	III	IV	事業名	事業内容	担当課
65	5 ②				障がい児保育促進事業	障がいのある児童や発達に特性のある児童の受け入れに係る保育体制の充実を図るために、保育士の確保に必要な経費を支援する。また、研修などの機会を通じて、対象児童の特性への理解や対応を学ぶことにより、更なる体制の充実を図る。	保育課
66	5 ②				障害福祉サービス等給付事業	障害者総合支援法に基づき、障がい者が利用できる障害福祉サービスを給付する事業である。ひきこもり状態の若者や精神障害者も含め、障がいのある方に対し、就労に向けた訓練や生産活動を行う就労移行支援や就労継続支援などの訓練等給付を実施している。	障がい福祉課
67	5 ②				心身障害児福祉手当給付事業	心身に障がいを有する児童の生活の向上と福祉の増進を図るために、保護者に対し手当を支給する。	障がい福祉課
68	5 ②				育成医療給付事業	障がいの程度の軽減又は障がいの除去を図るために、医療が必要である児童に対し、手術、継続的治療に要する医療費の一部を負担する。	障がい福祉課
69	5 ②				障がい児ケア付き通学支援事業	医療的ケア児の通学に付き添う保護者の負担を軽減するため、保護者に代わり看護師等が同行し、医療的ケア児の通学を支援する。	障がい福祉課
70	5 ②				軽度・中等度難聴児補聴器支給事業	障害者総合支援法に基づく補装具費の支給対象とならない軽度・中等度難聴児を対象に、言語の習得やコミュニケーション能力の向上を支援するため、補聴器の購入又は修理に要する費用の一部を助成する。	障がい福祉課
71	5 ②				医療的ケア児の受入態勢の拡充	日常的に痰の吸引、経管栄養、胃ろう等の医療的ケアが必要な子どもたちの受け入れが可能な保育園を拡充するとともに、受け入れ実施園と関係機関との連携を図る。	保育課、障がい福祉課
72	5 ⑤				地域自殺対策強化事業	自殺対策を支える人材の育成の一環として、ゲートキーパー養成研修の実施や、困ったときに助けを求められるよう、児童生徒のSOSの出し方に関する教育の対象を拡大し、小学6年生を対象に実施する。	健康づくり課
73	5 ⑤				交通安全運動推進事業	小田原警察署や各関係機関・団体と連携を図りながら、交通安全対策に取り組むとともに、保育園、幼稚園、小学校、高齢者等を対象に交通教室を開催し、交通ルールや交通マナーの教育、啓発を行う。	地域安全課 (保健給食課)
74	5 ⑤				地域防犯灯整備事業	夜間における地域住民の通行の安全を確保するため、ESCO事業を導入し、LED防犯灯の整備と管理を行う。	地域安全課
75	5 ⑤				地域防犯力強化事業	地域住民による自主防犯活動の普及、充実を図るとともに、地域における「顔の見える関係づくり」を構築し、地域の防犯力を高める。	地域安全課
76	5 ⑤				交通安全団体活動費補助事業	小田原市交通安全対策協議会に対して活動費を助成する。	地域安全課

No.	I	II	III	IV	事業名	事業内容	担当課
77	5 ⑤				犯罪被害者等支援事業	犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等の被害により直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うとともに、日常生活等の支援を行う。	地域安全課
78	5 ⑥				児童・生徒の異文化理解の充実	外国につながりのある児童生徒に対する日本語指導において、教員の指導に協力する日本語指導協力者を必要に応じて派遣する。	教育指導課
79	5 ⑦				かながわにじいろ ほっとスペースの開催	性的マイノリティに関する悩みやお互いの気持ちや経験を共有することにより、当事者の問題解決や克服を図る。神奈川県等と共に催し、当事者やその家族を対象とした交流会・相談会を開催する。	人権・男女共同参画課

基本施策Ⅱ ライフステージ別の施策

1 こどもの誕生前から幼児期まで

2 学童期・思春期

3 青年期

No.	I	II	III	IV	事業名	事業内容	担当課
80	4 ① ② ③	1 ①			子育て世代包括支援事業	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに、保健師等専門職が相談などに対応し、妊娠期からの早期支援を行う。	子ども若者支援課
81		1 ①			母子訪問指導事業	妊婦や乳幼児を持つ親等に保健師等が家庭訪問を行い、妊娠や育児に関する保健指導や情報提供を行う。	子ども若者支援課
82		1 ①	1 ①		出産・子育て応援事業	子ども子育て支援法に位置づけられ、妊婦の経済的支援を行うため、妊娠であることの認定後に5万円、妊娠しているこどもの人数の届出を受けた後に妊娠しているこどもの人数×5万円を支給する。	子ども若者支援課
83		1 ①			乳児家庭全戸訪問事業(こにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、相談に対する助言や情報提供等を行い、要支援家庭には適切なサービス提供につなげる。	子ども若者支援課
84		1 ①			母子健康教育事業	妊婦とその家族を対象に、安心して妊娠中の生活が送れ、安全な出産が迎えられるようにママパパ学級を行う。4か月児健康診査時に、離乳食に関する情報を提供する子育て応援講座や、乳幼児健診後の育児不安の軽減を図るための親子教室を実施する。	子ども若者支援課
85		1 ①			乳幼児健康診査事業	保健センターや指定医療機関において、4か月児健康診査、8~9か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査と乳幼児事後検診を実施する。また、未就園等の4歳・5歳児に尿検査を実施する。	子ども若者支援課

No.	I	II	III	IV	事業名	事業内容	担当課
86		1 ①			育児相談事業	子育て支援センターでの育児相談や、各地区の子育てひろばからの依頼を受けて出張相談を行う。また、おだわら子ども若者教育支援センターは一もにいでは、電話や来所による相談を随時実施する。	子ども若者支援課
87	5 ② ③	1 ①			保育所等訪問支援事業	主につくしんぼ教室において、児童発達支援を利用している子どもを対象に、療育を専門とする保育士と心理士等が保育所等を訪問して必要な支援を行い、つくしんぼ教室と保育所等の両面から療育効果の向上を図る。	子ども若者支援課
88	5 ②	1 ①			市障害児通園施設「つくしんぼ教室」運営事業	児童福祉法に定める児童発達支援を専門の職員が提供することで、児童の情緒や日常生活に必要な基本動作の習得、集団生活への適応が進むように支援する。	子ども若者支援課
89	1 ③ 4 ① ② ③ 5 ② ③ ④	1 ① 3 ①			子ども若者相談支援事業	妊娠婦から子どもに関わる相談、及びひきこもりや若年無業者(ニート)など社会生活を円滑に営むことが難しい若者(30歳代まで)や、その保護者等からの相談に応じる。また、小田原市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関とともに要保護児童等に対して適切な支援を実施する。	子ども若者支援課
90		1 ①	1 ①		妊婦・産婦健康診査事業	妊娠中の疾病の予防や異常の早期発見、産後うつの予防や新生児等への虐待予防等を図るため、妊婦(14回)・産婦(2回)に対する健康診査費用の一部を助成する。また、産後、母子等に対して心身のケアや育児等のサポートを行い、安心して子育てできるよう支援する。	子ども若者支援課
91	5 ②	1 ①			早期発達支援事業	行動面や情緒面において支援を必要とする子どもについて、保育所・幼稚園等において適切な支援を行うことができるようするため、心理士等が各施設を訪問し支援方法等について検討し、支援者の専門性の向上を図る。	保育課、子ども若者支援課
92		1 ①			子どもたちが子どもらしく居られる(過ごせる・遊べる)場づくり(子育て政策課分)	子どもたちが様々な体験をしながら時間を過ごせる場や機会の提供について、関係課と調整する。	子育て政策課、みどり公園課、農政課
93		1 ①			休日・夜間急患診療所助成事業	小田原市休日・夜間急患診療所にて休日及び夜間ににおける小児科診療を実施するため助成する。	健康づくり課
94		1 ①			小児深夜救急医療事業	毎日、深夜から翌朝にかけての小児の急病に対応するため、市立病院において小児科の深夜救急医療を実施する。	健康づくり課、市立病院

No.	I	II	III	IV	事業名	事業内容	担当課
95		1 ②			認定こども園整備事業	教育・保育を一体的に行い、地域における多様な保育ニーズに対応するため、既存の保育所、幼稚園で認定こども園への移行を希望する施設を支援する。また、「公立施設が果たす役割」を具体化する拠点としての「認定こども園」を開設し、幼児教育・保育における最適な環境を整備する。	保育課
96		1 ②			乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	生後6ヶ月から2歳児までを保護者の就労等に関係なく保育所等を利用できる環境を整えることで、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多用な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する。	保育課
97		1 ②			一時預かり事業	通院、冠婚葬祭等で、一時的に家庭で保育することができなくなった児童の保育を行う。今後、実施園の拡大に努める。	保育課
98	4 ②	1 ②			多様な集団活動事業の利用者支援	地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する、幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない満3歳以上の幼児の保護者に対し、対象幼児1人当たり月額2万円を上限に、負担した利用料の一部を支給する。	子育て政策課
99		1 ②			病児・病後児保育事業費補助事業	病気中または病気回復期にあり、集団保育や幼稚園での生活ができない児童を、病気回復期まで一時的に預かる施設を補助する。	保育課
100		1 ②			通常保育事業	保護者の就労等で家庭で保育することができない児童を保育所で預かり、保育を行う。配置基準を満たす保育士を確保し、保育の質の向上に努めるとともに、個々の保育所の定員の弾力化や拡充により待機児童の解消を図る。	保育課
101		1 ②			民間保育所運営費補助事業	民間保育施設の安定運営に必要な給付費及び補助事業を実施することで、安心して保育環境の整備・充実を図る。 特に全国的な保育士不足の中で、保育士の処遇改善や負担軽減に資する取組を支援することで、その新規確保、離職防止を図り、安定的な運営に繋げる。	保育課
102		1 ②			民間保育所等保育士確保支援事業	保育支援員の設置や施設のICT化等の保育士の負担軽減に資する取組や雇用保育士の宿舎借り上げ等の働きやすい環境整備に資する取組に対し、補助金を交付するなどの支援を行う。	保育課
103		1 ②			延長保育促進事業	保護者の就労状態等に対応するため、通常保育の前後の時間において、時間を延長して保育を行う。	保育課
104		1 ②			乳児保育促進事業	低年齢児の保育需要が増えている現状で、乳児(0歳児)の保育を適切に行うことができる環境を確保する。	保育課
105		1 ②			認可外保育施設への支援事業	認可外保育施設において児童の健康や安全衛生面での適切な保育水準の確保を図るため、その経費の一部を補助する。	保育課

No.	I	II	III	IV	事業名	事業内容	担当課
106		1 ②			手ぶらで保育スタートアップ事業	民間保育所に対し、紙おむつ利用の定額サービス用の備品やお昼寝用コットなど、保護者と保育士双方の負担軽減につながる物品の購入費等について補助する。公立保育所においても、手ぶらで保育に取り組み、負担軽減につなげていく。	保育課
107		1 ②			公立保育所管理運営事業	公立保育所の施設等の維持・修繕や、給食の提供、職員の研修、賠償保険関係などを含めた管理・運営を行うことで児童が安心して保育を受けることが出来る環境を確保する。	保育課
108		1 ②			公立幼稚園教育推進事業	介助教諭等の配置や延長保育の実施のほか、臨床心理士等の派遣や各種研究事業を通じて教諭の資質向上等を図る。	教育総務課
109		1 ②			教育・保育施設等整備事業	安全で多様な保育環境の確保サービスに対応できるように、民間保育所等における施設の改築や大規模修繕等に対して助成を行う。また、就学前児童人口の見通しに応じて保育ニーズに対応するため、その確保方策のための施設整備に対しても支援することで保育及び事業定員の拡大を推進し、待機児童の解消を図るとともに、保育環境の充実を図る。	保育課
110		1 ②			私立幼稚園教育推進事業	私立幼稚園児の内科・歯科検診を補助する。	保育課
111	4 ②	1 ①	2 ②		子育て支援拠点管理運営事業	子育て支援センターを設置し、子育てひろばの運営、育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報の収集及び提供、講座等の開催を通じ、子育て家庭に総合的な支援を行う。	子育て政策課
112		1 ②	2 ②		地域子育てひろば事業	未就園児の保護者同士の交流や情報交換の場となる地域子育てひろばを運営する。	子育て政策課
113		1 ②			森のおくりもの事業	地域産木材で製作されたおもちゃを乳幼児に配布することで、感性豊かな乳幼児期から子どもが木に触れながら育つ環境を提供する。	農政課
114		1 ②			食育実践活動事業	地域において食生活実践活動を行っている小田原市食育サポートメイトに食生活実践活動事業として委託し、食に関する知識の普及を図り、保健事業を効果的に実施する。	健康づくり課
115		1 ②			市民活動団体等が実施している「自主でサークル」や保育の場への支援	小田原の豊かな自然環境の中で子どもたちが健やかに育っていくための、手作りの子育てサークルや保育の場への支援を行う。	子育て政策課
116	4 ① ② ③	1 ②			子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童を施設において一定期間、養育・保護を行う。	子ども若者支援課
117		1 ②			紙おむつ回収・資源化の取り組み拡大(保育課分)	保育士及び利用者双方の負担軽減のため、市内の保育施設(民間も含む)で園児が使用した紙おむつの回収・処分を行う。	保育課

No.	I	II	III	IV	事業名	事業内容	担当課
118		1 ②			就職相談会及び就職支援セミナー	保育士を確保するため、市内民間保育施設等や小田原短期大学と連携し、潜在保育士や保育士養成施設の学生向けの就職相談会や就職支援セミナーを開催し、事業者と就職希望者が繋がる場を設ける。	保育課
119		1 ③			就学前教育・保育充実事業	子どもを主体とした教育・保育の取組を市全体に拡げていくため、民間施設を含めた幼稚園・保育所の職員等による意見交換会を実施とともに、公立認定こども園整備へ向けた保育・教育現場での諸課題を整理するため、アドバイザーによる指導を得ながら職員の相互研修を推進する。 小田原短期大学との連携強化	保育課・教育総務課
120		1 ③	2 ②		家庭教育支援事業	家庭教育支援はこどもを主体とした家族への支援として、幼児期、小学校以降、思春期も含めて継続的に行われることが必要である。多様化する家庭環境に対し、地域や学校、行政、事業者等が支えとなり、社会全体で家庭教育や家庭学習への支援、子育て支援の充実といった視点から効果的な取組を進めていく。	生涯学習課 (図書館、子育て政策課、青少年課、教育総務課、教育指導課)
121	2 ①	2 ①			子どもの居場所づくり事業	学校や家庭以外の、地域における見守りの場として子どもの居場所づくりを支援する。	青少年課
122		2 ①			放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	就労等により、昼間家庭に保護者のいない家庭の児童に対して、放課後の居場所を提供する。	教育総務課
123		2 ①			放課後子ども教室推進事業	放課後の安全・安心な子どもの居場所として、学習やスポーツ、文化活動等の体験学習を行うとともに、地域の方々との交流活動の機会を提供する。	教育総務課
124		2 ①			児童プラザ管理運営事業	子どもや保護者が楽しく安全に遊ぶことが出来る屋内遊び場を運営する。	子育て政策課
125		2 ①			交通安全施設の充実	通学路を中心に、道路照明灯、防護柵、道路反射鏡などの交通安全施設の整備や維持修繕を行う。	道水路整備課 (保健給食課)
126		2 ①			市民生活道路の改良事業	狭隘な道路の拡幅整備を行うとともに、円滑な通行の支障となっている交差点の改良などを行う。	道水路整備課
127		2 ②			おだわらっ子の約束の普及と実践	こどもや若者が「ルールを守れない」「しつけがされていない」などの意見を受け、小田原市のこどもたちに守ってもらいたいルール、身につけてほしいことを10の約束としてまとめ、普及と実践を図る。	教育総務課

No.	I	II	III	IV	事業名	事業内容	担当課
128	2 ① ④	2 ② ③			小田原版STEAM 教育の推進 (課題解決能力養成の取組)	探究的な学びを通して生徒が地域の多様な他者とかかわり、よりよい社会を実現しようとする資質・能力(=社会力)を確かに育成する。中学校の総合的な学習の時間のうち、1単元 10 時間～15 時間程度を小田原版 STEAM 教育の時間とし、地域課題と出会い、その課題の解決のために教科横断的な見方・考え方を働かせて探し、創造的な活動を行う。	教育指導課
129		2 ②			全国学力・学習状況調査の結果の分析と活用	全国学力・学習状況調査の市全体での結果を分析し、各学校での分析と併せて日々の実践で活用できるように配付し支援している。	教育指導課
130		2 ②			ステップアップ調査の学習習慣等の意識調査、授業評価アンケート等の結果の分析と活用	ステップアップ調査の学習習慣等の意識調査結果を分析システムを利用して数値化している。それを一人ひとりの児童生徒にあつた学習方法を知ることや、教員の指導改善に生かしている。	教育指導課
131		2 ②			各校の実態や特色を生かした学力向上プランの推進	ステップアップ調査結果を中心に、教科や学習方法、非認知能力の現状や伸びなど、児童生徒の実態をもとに学力向上プランを作成し活用するよう推進している。	教育指導課
132		2 ②			郷土学習の充実	小学4年生で尊徳学習を行い、その学習内容を作品にまとめて展示をするなど郷土学習の充実を図っている。小中学校では、郷土を学ぶための副読本を作成し、郷土学習に活用できるようにしている。	教育指導課
133		2 ① ② ③			新しい学校づくり推進事業	「新しい学校づくり推進基本方針」等に基づき、学校配置の見直し等を経て、学校施設の改築・長寿命化改修につなげる。	教育総務課
134		2 ②			保健推進事業	年齢に応じた性教育の実施や生活習慣等について、児童生徒や保護者に対して保健指導を進める。	保健給食課
135	2 ① ② 3 ①	2 ②	2 ②	2 ②	体験学習事業	家庭や学校では経験できない生活体験・自然体験を通して、自主性・創造性などの豊かな人間性を育むとともに、目まぐるしく変化する現代社会において、時代を生き抜く力と時代に共感する力を育む機会とする。	青少年課
136		2 ②			食育啓発事業	望ましい生活習慣や食習慣を身に付けさせるため、児童生徒への食に関する指導の充実を図る。また、子どもと保護者を対象にした食育イベント等を開催する等啓発に努める。	保健給食課
137		2 ②			学校給食事業	公会計化による給食費の徴収管理、給食食材の発注等により安定的に給食を提供するとともに、3品献立の段階的実施、地場産食材の使用率向上を進める。	保健給食課

No.	I	II	III	IV	事業名	事業内容	担当課
138	2 ①	2 ②			魚ブランド化促進事業	地魚を使った学校給食メニューを提供するとともに、子育て世代等を対象に旬の地魚を使った料理教室を開催し、小田原で獲れる魚を知って食べてもらうことで、魚食普及を進める。	水産海浜課
139		2 ②			小田原みなとまつり開催事業	子どもたちにみなとまつりで定置網漁業の見学をしてもらうことで、港や海、人とふれあうとともに漁業や水産業に関する知識を深めてもらう。	水産海浜課
140		2 ②			保育体験学習事業	保育園、幼稚園において中学生が乳幼児とふれあう保育体験学習を実施する。	保育課
141		2 ②			外国語教育推進事業	子どもの外国語に対する興味・関心を高められるよう、外国語指導助手を公立幼稚園や小中学校に配置する。	教育指導課
142	2 ①	2 ②			学校等アウトリーチ事業	次世代を担う子どもたちの豊かな情操を育て、創造力や感性を刺激するため、市内公立小中学校等を対象にアウトリーチ事業を開催し、本物の芸術に触れる機会を設け、文化の裾野を広げていく。	文化政策課
143		2 ②			健康診断事業	学校保健安全法に基づき、心臓疾患検診、腎臓疾患検診など児童生徒等の定期健康診断を実施する。	保健給食課
144		2 ②			教育ネットワークシステム整備事業	教育ネットワークシステムの円滑な運用を図るとともに、授業へのさらなる活用や、学校ホームページ等を用いた情報発信のさらなる充実を促進する。	教育指導課
145		2 ②			地域とともにある学校づくり推進事業	学校・家庭・地域が一体的・主体的に協働し、子どもの学びと育ちを地域ぐるみで支える体制を整備し、地域に根差した特色ある学校づくりを推進する。	教育総務課、 教育指導課
146		2 ②			学力向上支援事業	きめ細やかな学習環境の整備と児童生徒の学力及び学習の状況を調査・分析することにより、個々の児童生徒の学力の向上を図る。	教育指導課
147		2 ②			学校安全対策事業	事故防止のために安全教育を徹底し、事故に際しては災害賠償補償制度の利用など円滑な学校運営を行なう。	保健給食課
148		2 ②			学校木の空間づくり事業	森林環境譲与税を活用し、地域産木材の継続的利用や教育・学習環境の向上、地域との連携強化など様々な観点から、市内小学校の内装木質化を行う。	農政課
149		2 ② ③			学校施設の維持修繕および機能整備の推進	教育環境の充実等を図るため、施設の維持・管理を行うとともに、施設の老朽化対策・教育環境の向上に資する整備を計画的に行う。	教育総務課
150		2 ③			個別支援員の配置	教員の補助者として、その指示のもと、様々な教育的ニーズのある児童生徒に対して、日常生活面や学習面等、学校生活全般にわたってその児童生徒に応じた支援を行う。また、看護師資格を有する個別支援員も配置し、医療的ケア児の支援を行う。	教育指導課

No.	I	II	III	IV	事業名	事業内容	担当課
151		2 ③			ニーズに応じた通級指導教室等の設置	通常の学級に在籍している様々な課題をもつ児童生徒に対して、一人ひとりのニーズに応じた個別指導やグループ指導を行う。	教育指導課
152		2 ③			小田原市特別支援教育推進会議の開催	特別支援教育の推進に関する事項について研究協議を行い、その総合的推進を図る。	教育指導課
153		2 ③			小中学校特別支援学級訪問	特別支援教育相談員や担当指導主事が特別支援学級の授業を参観し助言を行う。必要に応じてケース会議を実施する。	教育指導課
154		2 ③			支援教育研修会の開催	さまざまな課題をもつ児童生徒の理解を深めるとともに、具体的指導法について研修することにより、これらの児童生徒への指導の充実を図る。支援教育の理念のもと、インクルーシブ教育を推進していくための校内体制の整備について、研修を行う。	教育指導課
155		2 ③			小田原市支援教育相談支援チームによる専門機関との連携等	小中学校の校内支援体制の充実や、教育的ニーズのある児童生徒への支援について、学校のケース会議に参加する等して、実践的な指導・助言を行う。	教育指導課
156		2 ③			日本語指導協力者の派遣	外国につながりのある児童生徒に対する日本語指導において、教員の指導に協力する日本語指導協力者を必要に応じて派遣する。	教育指導課
157		2 ④			児童生徒指導充実事業	小田原市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ問題対策連絡会、いじめ予防教室等を開催するなど、いじめ防止対策を総合的に推進する。また、生徒指導の課題に対応するため、中学校に生徒指導員を派遣する。	教育指導課
158		2 ④			障がいのある児童生徒もみんなで支え共に学び活動するインクルーシブな学校としての充実	多様な子どもたちが同じ場で学び合う学校を目指していく。障がいのある児童生徒やその保護者の中には、インクルーシブ教育に対して、さまざまな思いをお持ちの方がいる。インクルーシブ教育の推進状況や成果等を数値化して検証することは難しいが、研修や学校訪問等をとおして、その理念や具体的手立て等を共有し、その推進を図る。	教育指導課
159		2 ⑤			教育相談員、心理相談員による教育相談	支援を必要とする児童生徒や保護者等を対象とした教育相談を行い、学校・関係機関が連携し、適切な支援を行う。 教育相談指導学級・校内支援室の運営、不登校生徒訪問相談員の配置等により、不登校又は不登校傾向の児童生徒一人一人のニーズに合わせた支援を行い、社会的に自立する力の育成を図る。	教育指導課
160		2 ⑤			教育相談指導学級、校内支援室(校内教育支援センター)の設置	教育相談指導学級、校内支援室(校内教育支援センター)を設置し、運営することで、児童生徒が自らの進路を主体的にとらえて、社会的に自立する力を養うことができるようにする。	教育指導課

No.	I	II	III	IV	事業名	事業内容	担当課
161		2 ⑤			中学校全校への校内支援室担当支援員・指導員、不登校生徒訪問相談員の配置	校内支援室指導員・校内支援室担当個別支援員、不登校生徒訪問相談員の配置等により、児童生徒が自らの進路を主体的にとらえて、社会的に自立する力を養うことができるようとする。	教育指導課
162		2 ⑤			小学校全校への校内支援室担当支援員の配置	学校には行くことができるが、教室には入れない児童生徒の多様な学びの場として、学習面や生活面で個別の支援を行う校内支援室を各校の状況に応じて設置し、校内支援員室担当個別支援員を配置する。	教育指導課
163		2 ⑤ ⑥			いじめ・不登校へ向き合う体制の充実に向けた各種支援スタッフの加配、学校内外における様々な居場所づくりへの支援	〈不登校対応〉児童生徒に対する日々のケアや保護者へのサポートの充実、学校の支援体制を確立・強化するための支援を行い、不登校の未然防止をめざす。また、教育相談指導学級や校内支援室の充実、不登校訪問相談員の配置等により、児童生徒が社会的に自立する力を養う。 （いじめ対応）いじめの未然防止のため、学校の状況に応じて生徒指導員等を派遣し児童生徒への支援を行う。また、校内支援室を充実させ、児童生徒が安心して登校できる環境を整える。	教育指導課
164		3 ①			労働教育事業	新しい時代に即応できるよう、勤労者の知識の習得を図るために、労働問題講演会を開催する。	産業政策課
165		3 ①			おだわら起業スクール事業	新たな担い手となる創業者の発掘と起業家支援を図るため、小田原箱根商工会議所が実施する、おだわら起業スクールに対し、財政支援を通じ、地域経済の活性化を図る。	産業政策課
166		3 ①			小田原・箱根合同企業説明会	小田原・箱根地域での就職を希望する卒業予定の大学生等を対象に、地元中小企業とのマッチングを目的として、関係機関との共催により合同企業説明会を開催する。	産業政策課

基本施策Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策

- 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 2 地域子育て支援、家庭教育支援
- 3 男女共同参画社会における共働き・共育ての推進
- 4 ひとり親家庭への支援

No.	I	II	III	IV	事業名	事業内容	担当課
167		1 ①	1 ①		出産・子育て応援事業	子ども子育て支援法に位置づけられ、妊娠の経済的支援を行っため、妊娠であることの認定後に5万円、妊娠しているこどもの人数の届出を受けた後に妊娠しているこどもの人数×5万円を支給する。	子ども若者支援課

No.	I	II	III	IV	事業名	事業内容	担当課
168		1 ①	1 ①		妊婦・産婦健康診査事業	妊娠中の疾病の予防や異常の早期発見、産後うつの予防や新生児等への虐待予防等を図るため、妊婦(14回)・産婦(2回)に対する健康診査費用の一部を助成する。また、産後、母子等に対して心身のケアや育児等のサポートを行い、安心して子育てできるよう支援する。	子ども若者支援課
169			1 ①		民間保育所等副食費補助金	物価高騰による食材料費の値上げ分を、各保育所等に支援することで、保育所等における副食費の値上げを抑制し、利用者の負担軽減に繋げる。	保育課
170			1 ①		幼児教育・保育の無償化	幼児教育の重要性の観点や少子化対策の一環として、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、保育所、幼稚園等の利用に係る費用を負担する。	保育課、子育て政策課
171			1 ①		勤労者融資対策預託金事業	勤労者の生活の安定と向上を図るため、金融機関に資金を預託し、教育費、医療費、出産費等の生活資金について低金利での融資を行う。	産業政策課
172			1 ①		生理用品配置事業	市立小中学校女子トイレへ生理用品を配置する。	保健給食課
173			1 ①		実費徴収に係る補足給付事業	低所得者世帯の児童に対し、保育所等の日用品費や教材費、また、幼稚園の副食費の支援を行う。	保育課
174			1 ①		若者の活躍支援に向けた各種サポート制度の充実(奨学金返済支援等)	若者の活躍支援に向け、奨学金返済支援等の各種サポート制度の充実に向けた検討を行う。	子育て政策課
175			1 ②		児童手当支給事業	中学校卒業までの児童を養育している者に対し手当を支給する。	子育て政策課
176			1 ②		子ども医療費助成事業	子どもの医療費について、保険診療の自己負担分を助成する。また、これまで設定していた保護者の所得制限を令和5年10月診療分から廃止する。	子育て政策課
177			1 ②		未熟児養育医療費助成事業	病院または診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療費を助成する。	子育て政策課
178			1 ③		小学校児童就学支援事業／中学校生徒就学支援事業	経済的に困窮している家庭の児童・生徒の学用品費、通学費等に対し援助することにより、保護者の負担軽減と教育の機会均等を図る。	教育指導課
179			2 ①		いじめ・不登校に向き合うなどの情報を共有する様々なツールや方法の提供	いじめ問題対策連会を年2回開催し、いじめの未然防止に関する情報を共有する。	教育指導課 子育て政策課

No.	I	II	III	IV	事業名	事業内容	担当課
180			2 ①	子育て支援情報提供事業 (地域情報 SNS 「PIAZZA(ピアッザ)」)	スマートフォンのアプリを通して、子育て中の親同士がつながり、子育て関連の情報交換など双方向のコミュニケーションができるほか、子育て支援施設の情報やアプリ利用者からの情報を地図に蓄積することができる地図情報機能を搭載し、これまで紙で発行していた「子育てマップ」に代わるデジタル版のマップを提供する。	子育て政策課	
181			2 ①	子育て支援フェスティバル開催助成事業	子育て中の親子が、楽しみながら子育ての知識を得られる「子育て支援フェスティバル」を開催する実行委員会に対し、補助金を交付する。	子育て政策課	
182			2 ①	女性相談事業	女性相談支援員を配置し、相談体制の充実を図ることにより配偶者等による暴力等からの保護を必要とする女性への支援、一時保護を実施する他、暴力の防止等に関する啓発活動を行う。また、困難な問題を抱える女性に対する相談・支援を行う。	人権・男女共同参画課	
183	4 ②	1 ①	2 ②	子育て支援拠点管理運営事業	子育て支援センターを設置し、子育てひろばの運営、育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報の収集及び提供、講座等の開催を通じ、子育て家庭に総合的な支援を行う。また、地域の子育て支援活動との連携と支援を行う。	子育て政策課	
184		1 ②	2 ②	地域子育てひろば事業	未就園児の保護者同士の交流や情報交換の場となる地域子育てひろばを運営する。	子育て政策課	
185		1 ③	2 ②	家庭教育支援事業	家庭教育支援はこどもを主体とした家族への支援として、幼児期、小学校以降、思春期も含めて継続的に行われることが必要である。多様化する家庭環境に対し、地域や学校、行政、事業者等が支えとなり、社会全体で家庭教育や家庭学習への支援、子育て支援の充実といった視点から効果的な取組を進めていく。	生涯学習課 (図書館、子育て政策課、青少年課、教育総務課、教育指導課)	
186			2 ②	家庭教育学級事業	PTAで実施される学習会や、入園、入学前説明会の際の家庭教育に関する講座等を行う。	生涯学習課	
187			2 ②	ファミリー・サポート・センター運営事業	公的なサービスが提供されない保育施設までの送迎や保育等終了後の預かりなど、会員同士が支え合う支援体制を整えることによって、仕事と育児の両立を手助けするとともに、子育ての負担感や不安感の軽減を図る。	子育て政策課	
188			3 ① ②	女性活躍推進事業	女性の職業生活における活躍を推進するため、就業等支援講座の開催や女性のためのキャリア相談などの情報提供を行う。また、企業等で働く女性だけでなく、家庭や地域等あらゆる分野で活躍できる社会を目指し、講座等を開催する。	人権・男女共同参画課	
189			3 ①	男女共同参画社会に向けた意識改革	一人ひとりが多様な生き方を選択できる社会、役割や責任を分かち合える社会を目指し、固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発活動や、男女共同参画に関するセミナーの開催など多様な学習機会を提供する。	人権・男女共同参画課	

No.	I	II	III	IV	事業名	事業内容	担当課
190				3 ②	小田原レエール(小田原市女性活躍推進優良企業認定制度)	女性の職業生活における活躍を推進するために、女性活躍推進に積極的に取り組む市内企業等を女性活躍推進優良企業として認定し、市内企業全体の女性活躍推進の機運を醸成する。	人権・男女共同参画課
191				4 ①	母子家庭等自立支援事業	母子・父子自立支援員を設置するほか、技能、資格の取得を支援するための教育訓練給付金や利子補給金等を支給。各種セミナーを実施する。	子育て政策課
192				4 ①	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等が自立に必要な事由や疾病などにより、一時的に介護・保育などの支援が必要になった場合に、家庭生活支援員を派遣する。	子育て政策課
193				4 ①	市営住宅への入居優遇(ひとり親)	ひとり親の市営住宅への入居にあたり、優先度を高めるよう配慮する。	建築課
194				4 ①	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の親と子の医療費について、保険診療の自己負担分を助成する。	子育て政策課
195				4 ②	児童扶養手当支給事業	父母の離婚・父の死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童を養育する者に対し手当を支給し、母子世帯または父子世帯等の生活の安定を図り、自立を促進する。	子育て政策課
196				4 ③	母子・父子寡婦支援事業補助金	母子・父子・寡婦家庭の経済的自立とお子さんの福祉のために、神奈川県が実施する貸付制度で、貸付の目的に応じて資金の名称や内容がある。	子育て政策課

基本施策IV こども・若者の社会参画・意見反映

1 社会参画・意見反映の仕組みづくり

2 若者が主体となる活動団体や若者のリーダー育成への支援

No.	I	II	III	IV	事業名	事業内容	担当課
197				1 ①	こども・若者の意見を聴取し、意識や考え方を把握する取組(こども・若者の意見表明権推進の取組)	こども・若者にとって、自らの意見が聴かれることで、自らが社会に影響を与え、変化をもたらす経験となり、自己肯定感や自己有用感を高め、社会に主体的に関わることの意義を感じさせる有効な仕組みを構築します。	子育て政策課、青少年課
198				1 ②	こどもまんなかアクション推進の取組	公民連携してこども・若者を支える仕組みづくりを検討します。	子育て政策課 青少年課
199	2 ③			2 ①	おだわら若者応援コンペティション	若者が描く夢を実現できる魅力的なまちづくりを進めるため、本市のまちづくりに寄与する若者ならではのアイデアを募集し、採択となつた方に補助金を交付することで、アイデアの具現化を支援する。	政策調整課

No.	I	II	III	IV	事業名	事業内容	担当課
200				1 ①	課題が山積するこれから時代を担う子どもたちが、社会の状況にしっかりと向き合い、意見を述べ、行動していくだけの力を培うための、主権者教育の充実・強化	政治や地域の課題を自分事と意識づけ参画する意識と知識を身に着けるため、子ども議会(小学生議会、中学生議会)を開催し、実際に税金の使途について議論する。 子ども議会を実施するにあたり、各校で市職員や有識者を講師として市政の学習を行う。 小学6年生を対象にした議場見学は、議会報告会の一つの形として、議会の仕組みや選挙制度に主眼をおいて行っている。主権者教育の側面を強化する観点から、市の状況を踏まえた教材づくりも検討する。	教育指導課
201	2 ③			1 ①	はたちのつどい開催事業	20歳となる者を祝福し、対象者がはたちの誓いを発表するなど社会人としての自覚を高めるため開催する。	青少年課
202	3 ①			2 ①	子ども会支援事業	子ども会活動に対して補助を行うことで、子ども会活動を促進し、子どもの健全な心身の成長を図る。	青少年課
203	3 ① ②			2 ①	青少年育成推進員支援・活用事業	青少年の健全な育成を図ることを目的に、青少年の自発的活動並びに青少年団体等の育成および組織活動を支援する。	青少年課
204	2 ① ② 3 ①	2 ②		2 ②	体験学習事業	家庭や学校では経験できない生活体験・自然体験を通して、自主性・創造性などの豊かな人間性を育むとともに、目まぐるしく変化する現代社会において、時代を生き抜く力と時代に共感する力を育む機会とする。	青少年課
205	2 ① 3 ① ②			1 ① 2 ① ②	青少年リーダー育成事業	学校や学年の異なる仲間の輪を広げ、自主性、自立心、協調性、積極性などリーダーとして必要な意識を育て、小田原で活躍する大人たちとの交流を創出し、地域における青少年活動のリーダーを育成する。	青少年課
206	全	全	全	全	こども計画推進事業	「子どもが育っていくまち」のトータルデザインの策定と、全市民での共有をし、計画事業の具体的な実践に向けた改良を重ね、小田原らしさのある育ちの環境を分野別市民会議やこども・若者施策会議、府内検討委員会などを通じて推進する。	子育て政策課、青少年課

小田原市こども計画

発 行：令和7年3月発行

発行者：小田原市

編 集：小田原市 子ども若者部 子育て政策課

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地

電 話：0465-33-1874 FAX：0465-33-1456